

うとするに到つては最早や不合理といふだけでは済まされなくなる。何等かの方法でこの不合理な舊秩序を變改しようとする運動が生ずるのは當然のことである。

三國同盟は世界の大勢である

總じて戦争といふものは人爲的のものでなく、また或る特定の人物が勝手氣儘に干渉を行つて生ずるものでもない。それは多くの出来事や、現象が連鎖して生じた結果であり、また常に繰返せんとして抑えられて来た力の結果でもある。戦争は進化の末端であるとともに、また其處から新しい進化を生ずる發端でもある。云はゞ或る國家群が自分に都合の好い状態を維持しようとするに對して、新興の意氣に燃える國家群が、この舊秩序を打破せんとし、こゝに新舊兩勢力の衝突が戦争となつて現れる。今度の戦争に於いても要するに二つの異なる時代が相對立するのであり、その故に戦争は永久に革新する力である。

東亞の新秩序も、歐洲の新秩序も畢竟は新興國家群が現状維持國家群の壓迫に堪へかねて、その理想と目標とを明かにしたもの、他にないものであつて、この點に於いて、日獨伊三國はその企圖するところに於いて、その精神に於いて全く相一致するのである。この三國が相携えて進まうとするのは世界の大勢とも云ふべきである。

日ソ中立條約の目的とするもの

日ソ中立條約もその精神に於いてはこれと略々趣きを同じくしてゐる。即ち條約文が示す通り日ソ兩國は互ひに平和及友好の關係を維持し且つ相互に領土の保全及不可侵を尊重するとともに、條約國の一方が第三國よりの軍事行動の對象となつた場合は、その紛争の繼續中は他の一方は中立を守ると云ふのである。従つて日獨伊三國同盟の如く直接的に新秩序の建設に協力、提携するといふことが表面上に現はれてはゐないが、少くとも一方國の新秩序建設を妨害すべき第三國に對し他方國が中立を守るといふ消極的な意味に於いては、この條約は依然、新秩序建設に對して大いなる寄與を爲してゐることは明かである。かく考へて來ればアメリカを除く大陸は近い將來に於て獨伊を中心とするブロック及びソ聯を中心とするブロック及び日本を中心とするブロックとに、ほゞ分割編成せられ、夫々安定が保たれることになり、またこれによつて新秩序の建設は極めて容易になる。而もこれらは三國同盟に配するにさきの獨ソ不可侵條約及び最近の日ソ中立條約によつて政治的連環が結ばれてゐるのであるから、是こそ平和確立の一大礎石であると云はねばならない。

日佛印間經濟協定と日佛

日泰議定書の重要性

次に日佛印經濟協定であるが、この協定の成立によつて、佛印に於ける日佛居住航海條約、日佛印間の關稅制度貿易及びその決濟様式に關する兩國間

の協定が成立したのである。されば日佛印間今後の經濟關係はこの協定によつてその密接さを増し、東亞に於ける日佛協力の新段階が開かれることになつた。また日佛・日泰間兩議定書に於いては日本は佛泰間の友好關係が安定確保することを希望して議定書を結んだ旨を明かにすると共に日本佛印間に善隣友好關係を樹立し泰佛印とも第三國との間に日本に不利な政治的協定を結ばぬことを約してゐることは極めて重要である。

敵性國の奸策を警戒せよ

以上の條約協定は何れも同一の精神から出たものであつて、わが國の立場からこれを見れば東亞新秩序の建設といふことを建前にし、中心にして行はれこれを世界全體の地盤の上に築き上げやうとする動きの現れである。またかうした諸條約をその補助とすることによつて、東亞新秩序は世界史的の大きな意味を持つことになるのである。ところが、英米を初め、反樞軸國がこれ

ら條約によりその外交政策に重大な錯誤を來したことは明かであつて、今後彼等は一面わが日本を初めとする新興國家群の勢力を抑制し、自國の勝手に作り上げた舊秩序を飽くまでも維持せんとするであらう。英米兩國は理不盡にも世界の富の大部分を壟斷し、ことごとくに新興勢力國家の要求を否認しようとしてゐる。又他方に於いてはその宣傳謀略の手を通じて樞軸國內の分裂意見の對立を誘致するため凡ゆる手段を通じて狂奔するであらうから、このためにはわが國內の輿論の統一を圖り日獨伊樞軸は嚴然たる國策であることと思ひ、いやしくも彼等の奸策に踊るやうなことがあつてはならない。

東亞新秩序建設と東亞の解放

前にも云つた通り東亞新秩序の建設といふことの中には東亞人の東亞、東亞の資源を東亞人の手で開發利用するといふのがその建前とされてゐるのであるが、現在の東亞特に支那を中心と

する南方一帯は既に純然たる東亞ではなく、また支那も單なる支那ではなく何れも歐米各國の植民地化された東亞であり歐米人の搾取の對象とされた支那である。よつて眞の東亞人の東亞を實現し亞細亞人のための東亞の資源を實現し、歐米の植民地と化した東亞を、それ本然の姿に取り戻さなくてはならない。植民地としての支那を搾取の魔手より解放しなくてはならないのである。

アメリカの對日敵性は益々露骨となる

後にも説く通り今次事變の原因が所謂「東亞積年の禍根」たる歐米各國の東亞侵略にあり、これを排除せんとするところに事變の持つ重大な意義がある。とすれば事變處理の目標たる東亞新秩序の建設のためには當然これが妨害となる歐米列國の干渉の手を封じなくてはならない。しかるにこの東亞新秩序の精神を否認し飽く迄も自國の在支權益を擁護せんとする英米兩國は、

事毎にわが國の對外政策に反抗の態度を示し特に歐洲に於いてイギリスの立場が次第に窮迫化するにも、アメリカの對日敵性は益々露骨になつて來てゐる。

ハル國務長官が去る一月、下院外交委員會に於ける武器貸與案の聽問會に臨み「過去の經驗と現下の進展から判断すれば、提唱される太平洋區域の新秩序は一國による政治的制覇を意味する」と述べたり、次でウェルズ國務次官も「日本の極東に於ける新秩序計畫は同方面に於ける政治的並に經濟的霸權樹立を意味する」と云つてゐる。このやうにアメリカがわが死活の要求たる大東亞共榮圈の本質に就いては敢へて耳を籍さうとせず、否これを理解せんとする努力さへ拂はず、眞向から否定する態度に出てるのは、何よりもその對日敵性を最もよく暴露したものである。

アメリカは何故層鐵を禁輸するか

更にこれだけではない。アメリカは最近に到り遂に層鐵の禁輸を全面的に實施した。これが狙ひは、わが國の製鐵量を激減せしめ、また一面技術上からも製鐵作業を不可能ならしめんとするものである。云ふまでもなく、鋼塊の製産高は一國工業力のバロメーターとも見らるべきものであつて、アメリカの如き、最近に於ける製産高は八千五百萬噸内外に達し、これより生ずる層鐵の出廻り量は既往に示された數字によれば、四千萬噸乃至五千萬噸であつた。そしてこのうち極く一部分がアメリカ東海岸よりパナマ運河を通じて日本に輸入されてゐたものである。それが歐洲戰亂のため歐洲海運國よりの備船が不可能になつたところへ持つて來て、アメリカが層鐵輸出禁止を斷行したのである。

吾々はアメリカの對日壓迫を反撃す

かく見るならば、アメリカがたとへ層鐵禁輸といふ取つて措きの最後の切札を出しても、吾々としては何等驚かざるのみか、莫大なる層鐵輸入代金の支拂ひをせずして済むことを寧ろ幸ひとするものである。今後英米各國が如何に奸策を弄し、對日壓迫の手を進めるとも、吾々としては最早何等の痛痒を感ずるものではない。彼等が對日壓迫を進めれば進める程、吾々は更により大いなる力を以つて我が進路を打開するのみである。

しからばアメリカを始めとする列強の東亞侵略の魔手は如何にして拂ひ除けられるか、執拗なる外國の侵略の手から如何にして離脱せんとするか。それは云ふ迄もなく支那事變を完遂し、その成果を確保することであるが多くの人々の中には日本は資源に於いて恵まれず、結局經濟の點に於いては依然として英米に依存せざるを得ないではないかと説く論者がある。

一國經濟の本質は動く邊に於いて捉へられる

しかし彼等は十年前の日本の經濟、或ひは少くとも事變前のそれを基礎にして論じてゐるのであつて、四年に互る事變にも拘らず、わが國の富が如何に蓄積せられ、わが國力が如何に増大したかを知らないのである。その結果彼等は戰爭からその成果を切り離して考へてゐるのである。近代戰に於いては一方に於いてその成果を確保しつゝ、他方に於いて、これを戰爭遂行に役立たしめ、更にこれによつて國力を大に

らしめる。かく見れば一國の經濟は常に動いて居り、成長の過程に於いてのみ經濟の本質は捉へられるのである。もしこれを靜止的なものと見るとき其處に現狀維持論が現はれるのであつて、前に述べた英米依存論者も亦この種に類するものである。かくては吾々は永久に英米の支配國より離脱することは出来ない。何時の日か東亞人の東亞の理想を實現することが出来るであらうか。

日米關係如何に拘らずわが國力は不變

アメリカが層鐵を呉れぬと云ふならそれでもよろしい。石油を輸出せぬと云へばそれで結構、工作機械を賣らぬと云へばそれでも構はぬ。吾々の背後には既に赫々たる有形無形の成果があるではないか。技術方面に於いても亦わが國の總力を集中しわが技術の粹を蒐めるならば、敢へて歐米に劣らぬ立派な機械が出来上ることは、著々事實となつて現はれてゐる。またかくして

支那事變の解決はわが獨力によつて爲す

この意味から日支基本條約を中心とし日獨伊三國同盟、日ソ中立條約、日佛印經濟協定、日佛日泰條約等の成立は國防國家體制完成の一環としての國防外交の成功であり、日本の世界に於ける地位を益々重からしめ、その國際的地位をいやが上にも高からしめるも

のである。しかも只、これらの諸條約に頼つてのみ支那事變を完遂しようとするならばそれは全く本末を顛倒したものであり、寧ろわが帝國の國力を増大し内治外交を強固にすることによつて始めて右條約の實効を收めることが出来るのである。支那事變の解決は斷じてわが國獨自の力を以つて行はねばならぬ。否、それは必ず可能なのである。

又日ソ中立條約が成立したと云つてもこれによつてわが國の防共の精神には何等の變更を許さるべきでなく、防共問題はこの條約とは自ら別個の立場に於いて従前よりも更に一層綿密に處理されねばならぬことを忘れてはならない。

第四章 事變の本質

アメリカ政府當局者はかつて、ライオン河はアメリカ國防の第一線であると語つたがこのことから考へると、アメリカが今次のヨーロッパ戦争で、先きにイギリスに對する武器貸與を決定し

更にいはゆる哨戒制度を實施して實質上參戰したにひとしいやり方をしてゐることは決して偶然ではない。獨伊兩國は今イギリスと戦つてゐるが、それは實質的にはイギリス並にこれを援助するアメリカとの戦争である。同様なことは支那事變に就いてもいへよう。

蔣政權の背後に英米あり

すなはち吾々は表面蔣政權の軍隊と戦つてはゐるが、彼等の武器彈藥は、實は彼等の武器彈藥ではない。彼等の背後にあつてこれを操り直接には自ら手を下さずして我國を攻撃しようとする歐米帝國主義諸國の武器彈藥である。それ故吾々は見たところ重慶政權と戦ふかの様であるが、實は背後にあるこれら諸國と戦つてゐると見なければならぬ。これはイギリスに就いてはもはやいふ迄もないことだが、今日盛に重慶へ軍需資材を密送し、また借款を提供して對日抗戦をしきりに煽り立てゝゐるアメリカが、アメリカ國防

の第一線は重慶にあると語つたことを考へるとき、決して誇張の言葉でないことを知るのである。

従つて事變は、我が國が重慶政權に武力的に勝ちさへすればそれで解決するのではない。むしろこのやうに日支兩國を長く抗争させ、その間に漁夫の利を得ようとする歐米帝國主義の手から、支那を否東亞全體を解放して始めて眞の解決は與へられるのである。その意味で本事變は、日支間の戦争であるといふよりも、東亞全體の解放戦争であると考へなければならぬ。

この點はさきのヨーロッパ戦争にしても同様である。ともあれ洋の東西に於いて戦はれてゐる本次の戦争は、アジアに於いてもヨーロッパに於いても均しく解放戦争であるといふところにその特質がある。

舊秩序とは英米の利己主義に過ぎず

第一次のヨーロッパ戦争のとき、アメリカ大統領ウィルソンの調停で無賠

償無併合、民族自決主義といふ名目で休戦條約は結ばれたが、それから數ヶ月後に締結された講和條約では、ドイツ、オーストリア、トルコ等の協商國側はその屬領のみならず本土の割讓をも要求され、何人が考へても支拂不能と思はれる賠償金を負はされ、民族自決主義はイギリス、フランス、アメリカ等の大國が思ふままに世界を料理しようとする美名にしかすぎなくなつた。その結果、世界の領土資源はいよいよ持てる國に集中し、もたざる國は過剰の人口をかゝへて狭少な地にひしめき合ふといふことになつた。而も右の大國はその物質文明が頂點に達して弊害續出し、生産機能も次第に低下しそれと共に惡質の犯罪は増加して社會の不安は漸次増大するといふ情勢にあつた。他方日本、ドイツ、イタリヤといふやうな國は、優秀な國民を擁し乍らも、必要な資源を缺く爲に、生産は充分發展しないといふ實情である。

丁度物を作らうとする時に、材料は

立派なものが豊富にあるにはあるが、働く元氣もなくなり、道具も舊式のものしかない老人のところ偏在し、元氣一杯な而も新式の極めて能率のよい道具をもつた有能な働き手のところへは材料が廻らないといふやうなものである。これでは如何に力んでみたところで充分なもの作られやう筈がない。材料はそれをこなす能力に應じて配給されなければならぬのである。

事實日本の如きは、世界にもその比を見ぬ程に教育が普及して、國民の産業技術は可成り進んでゐる。又極めて勤勉である。何人も終日働くことを當然としてゐる。ヨーロッパ人が午食の前後に晝寝をするといふやうなことは我國には全く見られない。のみならず人口は豊富であり、ヨーロッパ人に比べればまだ一増加率も旺盛である。いはゞ非常に条件のよい生産工場のやうなものである。併し残念なことに肝心の材料が手に入らぬのである。日本の北に南に豊富な天産があるに

はある。しかし殊に豊富な南方からの材料は、それが主としてイギリスの屬領から來るために、昭和七年にイギリスが開いたいはゆるオッタワ會議の結果、日本には入らぬこととなつてしまつた。即ちイギリスが本國と屬領との關係を密にし、相互扶助の經濟關係をつくるといふ美名の下に、本國は出來る丈澤山の原料や食料品を買ふ（日本などへは賣らせないで）代りに、屬領は本國の工業製品を買ふやうに取決めたものであるが、これは日本工業の南方進出に驚いたイギリスの苦肉の策である。これが人道上からいつて誤つてゐることはいふ迄もない。吾々の方では立派なものを廉價に作らうといふ準備は、先きにもいふやうにすつかり出來上つてゐるのであるから、こゝへ材料さへ廻してよせば、直ちに立派なものに仕上げて世界人類のためにも大きな貢獻をすることが出来るのである。のみならず經濟的にも原料は成るべく近くの工場へ運んで加工した方が

よいことはいふまでもない。日本は東
亜のすれぐれた工場の中やうなものなの
だから、こゝへ材料を廻すことが天の
理に叶つてゐるのである。それを懸々
イギリスやアメリカ邊まで船で運ぶと
いふのは、これらの國がたゞ自國の利
益を守るために、この正道を妨げよう
とするものである。

アジアを傾倒から救ふため

もしもかうしたことが長く続けられ
るならば、世界の生産機能は衰弱低下
し、人類全體にとつて由々しき大事に
至るべきは必定である。それは既に東
亜に於いて始まつてゐる。東亜は世界
で最も豊饒な食料品の生産地であるに
も拘らず、インド、支那を併せて年々
數百萬に及ぶ餓死者が出てゐるのは實
にこゝに原因があるのである。而も食
料を自給し得ないヨーロッパに一人も
餓死者が出ぬのみか贅澤な生活をして
ゐるのに、食料の供給地であるアジア
に餓死者が出るといふことは何を意味

してゐるか。吾々はこゝにアジアのな
しとげねばならぬ課題を見出すのであ
る。即ちアジアの民をして生かしむる
ことが、喜色あらしむることが吾々の
使命である。餓死をもつてせまられて
ゐるこの窮狀から解放することが日本
の使命である。

世界新秩序建設への先鞭

ところでこの解放戦争に先鞭をつけ
今尙敢然と戦つてゐるのは、外ならぬ
我が日本である。昭和六年の滿洲事變
こそはその第一歩であつた。かつて滿
洲の獨裁者であつた張作霖、張學良が
日清、日露の役に於ける我國の多大の
犠牲によつて始めて安泰なるを得た滿
洲なることを忘れて、一二歐米帝國主
義の使喚のまゝに我が正當なる權益を
無視し、右列強の進出を許して、全東
亜の植民地化に拍車をかけようとした
ことにその原因があつたのである。即

ち過大の植民地を所有しても尙東亜の
支配權を増強し、我國の發展をあく迄
阻止しようとする國家の手に乗つて亡
狀を擅にしてゐた張家父子への痛棒で
あり、更にこの背後なる國家への反撃
であつたのである。今にしてこれを破
つておかなければ、吾々の願ふ世界の
調和ある新秩序の成る日は遂に到來し
ないからである。こゝに於いて我國は
昭和八年、列強の反撃を斥け、當時は
尙有力な機關であつた國際聯盟を敢然
脱退して、我が強固なる決意を中外に
闡明し、以て滿洲國の成立を助長し、
率先これを承認したのである。いふ迄
もなく當時國際聯盟は、巨大なる植民
地を領有して現状の維持に最大の利益
を有するイギリス及びフランス等の世
界支配の代行機關に他ならなかつた。
それ故世界のこの秩序に肅正を施して
眞に公正にして調和あるものたらしめ
ようとすれば、何よりも先づこの聯盟
の機構を全く改むる以外に途はなかつ
た。即ちイギリス及びフランスの世界

政策を變更せしむる以外に途はなかつ
たのである。されば我國の滿洲國承
認、それに續く聯盟脱退は、まさにこ
のイギリス的フランス的世界政策の打
倒、世界舊秩序の變改を要求したとこ
ろの、實に世界的意義を有する大事
件であつた。支那事變と雖もこの精神
に出づるものなることはいふ迄もなく
むしろ本事變は先きの滿洲事變の繼承
であるとも見るべきである。

これによつて考へれば、我國は今
次の世界新秩序建設運動の先驅をなした
ものといはなければならぬ。事實ド
イツや、イタリヤがこの新秩序建設運
動に乗り出したのは、我が滿洲事變の
後を承けてのことである。ドイツがヴ
エルサイエ條約を一擲して再軍備宣言
を行ひ、新秩序建設の意志を明かにし
たのが昭和十年、その意志實現の第一
歩として行つたライン地方進軍が昭和
十一年、オーストリアを併合、更にポ
ーランドに進駐していよ／＼その建設
に乗り出したのが昭和十三年、他方イ

タリヤに就いて見ればエチオピア戦争
を開始して地中海にあるイギリスの勢
力を打破しようとしたのが昭和十一年
國際聯盟を脱退したのが翌十二年とい
ふ風である。

しかし我が國人は、從來ヨーロッパ
中心に物事を考へるやうに習慣づけら
れてゐるために、この世界新秩序建設
の光榮ある先達をつとめてゐるといふ
ことをともすると看過せんとする傾向
のあることは、誠に残念であり、不甲
斐なき次第である。けれども假令かう
した事實があるとしても、我國が今日
世界新秩序のために果敢な戦を續けて
ゐるといふ事實は決して覆へざるべき
ものではない。吾々は吾々自らのため
に、東亞人全體のために東亜の解放戦
争、新秩序建設戦争を戦つてゐるので
ある。

支那事變の本質は東亜の興

隆にあり

従つて本事變の根本的解決は、先き
にもいふやうに單に重慶政權を武力的

に壓伏することのみによつてもたらさ
れるものではなく、重慶政權下の民を
して面上に喜色あらしめ更に彼等を我
が新秩序建設の協同者となすことによ
つて得られるのである。

事變に對するこの見解は我國がその
勃發以來堅持して來たところで、決し
て今に始まるものではない。事變勃發
以來、一貫して變らぬ我國の方針であ
つた。

即ちこの精神を明確に述べたもの
が、昭和十三年十一月三日に發表され
た帝國政府の聲明である。これは、我
が日本の希望するところは支那の滅亡
ではなく、支那の興隆である、支那の
征服にあらずして支那との協力である
といふ建前から「帝國の冀求するところ
は東亞永遠の平和を確保すべき新秩
序の建設にあり、今次征戰の目的また
こゝに存す」ることを明かにし、更に
進んで

「この新秩序の建設は日滿支三國相携
へ、政治、經濟、文化等各般に互り、

互助連環の關係を樹立するをもつて根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり、是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國が支那に望むところは、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことにあり。帝國は支那國民がよく我が眞意を理解し、以て帝國の協力に應へむことを期待す、固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して、更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢てこれを拒否するものに非ず」

と、我が國の意の存するところを中外に闡明したのである。

この互助連環といひ、任務の分擔といふことは、同日行はれた近衛首相のラジオ放送の中にも敷衍されて述べられてゐるが、その中には

「日本は、東洋人としての自覺に目醒めたる支那國民と相携へて、眞に安定

せる東亞の天地を築かんことを欲するものであります。實に支那の民族的情勢を認識し、支那の獨立國家としての完成を必要とすること、日本程切實なるものはないのであります。等しく東亞に相隣する日本と滿洲と支那の三大國が各自の個性を存分に生かしつゝ東亞保全の共同使命の下に固き結合をなすべき關係にあることは正に歴史の必然であります。」

と説かれてゐる。これによつて我國の今日企圖してゐるものが、東亞人自らの手によつて我が東亞を歐米の帝國主義的支配から解放するにあることは充分明かである。而もそれが單なる掛聲に終るものではないことは、建國以來僅か十年の滿洲國が政治、經濟、文化の各方面に互つて隆々たる發展を遂げてゐる事實に徴して疑ひなき所である。

我國のこの態度に應へて起つたものを

新國民政府の成立は世界史的意義を有す

我國のこの態度に應へて起つたもの

が、今日逐次健全なる發展をとげつゝある汪精衛氏を首班とせる國民政府である。本政府は昭和十五年三月、南京に還都して正式に新支那中央政府として成立した。國民政府はその成立と同時に十大政綱を發表し、

「善隣友好の方針に基き和平外交をもつて中國の主權行政の完整を求めて東亞永遠の平和及び新秩序建設の責任を分擔す」

「友邦各國の正當なる權益を尊重し、並にその關係を調整し、以て友誼を増進す」

と述べてゐるが、我國の事變調整の精神に則つたものであることは今更いふ迄もない。依つて我國は昭和十五年十一月、正式にこれを承認し、爾後事變處理に關しては新政府と積極的に協力しつゝあるのである。

事變處理のかうした方式は實に我國の創造に係るところで、實に世界史的意義を有するものである。赫々たる勝利によつて如何様に處理しようとも勝

手な位置にあり乍ら、東亞解放の大精神に基いて、支那との完全なる和衷協同を求めんとするものである。

東亞新秩序と大東亞共榮圈

しかしながらこゝに注意すべきは、我國のこの東亞新秩序建設は單に日支の、或は日滿支の互助連環體制をもつて確立せられるものではないといふことである。如何にも東亞新秩序は、日滿支が歐米の帝國主義的支配から解放せられた體制であるべきである。併しその解放せられた體制が直ちに東亞新秩序として存立し得るのではない。この新秩序を不利とする歐米帝國主義國の攻勢を反撃してこれを安固なるものとするには、何よりも先づ東亞全體の經濟ブロックを形成して物資生産の自給自足を確保し、その物質的地盤を固めなければならぬ。このためには單に日滿支三國のみならず、東亞の諸民族が一體となり、自己の生命を養ふに足る丈の地盤を獲得する必要がある。けれどもこれはまたこの東亞の諸民族

を單に我々日滿支三國に協力させようとする丈のものでなく、進んでこの諸民族に各々その所を得しむる唯一の道である。從來東亞の資源は遠く歐米に落ち去られ、少しも東亞のためには活用せられなかつた。例へば南方から出るゴムは世界全産額の殆ど全部を占めてゐるが、果して南方の諸民族を益してゐるだらうか。これ無くば白人に來り犯されることもなく平和な生活を續け得たらうものを、却つて彼等はそのためたゞ酷使せられる憂目を見てゐるのである。吾々はこの民族を解放し彼等が生産したものは、彼等の生活を幸福にするやうに計つてやらなければならぬ。吾々が東亞に於いて建設しようとするのはかかる體制である。それ故かの東亞新秩序はまた大東亞共榮圈と呼ぶべきである。

大東亞共榮圈とは政治的にいへば、先づ日滿支を中心とし、印度支那半島マレー半島、蘭印その他を廣く包含する地域である。經濟的にいふと日滿支

の經濟ブロックを發展させて南方資源を包括した一大經濟ブロックをさすのである。そしてこの圈内に於いては、各民族は互に理解してその特色をよく生かして行くことの望まれることはいふ迄もない。

しかしながら大東亞共榮圈は、東亞諸民族の民族主義的結合を意味するものではない。もとより東亞は英米流の帝國主義的支配から解放され、その間に如何なる搾取も抑壓もあるべきではない。各民族はその逞ましい意力と知性とをもつて活動し得るものでなければならぬ。けれどもさうかといつて吾々は今すぐ各民族の逞ましい意力と知性とのみによつて新秩序建設に進むことは出来ぬ。

要である。

東亞解放は日本の實力にかかると見る

こゝに於いて我國は何よりも先づ實力をもつて新秩序の建設に向ふべきである。素より今日の世界情勢は我國に有利に展開してゐる。しかしこの情勢をかく展開せしめたものは外ならぬ我國の實力である。しかし實力とは單に經濟力や武力ではない。經濟力や武力を裏づける徳がなくてはならない。即ち徳と力と兼ね備つて始めて建設の業は成り、新秩序は實現されるのである。

第五章 國防國家體制の建設

支那事變は東亞解放戦争である。東亞を東亞人の東亞たらしめようとする解放戦争である。

それ丈に本事變の解決はなかなか困難である。東亞から莫大の富を搾取することによつて榮えて来た帝國主義諸國は、東亞を是非とも現状のままに止

めておかうとする。本事變が勃發以來滿四年を経過してなほ解決に至らぬ最大の理由はこゝにある。手を代へ品を代へ、凡ゆる術策を弄して我が目的の貫徹を妨げてゐるからである。

外交の勝利も實力による

しかしかうした状態は、早急に改善されやうとは思はれぬ。殊に東亞に於いても最大の現状維持國であるイギリスが我が盟邦獨逸と戦つて形勢日に非なる現在、今東亞より少しでも手を引くことは、やがてその全面的な後退を意味する。従つてイギリスにこれを援助するアメリカが我が東亞新秩序建設に協力するといふことは少くとも現在に於いては、全く期待出来ないところである。即ち事變目的を貫徹するためには——榮えある明日を建設するためには、今日見えざる敵手が如何に巧妙に我が事變遂行を阻害しようとするか試みても斷乎これを拂拭して目的貫徹に進むことが必要である。素より既に吾々の述べたやうに

今日の外交情勢は我國に有利に轉回してゐる。日獨伊三國同盟はこれに加盟する者次第に多く實質的にも漸次強化せられ、又日ソ中立條約の締結によつて、兩國間の國交調整に巨歩が進められ更に南方に於いても、日本を仲介とした泰佛印の平和條約、日佛印經濟協定も締結されて東亞新秩序建設に一の重大な礎石の役目を果してゐる。

けれどもかうした外交的勝利は單に口先の交渉によつて得られたのではなく我國の實力を背景にして始めて榮かれたのである。従つてまたこの外交的勝利に實り多からしむるものは獨り我が國力の充實あるのみである。

國力の充實には生産力擴充が必須だ

かくて今日我々の努むべきはたゞ國力の充實、國防國家體制の建設にある。

もちろん國力の充實は、資源の確保増殖並にその活用によつて廣らされ、必ずしも直ちに國防國家體制の樹立を

必要としなさいといふものもあるだらう。生産力を増大するに必須な物的資源の資源にこと缺かず、又その配置宜しきを得るならば、綜合國力は充分に發揮せられる。こと改めて國防國家體制の建設を唱へるの必要はないであらうとの意見もなり立ち。又假りにこの建設が必要であるとしても、それはただ生産力の擴充に中心をおけばよいとの主張もなし得られよう。事實近頃世間の國防國家體制についての見解にはかうしたものが多しやうである。

しかし國防國家體制はたゞこのやうに考へてよいものだらうか。素より國防國家體制にあつては、生産力が擴充されなければならぬ。特に我國の如く大東亞共榮圈の建設のために幾多の開發資料を必要とする場合生産力擴充は全く至上命令である。

自由主義による生産力擴充は古い

自由主義經濟の時代にはこの生産力擴充を、個人の自由競争によつてへて

その目的を達成しようとした。明治以降の我國經濟政策にもこの傾向は顯著であつた。又それは極めて効果ある政策であつた。徳川鎖國三百年の泰平に酔ひ、迫り来る歐米の帝國主義的侵略をも知らずして、傳統の農業と手工業とに固執してゐた國民には、利をもつて企業心をよびさまし、その活動を獎勵することが何よりの急務であつた。開國以來幾許もなくして日清日露の役を戦ひ、大正、昭和の繁榮をもたらし得たのは一にはこの政策の賜のものである。

しかし今日は限られた人的物的資源を最大限に利用し而も出来る限り急速に國防力の充實を計らねばならぬ時代である。かういふ時に國家經濟全體に就いての充分な見通しをもつてゐない個人の努力は役に立たぬ。國家經濟の全貌をよく知つた人の計畫的な指導が必要となつて来る。自分の無駄もないやうに全生産力を最大限に利用すること何よりも肝要である。これには正

しい計畫と統制とが是非とも必要である。自由主義的方式による生産力の擴充はもう古い。今日必要なのは計畫ある生産力の擴充である。國防國家の要求する生産力擴充とはこの意味のものである。

國防國家と生産力擴充

元來國防國家體制とは國家の中に含まれてゐる凡ての活動を、國家の發展に都合のよいやうに營む國家のことで單に軍備のみの充實した國家をいふのではない。政治も經濟も文化も悉く國家發展の立場から考へられ行はれる國家をいふのである。即ち國防國家體制にあつては自分個人の金儲も國家の向上、發展といふことと直接結びついてゐることが肝要である。武力によつて國家の向上を計る丈でなしに、凡ての働きを通じて國家をよりよきものにしやうとする國家である。

國防國家と國民生活の關係

従つて國防國家體制は、國民が勝手氣まゝなことをするのは許さない。し

かしそれは、たゞ國民が、自分丈よければよいといった様な勝手氣まゝを許さぬ丈のことで、國民全體として榮しく生きることが出来るやうに努力する國家である。國民が全體として、たゞ現在丈でなく、將來にかけて榮ある生活をなし得るやうに専念する國家である。

國家がかういふ形をとることは、殊に現在の我國のやうな國家の總力を發揮して支那事變を戦ひ、今後何年か、らうとも東亞新秩序を建設して行かうとする場合には、是非とも必要である。國內で國民各自がいゝ加減なことをやつてゐたのでは、國家のこの重大な使命を果すことは出来ないからである。

國防國家に於ける防衛と生産

そして今日では國力の増大といふことは國家の防衛といふことと直接結びついてゐる。國民の一人でもがより強力な國家觀念をもてばそれ丈國防力は増大したのであり、一噸でも餘計に鐵

を作れば、それ丈國防力は増大したのである、今日はこのやうに凡てを國力の増大、國防力の強化といふ點から行ふことが必要なのである。即ち生産力の擴充もこの意味に於いてせねばならぬ。たゞ財をより多く生産して富を増大させるためではなく、國家防衛のための生産力擴充であることが大切である。即ち吾々のいふ生産は、國家の防衛と一緒になつた生産である。

然るに今我國は東亞全民衆の解放、又我國自體の防衛のために支那事變を戦つてゐる。東亞の天地から歐米帝國主義勢力を拂拭しやうとして戦つてゐる。東亞に産する莫大な資源をもち去つて、東亞民衆を酷使してゐる歐米帝國主義と戦つてゐる。従つて吾々の生産は、この戦をつゞけてゐる國家の防衛活動と一體となつてゐなければならぬ。たゞ國內で物資を生産し、東亞防衛のために資材を供給する丈ではなしに、生産活動自體が、この防衛の一翼として働かねばならぬ。かうなつて

始めて生産と防衛とが一體となり、又生産も防衛も國家的な意義を果してゐるといへる。だから我國の生産力擴充は、單に國內問題としてではなく、吾々が今建設しようとしてゐる大東亞共榮圈に於ける生産力擴充の問題として考へられねばならない。生産力擴充の國防國家的な意味はこゝである。

生産力擴充と大東亞共榮圈

今や我國は大東亞共榮圈、東亞新秩序の建設をめざし、歐米帝國主義を驅逐するために戦つてゐるのに、たゞ經濟だけをそれと無關係にやるといふのでは話が合はぬ、滿洲國の健全な發達のために、滿洲國の資源を我が生産擴充に利用してゐるが、同様のことは大東亞共榮圈に於いても亦要求されなければならぬ。この廣大な地域に立脚して始めて生産力擴充は實力を發揮することが出来る、又我國としても東亞解放戦争を戦ひ得るのである。

國防國家體制は、經濟に對してこの

やうな要求をもつてゐるが、同様に政治に對しても平時の政治、戦時の政治といふやうに全然別なものとせず、いつでも強力に國家の發展に貢献せんことを求めてゐる。

戦時に適せぬ議會中心主義

元來イギリスなどで議會中心の政治が行はれるやうになつたのは、國內に於いて相對立相抗争する貴族、僧侶、市民を一堂に集めて話合ひをつけようとしたことに始る。しかも少數は多數に屈従することを強ひられ、少數派は絶えず他日勢力の挽回を計つて止まぬので、矢張り争ひの絶え間はない。これ議會第一主義が對立抗争を前提してゐるといはれる所以である。

これでも平時はよいかも知れないが戦時となると忽ち困つて来る。國內で議論沸々としてゐたのでは、迅速機敏なるを要する戦機を逸して了ふ。今度のヨーロッパ大戦で國防國家體制をとり、政治に平戦兩時共通の統制ある體制を確立してゐたドイツが常に先手を

打つて華々しい勝利をあげて行くのに對し、労働黨と保守黨とが相抗争してゐたイギリスが常に後手ばかり打たねばならなかつたといふことに照らしても明かである。そこで今日では世界各國ともこの國防國家體制をとらうとしてゐる。イギリスやアメリカのやうな國でも事實上はチャーチル、ルーズヴェルトの獨裁で國防體制の強化に邁進してゐる始末である。

國防國家と實業政治

もとより何んな形の政治が平戦兩時共通の國防國家的政治形態であるかといふことに關しては各國その傳統を異にする故一概にいへぬが、ドイツの政治形態がよいからといつて直ちにとつてもつて我國に移すことは出来ぬ。移すとしてもそこに特殊の工夫が要る。

たゞ國民の凡ての思想、意志を國力の充實發展といふ一點に集中して惜しまぬといふことが、國防國家的政治形態の中心をなすのである。従つてともすれば從來陥りやすかつたイギリスを範

とした國争本位の自由主義的議會第一主義的政治思想は、速かにこれを克服するの要がある。我國は立憲國ではあるが、イギリスなどのやうな議會中心國家ではなく、議會は始めから大權翼贊のための一機關であることをよく自覺する必要がある。而して新に生まるべき政治は、國民の悉くが眞に國家的自覺に徹し一身上の利害得失を措いて身心を國家に獻げるといふことになければならぬ。従つて政治の課題は、それがどれ丈個人の要求を反映してゐるかといふことよりも、國家と運命を共にしようとする國民の心情をどれ丈把握得てゐるか、又國家の向ふべき方向にどれ丈指導し得たかといふことの中に存する。

大政翼贊會の意義

それ故政治の實際としては、國民をして自らかく行爲するやうに組織することが肝要である。優れたる者のみがかくなり得るのではなしに、凡庸の者も亦自らかくなるやうに組織すること

○九月十九日

陸軍築城部支部ノ名稱及位置

○九月二十一日

臺灣守備隊司令部條令中改正、陸軍懲罰令中改正

臺灣守備隊司令官を臺灣守備隊長と改めらる

○九月二十六日

衛戍令中改正

○九月二十八日

海軍武官任用令中改正

師範學校を卒業し小學校の教職に就くの資格を有する一等兵にして第二十二條の二の實役停年を有し功績ある者は歸休の際同條の規定に拘らず特に之を三等下士官で任用することを得

○九月三十日

△陸軍在郷軍人職業申告規則(郷)

△陸軍在郷軍人職業申告規則ノ規定ニヨル指定ノ職業(郷)

○十月一日

△總力戰研究所官制

現役ニアル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ所員ニ專任セラレタル者ノ分限ニ關スル件

○十月三日

要港部令、艦船令、艦隊令、警備及防備戰隊令中改正

○十月四日

陸軍航空士官學校令中改正

陸軍航空整備學校令中改正

○十月七日

航空學講習要綱

○十月八日

現役技術部將校ニ任ゼラル、技術部見習士官召募

○十月十五日

輜重兵操典改正

○十月十六日

△陸軍給與令中改正

北支事變ニ關スル陸軍戰時給與規則ノ特例ノ件中改正

獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律施行期日

關東州及滿洲ニ於ケル陸軍召集諸費支辨方ニ關スル件中改正

○十月十九日

貸金統制令

○十月二十日

日本國、獨逸國及伊太利國三國條約

○十月二十三日

陸軍士官學校令中改正

陸軍豫科士官學校令中改正

戰時又ハ事變中陸軍部隊ノ糧食、馬糧及裝蹄料ノ定額増加ノ件

陸海軍諸生徒死傷手當金給與令中改正

陸軍部内國境蕃地警備從事者一時賜金令中改正

○十月二十四日

艦船令中改正

○十月二十六日

陸軍部隊ニ於ケル被服經理ノ臨時特例ノ件

陸軍兵科兵ヲ技術部ノ兵ト爲ス場合ノ手續ニ關スル件

海軍艦政本部、工廠、練習航空隊令中改正

○十月三十日

陸軍召集諸費支出規定中改正

○十一月一日

陸軍代理令中改正

要港部令中改正

陸軍武官昇給規程改正

軍機保護法施行規則中改正

○十一月一日

海軍志願兵令中改正

豐浦海軍航空隊ヲ土浦海軍航空隊ト改メラル

陸軍武官考科表規則改正

全部の改正なり

○十一月二日

國民服令

勳章記章佩用心得中改正

國民服令發布に伴ひ其禮裝に勳章佩用許可の件なり

○十一月四日

陸軍航空本部令中改正

陸軍技術本部令中改正

陸軍技術將校令廢止

陸軍技術本部事務分掌規定中改正

○十一月七日

昭和十五年陸軍省所管陸軍造兵廠陸軍製絨廠及陸軍航空工廠資金特別會計歲入歳出科目表中増設

海軍豫備員令中改正

○十一月八日

帝國ト支那トノ間ニ發著スル軍事小包郵便物取扱制限ノ航空取扱ニ要スル料金中改正

陸海軍恤兵品等無貨輸送ニ關スル件中改正

○十一月九日

傷病賜金受給者旅客運賃割引證及軍人傷痕記章臨時受章者旅客運賃割引證發行規程

○十一月十三日

陸軍補充令施行規則中改正

○十一月十四日

恩給法施行令中改正

陸軍獸醫部服務規則

○十一月十五日

△海軍省官制中改正

○十一月二十日

憲兵令中改正

○十一月二十一日

◎軍用資源秘密保護法施行規則中改正

○十一月二十五日

陸軍監獄官制中改正

技術將校タルベキ陸軍各兵科將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例中改正

陸軍監獄ノ隸屬區分ニ關スル件

○十一月二十七日

陸軍兵器廠令中改正

◎陸軍及海軍文官教官制中改正

在外海軍部隊艦船臨時給與令中改正

○十一月二十九日

△陸軍輜重兵學校令

陸軍戰車學校令中改正

△馬術徽章ノ附與制式及裝著法

各種褒賞徽章ノ制式中臨時特例ニ關スル件

- 十一月三十日 國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特別ニ關スル件ノ改正
- 陸軍部内ニ於テ佩用スル徽章ノ種類、圖式及佩用位置ノ件廢止
- 十一月三十日 要塞地帯法中改正法律施行期日 要塞地帯法施行規則改正
- 十二月二日 要塞地帯内ニ於ケル陸海軍防禦營造物ノ地帯改正
- 十二月三日 陸軍經理學校令中改正
- 日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約日滿華共同宣言
- 陸軍豫備馬貸付規則中改正
- 十二月四日 陸軍法務部令改正
- 特別ノ任務を以テ行動スル陸軍部隊及軍人軍屬ノ給與ノ特別ニ關スル件
- 十二月六日 現役ニアル陸海軍武官ニシテ情報

- 局情報官ニ專任セラレタル者ノ分限ニ關スル件
- 技術將校タルベキ陸軍各兵科將校ノ補充及現役期間ノ臨時特別ニ關スル件ノ改正
- 憲兵服務規定中改正
- 内閣情報局分課規程
- 十二月七日 航空兵梱包積載教範
- 十二月十四日 海軍禮式中改正
- 海軍旗章令中改正
- 十二月十七日 艦隊令中改正
- ◎工作機械等登録規則
- 十二月十八日 陸軍部内國境警備從事者一時賜金令改正
- 工兵操典改正
- 十二月二十三日 軍屬團體ニ附屬スルトキノ徽章及裝着方ニ關スル件
- 技術部見習士官臨時召募

- 十二月二十四日 陸軍造兵廠技能者養成所ノ課程指定
- 十二月二十六日 兵役法施行令ニ依ル認定ニ關スル件ニ依リ指定
- 十二月二十八日 △公式令中改正
- 勳記ノ御親署を勳一等功二級以上ニ改めらる
- 十二月二十九日 陸軍作業廳現業員ノ共濟組合ニ關スル件ノ改正
- 一月九日 現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ所員ニ專任セラレタル者ノ分限ニ關スル件ノ改正
- 一月十日 陸軍共濟組合理則施行細則中改正
- △新聞紙掲載制限令(防諜)
- 一月十五日 海軍聯合航空隊令中改正
- 一月十六日

- 陸軍物品會計規定ノ臨時特別ニ關スル件
- 一月十七日 馬產獎勵規則中改正
- 一月二十日 陸軍燃料廠ノ出張所ノ名稱及位置
- 一月二十五日 △陸軍需品廠令
- 陸軍々需監督官令中改正
- 臨時陸軍東京經理部令中改正
- 一月二十八日 陸軍服制ニ依ル服制並ニ裝具ノ制式中改正
- 一月三十日 ◎國民體力法施行令ニ依ル體力檢査ノ施行ニ關スル件
- 二月三日 佐官等ノ宿直勤務者ニ食料給與方中改正
- 二月四日 滿洲國ニ在ル傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若クハ遺族ノ扶助ニ關スル件

- 軍事扶助法ヲ滿洲國ニ於テモ準用スルモノニシテ軍事保護院總裁ノ職權ノ一部ヲ滿洲國駐劄特命全權大使ニ委任セララル
- 二月八日 支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件ノ改正
- 二月十二日 操縦候補者等ニ適スル飛行機操縦技能ヲ授クルコトヲ得ルモノト認定スル學校及團體ノ件改正
- 二月十五日 ◎兵役法中改正
- 後備兵役なる名稱廢止
- 兵役法施行規則中改正
- △兵役法ニ依ル徵募區及檢査區ノ區域中改正
- 二月十七日 艦船令中改正
- 二月二十日 國民徵用令ニ依リ海軍ニ徵用セラレタル者ノ給與等ニ關スル件
- 二月二十二日

- 軍馬補充部令中改正
- 朝鮮補充馬廠令
- 二月二十四日 陸軍省所管陸軍航空工廠資金特別會計歲入歲出科目表中増設
- 二月二十五日 陸軍依託生徒規則中改正
- 陸軍豫科士官學校生徒採用其他
- 二月二十七日 陸軍需品廠及陸軍東京經理部ニ係ル歳入徵收官支出官及所管區分
- 二月二十八日 △陸軍々法會議法中改正
- △海軍々法會議法中改正
- 海軍兵備品會計規則中改正
- 三月一日 青年學校令中改正
- 普通科及本科を本科及研究科ト
- 三月三日 總動員法中改正
- 恩給法中改正
- 航空兵器業務規則

○三月四日

戰時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル朝鮮總督府豫防拘禁所教導ノ休職ニ關スル件

○三月五日

臨時陸軍材料資金特別會計法中改正

○三月六日

防備隊令中改正

艦船令中改正

○三月七日

水雷長の次に機雷長を加ふ

△國防保安法

勞務手帳法

○三月八日

△陸軍武官進級令改正

△陸軍將校分限令改正

△陸軍志願兵令中改正

△陸軍武官服役令中改正

△陸軍武官服役令施行規則中改正

○三月十日

治安維持法改正

◎△軍機保護法中改正

軍機保護法施行規則中改正

○三月十二日

國家總動員法中改正法律施行期日

○三月十四日

△小學校令施行規則改正(國民學校)

△大日本青少年團ニ關スル件(文部省訓令)

○三月十五日

總力戰研究所官制中改正

○三月十八日

死役者特別賜金賜與規程中改正

○三月十九日

作戰要務令其四別冊

體力章樣式制定

○三月二十二日

海軍省官制中改正

海軍航空技術廠令中改正

海軍工機學校令中改正

△海軍工作學校令

△海軍機雷學校令

海軍人事部令中改正

秋田地方人事部新設

△海運工作部令

潜水基地隊令

海軍々需、病院、經理、建築、兵團、要港部各令中改正

○三月二十四日

航空兵操典改定

○三月二十五日

△海軍特修兵令中改正

機雷術、掌機雷兵を加ふ

海軍服制中改正

機雷關係臂章を加ふ

海軍生徒採用規則中改正

○三月二十七日

陸軍武官進級取扱規則中改正ノ件

滿洲事變並支那事變ニ關シ戰死並戰傷後死歿シタル者ヲ靖國神社へ合祀ノ件

○三月二十八日

恩給法施行令中改正

軍馬補充部支部同派出所及出張所ノ名稱及位置中改正

陸軍給與令細則中改正

○三月二十九日

國民學校令施行ニ關スル訓令(文

部大臣)

○三月三十一日

陸軍兵事部令中改正

兵役法施行令中改正

陸軍特別志願兵令中改正

海軍志願兵令中改正

海軍武官服役令中改正

海軍武官任用令中改正

海軍武官進級令中改正

昭和十七年度海軍生徒志願者心得

○四月一日

△青年學校教練科要目改正

○四月二日

陸軍々人休暇令施行規則中改正

○四月五日

陸軍航空技術學校員外學生令

陸軍技師又ハ陸軍技手ヨリスル陸軍技術部現役將校ノ補充特別

海軍旅費規則改正

○四月九日

△陸軍省官制中改正

資源課を燃料課に改む

陸軍法務官及陸軍録事ノ定員ニ關

スル件中改正

△陸軍機甲本部令

陸軍豫科士官學校令中改正

陸軍幼年學校令中改正

陸軍監獄官制中改正

△陸軍技術特別研究學生採用並ニ修學規則

○四月十日

△教育總監部令中改正

陸軍教化隊令

要塞司令部令中改正

憲兵隊管區中改正

○四月十六日

陸軍給與令中改正

營外居住下士官以下の給與に關する件及滿洲臺灣部隊に關する件

陸軍戰時給與規則中改正

海軍給與令中改正

△船舶保護法及關東州及南洋群島船舶保護令中改正

○四月十七日

鐵道軍事輸送規程中改正

陸軍技術部現役將校補充特別ニ關スル件

○四月十八日

戰車裝甲車操縱教範

陸軍給與令細則中改正

戰車、裝甲車操縱教範制定

陸軍武官昇給規定改正

△有勳有章者死亡屆及氏名變更届方改正

○四月二十一日

陸軍及海軍文官官制中改正

海軍火藥燃料廠令中改正

○四月二十四日

陸軍現役軍人婚姻取扱規則中改正

○四月三十日

陸地測量部條例改正

航空機製造事業法施行令中改正

○五月一日

◎陸海軍々人軍屬違警罪處分例中改正

關東州軍人軍屬等犯罪即決令

陸軍監獄令中改正

海軍監獄令中改正

- 五月五日
△陸軍機甲本部業務分掌規程
- 五月七日
國防保安法施行期日ノ件
國防保安法施行令ノ件
- 五月十日
△水路部令中改正
- 五月十三日
海軍志願者
身體検査規則
- 五月十四日
△海軍省官制中改正
經理局に第五、六課を新設せらる
- 五月十六日
軍隊手帳中改正
戰陣訓を加へらる
- 五月十七日
陸軍徵用工員規則
- 五月十九日
陸軍々用動物傳染病豫防規則
軍馬管理規則中改正
- 五月二十日
陸軍兵籍規則中改正
- 五月二十四日
陸軍武官名簿規則中改正
陸軍職時名簿規則中改正
陸軍兵科小尉候補者試験規則中改正
- 五月二十八日
千葉陸軍戰車學校令中改正
陸軍騎兵學校令中改正
△陸軍召集規則中改正
陸軍旅費規則中改正
- 五月二十六日
鎮守府令中改正
- 五月二十八日
△陸軍士官學校令中改正
修業年限一年八月を二年に延長せらる
- 五月二十九日
陸軍自動車學校令中改正
- 五月二十九日
△兵役法施行令中改正
△陸軍補充令中改正
兵を下士官に、下士官を將校に
躍進せしむる劃期的改正である
陸軍々醫豫備員令中改正
- 六月二日
△海軍砲術學校令中改正
新に館山に増設せらる
- 六月三日
△海軍武官表中改正
齒科醫を加へ航空科を飛行科に
改めらる尙右に附隨し兵階級名
稱其他を改めらる
- 五月三十日
木材統制法施行令
海軍航空隊令同艦船令中改正
△兵役法施行規則中改正
情報兵、防空兵、追撃兵等を加へらる
- 六月二日
海軍豫備員令施行規則中改正
- 六月三日
陸軍理事官設置制中改正
陣中要務令廢止
- 六月四日
△陸軍通信學校令中改正
通信兵監新設に伴ふ改正なり
關東州國防保安令
- 六月十日
軍機保護法施行規則中改正

- 六月十二日
△陸軍習志野學校令
下志津陸軍飛行學校令中改正
明野陸軍飛行學校令中改正
濱松陸軍飛行學校令中改正
銚田陸軍飛行學校令中改正
- 六月十四日
陸軍航空廠令中改正
陸軍航空工廠令中改正
△陸軍技術本部令中改正
附則を以て陸軍科學研究所令は
廢止せらる
- 六月十七日
陸軍航空工廠技能者養成所規程
- 六月二十五日
在外海軍部隊給與令中改正
- 六月二十六日
陸軍豫備馬貸付規則中改正
- 六月二十七日
艦船令中改正
- 六月二十八日
◎△金鷄勳章年金令廢止
◎△金鷄勳章併佩ニ關スル件
- 六月三十日
陸軍徵用規則
- 七月二日
海軍大學校令中改正
傷痍軍人馬山療養所開設
- 七月七日
△防衛總司令部令
鎮守府令及要港部令中改正
- 七月九日
憲兵令中改正
- 七月十日
△陸軍豫備士官學校令中改正
前橋、豐橋、久留米第一、同第
二の四校となる
- 七月十二日
△陸軍機甲整備學校令
陸軍自動車學校は本校に併合せ
らる
- 七月十六日
△陸軍科學々校令
△陸軍砲工學校條例廢止
- 七月十九日
陸軍航空總監部令中改定
- 七月二十九日
陸軍墓地規則改正
- 七月二十六日
陸軍兵科及各部將校補充特別
見習士官、少尉候補者、士官候
補生、其他候補生公務の爲危篤
の際は特に將校に任命する件な
り
- 七月二十八日
陸軍名譽教授及海軍名譽教授ニ關
スル件中改正
- 七月二十九日
△陸軍自動車學校令廢止
陸軍機甲整備學校と合併す
- 七月二十九日
△陸軍兵務部令
△軍司令部及師團司令部令中改正
兩者に兵務部を新設せらる
- 七月三十日
△陸軍諸學校生徒採用規則中改正
検査地其他の改正なり
- 七月三十日
△海軍志願兵令中改正
掌機雷兵を加へ、年齢を採用年
の三月に於て滿十四年以上に改
めらる

海軍武官服役令中改正

○八月一日

△海軍省官制中改正

△海軍施設本部令

海軍省の建築局を廢し其業務は新設の施設本部に於て掌る

渡河作業教範

○八月二日

退役ノ海軍士官、特務士官、准士官ヲ海軍ノ勤務ニ從事セシムル件

志願者は詮衡の上豫備役に服せしめ當該勤務期間は召集中の者と同じ

○八月七日

△陸軍管區表改正

一府縣一聯隊區となり聯隊區司令部は府縣廳所在地に位置す、外地も亦之に準ず

○八月十六日

軍令部令中改正

○八月十九日

陸軍技術有功章制定

海軍技術有功章制定

○八月二十日

◎南洋群島ニ於ケル軍機保護ニ關スル件

○八月三十日

陸軍現役將校配屬令中改正

艦船令中改正

海軍通信隊令中改正

○九月

海軍航空廠令

架橋教範廢止

爆破教範廢止

陸軍大學校令中改正

陸軍大學校令ノ臨時特例ニ關スル件

陸軍大學校令ノ臨時特例ニ關スル件

陸軍大學校令ノ臨時特例ニ關スル件廢止

航空兵操典改定

陸軍技術有功章令施行規則

臨時馬ノ移動制限ニ關スル件

海軍技術有功章令施行規則

陸軍服制並裝具制式中改正

出動部隊ニ屬シタル者ノ陸軍大學校學生タルノ資格ニ關スル件

○十月

國家總動員法ニ依ル企畫院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密

臨時郵便取締令

臨時郵便取締令第一條ノ命令ニ關スル件

海軍省官制中改正

海軍艦政本部令其ノ他ノ勅令中改正

海軍人事部令中改正

陸軍省官制附表中大佐又ハ中佐ヲ以テ充ツル職ニ關スル臨時特例ニ關スル件

海軍豫備員令施行規則中改正

陸軍大學校學生及專科學生採用規則中改正

「バラオ」・「デイリー」間航空業務設定ニ關スル日本政府「ポルトガル」國政府間協定成立發表

○十一月

在學徵集延期期間短縮ノ件

兵役法施行令改正

（丙種召集、第二國民兵兵籍編入等）

帝國國軍現制

附 錄

憲法抄、大本營令、防務條例、防衛總司令部令、防禦海面令、衛戍、防備、戒嚴、徵發、國際公法（陸戰法規、海戰法規）、赤十字條約、俘虜取扱規則、陸軍軍人軍屬著作規則同改正

總 統帥權 軍令と軍政
編制權 政略と戰略
軍 令 陸海軍大臣

我が國軍は萬世一系の 天皇親しく統率し給ふところ 皇威を發揚し國家を保護する爲、擧國皆兵の主義によつて成立してゐることは建國の歴史と國體とに徴し、又憲法の條章に照して明かである。帝國憲法第十一條に「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と明示し、もつて國軍の統帥は一至尊の大權であつて専ら帷幄の大命に屬することを示し、同第十二條に「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定して編制權の所在を明かにし又同第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務

ヲ有ス」と定めもつて國民皆兵の制を確立してゐる。
統帥權 憲法第十一條「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」に依り統帥大權は専ら帷幄の大命に屬し、一般國務の範圍外に在る。即ち國軍を指揮命令するは一至尊の統帥大權に存し、帷幄の輔佐機關の外は行政機關、立法機關等何れの干與をも許さざるの趣旨を明かにし、以て統帥權を不獨獨立の地位に置いたものである。蓋し統帥の事たる、兵馬の統一は建國以來帷幄の大命であつて其の施行は迅速且つ機密を必要とし國

家政務に左右せらるるが如きは戰機を逸する爲である。
編制權 憲法第十二條「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」は編制大權であつて、伊藤博文の憲法義解に據れば「軍隊艦隊ノ編制及管區方面ヨリ兵器ノ使用給與、軍人ノ教育、檢閲、紀律、禮式、服制、衛戍、城塞及海防守港、出師準備ノ類皆其中ニ在ルナリ」とあつて編制權は國軍を建設し之を管理維持する作用を總稱し、其の範圍は頗る廣汎である、而して之が施行に當つては國務大臣たる陸海軍大臣は其の輔弼の責に任ずるも議會の干渉を受くべきものでない。此の點、一般統治大權の施行と其の趣を異にするところであるが、議會の豫算議定權により間接の制限を受くることはある。
統帥權と編制權との關係 統帥權の作用と編制權の作用とは其の本質上密接不離の關係にあつて、明確に其の分界を附し難きものがある。且軍務には機密に屬する事項が多いゆへ、統帥、

編制の兩大權は共に一途に出で、統帥權は勿論編制權も又一般政務の外に超越してゐるのが國防上の理想とするところであり、我が制度の精神は正に此の理想に適合したるものである。従つて統帥及軍機に屬する事項は、閣議を経ることなく、直隸の軍務中央機關より上奏するを得ることとせられてある。之が所謂、帷幄上奏である。この場合に限り軍務大臣は統帥參與の機關といふ特殊の地位にあつて輔弼の責に任ずるものとなつてゐる。

帷幄上奏といふ名稱は法文上に存してゐるのではない。軍部より天皇に上奏することを戰陣に因んで帷幄といふ文字を冠稱したに過ぎない。

參謀總長、教育總監、軍令部總長等の行ふ上奏は國防用兵又は軍隊、艦隊に對する指揮命令に關する事項であつて、全然一般國務に關係を有しない。世上所謂、帷幄上奏なるものは主として、陸海軍大臣の行ふものであつて、内閣官制第七條所掲の「事ノ軍機ニ係

リ上奏スルモノハ天皇ノ旨ニ依リ之ヲ内閣ニ下附セラルルノ件ヲ除ク外陸軍大臣、海軍大臣ヨリ内閣總理大臣ニ報告スヘシ」に該當する事項を指すもので之は内閣制度の特例であり、陸海軍大臣が現役將官に限られ他の各省大臣と其の地位を異にする所以である。

國軍の編制は、至尊の親專せらるべき大權事項に屬すとは雖も、其の作用は統帥權と其の邊を異にし、平戰兩時を通じ一般國務と密接なる關係を有し軍人軍屬以外の一般國民に直接作用する所が少くない（統帥權は戰時若くは事變の場合の外直接國民に作用する所はない）且財務の之に伴ふものも極めて多く、兵役、軍需工業動員、徵發、軍事司法の如き國民の權利義務に關係ある事項、裝備其の他の財務に關する事項等は一般の國家統治權作用による所が多い。

統帥權作用及編制權作用の一部を軍令といひ、之に干與する機關を統帥機關或は軍令機關と稱す。

のであるが、軍令には公布せられぬものもある。

四 一般の法規は公布の日より滿二十日を経て之を施行するを本則とするが、軍令は即日施行を以て原則とする。

統帥命令と軍令との關係 統帥命令は直接軍隊の行動を律すべき統帥の本體である。故に其の發動は何人と雖も之を妨ぐるを許さない。而も此の命令は筆記或は口達を以て傳宣せらるるものであつて單に統帥機關の長ばかりでなく、苟も將校は特旨を奉ずるときは皆之が傳宣の任に膺ることを得。従つて統帥命令は其の本質上、其の傳宣率行に關して一定の條規形成を設くることとがな。ところが所謂「軍令」は兵を運用する純統帥命令ではなくて、統帥の本體即ち統帥命令より發源したる勅定規程であつて、陸海軍大臣の副署を具へ、陸軍部内（海軍部内）にのみ布達すべき性質のものであつて、其の創議上奏を參謀總長（軍令部總長）よ

統帥權、編制權、軍事司法權三者の作用を除く軍務を、一般に軍事行政といひ編制權作用の大部と軍事行政とを合して軍政と稱す。而して軍政には陸海軍大臣の輔弼に依り親裁し給ふものと、他の行政機關を介して行はせ給ふものがある。

軍政に關與する軍務行政機關を軍政機關、軍事司法に干與する軍務機關を軍事司法機關といつてゐる。

軍制の制定 軍制は國家制度の一部であるから、軍事法規となつて實現する。而して其の内容が一般の國務に屬するものは、一般の手續及形式に従ひ然らざるもの（統帥關係事項）は特別の手續と形式とを以てする。即ち前者にあつては憲法に依り法律の形式に依るを必要とする法規（例へば兵役法）は一般立法の手續に従ひ、帝國議會の協賛を経て御裁可を仰ぎ、又勅令の形式に依るを要する事項（例へば武官の官等、進級、任免の規定等）は閣議を経て御裁可を仰ぎ、制定公布せらるる

ものである。然るに後者は全然之と其の邊を異にし、議會の協賛若くは閣議を経ることなく陸海軍大臣より直ちに奏し御裁可を仰ぎ制定せられるものであつて「軍令」なる形式を以て施行せられる。即ち「軍令」は「陸海軍ノ統帥ニ關シ勅定ヲ經タル規程」である。

軍令の特色 軍令は其の制定手續を異にする外、左の如き特色を有してゐる。

- 一 軍令の形式を採る法規は統帥に關する事項に限る。従つて其の適用を受くべき者は軍隊及現に軍の構成分子たる軍人に適用せらるるを原則とする。
- 但し戰時又は事變の場合に於ては國民を支配することを得。
- 二 法律勅令には必ず内閣總理大臣及主務大臣（又は關係國務大臣）の副署を必要とするが、軍令には陸軍大臣又は海軍大臣或は陸海軍大臣のみ副署する。
- 三 法律勅令は必ず公布せらるべきも

りすると、教育總監よりすることに論なく、總て陸軍大臣（海軍大臣）が奉行傳宣するを主旨とする。軍令並に軍政命令に關する形式は左の如くである。

其ノ一 軍令

軍令 號。公示スヘキ軍令中陸海軍ニ共通スルモノノ發布ニ使用ス

軍令陸（海）號。公示スヘキ軍令中陸軍（海軍）ニノミ關スル諸條例、諸規則、操典、教令、教範類ノ發布ニ使用ス

軍令陸（海）甲號。公示セザル軍令中機密事項即チ動員計畫戰時編制等ノ發布ニ使用ス

軍令陸（海）乙號。公示セザル軍令中秘密事項即チ平時編制、勤務令ノ發布ニ使用ス

其ノ二 軍政令達

勅令、省令、訓令告示。

陸達 號。公示スヘキ軍政令達事項中主トシテ部隊、官衙、學校ニ關スル諸規則又ハ諸細則其他概ネ永久ニ屬スル軍政令達ニ使用ス

其ノ三 軍政及軍令ノ系統ニ關スル事項ノ令

陸機密 號。軍政及軍令ノ系統ニ屬スル機密事項ノ令達、通牒及照覆ニ使用ス
陸密 號。軍政及軍令ノ系統ニ屬スル秘密事項ノ令達、通牒及照覆ニ使用ス
陸普 號。軍政及軍令ノ系統ニ屬スルモノニシテ機密、秘密ヲ要セサル事項ノ令達、通牒及照覆ニ使用ス
但シ軍政令達事項ハ主トシテ一時的ノモノニ限ル
陸訓 號。軍政及軍令ニ關係アル訓令(其ノ二ノモノヲ除ク)訓示、内訓等ノ事項ニ使用ス
但機密、秘密、普通事項ニ共通ス
政略と戦略との協同 戦争の目的を達するには政略と戦略の協同を要すること肝要なり。之が爲政府及最高統帥部は政治の實情、作戦の要求を相互に付度理解し、憂國の熱情と信頼とに依りて

事を處し而も其の職域を侵さざるを要す。
憲法第十三條及第十四條の定むる所に依れば開戦、講和、外交及戒嚴等は國務の大權なるを以て、戦争目的と共に政府は最高統帥部と協議し決定するを要するものにして、戦争指導の大方針、交戦地域、特種交戦法の適用、國家總動員の大綱等に在りては最高統帥部と政府と協議し、各々其の職責に基き決定せざるべからず。
然れども戦争行動に於て統帥は最も重要にして戦争目的に基き自由に戰略を決定實行し速かに敵の武力を撃破し、所要の地域を占領し、若くは敵國內部に空襲を加ふるものなるを以て、政治は統帥の力を培養支援するのみならず戰略の獨立自由を擁護し、適時其の成果を利用すると共に敵國交戦意思を破滅する爲必要なる政略上の手段を盡くすべきものなり。
要するに統帥を理解し且之を信頼する能力ある政府あり、議會も亦慎重に

して自制の行動を爲すは實に戦勝の基礎を爲すものにして、苟も統帥部の戰略決定及其の實施に政略機關の容喙するは甚だ危険にして嚴に之を戒めざるべからず。
政略兩略の協調に關する戰史は枚擧に達なき所にして、日清、日露の戰役に於て政略兩略に任ずる人的關係極めて良好にして、政治と統帥とは各々其の本分職域を恪守し、而も國家の大目的に向ひ協調し偉大なる戰勝を獲得したるが如き、世界大戰に於て英國の「ロイドジョージ」佛の「クレマンソー」等が克く統帥の獨立自由を擁護するに至るや俄然聯合軍の戰績を擧ぐるに至りしが如き、普佛戰役に於ける佛國政府の統帥干涉或は世界大戰に於て英國「チャーチル」の政略的要求に依る「ガリポリ」上陸作戦が悲惨なる失敗を告ぐるに至りしが如き等著名なる事實なりとす。

憲法(抄)

第十一條 天皇は陸海軍を統帥す
第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む
第十三條 天皇は戦を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結す
第十四條 天皇は戒嚴を宣告す
戒嚴の要件及び效力は法律を以て之を定む

大本營令(昭和一二、一一)

第一條 天皇ノ大憲下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本營ト稱ス
大本營ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ置ク
第二條 參謀總長及軍令部總長ハ各其ノ幕僚ニ長トシテ帷幄ノ機務ニ奉仕シ作戰ヲ參畫シ終局ノ目的ニ稽ヘ陸海兩軍ノ策應協同ヲ圖ルヲ任トス
第三條 大本營ノ編制及勤務ハ別ニ之ヲ定ム

防務條例抄

第一條 防衛總司令官ハ陸軍大將又ハ

防衛總司令官令要旨

(昭和十六年十一月)

第一條 本條例ハ永久ノ目的ヲ以テ海岸ニ建設シタル防禦地點ノ防禦ニ關シ陸海軍協同作戰ノ分擔任務及其ノ計畫指揮ヲ規定ス
第二條 海岸防禦地點ノ防禦ハ陸海軍協同シテ之ニ任スルモノトス而シテ陸海兩軍ノ性質ニ因リ分擔スヘキモノ概ネ左ノ如シ
甲 陸軍ノ擔任
其一 陸地警戒勤務
其二 陸地防禦工事
其三 諸砲臺ノ勤務
其四 保壘通信勤務
乙 海軍ノ擔任
其一 海上警戒勤務
其二 海中防禦及之ニ屬スル諸勤務
其三 船艦ヲ以テスル諸勤務
其四 海上通信勤務

陸軍中將ヲ以テ之ニ親補シ 天皇ニ直隸シ内地、朝鮮、臺灣及樺太ノ防衛ニ任ズ
第二條 防衛總司令官ハ防衛ニ關シ東部、中部、西部、北部、朝鮮及臺灣各軍司令官並ニ所定ノ航空部隊ヲ指揮ス
第三條 前條ノ規定ニ限リ兵力ヲ使用シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ陸軍大臣及參謀總長ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ
第四條 防衛總司令官ハ防衛ニ關スル演習ノ爲内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在ル部隊ヲ使用スルコトヲ得、前項ノ場合ニ於テハ當該部隊ノ所管長官ト豫メ協議スベシ
第五條 防衛總司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣、作戰計畫ニ關シテハ參謀總長ノ區處ヲ承クルモノトス
第六條 總參謀長ハ防衛總司令官ヲ輔佐シ且總司令官部内ノ業務整理ノ責ニ任ズ(下略)

防禦海面令(明治三十七年勅令第十一號)

- 第一條 海軍大臣ハ戰時又ハ事變ニ際シ區域ヲ限リテ本令ニ依ル防禦海面ヲ指定スルコトヲ得其ノ指定及之カ解除ハ海軍大臣之ヲ告示ス
- 第二條 緊急ノ必要アルトキハ鎮守府司令長官、要港部司令官ニ於テ前條ノ指定ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ指定及之カ解除ハ鎮守府司令長官、要港部司令官之ヲ告示ス
- 第三條 防禦海面ニ於テハ日没ヨリ日出迄陸海軍ニ屬スルモノヲ除クノ外船舶ノ出入及通航ヲ禁ス
- 第四條 防禦海面ニ屬スル軍港及要港ノ區域内ニ於テハ陸海軍ニ屬スルモノヲ除クノ外船舶ノ出入及通航ヲ禁ス
- 第五條 防禦海面ヲ出入若ハ通航シ又ハ之ニ碇泊スル船舶ハ其ノ一切ノ行動ニ付所管鎮守府司令長官、要港部司令官ノ指示ニ遵フヘシ

第六條 鎮守府司令長官、要港部司令官ハ必要ト認ムルトキハ防禦海面ニ於ケル漁獲、採藻其ノ他軍事上障害トナルヘキ行為ヲ禁止シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

- 第七條 鎮守府司令長官、要港部司令官ハ適當ト認メタル船舶ニ對シ特ニ本令ノ禁止又ハ制限ノ全部又ハ一部ヲ解クコトヲ得
- 第八條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違背シタル船舶ニ對シテハ航路ヲ指定シテ防禦海面外ニ退去ヲ命スルコトヲ得
- 前項ノ命令ニ遵ハサルモノニ對シテハ必要ニ應ジ兵力ヲ用ウルコトヲ得
- 第九條 第三條乃至第五條ノ規定ニ違背シタルトキハ船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執レル者ヲ一年以下ノ重禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十條 第六條ノ禁止又ハ制限ニ違背シタル者ハ六月以下ノ重禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

衛戍令

- 第一條 陸軍軍隊ノ永久一地ニ駐屯スルヲ衛戍ト稱シ當該軍隊ニ於テ其ノ地ノ警備及陸軍ノ秩序軍紀風紀ノ監視並陸軍ニ屬スル建築物等ノ保護ニ任ス
- 第二條 衛戍勤務ハ一地ニ駐屯スル軍隊(憲兵隊及陸軍教化隊ヲ除ク)ノ長中上級先任者衛戍司令官ト爲リ之ヲ管掌ス
- 第二條ノ二 衛戍勤務ハ憲兵隊及要港司令官部ノミ又ハ其ノ何レカノミ駐屯スル地ニ於テハ之ヲ行ハス
- 第三條 衛戍勤務執行ノ區域ハ衛戍司令官之ヲ定メ其ノ區域ヲ衛戍地ト稱ス
- 衛戍地ハ其ノ地名ヲ冠シテ某地ト謂フ
- 衛戍勤務ニ關シ師團長ハ師管内ノ各衛戍司令官(飛行集團長ニシテ衛戍司令官タルモノヲ除ク)ヲ、臺灣守備隊長ハ其ノ守備区域内ノ各衛戍司令官ノ指示ニ遵フヘシ

- 令官ヲ監督ス但シ衛戍司令官上級先任ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 衛戍勤務ニ關シ軍司令官ハ軍管区内ノ各師團長(臺灣ニ在リテハ臺灣守備隊長)ヲ統監シ各衛戍司令官(師團長及臺灣守備隊長ノ監督ヲ受クルモノヲ除ク)ヲ監督ス
- 第四條 衛戍參謀長、衛戍參謀又ハ衛戍副官ハ衛戍司令官タル部隊長ノ部隊ノ參謀長、參謀又ハ副官ノ中ヨリ衛戍司令官タル部隊長之ヲ命ス
- 衛戍參謀長ハ衛戍司令官ヲ輔佐シ事務整理ノ責ニ任ス
- 衛戍參謀及衛戍副官ハ衛戍參謀長(衛戍參謀長ナキ部隊ニ在リテハ衛戍司令官)ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル
- 第五條 衛戍司令官ハ衛戍勤務ニ關シテハ其ノ地駐屯ノ軍隊(憲兵隊及陸軍教化隊ヲ除ク)及陸軍病院ヲ管轄ス
- 第五條ノ二 衛戍勤務ハ近衛師團ノ禁關守衛勤務ヲ妨クルコトナシ

第六條 衛戍司令官ハ警備上必要アリト認ムルトキハ其ノ衛戍地ニ在ル憲兵ニ對シ地方ノ狀況ニ關スル報告ヲ請求スルコトヲ得

- 前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アルトキハ衛戍司令官ハ直ニ前項ノ報告ヲ命スルコトヲ得但シ衛戍司令官當該憲兵ヨリ上級先任ナラサルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 創除
- 第八條 衛戍地ニ在ル部隊ハ衛戍司令官ノ管轄ニ屬セサルモノト雖衛戍司令官ノ定メタル衛戍ニ關スル諸規則ヲ遵守スヘキモノトス
- 第九條 衛戍司令官ハ災害又ハ非常ノ際ニ於ケル治安維持ニ關スル處置ニ付テハ當該地方官ト協議スルモノトス
- 第十條 衛戍司令官ハ豫メ災害又ハ非常ノ際ニ於ケル陸軍ニ屬スル諸建築物其ノ他ノ物件ノ救防及警戒ニ關スル處置ヲ規定シ置クヘシ皇族邸宅、官衙、公署等ノ救防及警戒ニ關シ必

要アルトキ亦同シ

- 東京衛戍司令官ハ前項ノ事項ニシテ宮闕ニ關聯スルモノハ近衛師團長ト協議スヘシ
- 第十一條 軍隊ハ衛戍地外ニ在ルトキト雖其ノ任務ニ妨ナキ限り本令ニ準シ衛戍勤務ヲ行フヘシ
- 衛戍司令官ハ衛戍勤務に關シ其ノ管轄する部隊を指揮す
- 衛戍司令官ハ警備上必要と認むるときは其の管轄に屬せざるものと雖其の衛戍地に在る部隊に對し援助を請求することを得
- 衛戍司令官は衛兵を以て警備すべき箇所、衛兵差遣部隊、衛兵の編成並其服務に關する事項を規定す
- 衛戍司令官は巡察を出すべき兵科、部隊、巡察の人員、日時及地域に關する事項を定む
- 衛戍司令官は衛戍勤務に關する規定中必要なる事項は地方官及憲兵に通報

すべし

衛戍司令官は豫め災害又は非常の際に方り必要なる衛戍地の警備並治安維持の方法を計置す

衛戍司令官は災害又は非常に際し地方官より兵力の請求を受けたるとき事急なれば直に之に應ずることを得

其の事地方官の請求を待つゝの違なきときは兵力を以て便宜處置することを得

衛戍司令官は災害又は非常の際に方り兵力を用ゐむるとき若は用ゐたるときは之を陸軍大臣及參謀總長に報告すべし但し軍司令官又は師團長の統轄に屬する衛戍司令官に在りては之と同時に當該軍司令官又は師團長に報告す

衛戍勤務執行の區域は衛戍司令官之を陸軍大臣に報告すべし但し軍司令官又は師團長の統轄に屬する衛戍司令官に在りては當該軍司令官又は師團長を経べきものとす

軍港、要港又は海軍部隊所在地の衛

防備隊令抄(昭和十四年軍令海第三號)

各軍港要港(徳山要港ヲ除ク)其ノ他必要ノ地ニ防備隊ヲ置ク。防備隊ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス。

防備隊ハ當該鎮守府又ハ要港部ニ屬ス但シ鎮守府又ハ要港部ヲ置カザル軍港若ハ要港又ハ軍港若ハ要港以外ノ地ニ置カレタル防備隊ハ別ニ定ムル所ニ依リ鎮守府又ハ要港部ニ屬ス

防備隊ハ海面防禦(海軍航空隊ノ所掌ヲ除ク)ニ關スルコトヲ掌リ又海兵團同所ニ在ラザルトキハ當該軍港要港又ハ所在港灣ノ航空機ニ依ラザル空中防禦及警備並ニ陸上防火ヲ兼掌ス

防備隊ニハ必要ニ應ジ艦船部隊ヲ附屬ス

防備隊司令ハ鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ニ隸シ部下ヲ統率訓練シ軍紀風紀ヲ維持シ隊務ヲ總理ス

戒嚴令抄

戒嚴令ハ職務の執行に關し海軍に關聯する事柄は豫め海軍官憲と協議す

衛戍勤務は主として衛戍衛兵及衛戍巡察を以て之を行ふ

衛戍勤務に服する者は其必要に應じ兵科(憲兵を除く)の者を以て之に充つ衛戍勤務に服する者は左に記する場合に非ざれば兵器を用ゆることを得ず

- 一 暴行を受け自衛の爲止むを得ざるとき
- 一 多衆聚合して暴行を爲すに當り兵器を用ゆるに非ざれば鎮壓するの手段なきとき
- 一 人及土地其他の物件を防衛するに兵器を用ゆるに非ざれば他に手段なきとき

衛戍勤務に服する者兵器を用ゐたるときは直に衛戍司令官に報告し衛戍司令官は之を陸軍大臣に報告すべし但し軍司令官又は師團長の統轄に屬する衛戍司令官に在りては之と同時に當該軍司令官又は師團長に報告すべし

(明治一九、八、五) 勅令 七、四

第一條 戒嚴令ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス

第二條 戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ

第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒スヘキ地方ニ區畫シテ臨戰ノ區域ト爲スモノナリ

第二 合圍地域ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其ノ他ノ事變ニ際シ警戒スヘキ地方ヲ區劃シテ合圍ノ區域ト爲スモノナリ

第九條 臨戰地境内ニ於テハ地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限り其ノ地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官、地方裁判官及檢察官ハ其ノ戒嚴ノ布告若クハ宣告アルトキハ速カニ該司令官ニ就テ其ノ指揮ヲ請フヘシ

第十條 合圍地域内ニ於テハ地方行政事務及司法事務ハ其ノ地ノ司令官ニ

き限り左に掲ぐる者を逮捕することを得又軍人外の犯罪者と雖之が逮捕の爲憲兵又は警察官より援助の請求あるときは之に應ずることを得但し衛兵司令及其衛兵の約半数は何れの場合に於ても衛兵所を離るることを許さず

- 一 暴行、殺人、逃亡、放火、賭博、強盜、竊盜等の現行犯人
- 一 營内居住の下士官勤務に依らず又は規定に反して營外に在る者

總て逮捕したる者は軍人軍屬又は常人たるに依り成るべく速に憲兵、警察官又は所屬部隊に引渡すべし

衛兵司令及巡察勤務に服する者は軍人軍屬の現行犯を認むるときは其氏名所屬部隊を尋問し必要あるときは憲兵又は所屬部隊に引渡すべし

衛戍衛兵は其警備する官衛等の名稱を冠シ某衛戍衛兵と稱す

其他現役軍人は當該衛戍地外に居住することを得ず但し衛戍司令官必要に應じ衛戍地外の居住を許可することを得

第二編

- 第一章 皇室ニ對スル罪
- 第二章 國事ニ關スル罪
- 第三章 靜謐ヲ害スル罪
- 第四章 信用ヲ害スル罪
- 第九章 官吏瀆職ノ罪

第三編

- 第一章
 - 第一節 謀殺故殺ノ罪
 - 第二節 毆打創傷ノ罪
 - 第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪
 - 第七節 脅迫ノ罪
- 第二章
 - 第二節 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 洪水ノ罪

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第十節 家屋物品ヲ毀損シ及

動植物ヲ害スル罪

第十二條 合國地境內ニ裁判所ナク又

其ノ管轄裁判所ト通路斷絶セシトキ

ハ民事刑事ノ別ナク總テ軍衙ノ裁判

ニ屬ス

第十四條 戒嚴地境內ニ於テハ司令官

左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有

ス但シ執行ヨリ生スル損害ハ要償ス

ルコトヲ得ス

第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ

時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止

スルコト

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品

ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其ノ輸出

ヲ禁止スルコト

第三 銃砲、彈藥、兵器、火具其ノ

他危險ニ涉ル諸物品ヲ有スル者ア

ルトキハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押

收スルコト

第四 郵便電報ヲ開封シ出入ノ船舶

及諸物品ヲ検査シ並ニ陸海通路ヲ

停止スルコト

第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合

ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壞

燬燒スルコト

第六 合國地境內ニ於テハ晝夜ノ別

ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立

入り検査スルコト

第七 合國地境內ニ寄宿スル者アル

トキハ時機ニ依リ其ノ地ヲ退去セ

シムルコト

徵發令抄(明一五・八・三)

太政官布達

第一條 徵發令ハ戰時若クハ事變ニ際

シ陸軍或ハ海軍ノ全部又ハ一部ヲ動

カスニ方リ其ノ所要ノ軍需ヲ地方ノ

人民ニ賦課シテ徵發スルノ法トス

但シ平時ト雖モ演習行軍ノ際ハ本條

ニ準ス

第二條 徵發ハ陸軍若クハ海軍官憲ノ

徵發書ヲ以テ之ヲ行フ

第三條 左ニ列記スル官憲ハ徵發書ヲ

出スノ權ヲ有ス

一 陸軍卿、海軍卿、鎮臺司令官及

鎮守府長官

二 陸軍ニ於テハ特命司令官、軍團

長、師團長、旅團長、分遣隊長若

クハ演習及行軍ノ軍隊長

三 海軍ニ於テハ特命司令官、艦隊

司令官、艦隊司令官、分遣艦長

若クハ操練及航海ノ艦隊司令官又

ハ艦長

第四條 徵發スヘキモノノ種類ニ依リ

徵發區(會社モ之ニ準ス)ヲ定ムルコ

ト左ノ如シ

一 第十二條第一項ハ 府縣

二 第十二條第二項及第三項 郡區

三 第十二條第四項以下各項及 町村

第十三條各項ハ 會社

四 船舶會社所有ノ船舶及鐵道

會社所有ノ汽車ハ 會社

第五條 徵發スヘキモノハ徵發區內ニ

現存スルモノニ限ル

第六條 徵發書ハ徵發區ニ從ヒ府知事

具、寢具、藥劑、治療器械及繙帶具

四 水車搗春ノ類

五 病院

第十四條 第十二條第二項中徵發ノ免

除ヲ受クヘキモノ左ノ如シ

一 皇族所用ノ車馬

二 外國公使館並ニ領事館ニ屬スル

車馬

三 乘馬本分タル職務ニ要スル馬匹

四 郵便用ノ車馬

五 公認セラレタル種牛、種馬

第十五條 第十二條第四項中徵發ノ免

除ヲ受クヘキモノ左ノ如シ

一 公務ニ屬スル療養

二 皇族ノ邸宅

三 外國公使館領事館及其ノ所屬館

四 鐵道電信郵便用ノ建造物

五 陸海軍將校並ニ同等官現住ノ家

屋

六 博物館醫藥館

七 病院、盲啞院、養兒院

八 學校但シ陸戰合國地境內ニ在リ

縣令郡區長戶長若クハ停車場長船舶

會社ノ店長ニ付スヘシ

第七條 徵發書ヲ受ケタル府知事縣令

郡區長戶長若クハ停車場長船舶會社

ノ店長ハ時期ヲ誤ルコトナク其ノ供

給ヲ完全セシムルノ責アルモノトス

第八條 各徵發區ニ於テハ臨時徵發ニ

應スヘキ便宜ノ方法ヲ豫定スヘキモ

ノトス

第九條 徵發ヲ課セラレタルモノハ時

期ニ違フコトナク之ヲ供給スルノ義

務アルモノトス若シ其ノ時期ニ違フ

トキハ府知事縣令郡區長戶長他ノ方

法ヲ以テ調達シ爲ニ生シタル費用ハ

本人ヲシテ之ヲ辨償セシム但シ會社

ニ係ルモノハ陸海軍官憲直チニ其ノ

處分ヲ爲ス可シ

第十條 徵發ヲ課セラレタル者商用其

ノ他ノ事故ヲ以テ供給ヲ拒ミ又ハ供

給スヘキモノヲ藏匿シタルトキハ直

チニ之ヲ使用スルコトヲ得

第十一條 供給ヲ受ケタル陸海軍官憲

ハ其ノ受領證書ヲ府知事縣令郡區長

戶長若クハ停車場長船舶會社ノ店長

ニ交付スヘシ

第十二條 徵發ス可キモノ左ノ如シ

一 米、麥、秣、粟、鹽、味噌、醬油

漬物、梅干、薪炭

二 乘馬、駄馬、駕馬、車輛其ノ他

運搬ニ供スル獸類及器具

三人 夫

四 宿舍、厩屋及倉庫

五 飲水、石炭

六 船舶

七 鐵道汽車

八 演習ニ要スル地所

九 演習ニ要スル材料器具

第十三條 戰時若クハ事變ニ際シテハ

第十二條ノ諸項ニ掲クルモノノ外徵

發スヘキモノ左ノ如シ

但シ平時ノ演習及行軍ニハ徵發スル

コトヲ得ス

一 造船所、工作及軍事ノ工作ニ要

スル材料器具

二 職工、礦夫、洗濯人ノ類

三 被服、裝具、草鞋、兵器、彈藥船

九 製造場内機械室

第十八條 第十二條第四項ニ掲ルモノハ合圍地境内ヲ除クノ外居住者ノ起臥及營業ニ必要ナル場所ヲ徵用スルコトヲ得ス但シ營業ニ必要ナルモ旅店等ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 宿舍ノ廣狹ハ其ノ地家屋ノ數ト隊伍ノ編制トニ從ヒ一定シ難シ故ニ臨時適宜ニ之ヲ定ム

第二十條 第十二條第四項ニ掲クルモノハ陸軍若クハ海軍ノ都合ニ依リ特ニ其ノ場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第二十一條 宿舍ヲ定メタルノ後ハ區町村ノ便宜ヲ以テ他ニ轉移スルコトヲ許サズ厩園倉庫亦同シ

第二十二條 宿舍厩園ノ徵發ヲ課セラレタルモノハ併セテ人馬ノ食飼ヲ供給スヘシ但シ駐軍三日以上ニ至ルトキハ第四日ヨリ食飼ハ陸軍若クハ海軍ノ自辨トス

第二十三條 第十二條第六項ノ徵發ニ係リ其ノ乘載人馬ノ食飼ヲ要スルモノハ併セテ供給セシム

第二十四條 第十二條第六項及第七項

ニ掲クルモノハ戰時若クハ事變ニ際シ借切トシテ之ヲ徵用スルコトアルヘシ

第二十五條 第十二條第二項第六項及第七項ニ掲クルモノハ其ノ操業者ヲ併セテ徵用スルヲ例トス但シ時宜ニ依リ各個ニ分別シテ徵用スルコトヲ得

第二十六條 第十二條第六項ニ掲クルモノヲ操業者ト各個ニ分別シテ徵用スルハ戰時若クハ事變ノ際ニ限ル但シ船橋及艇船ニ充ツルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 第十二條第七項ニ屬スル汽車其ノ屬具鐵道建築所用ノ材料器具及操業者ヲ各個ニ分別シテ徵用スルハ戰時若クハ事變ノ際ニ限ル

第二十八條 第十三條第五項ニ掲クルモノハ陸海軍病院ノ補助トシテ徵用スルヲ例トス但シ合圍地境内ニ在リテハ全ク明渡サシムルコトヲ得

第二十九條 徵發ニ係ルモノハ各條ニ

定ムル所ノ方法ニ從ヒ賠償ス

第三十條 徵發物件ヲ差出場所ニ輸送スルハ徵發區ノ義務トシ其ノ輸送貨ヲ支辨セス

第五十一條 徵發ヲ拒ミ或ハ忌避シ或ハ漫リニ使役ヲ離レタルモノ及之ヲ教唆誘導シタルモノハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第五十二條 徵發ノ命令ヲ受ケタル府知事縣令郡區長戸長停車場長船舶會社ノ店長其ノ處置ヲ爲ササルモノハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其ノ懈怠ニ出ルモノハ二十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十三條 徵發書ヲ出スノ權ヲ有スル官權妄ニ徵發書ヲ出シ又ハ其ノ權ヲ有セサル官權徵發書ヲ出シタルトキハ一年以上四年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

海戰法規抄 (大正三・一〇) (七軍令海八)

第一條 帝國軍艦ハ戰時ニ於テ本令、

其ノ他ノ法令及條約ノ規定ニ依リ海上捕獲、其ノ他ノ敵對行為及戰爭ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得其ノ規定ナキ事項ニ付テハ國際法ノ原則ニ準據スヘシ

第二條 海上捕獲其ノ他ノ敵對行為ハ中立國領水ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三十條 左ニ掲クル場合ニ於テ帝國船舶ハ敵ト交通スルモノトス

一 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ヲ發航シタルトキ

二 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ニ寄港シ又ハ到達スル目的ヲ以テ航行スルトキ

第五十五條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲クル材料及物件ハ絕對的戰時禁制品タルヘキモノトス

一 一切ノ武器(狩獵用武器ヲ含ム)及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

二 一切ノ彈丸、裝藥、彈藥包及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

三 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタル

ル火藥及爆發物

四 砲架、彈藥車、前車、軍用運搬車、野戰鍛冶器及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

五 軍用タルコト明ナル被服及武裝具

六 軍用タルコト明ナル一切ノ馬具

七 特ニ軍用トシテ製造セラレタル工兵器材

八 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乘用戰用獸用ノ獸類

九 陣營具及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

十 甲鐵板

十一 軍艦及鐵圍用艇舟並ニ特ニ上記艦艇ニ限リ使用シ得ヘキコト明ナル組成品

十二 飛行機、飛行船、氣球其ノ他一切ノ航空機及其ノ組成品タルコト明ナルモノ並ニ航空機用ニ供セラルモノト認ムヘキ屬具、物件、材料

十三 兵器彈藥製造ノ爲又ハ陸海軍

用ノ武器及材料ノ製造修理ノ爲專ラ作製セラレタル機械器具

第五十六條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲クル材料及物件附戰時禁制品タルヘキモノトス

一 糧食

二 獸類ノ飼料用ニ適スル藁秣及穀類

三 軍用ニ適スル被服、被服用織物及靴類

四 金銀貨幣地金銀及紙幣

五 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ベキ一切ノ車輛及其ノ組成品

六 一切ノ船舶及艇舟、浮渠船、船渠ノ部分並ニ組成品

七 鐵道ノ固定及運轉用材料並ニ電信無線及電話ノ材料

八 燃料及機械潤滑用材料

九 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニ非ザル火藥及爆發物

十 刺アル鐵線及其ノ架設又ハ切斷用ニ供スベキ機械

十一 階級及階級用材料
 十二 輓用及鞍用ノ物件
 十三 雙眼鏡、望遠鏡、「クロノメーター」及各種ノ航海用具
 第七十六條 中立船ニシテ左ニ掲グル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スベシ
 一 船舶ニシテ敵國軍隊ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合
 二 船舶所有者船舶全部ノ備船者又ハ船長ニ於テ情ヲ知リテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戦行動ニ對シ航海中直接ノ補助ヲ與フル一人若クハ數人ヲ有スル場合
 前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲沒收セラルベキ中立船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ得
 第八十條 中立船ニシテ左ニ掲グル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スベシ
 一 該船舶ニシテ直接ニ戰闘行爲ニ加ハル場合

二 該船舶ニシテ敵國政府ニ於テ該船内ニ乗組マシメタル代理人ノ命令又ハ監督ヲ受クル場合
 三 該船舶ニシテ全部敵國政府ノ爲ニ備入レラレタル場合
 四 該船舶ニシテ現ニ且專ラ敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲情報ノ傳達ニ從事スル場合
 前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ敵商船ト同一ノ取扱ヲナスコトヲ得
 第九十五條 船舶ニシテ停船、臨檢、搜索及拿捕ノ權利ノ合法ナル行使ニ對シ強力ヲ以テ抵抗スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕スベシ
 第九十六條 前條ノ船舶ハ沒收セラルベキモノトス
 前項ノ船舶ニ搭載スル貨物ハ敵船ノ載貨ト同一ノ處分ヲ受クベシ船長又ハ船舶所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ敵貨ト看做ス
 第九十三條 通常船舶内ニ備フベキ重ナル船舶書類ハ左ノ如シ
 一 船舶國籍證書

二 航海日誌 三 海員名簿
 四 乘客名簿 五 備船契約書
 六 船荷證券及送狀
 七 載貨目錄 八 出港證書
 九 健康證書 十 船舶買渡證書
 第九十六條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕スベシ
 一 船舶書類ヲ備ヘザルトキ
 二 船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隱匿シタルトキ
 三 二重ノ船舶書類又ハ變造若クハ偽造シタル船舶書類ヲ備フルトキ
 第九十七條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ情狀疑フベキモノアルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕スルコトヲ得
 一 船内ニ備フベキ必要ナル書類ヲ提供セズ又ハ船舶書類不整頓ナルトキ
 二 船舶書類互ニ矛盾シ又ハ其ノ書類ト船長ノ陳述ト齟齬スルトキ
 第九十八條 拿捕スベキ嫌疑アリト

認ムベキ一切ノ私船ニ對シテハ其ノ何レノ國籍ニ屬スルヲ問ハズ臨檢及搜索ヲ行フコトヲ得
 第九十九條 艦長船舶ニ停止ヲ命ズルニ當リテハ必ず帝國軍隊ノ旗章ヲ掲揚スベシ
 俘虜取扱規則(本章別掲)
 捕獲審檢所(帝國海軍篇)
 俘虜情報局(帝國陸軍篇)
 陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則摘要
 (明治四五、一、一三) 條約第四號附屬書
 第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ
 イ 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト
 ロ 敵國又ハ敵軍ニ屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト
 ハ 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡キ

テ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト
 ニ 助命セザルコトヲ宣言スルコト
 ホ 不必要ノ苦痛ヲ與フベキ兵器ヲ射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト
 ヘ 軍使旗、國旗、其ノ他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ「ジエネヴァ」條約ノ特殊標章ヲ擅ニ使用スルコト
 ト 戰爭ノ必要上萬止ムヲ得ザル場合合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壞シ又ハ押收スルコト
 チ 對手當事國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト
 第二十五條 防守セザル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ
 第二十七條 攻圍及砲撃ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ記念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限之ヲシテ成ルベク損害ヲ免レシム

ル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルベキモノトス
 被圍者ハ看易キ特別ノ標章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右標章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告スベシ
 第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ罰スルコトヲ得ズ
 第三十二條 交戰者ノ一方ノ命ヲ帶ビ他ノ一方ト交渉スル爲白旗ヲ掲ゲテ來ル者ハ之ヲ軍使トス、軍使並ニ之ニ隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵權ヲ有ス
 第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必ずシモ之ヲ受クルノ義務ヲキモノトス
 部隊長ハ軍使ガ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防グニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得
 濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得
 第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍

ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス
 占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス
 第四十三條 國ノ權力ガ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的ノ支障ナキ限り占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡クスベシ
 第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

赤十字條約抄

(明治一九、一一、一六勅令)

第一條 戰地假病院及陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若クハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戦者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ但戰地假病院及陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ルトキハ其ノ局外中立タル資格ヲ失フモノトス
 第二條 戰地假病院及陸軍病院ニ於テ

任用スル人員即チ監督員醫員事務員負傷者運搬員並ニ説教者ハ各其ノ本務ニ從事シ且負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス
 第三條 前條ニ掲ケタル各員ノ從事スル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其ノ本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其ノ屬スル隊ニ再ヒ加ハル爲退去スルコトヲ得ヘシ
 前項ノ場合ニ於テ各員其ノ職ヲ罷ルトキハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ
 第四條 陸軍病院ノ器具什物等ハ交戦條規ニ從ツテ處置スヘキモノナリ故ニ該病院附屬ノ各員ハ其ノ退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ携帶スルコトヲ得ス但シ戰地病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其ノ器具什物等ヲ保有スルコトヲ得
 第五條 負傷者ヲ救助スル土地ノ住民ハ侵スコトヲ得ス且之ヲシテ其ノ目

的ヲ得セシメサルヘカラス
 交戦國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ舉ヲ懲憑シ且慈善ノ舉ニ依テ局外中立タルノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ豫告スルノ責アルモノトス
 家屋内ニ負傷者ヲ接受シ之ヲ看護スルトキハ其ノ家屋ヲ侵スコトヲ得ス又自己ノ家屋ニ負傷者ヲ接受スル者ハ戰時課税ノ一部ヲ免レ且其ノ家屋ヲ軍隊ノ宿舍ニ借用スルコトヲ免カスルヘシ
 第六條 負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何國ノ屬籍タルヲ論セス之ヲ接受シ看護スヘシ司令官ハ戰團中ニ負傷シタル兵士ヲ速カニ敵軍ノ前哨ニ送致スルコトヲ得但シ右ハ其ノトキノ狀勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ得ヘク且兩軍ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス
 治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ其ノ本國ニ送還スヘシ
 患者負傷者退去スルトキハ其ノ之ヲ率フル人員ト共ニ完全ナル局外中立

ノ取扱ヲ受クヘシ
 第七條 陸軍病院、戰時假病院並ニ患者負傷者退去ノ際章トシテ特定一様ノ旗章ヲ用ヒ且其ノ傍ニ必ス國旗ヲ掲クヘシ
 局外中立タル人員ノ爲ニ臂章ヲ送付スルコトヲ許ス但シ其ノ交付方ハ陸軍官衙ニ於テ之ヲ司ルベシ旗及臂章ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケルモノタルヘシ
 第八條 此ノ條約ノ實施ニ關スル細目ハ交戦國ノ司令官ニ於テ其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且此ノ條約ニ明示シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ

俘虜取扱規則

(明三七、二、一四) 陸達、二、二二

第一章 通則

第一條 本規則ニ於テ俘虜ト稱フルハ帝國ノ權内ニ入りタル敵國交戦者及條約又ハ慣例ニ依リ俘虜ノ取扱ヲ受

クヘキ者ヲ謂フ
 第二條 俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱虐待ヲ加フヘカラス
 第三條 俘虜ハ其ノ身分階級ニ應シ相當ノ待遇ヲ爲スヘキモノトス但シ其ノ氏名及階級ノ訊問ニ對シ誠實ニ答ヘサル者其ノ他ノ犯則アリタル者ハ此ノ限ニ在ラス
 第四條 俘虜ハ帝國陸軍ノ紀律ニ依リ取締ヲ爲スノ外猥リニ其ノ身體ヲ拘束スヘカラス
 第五條 俘虜ハ軍紀風紀ニ反セサル限リ信教ノ自由ヲ有シ且其ノ宗門ノ禮拜式ニ參與スルコトヲ得
 第六條 俘虜不從順ノ行爲アルトキハ監禁、制縛其ノ他懲戒上必要ナル處分ヲ之ニ加フルコトヲ得
 俘虜逃亡ヲ圖リタル場合ニ於テハ兵力ヲ以テ防止シ必要ノ場合ニハ之ヲ殺傷スルコトヲ得
 第七條 宣誓セサル俘虜逃走ヲ遂ケスシテ再ヒ捕ヘラレタルトキハ懲戒處分ニ附スヘシ

前項ノ俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト爲リタルトキハ前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ加フルコトナシ
 第八條 俘虜ノ懲戒ノ方法ハ前諸條ニ規定スルモノノ外陸軍懲罰令ニ準シ其ノ犯罪ハ陸軍軍法會議ニ於テ審判ス
 第二章 俘虜ノ捕獲後處
 第九條 俘虜トスヘキ者ヲ捕獲シタルトキハ直ニ其ノ携帶品ヲ檢査シ兵器彈藥其ノ他軍用ニ供セラルヘキ物品ハ之ヲ沒收シ其ノ他ノ物件ハ特ニ之ヲ領置スルカ又ハ便宜本人ヲシテ之ヲ携帶セシムヘシ
 第十條 前條ノ俘虜中將校ニシテ特ニ其ノ名譽ヲ表彰スル必要アル者ニ限リ軍司令官又ハ獨立師團長ハ本人所前項ノ場合ニ於テハ其ノ氏名及事由ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報ス携帶セシメタル兵器ハ俘虜收容所ニ於テ領置スヘキモノトス
 第十一條 軍司令官又ハ獨立師團長ハ

戰後敵軍ト協議ノ上其ノ捕獲ニ係ル俘虜中傷者病者ヲ送還又ハ交換スルコトヲ得又時宜ニ依リ同一戰中再ヒ戰闘ニ從事セサル旨ノ宣誓ヲ爲シタル俘虜ヲ解放スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ階級員數及事由ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報スルモノトス

第十二條 各部隊ハ其ノ捕獲シタル俘虜ノ氏名、年齢、身分、階級、本籍地、本國ノ所屬部隊及負傷ノ年月日場所ヲ訊問シテ俘虜名簿及俘虜日誌ヲ調製シ且第九條ニ依リ没收シ又ハ領置シタル物件ニ付物品目録ヲ調製スヘシ

前條ニ依リ俘虜ヲ送還若ハ交換シ又ハ宣誓解放ヲ爲シタルトキハ之ヲ俘虜名簿ニ記載スヘシ

第十三條 俘虜ハ之ヲ將校同相當官及下士兵卒ニ區別シ最寄兵站若ハ運輸通信官衙ニ送還スヘシ

前項ノ場合ニ於テ領置シタル物件、俘虜名簿、俘虜日誌及物品目録ハ共

ニ之ヲ送付スヘシ

第十四條 軍隊又ハ兵站若ハ運輸通信官衙ハ海軍指揮官ヨリ俘虜引渡ノ協議アリタルトキハ領置ノ物件、俘虜名簿、俘虜日誌及物品目録ト共ニ其ノ俘虜ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

第十五條 軍司令官又ハ獨立師團長ハ其ノ後送セムトスル俘虜ノ員數ヲ迅速ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報ス

第十六條 陸軍省前條ノ通報ヲ受ケタルトキハ其ノ俘虜ヲ受領スヘキ港灣其ノ他ノ地點ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ同地點ニ俘虜ノ到着スヘキ時日ヲ陸軍省ニ通報ス

陸軍省ニ於テ海軍俘虜ノ引渡ニ關スル通報ヲ受ケタルトキ亦同シ

第十七條 第十三條又ハ第十四條ニ依リ俘虜ノ引渡ヲ受ケタル兵站若ハ運輸通信官衙ハ俘虜ヲ前條ノ地點ニ送シ領置ノ物件、俘虜名簿、俘虜日誌及物品目録ト共ニ之ヲ陸軍省ノ命シタル受領員ニ引渡スヘシ

第十八條 本章ニ於テ大本營トアルハ大本營ノ設ケナキトキハ參謀本部トス

第三章 俘虜ノ收容及取轉

第十九條 俘虜收容所開設ノ準備ニ關シテハ當該地所管ノ師團長ヲシテ之ヲ掌ラシム

第二十條 俘虜收容所ハ俘虜ノ名譽健康ヲ害セス且其ノ逃走ヲ防止スルニ足ルヘキ陸軍建築物又ハ寺院其ノ他ノ家屋ヲ以テ之ニ充用スヘシ

第二十一條 衛戍司令官ハ俘虜收容所服務規則ヲ定メ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第二十二條 俘虜收容所ニ於テ俘虜ヲ收容シタルトキハ其ノ氏名、年齢、本籍地、身分、階級、本國ノ所屬部隊及負傷ノ年月日、場所等ニツキ詳細ノ訊問ヲ爲シ其ノ事項ヲ俘虜情報局ニ通報スヘシ

收容後俘虜ノ入院、犯罪、死亡其ノ他ノ移動ハ十日毎ニ之ヲ取轉メ俘虜情報局ニ通報スヘシ

第二十三條 俘虜ハ其ノ身分、階級等ニ依リ成ルヘク居室ヲ分チ各室ニ組長一人ヲ置キ其ノ室内ノ規律及俘虜ノ情願等ニ關スルコトヲ掌ラシム

第二十四條 俘虜自費ヲ以テ嗜好品其ノ他日用ノ物品ヲ購買セムコトヲ申出ツルトキハ監視將校ニ於テ支障ナシト認メタル場合ニ限り之ニ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第二十五條 俘虜ノ發受スル電信及郵便物ハ監視將校ニ於テ豫メ之ヲ檢閱シ支障ナキモノハ之ヲ許可シ暗號ノ使用其ノ他嫌疑アルモノハ其ノ發送ヲ禁シ又ハ之ヲ沒收ス

第二十六條 俘虜ノ發受スル郵便物ハ條約ニ依リ郵稅免除ノ特典アルヲ以テ衛戍司令官ハ俘虜所在地郵便局ニ協議シ之ニ關シ相當ノ手續ヲ定ムヘシ

第二十七條 俘虜收容所ニ於ケル取締ニ關スル規則ハ當該衛戍司令官之ヲ定ム

前項ノ規則ハ之ヲ陸軍大臣ニ報告シ

俘虜情報局ニ通報スヘシ

第四章 雜則

第二十八條 敵國ノ病者傷者ニシテ病院及繙帶所ニ於テ治療ノ後兵役ニ堪ヘスト認メタルモノハ同一戰中再ヒ兵器ヲ執ラサルヘキ旨ノ約定ヲ爲サシメ之ヲ本國ニ送還スヘシ但シ戰爭ニ重要ナル關係アル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 俘虜ノ所有品ニシテ帝國官衙ニ領置シタルモノハ解放ノ際之ヲ本人ニ還付ス

第三十條 俘虜死亡者ノ遺留品ハ其ノ所轄軍隊、官衙、病院又ハ繙帶所ヨリ之ヲ俘虜情報局ニ送付スヘシ但シ遺留品中保存ニ堪ヘサルモノアルトキハ之ヲ賣却シテ其ノ代金ヲ送付ス

第三十一條 俘虜ノ遺言書ハ其ノ所轄軍隊、官衙、病院又ハ繙帶所ニ於テ帝國軍人ノ遺言書ト同一ノ取扱ヲ爲シ俘虜情報局ニ之ヲ送付スヘシ

第三十二條 俘虜ニ對シ直接寄贈シ又ハ俘虜ヨリ發送スル金錢物品ハ其ノ

所轄軍隊又ハ官衙ニ於テ之ヲ檢査シ支障ナキモノト認メタルモノニ限り其ノ配賦又ハ發送ヲ許スヘシ

第三十三條 慈善行爲ノ目的ヲ以テ適法ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ヨリ直接ニ俘虜ヲ救恤セムコトヲ出願シタルトキハ俘虜ノ取締規則ニ違反セサル旨書面ヲ以テ約定セシメタル上之ヲ許可スルコトヲ得

第三十四條 第二十五條及前二條ニ該當スル事項アリタルトキハ當該軍隊官衙ヨリ俘虜情報局ニ便宜取轉メ之ヲ通報スヘシ

情報局發表

一月十五日午後四時

グワム島作戦における俘虜、總督マクミラン外四百廿一名は本十五日午後一時多度津港着、直ちに善通寺俘虜收容所に收容せり。

陸軍軍人軍屬著作規則

(昭和十二年三月二十二日) 陸達第十(一)號

第一條 軍隊、官衙、學校、將校團條令ニ依ル團體、現役軍人(應召中ノ者及生徒ヲ含ム以下之ニ同シ)軍屬又ハ陸軍大臣ノ監督ニ屬スル法人又ハ團體ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル事項アルトキハ豫メ順序ヲ經テ所管長官又ハ監督官廳ノ長官ニ申請シ其ノ認可ヲ受クベシ

一 公文書ニアラザル文書、圖書(文書・圖書共ニ其ノ内容純然タル私事ニ屬スルモノヲ除ク以下之ニ同シ)新聞、雜誌、會報、檄文、又ハ標語其ノ他ノ出版物ヲ頒布若クハ發賣シ又ハ頒布若クハ發賣セシムル目的ヲ以テ著述、編纂、複寫又ハ複製セントスルトキ

二 公務以外ノ必要ニ基キ陸軍以外ノ新聞又ハ雜誌其ノ他ノ出版物ニ投稿(口述又ハ座談會等ノ筆記及應募ヲ含ム以下之ニ同シ)シ又ハ

放送、「レコード」吹込ヲ爲サントスルトキ

三 公務以外ノ必要ニ基キ公開セラレベキ映畫又ハ「レコード」ヲ製作セントスルトキ

第二條 現役軍人又ハ軍屬ニシテ公務以外ノ必要ニ基キ講演ヲ爲サントスルトキハ豫メ所屬隊長ノ認可ヲ受クベシ

第六條 第一條ノ認可ヲ受ケタル文書、圖書、新聞、雜誌、會報、檄文又ハ標語其ノ他ノ出版物ヲ印刷、複寫、複製シタルトキ又ハ投稿セル部外ノ新聞、雜誌其ノ他ノ出版物ノ出版セラレタルトキハ其ノ一部ヲ順序ヲ經テ速カニ陸軍大臣ニ送付スベシ

第七條 本規則ハ出版法、新聞紙法、軍機保護法其ノ他法規ノ效力ヲ妨ルモノニアラズ

陸軍軍人軍屬著作規則 改正ニ關スル件

(昭一、三、二二) 陸普一四六〇

今般陸軍著作規則改正相成リタル所同規則所定ノ手續ヲ履行シタルモノニ付テモ出版法、新聞紙法等ノ諸法規ニ定メラレタル手續ハ勿論省略セラレサルモ同規則第五條ノ規定ニ依リ憲兵司令官又ハ内地憲兵隊長ニ依託セラレタル檢閲ヲ經タル文書、圖書其ノ他ノ著作物ニ對スル内務省ノ檢閲ハ簡捷ニ取扱ハルヘク同省トモ協議濟ニシテ且憲兵司令官又ハ内地憲兵隊長ニ檢閲ノ施行ヲ依託シ得ルノ規定ヲ設ケタル趣旨ハ認可權ヲ有スル所管長官又ハ監督官廳ノ長官ヲ輔佐セシムルニ在リテ摘發的ノモノニ無之ノミナラス憲兵司令部及各憲兵隊ニハ專門ノ圖書等ノ檢閱係ヲ設ケラルル等ニ付努メテ第五條ノ規定ニ依ル依託檢閲ヲ利用セラレ度

帝國陸軍

統帥機關(軍令機關)

統帥に關する中央統帥機關は平時に於ては參謀本部、其の長官は參謀總長、戰時に於ては 天皇の大勳下に最高の統帥部を置き之を大本營と稱す。參謀總長は 天皇に直隸し軍令部總長と共に各々其の幕僚に長として帷幄の機務に奉仕し作戰に參畫し終局の目的に精へ陸海兩軍の策應協同を圖るを任とす。

即ち平時に於ては内外の軍事、地理資源、運輸、交通等を調査して國防用兵に關する計畫を立案し、戰時にありては大命を奉じて此の計畫の實施に當るものなり。然りと雖も軍の統率は大元帥として 天皇の親裁あらせらるる所にて參謀總長の管掌する能はざると

ころとす。

戰時は作戰の遂行をして遺憾なからしむる爲軍令軍政共に一途に統轄するを要するを以て作戰軍に關する軍政は大本營に合從せらるるものとす。

參謀本部

國防及用兵のことを掌る所にして參謀總長(陸軍大、中將を以て之に親補す)は 天皇に直隸し、帷幄の軍務に參畫し、國防及用兵に關する計畫を掌り、參謀本部を統轄す。

歴代參謀總長

熈仁親王、彰仁親王、川上操六、大山巖、山縣有朋、兒玉源太郎、奥保鞏、長谷川好道、上原勇作、河合操、鈴木莊六、金谷範三、載仁親王、杉山元

軍政機關

軍政に關する中央統帥機關は陸軍省にして其の長官は陸軍大臣なり、帝國陸軍の軍政事務は一般國務に屬するものと統帥及編制事項に關係するものもあり。

陸軍省

陸軍に關する軍政を掌る所にして陸軍大臣(現役陸軍大、中將を以て之に任ず)は内閣員中に列し陸軍軍政を管理し陸軍軍人軍屬を統轄し所轄部隊を監督す。

大臣官房

機密に屬する事項、文書記録其の他の庶務及各局に屬せざる事項を掌る。

人事局

一 補任課

イ 陸軍武官及文官の進退、任免、分限、補職、命課、増俸、増給、考料其の他人事に關する事項
ロ 陸軍武官及文官の戰時職務に關する事項

- ハ 兵籍、戰時名簿、文官名簿及停年名簿に関する事項
 - ニ 待命、休職、停職、豫備役及後備役の將校並に退役將官及各部將官の人事に関する事項
 - ホ 准士官及下士官の文官任用に関する事項
- 二 恩賞課
- イ 恩給及賜金に関する事項
 - ロ 敘位、敘勳、記章、褒章、座表及賞與に関する事項
 - ハ 休暇に関する事項
 - ニ 結婚に関する事項
 - ホ 扶助に関する事項
- 軍務局
- 一 軍事課
- イ 國防の大綱に関する事項
 - ロ 陸軍軍備其の他一般陸軍軍政に関する事項
 - ハ 陸軍建制並に平時戰時の編制及裝備に関する事項
 - ニ 戒嚴、警備、防空及軍動員の基本に関する事項

- ホ 陸軍豫算の一般統制に関する事項
 - ト 軍需行政の基本に関する事項
 - チ 航空兵の本務其の他航空に關係ある事項の統制に関する事項
 - リ 演習及檢閲に関する事項
 - ヌ 團隊配置に関する事項
 - ル 外國駐在員、留學將校及總力戰研究所研究生に関する事項
 - ヲ 陸軍軍需審議會に関する事項
- 二 軍務課
- イ 國防政策一般に関する事項
 - ロ 國際的規約に関する事項
 - ハ 部隊附外國武官に関する事項
 - ニ 國家總動員一般に関する事項
 - ホ 滿洲國及支那の軍事其の他之に關聯ある事項
 - ヘ 滿洲國及支那以外の外國の軍事に関する事項
 - ト 帝國議會との交渉に関する事項
 - チ 國防思想の普及及思想對策に関する事項

- リ 軍事關係團體の指導の統制に関する事項
- 兵務局
- 一 兵務課
- イ 各兵(憲兵及航空兵を除く)の本務に関する事項
 - ロ 軍樂部の勤務及教育に関する事項
 - ハ 軍紀風紀懲罰に関する事項
 - ニ 典令範(航空兵關係のものを除く)に関する事項
 - ホ 内務に関する事項
 - ヘ 儀式、禮式、服制及徽章に関する事項
 - ト 練兵場、射擊場、架橋場、演習場其の他の兵要施設(防衛課所掌及航空關係のものを除く)に関する事項(築設及管理を除く)
 - チ 學校教練及青年訓練に関する事項
- 二 兵備課
- イ 兵役に関する事項
 - ロ 將校以下の補充に関する事項

- ハ 軍動員に関する事項
 - ニ 召集に関する事項
 - ホ 人的動員一般に関する事項
 - ヘ 徴發に関する事項
 - ト 在郷軍人會に関する事項
- 三 防衛課
- イ 憲兵の本務に関する事項
 - ロ 軍事警察(法務局所掌のものを除く)及軍機の保護に関する事項
 - ハ 防諜に関する事項
 - ニ 防空に関する事項
 - ホ 戒嚴及警備に関する事項
 - ヘ 衛戍勤務に関する事項
 - ト 要塞の築造及兵備並に國防用土地に関する事項
 - チ 要塞地帯法、陸軍輸送港域軍事取締等に関する事項
 - リ 都市計畫に關係ある事項
- 四 馬政課
- イ 軍馬の供給、飼養、管理、検査及衛生に関する事項
 - ロ 地方馬の調査、検査及徴發に関する事項

- ハ 馬政局に関する事項
 - ニ 獸醫部の勤務及教育並に蹄鐵術の教育に関する事項
 - ホ 獸醫部の戰時諸規則に関する事項
 - ヘ 獸醫資材の整備、補給及検査に関する事項
 - ト 獸醫資材の調査、研究及審査に関する事項
 - チ 獸醫資材の製造及貯藏の設備に関する事項(築設及管理を除く)
 - リ 獸醫資材の工業の指導、補助及監督に関する事項(監査課所掌のものを除く)
 - ヌ 軍犬に関する事項
 - ル 軍馬及其の他輓駄用軍用動物の海外資源に関する事項
- 整備局
- 一 戰備課
- イ 軍需動員の基本に関する事項
 - ロ 物資動員一般に関する事項
 - ハ 生産力擴充一般に関する事項
 - ニ 海外軍需物資(燃料を除く)の取

- 得及利用の基本に関する事項(政策に関する事項を除く)
 - ホ 軍需品(燃料を除く)の原料及材料の調査及研究の統制に関する事項
 - ヘ 軍需品(燃料を除く)の原料及材料の需給調整に関する事項
 - ト 軍需品(燃料を除く)の原料及材料の規格の統制に関する事項
- 二 工政課
- イ 軍需工業(燃料に関するものを除く)の指導及補助の基本に関する事項
 - ロ 軍需品(燃料を除く)の製造設備の計畫及其の實施の統制に関する事項
 - ハ 電力及工作機械に関する事項
 - ニ 軍需工業に關聯ある科學技術の一般に関する事項(銃砲課所掌のものを除く)
 - ホ 軍需品製造の監督の統制に関する事項
 - ヘ 軍需動員に要する人員の需給調

整の一般に関する事項

ト 軍需動員に関する事務の一般に
關する事項

チ 陸軍共済組合に関する事項

三 燃料課

イ 燃料政策一般に関する事項

ロ 海外燃料資源に関する事項

ハ 燃料の調査及研究の基本に關す
る事項

ニ 燃料工業の指導、補助及監督の
基本に関する事項

ホ 燃料製造設備の計畫及其の實施
の統制に関する事項

ヘ 燃料の規格の統制に関する事項

ト 燃料の調達の調整並に燃料の整
備及貯蔵の基本に関する事項

チ 燃料の需給調整に関する事項

リ 陸軍燃料廠の業務の一般に關す
る事項(機械課及陸軍航空本部所
掌のものを除く)

四 交通課

イ 國防交通一般に関する事項

ロ 運輸に関する事項

ハ 通信及軍用鳩に関する事項

ニ 水陸交通路に関する事項

ホ 海運資材(器材課所掌のものを
除く以下同じ)の整備、補給及檢
査に関する事項

ヘ 海運資材の調査、研究及審査に
關する事項

ト 海運資材の工業の指導、補助及
監督に関する事項(監査課所掌の
ものを除く)

チ 船舶及鐵道車輛に関する事項

リ 戰時交通の統制に關係ある事項

メ 測量に関する事項

兵務局

一 銃砲課

イ 兵器(機械課所掌及航空關係の
ものを除く)の制式、支給、交換
調達、整備、検査及拂下並に之に
關する一切の經理事項

ロ 要塞備砲工事に關する事項

ハ 銃砲課所掌兵器の調査、研究及
審査に関する事項

ニ 銃砲課所掌兵器の貯蔵設備に關
する事項(築設及管理を除く)

する事項(築設及管理を除く)

ホ 陸軍兵器廠の特別會計に係る作
業經營及陸軍造兵廠の設備に關す
る事項

ヘ 銃砲課所掌兵器の工業の指導、
補助及監督に関する事項(監査課
所掌のものを除く)

ト 技術に従事する將校以下(航空
關係のものを除く)の技術教育に
關する事項

チ 兵器(航空關係のものを除く)に
關する戰時諸規則に関する事項

二 機械課

イ 戰車(裝甲車を含む)、牽引車、
自動車(自動車工具を含む)及自動
車燃料の制式、支給、交換、調達
整備、検査及拂下並に之に關する
一切の經理事項

ロ 機械課所掌兵器(自動車燃料を
含む以下同じ)の審査に関する事
項

ハ 機械課所掌兵器の貯蔵設備に關
する事項(築設及管理を除く)

ニ 機械課所掌兵器及自動車工業の
指導、補助及監督に関する事項
(監査課所掌のものを除く)

ホ 自動車の検査及徴税に関する事
項

三 器材課

イ 器材、輜重兵器(機械課所掌の
ものを除く)及化學戰資材(他課
所掌のものを除く)の制式、支給
交換、調達、整備、検査及拂下並
に之に關する一切の經理事項

ロ 器材課所掌兵器の調査、研究及
審査に関する事項

ハ 器材課所掌兵器の貯蔵設備に關
する事項(築設及管理を除く)

ニ 器材課所掌兵器の工業の指導、
補助及監督に関する事項(監査課
所掌のものを除く)

ホ 軍事に關係ある特許及實用新案
に關する事項

經理局

一 主計課

イ 經理部の勤務及教育に関する事
項

項

ロ 豫算及決算に関する事項

ハ 軍資運用の研究及審議に関する
事項

ニ 動員豫算に関する事項

ホ 豫備金支出、定額繰越、過年度
支出、定額戻入及年度開始前支出
に關する事項

ヘ 經理部の戰時諸規則に関する事
項

ト 俸給、雇員給、傭人料、諸手當
及旅費に関する事項

チ 金錢に係る經理及出納官吏に關
する事項

リ 本省の諸給與及用度に関する事
項

二 監査課

イ 會計(陸軍大臣の監督に屬する
法人其の他の團體の會計を含む)
の監査に関する事項

ロ 陸軍經理部及陸軍航空本部第三
部の管轄外陸軍部隊の會計事務の
監督に関する事項

ハ 陸軍作業會計經理に關する會計
上の監督に関する事項

ニ 民間工場に對する經理及原價調
査の監督に関する事項

ホ 諸給與及經理規定に関する事項

ヘ 歳入徴收報告及支出報告に關す
る事項

ト 陸軍經理部所掌事務以外に係る
民事訴訟に関する事項

三 衣糧課

イ 被服、糧秣及衣糧器具の整備補
給及検査に関する事項

ロ 被服及糧秣の給與に関する事項

ハ 被服、糧秣及衣糧器具の調査、
研究、審査に関する事項

ニ 被服、糧秣及衣糧器具の製造及
貯蔵の設備に関する事項(築設及
管理を除く)

ホ 陸軍製絨所の作業經營及設備に
關する事項

ヘ 被服、糧秣及衣糧器具の生産の
指導、補助及監督に関する事項(監
査課所掌のものを除く)

- 四 委任經理及酒保に關する事項
- 建築課
- イ 陸軍用地及諸建築（防衛課、銃砲課及陸軍航空本部所掌のものを除く）に關する事項
 - ロ 陸軍用地及諸建築（防衛課所掌のものを除く）の規格の統制に關する事項
 - ハ 國有財産に關する事項
 - ニ 建築に關する調査、研究及審査に關する事項
 - ホ 建築に従事する技師以下の勤務及教育に關する事項
 - ヘ 陸軍需品（陣中用品、酒保品、建築材料及其の他の需品を謂ふ以下同じ）の整備、補給及検査に關する事項（他課所掌のものを除く）
 - ト 陸軍需品の調査、研究及審査に關する事項（他課所掌のものを除く）
 - チ 陸軍需品の製造及貯蔵の設備に關する事項

- リ 陸軍需品の生産の指導、補助及監督に關する事項（監査課所掌のものを除く）
- ヌ 物品會計及物品會計官吏に關する事項
- 衛生局
- 一 衛生課
 - イ 衛生部の勤務及教育に關する事項
 - ロ 保健、部隊の衛生及勞務衛生に關する事項
 - ハ 衣糧、建築、給水、排水等の衛生に關する事項
 - ニ 防疫に關する事項
 - ホ 軍事衛生の調査、研究及統計に關する事項
 - ヘ 衛生部の戰時諸規則に關する事項
- 二 醫事課
 - イ 治病及療養に關する事項
 - ロ 病院、醫務室及轉地療養所に關する事項
 - ハ 衛生材料の整備、補給及検査に關する事項

- 關する事項
- ニ 衛生材料の調査、研究及審査に關する事項
- ホ 衛生材料の製造及貯蔵の設備に關する事項（築設及管理を除く）
- ヘ 衛生材料の工業の指導、補助及監督に關する事項（監査課所掌のものを除く）
- ト 身體検査に關する事項
- チ 恩給診斷及傷病に因る除役に關する事項
- リ 日本赤十字社及傷病者救恤團體に關する事項
- 法務局
- イ 陸軍司法事務官及陸軍法務官以下の勤務及教育に關する事項
- ロ 軍事司法に關する事項
- ハ 監獄に關する事項
- ニ 恩赦、假出獄及刑の執行に關する事項

陸軍省職員 は左表の如し

大 臣 官 次													
陸軍省職員表		政 務 次 官		參 與 官		大 臣 官 房		人 事 局		軍 務 局		兵 務 局	
專 任		專 任		專 任		專 任		專 任		專 任		專 任	
戰備課	長	馬政課	長	防衛課	長	兵備課	長	兵務課	長	軍務課	長	軍事課	長
兵科 大、中、佐	一	兵科 大、中、佐	一	兵科 大、中、佐	一	兵科 大、中、佐	一	兵科 大、中、佐	一	兵科 大、中、佐	一	兵科 大、中、佐	一
課員		課員		課員		課員		課員		課員		課員	
兵科 大、中、佐	三	兵科 大、中、佐	一	兵科 大、中、佐	二	兵科 大、中、佐	二	兵科 大、中、佐	二	兵科 大、中、佐	二	兵科 大、中、佐	二
屬	九	屬	八	屬	八	屬	八	屬	八	屬	八	屬	八
技手	二	技手	二	技手	二	技手	二	技手	二	技手	二	技手	二

明一八年二月
明二八年六月
明二五年八月
明二二年八月
明一七年七月
明一二年七月
明一七年七月
明一二年七月
明一七年七月
明一二年七月
明一七年七月
明一二年七月
明一七年七月
明一二年七月

大 山 巖
高 島 納 之 助
大 山 巖
西 郷 從 道
(兼)
山 縣 有 朋
(臨時)
大 山 巖
高 島 納 之 助
桂 太 郎
見 玉 源 太 郎
寺 内 正 毅
石 本 新 六
上 原 勇 作

大
元 二 元 二 元 二 元 二 元 二 元 二 元 二 元 二 元 二 元 二 元 二

木 越 安 綱
楠 瀬 幸 彦
岡 市 之 助
大 島 健 一
田 中 義 一
山 梨 半 造
田 中 義 一
宇 垣 一 成
白 川 義 則
宇 垣 一 成
阿 部 信 行
宇 垣 一 成
南 次 郎

昭
九 六 九 九 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

陸軍省隷屬官衙
陸軍航空に關する事項の調査研究、飛行場爆撃場等の施設、航空通信兵

歴代陸軍大臣

考

八 七 六 五
各局課員ハ必要ニ應ジ彼此兼勤セシムルコトヲ得
屬定員内ニ於テ必要ニ應ジ准士官、下士官及技手ヲ用フルコトヲ得
本表定員ノ外臨時必要ニ應ジ兼勤者ヲ置クコトヲ得
當分ノ内器材課長並ニ兵器局課員ノ内兵科中少佐一及兵科少佐大尉一ハ他ニ本職ヲ有スル者ノ兼勤ト
ス

備

一 大臣及次官ニ任ゼラルル者ハ現役將官トス
二 秘書官ノ内一ハ副官ノ兼勤、副官ノ内一ハ秘書官ノ兼勤トス
三 法務局長ハ勅任ノ陸軍高等軍法會議法務官ノ兼任トス
四 兵科佐尉官ハ各部佐尉官ヲ以テ、各部佐尉官ハ兵科佐尉官ヲ以テ充ツルコトヲ得

		(將 中 大)				(將 少 中)										
		經 理 局				兵 器 局			備 局							
局 法 務	長	長 主計中、少將				長 中、少將			長 中、少將							
	一 局 員	監 查 課	衣 糧 課	建 築 課	衛 生 課	醫 事 課	銃 砲 課	機 械 課	器 材 課	主 計 課	主 計 課	主 計 課	主 計 課	工 政 課	燃 料 課	交 通 課
	課 員	技 主計中、少佐	主計大、中佐	長 主計大、中佐	長 主計大、中佐	長 主計大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐	長 兵科大、中佐
	課 員	軍醫中、少佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐	軍醫大、中佐
	課 員	技 主計中、少佐	主計大、中佐	主計大、中佐	主計大、中佐	主計大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐
	課 員	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉
	課 員	技 主計中、少佐	主計大、中佐	主計大、中佐	主計大、中佐	主計大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐
	課 員	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉
	課 員	技 主計中、少佐	主計大、中佐	主計大、中佐	主計大、中佐	主計大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐	兵科大、中佐
	課 員	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉	軍醫少佐、大尉

要氣象に關する事項、航空兵器燃料の制式統一、支給、調達、検査、貯蔵に關する事項を掌り、民間航空及航空路に關し監督を爲す。

二 陸軍航空技術研究所 (東京府北多摩郡立川町)

航空に關する器材考案及審査を爲し且航空技術に關する調査研究及試験を行ひ其の改良進歩を圖る所なり。尙航空衛生に關する調査、研究試験並に航空被服及糧食の性能、研究及び實驗を行ふ。

三 陸軍航空廠

航空に關する兵器、燃料等の購買、貯蔵、保存及補給並に航空に關する兵器の廢品處分修理及航空兵科幹部候補生に教育を行ふ。

四 陸軍航空工廠 (北多摩郡昭和三村)

飛行機の製造、試作、技術の調査及研究を行ふ。

五 陸軍技術本部 (東京市淀橋區百人町)

陸軍所要の兵器 (航空兵器を除く以下之に同じ) 及兵器材料 (航空に關

するものを除く以下之に同じ) の考案、設計、審査及制式統一を爲し陸軍技術 (航空關係のものを除く以下之に同じ) 及科學の調査、研究及試験を行ひ其の改良進歩を圖る。技術本部は前項の外兵器及兵器材料の検査を統理し且固定無線所 (航空に關するものを除く) の施設、補修等を行ふ。

六 陸軍兵器廠

一 兵器本部 (東京市赤坂區青山南町)

二 兵器補給廠

東京、千葉、名古屋、大阪、岡山、廣島、小倉、朝鮮及滿洲

三 造兵廠

東京、名古屋、大阪、小倉、南滿洲

七 軍馬補充部

本部 (東京市)

支部 (川上、釧路、十勝、根室、三本木、白河、高鍋、雄基)

軍馬の供給、育成、購買を掌る。

八 陸軍築城部

本部 (東京市麹町區車町)

支部 (對馬、壹岐)

防禦營造物の建築及検査、要塞の備砲工事並に築城技術に關する調査及研究を掌り、工事中の防禦營造物及國防用の土地管理及防空施設に關する技術の調査及研究を行ふ。

九 陸軍製絨廠

(東京市荒川區南千住町)

陸軍所要の絨類及毛絲の製造を掌る所なり。

十 陸軍被服廠

本廠 (東京市王子區赤羽町)

支廠 (大阪、廣島、滿洲)

陸軍被服品の調辨、製造、貯蔵及補給を掌り、陸軍經理部幹部候補生及縫製工下士官の養成並に被服に關する試験を行ふ所なり。

十一 陸軍糧秣廠

本廠 (東京市深川區越中島町)

支廠 (大阪、廣島、滿洲)

陸軍糧秣品の調辨、製造、貯蔵及補

十二 陸軍燃料廠

陸軍燃料廠は陸軍に必要な燃料、脂油及此等の副産品の製造、此等の製品の検査、原料の購買及貯蔵並に燃料及脂油の製造に關する調査及研究を行ふ處で廠長は陸軍大臣に隸して居る。

十三 陸軍衛生材料廠

本廠 (東京市世田谷區玉川用賀町)

支廠 (滿洲)

衛生材料、製造修理、貯蔵及補給を掌り、陸軍療工下士官の養成に任じ且陸軍衛生材料に關する調査、研究試験を行ふ所なり。

十四 陸軍獸醫資材廠

陸軍獸醫資材廠は陸軍獸醫材料、蹄鐵、其の他の獸醫資材の購買、製造修理、貯蔵及補給を掌り且獸醫資材に關する調査、研究及試験を行ふ處で獸醫資材本廠及獸醫資材支廠より

成り本廠は東京に、支廠は所要の地に之を置かれる。

十五 陸軍運輸部 (廣島市宇品町)

出張所 (神戸、門司、釜山、塘沽、基隆)

陸軍に屬する人馬物件の船舶輸送及之と聯絡する鐵道輸送の業務を掌り、陸軍に於て所有又は使用する汽船を管理し船舶輸送用補助物件を整備保管し且必要に應じ其の管理する船舶及塔載の人馬物件に對し検査消毒を施行する所なり。

十六 陸軍氣象部 (東京市杉並區馬橋)

兵要氣象に關する研究、調査、統計其の他の氣象勤務を掌り且氣象器材の研究及試験並に航空兵器に屬する氣象器材の審査を行ふ外、憲兵科を除く各兵科將校以下の學生に氣象勤務に必要な學術の教育を行ふ。(修學期間尉官は概ね一年下士官は概ね六月)

十七 陸軍機甲本部 (新設)

陸軍機甲本部は機甲部隊及騎兵部隊

の教育上當該隊種専門に關する事項、陸軍戰車學校、陸軍騎兵學校及陸軍機甲整備學校に關する事項並に戰車 (裝甲車を含む以下之に同じ)、牽引車及自動車整備の基本に關する事項を掌り且機甲部隊、騎兵部隊及戰車を主體とする諸兵連合の部隊に關する調査及研究並に戰車、牽引車、自動車及自動車燃料の調査及研究を行ひ其の進歩を圖る。本部長は陸軍大臣に隸し陸軍機甲本部の業務を總理す但し教育並に陸軍戰車學校、陸軍騎兵學校及陸軍機甲整備學校の管轄に關しては教育總監に直隸す。

十八 陸軍需品廠 (新設)

陸軍需品廠は陸軍需品 (陣中用品、酒保品、建築材料及其の他の需品) の購買、製造、修理、貯蔵及補給を掌り且陸軍需品に關する調査、研究及試験を行ふ。

陸軍需品廠は需品本廠及需品支廠及出張所より成り本廠は東京に、支廠

は所要の地に之を置く。
本廠長は陸軍大臣に隸し陸軍需品廠の業務を總理す。

其の他官衙

參謀總長の管轄する官衙

陸地測量部 陸地を測量し兵器及内國圖を製造修正し測量手を養成す。

軍司令官若は師團長に隸屬する官衙

1 要塞司令部

司令官は軍司令官に隸し要塞の防禦計畫を擔任し要塞備付の兵器、器具材料及防禦營造物を管理し軍需品の整備に任ず。

司令官は必要に應じ市町村長に軍需品に關する調査を請求することを得。

2 聯隊區司令部

各師團に置き司令官は師團長に隸し聯隊區内に於ける徵兵召集、在郷軍人の服務、召集、在郷將校團及在郷軍人會に關する事務を掌る。

3 陸軍兵事部

朝鮮、臺灣及滿洲國の各兵事區に置き當該兵事區名を冠稱す。部長は軍司令官又は師團長に隸し徵兵及召集、在郷軍人の服務及召集、在郷將校團及在郷軍人會に關する事務を掌る。

4 陸軍病院
各衛戍地に置き其の所在地の陸軍部隊の患者を收容治療し衛生材料を保管供給し衛生試験を爲し衛生部見習士官以下の教育を掌る所なり。

5 陸軍監獄

軍法會議所在地に置く、陸軍監獄を分ちて衛戍刑務所及拘禁所の二種とし前者は懲役監、禁錮監を置き後者には拘留場及拘留監を置く。

6 陸軍倉庫

京城、臺北に置き朝鮮又は臺灣駐節陸軍部隊所要の糧秣、被服、陣營具、衛生材料、獸醫材料、及蹄鐵の貯藏、調辨、製造、補給を掌る所なり。

教育機關及學校

教育總監部 (東京市麹町區代官町)

陸軍軍隊の教育 (航空兵科専門の教育を除く) 並に所轄學校及陸軍將校生徒試験委員に關する事項を掌る。

陸軍に於ける教育は左の二種とす。

甲、軍隊練成の爲にする一般の教育
及幹部の技能を増進する爲の教育
乙、幹部を補充する爲に一定人員の養成教育

教育總監は教育に必要な經費器材等は之を陸軍大臣に要求す。又軍隊の編制、戰時勤務其の他軍紀、風紀、儀式、禮式、人馬衛生、兵器被服等に關する事項は皆教育と密接の關係を有するを以て教育總監は此等に關し參謀總長及陸軍大臣に對し意見を述べ又參謀總長は用兵上の必要に鑑み軍隊の練成に關し所要の要求を提示して教育總監と協議を爲すものとす。
教育總監部内に本部第一部 (庶務課

第一乃至第三課) 第二部 (第四乃至第六課) の外騎兵監部、砲兵監部、工兵監部、輜重兵監部、通信兵監部及化兵監部を置く。

歴代教育總監

寺内正毅 野津道貫 西 寬二郎
大島久直 淺田信興 上原勇作
一戸兵衛 大谷喜久藏 秋山好古
大庭二郎 菊池慎之助 武藤信義
林 銑十郎 眞崎甚三郎 渡邊鏡太郎
西 義一 杉山 元 寺内壽一
畑 俊六 西尾壽造 山田乙三

教育總監部の管轄する學校

一 陸軍幼年學校 (東京、廣島、仙臺 熊本、名古屋、大阪)

陸軍將校たることを志願する者より召集選抜して生徒と爲し陸軍豫科士官學校生徒たるに必要な素養を與ふる爲軍事上の必要を顧慮して普通學科を教授し軍人精神を涵養する所なり。生徒修學期間は概ね三年とす。

(各校詳細は志願者便覽の部を見よ)
二 陸軍醫科士官學校 (埼玉縣北足立郡朝霞町)

兵科士官候補生と爲すべき生徒を教育する所とす生徒は陸軍幼年學校を卒業したる者又は陸軍將校たることを志願し召集試験に合格したる者を以て之に充つ修學期間概ね二年とす。

三 陸軍士官學校 (神奈川縣高座郡座間)

陸軍士官學校は兵科 (憲兵及航空關係の者を除く以下之に同じ) 現役將校と爲すべき生徒及學生を教育する所とす。

前項の外陸軍士官學校に於ては外國陸軍將校候補者 (以下留學生と稱す) の教育を行ふ。

生徒は兵科士官候補生にして所定の隊附勤務を修得したる者を以て之に充て兵科將校に必要な教育を受けしむ通常毎年一回入校せしめ其の修學期間は概ね二年とす。

る所なり。

學生は左の二種とし通常毎年一回入校せしめ其の修學期間は概ね一年とす。

丁種學生 特別志願將校 (昭和八年勅令第十二號に依り充用せられ居る者を謂ふ) にして昭和十四年勅令第七百三十一號第二條の規定に依り派遣せられたる者を以て之に充て兵科現役將校たるに必要な教育を受けしむ
巳種學生 兵科少尉候補者を以て之に充て兵科將校たるに必要な教育を受けしむ

四 陸軍豫備士官學校 (前橋、豊橋、久留米、第一、同第二)

前橋、豊橋及久留米第一陸軍豫備士官學校は歩、砲兵、久留米第二陸軍豫備士官學校は輜重兵豫備役將校と爲すべき生徒を入校せしむ。
生徒は甲種幹部候補生を以て充て其の修學期間は概ね十一月とす。

五 陸軍教導學校 (仙臺、豊橋、熊本) 歩兵科現役下士官と爲すべき學生を

教育する所とす。

學生は下士官候補者たる歩兵科現役兵にして所定の期間在營したる者を以て之に充つ、修學期間概ね一年とし毎年一回入校せしむ。

六 陸軍歩兵學校 (千葉市作草部)

學生に歩兵隊に必要な學術を修得せしめ之を各隊に普及し、此等學術の調査及研究を行ひ以て歩兵教育の進歩を圖り、且歩兵用兵器其の他の資材の研究及試験を行ふ所とす學生を分ちて左の三種とす。

佐官學生、甲種學生、乙種學生

七 陸軍戸山學校 (東京市牛込區戸山町)

學生に體操劍術及喇叭譜等の訓練を爲し、且體操、劍術及喇叭譜等に関する調査、研究及試験を行ひ又軍樂生徒に軍樂上等兵たるに必要な教育を爲し軍樂に関する調査、研究、試験を行ふ所とす學生を分ちて甲、乙二種とし毎年二回入校せしむ。

八 陸軍通信學校 (神奈川縣高座郡大野村)

學生に通信に関する學術を修得せしめ、通信に従事する幹部候補生、下士官候補者及生徒を教育し、通信に関する調査、研究、試験の外軍用鳩育成、訓練、補充を行ふ。

學生を分ちて六種とす。

甲種學生、乙種學生、丙種學生、丁種學生
特種學生 (各兵科尉官を充て暗號書作製取扱並に暗號勤務を修得せしむ)
鳩學生
幹部候補生

九 陸軍科學學校 (東京市牛込區若松町)

陸軍科學學校は學生に技術を要する軍隊 (航空部隊を除く) の隊務遂行に必要な學識を増進せしむる所とす。

前項のほか學生中所要の者に軍事技術に関する須要なる學術を修めしむ。

學生を分ち左の三種とす。

(イ) 普通學生 技術を要する軍隊 (航空部隊を除く) の兵科少尉を以てこれに充てその隊務遂行に必要な學術を修得せしめその修學期間は概ね一年とす (ロ) 高等科學學生 普通科の修學を終りたる學生より概ねその四分の一を選抜してこれに充て修學期間は概ね一年とす (ハ) 技術學生 普通科の修學を終りたる學生中より適任者若干名を選定し修學期間は概ね一年とす

十 陸軍野戰砲兵學校 (千葉縣印旛郡千代田村四街道)

學生に野戰砲兵隊に必要な諸學術を修得せしめ、之を各隊に普及し所要の學生に砲兵情報に関する學術を修得せしめ、此等諸學術の調査及研究を行ひ以て野戰砲兵教育の進歩を圖り、且野戰砲兵用及砲兵情報用の兵器其の他の資材の研究及試験を行

ふ所とす。

陸軍野戰砲兵學校に於ては、前項の外必要の下士官及兵 (幹部候補生を含む) に砲兵情報に関する教育を行ひ、且下士官候補者に砲兵科下士官に必要な教育を行ふ。

學生を分ちて左の八種とし通常毎年一回入校せしむ。

佐官、甲、乙、丙、丁、戊種及特種學生 (砲兵科の尉官及下士官を以て之に充て、主として砲兵情報に関する學術を修習せしむ) 及自動車學生

十一 陸軍重砲兵學校 (神奈川縣三浦郡浦賀町)

學生に重砲兵隊に必要な諸學術を修得せしめ、之を各隊に普及し、此等諸學術の調査及研究を行ひ、以て重砲兵教育の進歩を圖り、且重砲兵用兵器其の他の資材 (高射砲及照空に関するものを除く) の研究及試験を行ふ所とす。

陸軍重砲兵學校に於ては、前項の外

練習下士官及練習兵に所要の特業教育を行ひ、且下士官候補者に重砲兵下士官に必要な教育を行ふ。

十二 陸軍防空學校 (千葉市小中臺町)

學生に地上防空に必要な諸學術を修得せしめ、之を各隊に普及し此等諸學術の調査及研究を行ひ以て地上防空教育の進歩を圖り、同地上防空用兵器其の他の資材の研究及試験を行ひ、又下士官候補者に高射砲隊の下士官たるに必要な教育を行ふ。

學生を分ちて左の六種とす。

佐官學生 砲兵科中、少佐を以て充て、高射砲に関する須要なる學術を修得せしむ。修學期間は概ね三月。

甲種學生 砲兵科大尉を充て主として戰術、射撃、照空に関する學術を教育す。修學期間概ね七月。
乙種學生 砲兵科大、中尉を充て主

として射撃及通信の學術を教育す
修學期間概ね五月。

丙種學生 砲兵科中、少尉を充て主として照空、通信を教育す。修學期間概ね五月。
丁種學生 砲兵科下士官を充て觀測
其の他の學術を修得せしむ。修學期間概ね六月。

特種學生 各兵科尉官を充て主として要地防空に関する學術を修得せしむ。修學期間概ね五月。
其の他必要に應じ各兵科佐、尉官及下士官、下士官候補者及幹部候補生の教育を行ふ。

十三 陸軍工兵學校 (千葉縣東葛飾郡松戸町)

陸軍工兵學校は學生に工兵隊に必要な諸學術を修得せしめ之を各隊に普及し、併せて工兵に関する學術の調査及研究を行ひ以て工兵教育の進歩を圖り、且工兵用器其の他の資材の研究試験を行ふ所とす。

陸軍工兵學校に於ては、前項の外必

要の下士官及兵(幹部候補生を含む)に工兵技術に關する特種の教育を行ひ、且下士官候補者に工兵科下士官に必要な教育を行ふ。

十四 陸軍輔重兵學校(東京市上目黒)

學生に輔重兵部隊に必要な學術を修得せしむると共に之を各隊に普及し併せて輔重兵部隊に關する學術の調査及研究を行ひ以て輔重兵部隊の教育の進歩を圖り且輔重兵部隊用兵器其の他の資材の研究及試験を行ふ所とす。前項の外輔重兵部隊の下士官と爲すべき下士官候補者を教育し且兵站の實務(主として輸送に關する事項)に關する研究及必要に應じ之が教育を行ふ。

十五 陸軍習志野學校(千葉縣千葉郡大久保町)

學生は佐官、甲、乙、丙の四種とす。瓦斯防護に關する教育、調査研究を

行ふ所とす。學生は各兵科(憲兵科を除く)將校を以て之に充つ。尙幹部候補生の教育を行ふ。

陸軍機甲本部長に隷屬する學校

一 陸軍機甲整備學校(東京市世田谷區)

陸軍機甲整備學校は(イ)學生に機甲車輛(戰車、裝甲車、牽引車、自動車等)を云ひ燃料、脂油を含む)の整備に必要な基礎の學術及其の整備に伴ふ補給勤務に必要な學術を修得せしむると共に之を各隊に普及し併せてこれ等學術の調査及研究を行ひ且つ機甲車輛の研究及試験を行ふ(ロ)機甲車輛の整備に従事すべき兵技兵を教育す。

學生を分ちて左の四種とす。(イ)佐官學生兵科(憲兵及航空關係の者を除く、以下同じ)中、少佐を以てこれに充て通常毎年一回入校

せしめその修學期間は概ね三月とす(ロ)乙種學生 大、中尉を以て之に充て通常毎年一回入校せしめその修學期間は概ね四月とす(ハ)丙種學生 兵科中、少尉又は兵技中、少尉を以てこれに充て機甲車輛の整備に必要な基礎の技術を修習せしむ通常毎年二回入校せしめその修學期間は概ね五月とす(ニ)戊種學生 兵科下士官及兵技下士官を以てこれに充て通常毎年二回入校せしめその修學期間は概ね五月とす。

二 陸軍騎兵學校(千葉縣習志野)

陸軍騎兵學校は學生に騎兵隊に必要な學術を修得せしむると共に之を各隊に普及し併せて騎兵に關する學術の調査及研究を行ひ以て騎兵教育の進歩を圖り且騎兵用兵器其の他の資材の研究及試験を行ふ所とす。陸軍騎兵學校に於ては前項の外下士

官候補者に騎兵科下士官に必要な教育を行ふ。

學生を分ちて左の五種とす。

佐官學生、甲、乙、丙、丁種學生、

三 千葉陸軍戰車學校(千葉市)

千葉陸軍戰車學校は學生に戰車隊又は輕裝甲車隊に必要な基礎の學術並に通信及工術を修得せしむると共に之を各隊に普及し併せて主として此等に關する學術の調査及研究を行ひ以て戰車隊及輕裝甲車隊の教育の

陸軍少年戰車兵學校(靜岡縣富士郡上井出村)

陸軍少年通信兵學校(東京府北多摩郡大和村)

從來通信、戰車兩校内にて教育しありしものが分離獨立したもので其新校舍落成迄は從前の通り兩校内にて教育を續け通信兵學校は十七年四月より又戰車兵學校は十七年中に新校舍に移轉の豫定である。

進歩を圖り且此等に必要なる兵器其の他の資材の研究及試験を行ふ所とす。

千葉陸軍戰車學校に於ては前項の外練習下士官及練習兵に輕裝甲車に關する教育を行ひ且工機兵に戰車及輕裝甲車の補給、修理等に任ずる部隊の作業要員として必要なる教育を行ふ。

學生を分ちて乙、丙、丁種及輕裝甲車學生の四種とし通常毎年一回入校せしむ。

輕裝甲車學生

航空總監及其の管轄する學校

陸軍航空總監部(東京市麹町區隼町)

陸軍航空總監部は陸軍航空兵科軍隊の教育に關する事項を掌り總監は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し天皇に直隷す。

航空總監は軍隊教育期の終りに於て陸軍航空兵科軍隊の教育(航空兵科專

門の教育を除く)の狀況及意見を教育總監に報告す、軍政及人事に關しては陸軍大臣、作戰計畫に關する事項及動員計畫に關しては參謀總長、教育(航空兵科専門の教育を除く)に關しては教育總監の區處を承く。

航空總監部に總務部及教育部を置き總務部に庶務課及第一課、教育部に第二課、第三課及第四課を置く。

一 陸軍航空士官學校(埼玉縣入間郡豐岡町)

航空士官學校は航空關係の兵科將校となるべき生徒及學生を教育する所とす。

生徒 陸軍豫科士官學校を卒業し航空兵科士官候補生を命ぜられたる者を以て充つ、通常毎年一回入校

修學期間は概ね二年八月。

學生 兵科(憲兵を除く)少尉候補者を以て充つ、通常毎年一回入校修學期間概ね一年。

二 東京陸軍航空學校(東京府多摩郡村山村)

宇都宮、太刀洗、熊谷各飛行學校、航空通信及整備學校の生徒となすべき生徒を教育する所とす。

三 陸軍航空技術學校 (埼玉縣入間郡所澤町) 學生に航空技術に必要な學術を修得せしめ、航空兵器の整備補給等に關する調査、研究、試験を行ふ。將校學生を分ちて三種とす。

甲種學生 航空兵科少佐又は大尉を以て充て、航空技術、航空兵器整備、補給等須要なる學術を修習せしむ。修學期間概ね六月。

乙種學生 陸軍航空士官學校生徒課程を卒業したる航空兵科尉官を以て之に充て、航空技術に關する學術を修習せしむ、修學期間概ね一年(之を普通科とし之より選拔したるものを高等科として更に一年を在學せしむ)。

丙種學生 陸軍士官學校學生の課程を卒業したる航空兵科尉官を以て充て航空技術に關する學術を修得せしむ修學期間概ね一年。

四 熊谷陸軍飛行學校 (埼玉縣大里郡三尻村) 飛行機操縦に従事する少年飛行兵下士官と爲すべき生徒を教育し、且飛行機操縦に關する調査、研究及試験を行ふ。

五 下志津陸軍飛行學校 (千葉縣千葉市川野邊) 學生に偵察飛行隊に必要な學術を修得せしめ之を各隊に普及し此等學術に關する調査研究を行ひ以て偵察飛行隊教育の進歩を圖り且偵察飛行隊に必要な兵器の調査、研究及試験の外寫眞の研究を爲す。

甲種學生 航空兵科大尉を以て之に充て、戰術及偵察に關する學術を修得せしむ期間概ね六月。

乙種學生 新に飛行機操縦を修得したる航空兵科尉官を以て之に充て偵察操縦に必要な學術を修得せしむ期間概ね三月。

偵察學生 各兵科尉官(除憲兵科)を以て之に充て偵察に關する學術を修習せしむ。期間概ね五月。

六 明野陸軍飛行學校 (三重縣度會郡北濱村) 學生に戰闘飛行隊に必要な學術を修得せしめ之を各隊に普及し此等學術に關する調査研究を行ひ以て戰闘飛行隊教育の進歩を圖り且戰闘飛行隊に必要な兵器の調査、研究、試験を行ひ、且空中射撃、飛行機用火器に關する研究を行ふ。

甲種學生 航空兵科大尉を以て之に充て、戰術及隊の戰闘に關する學術を修習せしむ期間概ね六月。

七 濱松陸軍飛行學校 (靜岡縣)(重) 學生に爆撃飛行隊に必要な學術を修得せしめ之を各隊に普及し此等學術に關する調査研究を行ひ以て爆撃飛行教育の進歩を圖り且爆撃飛行隊に必要な兵器の調査、研究及試験を行ふ外爆撃に關する研究並に航空部隊の運用に關する教育研究を行ふ。

九 水戸陸軍飛行學校 (茨城縣那珂郡前渡村) 水戸陸軍飛行學校は學生に航空關係の火器及對空射撃に關する學術を修得せしめ戰技其の他に從事する少年飛行兵及航空兵科現役下士官と爲すべき下士官候補者を教育し且火器、對空射撃等に關する調査、研究及試

驗を行ふ所とす。水戸陸軍飛行學校に於ては前項の外航空に關する地上勤務に従事すべき航空兵科幹部候補生に必要な教育を行ふ。

十 岐阜陸軍飛行學校 (岐阜縣) 岐阜陸軍飛行學校は操縦候補生及飛行機操縦に従事すべき下士官候補者を教育する所である。

乙種學生 航空兵科尉官を以て之に充て對空火器に關する學術を修習せしむ其の修學期間は概ね六月とす。

丙種學生 航空兵科下士官を以て之に充て飛行機用火器に關する學術を修習せしむ其の修學期間は概ね四月とす。

丁種學生 航空兵科下士官を以て之に充て對空火器に關する學術を修習せしむ其の修學期間は概ね四月とす。

十一 宇都宮陸軍飛行學校 (栃木縣) 宇都宮及太刀洗陸軍飛行學校は飛行機操縦に従事する少年飛行兵及少年

操縦候補生は各隊より分遣する操縦候補生を以て之に充て飛行機操縦に従事する豫備役將校たるに必要な學術を修習せしむ、通常毎年二回入校せしめ其の修學期間は概ね六月である。下士官候補者は各隊より分遣する陸軍補充令第八十三條第一項の下士官候補者を以て之に充て飛行機縦に従事する豫備役下士官たるに必要な學術を修習せしむ、通常毎年二回入校せしめ其の修學期間は概ね六月である。又臨時に各兵科(憲兵科を除く)將校以下を召集し必要の修學を爲さしむることがある。

飛行兵と爲すべき生徒を教育する所
で生徒は東京陸軍航空學校を卒業し
たる者を以て之に充て飛行機操縦に
従事する少年飛行兵たるに必要な
學術を修習せしむ通常毎年二回入校
せしめ其の修學期間は概ね一年と
す。

十三 陸軍航空通信學校 (所澤町)

學生に航空兵器の整備に關する學術
を修得せしめ航空兵器の整備に従事
する少年飛行兵及少年飛行兵と爲す
べき生徒を教育し且航空兵器の整備
の實施に關する調査、研究を行ふ所
とす。

尙兵科及技術部幹部候補生の教育を
行ふ。

學生は甲、乙二種、生徒は東京陸軍
航空學校を卒業したる少年飛行兵と
す。

十四 陸軍航空通信學校 (茨城縣東茨
城郡吉田村)

陸軍航空通信學校は學生に航空關係
の通信に關する學術を修得せしめ通

信に従事する少年飛行兵及少年飛行
兵と爲すべき生徒並に航空關係の通
信に従事すべき幹部候補生及下士官
候補者を教育し且航空關係の通信に
關する調査、研究及試験を行ふ所で
學生は五種ある。

陸軍大臣の管轄す
る學校

一 陸軍兵器學校 (神奈川縣高座郡大
野村)

陸軍兵器學校は學生に技術又は兵器
(航空兵器を除く)勤務に必要な
學術を修得せしめ技術に従事すべき
幹部候補生及兵技下士官と爲すべき
生徒並に兵技兵を教育し且兵器勤務
及兵器の活用並に修理に關する調査
及研究試験を行ふ所とす。

尙右教育に資する爲陸軍部隊の兵器
の修理及彈藥の調製を行ふ。

學生は佐官、乙、戊、己種學生の四
種とす。

二 陸軍經理學校 (東京市牛込區若松

町)

經理部尉官たる學生に陸軍經理に關
する諸般の學術を修得せしめ、經理
部將校と爲すべき生徒學生及幹部候
補生並に主計下士官と爲すべき下士
官候補者を教育し且陸軍經理に關す
る學術の調査及研究を行ひ經理に關
する圖書の編纂を爲す。

甲種學生 主計大、中尉(丙種學生
の修業を終りたるものを除く)中
選拔試験に合格したる者を以て之
に充つ修學期間概ね二年。

乙種學生 丙種學生の修業を終り二
年以上軍隊に勤務したる者を以て
充つ修學期間概ね一年。

丙種學生 陸軍補充令第二十四條第
三號の規定により任官したる主計
中尉を以て之に充つ修學期間概ね
八月。

丁種學生 經理部少尉候補者を以て
之に充つ修學期間概ね一年。

學生を分ち豫科及本科とす。
豫科生徒 經理部將校たることを志願

し召募試験に合格したる者を以て
之に充つ修學期間概ね二年。

本科生徒 經理部士官候補生にして
所定の隊附勤務を修得したる者を
以て充つ修學期間概ね八月。

下士官候補者 各隊より分遣する者
を以て充つ修學期間概ね一年。

幹部候補生 各隊より分遣する經理
部甲種幹部候補生を以て充て豫備
役經理部將校に必要な學術を修
習せしむ修學期間概ね五月乃至八
月。

員外學生 甲、乙種學生中成績優秀
の者を更に一年間在學せしめ大學
令に依る大學に入學せしむ。

三 陸軍獸醫學校 (東京市牛込區戸山
町一)

學生及幹部候補生に衛生部の勤務に
必要な學術を修得せしむ。又軍陣
醫學及軍陣藥學及軍事衛生に關する
調査研究試験及圖書の編纂を爲し、
且軍陣防疫學的の檢索材料、豫防劑
及治療品の製造、軍人軍屬の傷病者

中特に必要ある者の診療を爲す。

學生を分ちて次の四種とす修學期間
何れも概ね一年。

甲種學生 軍醫大、中尉及藥劑大、
中尉中選拔試験に合格したる者を
以て之に充て、軍事衛生に關する
學術を專攻せしむ。

乙種學生 初任軍醫及藥劑官を以て
之に充て衛生部の勤務に必要な
學術を修習せしむ。

丙種學生 衛生部少尉候補者を以て
之に充て衛生部將校に必要な學
術を修習せしむ。

丁種學生 衛生部下士官を入學せし
む。

甲種幹部候補生 毎年一回入校せし
め修業期間十一月とす。

四 陸軍獸醫學校 (東京市世田谷區下
代田町)

學生及幹部候補生並に下士官候補者
に獸醫部勤務に必要な學術を修得
せしめ並に軍陣獸醫學及軍用動物の
衛生に關する調査、研究試験及圖書

編纂を爲し且陸軍部隊に要する軍陣
獸醫細菌學的の檢索材料、豫防品及
治療品製造を爲す外陸軍部隊の病馬
收容、軍馬裝蹄並に一般軍用動物の
診療裝蹄を行ふ。

學生は左の四種とす。
甲種學生 獸醫大、中尉中選拔試験
に合格せる者を充て、軍陣獸醫學
に關する須要なる學術を專攻せし
む修學期間概ね一年但し長期學生
は更に概ね一年。

乙種學生 初任の獸醫中、少尉を以
て充て獸醫部勤務に必要な學術
を修得せしむ修學期間概ね一年。

丙種學生 獸醫部少尉候補者を以て
充て獸醫部將校に必要な學術を
修得せしむ期間概ね一年。

丁種學生 獸醫部下士官を以て充て
技能向上に必要な教育を爲す修
學期間概ね五月。

下士官候補者 各隊より分遣する者
を充てる修學期間概ね一年。

幹部候補生 各隊より分遣する獸醫

部甲種幹部候補生を以て充てて豫備役獣醫部將校に必要な學術を修習せしむ修學期間概ね十一月。右の外獣醫部佐官又は尉官を學生とすることあり。

五 陸軍憲兵學校 (東京中野區園町)

陸軍憲兵學校は憲兵科の將校又は下士官たる學生に憲兵に必要な學術を修得せしめ憲兵科將校と爲すべき學生を教育し且憲兵の業務に關する學術の調査及研究を行ふ所とす。陸軍憲兵學校に於ては前項の外憲兵教習兵の教育を行ふ。學生は四種とし通常毎年一回入校せしむ。

參謀總長の管轄する學校

陸軍大學校 (東京市赤坂區青山北町一) 將校をして高等用兵に關する學術を修得し併せて軍事研究に須要なる學識を増進せしめ且高等用兵に關する學術の研究を行ふ所とす。

修學期間は學生は概ね三年、專科學生は概ね一年、航空學生は概ね四月とす。

陸地測量部修技所 (參謀本部内)

陸地測量手を養成する所とす。

軍 隊

防衛總司令部

防衛總司令官は陸軍大將又は同中將を以て之に親補し 天皇に直隸し内地、朝鮮、臺灣及樺太の防衛に任ず 防衛總司令官は防衛に關し東部、中部、西部、北部、朝鮮及臺灣各軍司令官並に第一飛行集團長を指揮す。前條の規定に依り兵力を使用したる場合に於ては直に之を陸軍大臣及參謀總長に報告し且關係所管長官に通報す。

防衛總司令官は防衛に關する演習の爲内地、朝鮮、臺灣又は樺太に在る部隊を使用することを得。防衛總司令官は軍政及人事に關しては陸軍大臣、作戰計畫に關しては參謀總長の區處を承くるものとする。

參謀總長の區處を承くるものとする。總參謀長は防衛總司令官を輔佐し且總司令部内の業務整理の責に任ず。軍司令官部

朝鮮、臺灣及内地には東、北、中、西の四軍管區に置く。軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し部下陸軍諸部隊を統率し軍事に係る諸件を統理す。

軍司令官は其の管理に係る各部隊の動員計畫を掌り且轄下に在る動員管理官の動員業務を監督し必要なる指示を與ふ。軍司令官は部下師團及特に定むる部隊の教育を統監し其の他の部下軍隊の練成に付其の責に任ず軍司令官は軍管區の防衛に任ず但し近衛師團長の行ふ禁關守衛勤務を妨ぐることをなし。軍司令官は部下諸部隊の軍紀、風紀、内務、兵器、經理、衛生及馬事に關する事項を統監す。

師團司令部に左の八部を置く。一、參謀部 二、副官部 三、兵器部 四、兵器部 五、經理部 六、軍醫部 七、獸醫部 八、法務部 參謀部及副官部を合し幕僚とす。飛行集團

飛行集團

集團長は陸軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し部下航空部隊を統率し其の練成、動員計畫を監督す、軍政人事に關しては陸軍大臣、動員計畫及作戰計畫に關しては參謀總長、教育に關しては航空總監の區處を承くるものとする。

飛行 團

飛行團長は部下軍隊を統率し部下各部隊教育の進歩を圖り軍紀、風紀、内務、經理、衛生及動員計畫を統監す。臺灣守備隊

臺灣守備隊長は臺灣軍司令官に隸し部下軍隊を統率し守備區域内の警戒及防備に任ず。憲兵 隊

軍司令官は軍政及人事に關しては陸軍大臣、動員計畫及作戰計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區處を承くるものとする。軍司令部に參謀部、副官部、兵器部、兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部、法務部の八部を置き參謀部及副官部を合し幕僚とす。關東軍司令部

關東軍司令部

關東軍司令官 (陸軍大、中將を以て親補す)は 天皇に直隸し關東州及滿洲に在る陸軍諸部隊を統率し、且其の防備に任ず。航空兵團司令部

航空兵團司令部

航空兵團司令官は陸軍大、中將を以て親補し 天皇に直隸し部下飛行部隊を統率し練成に付其の責に任ず。但し専門教育に付ては此の限に在らず。師團司令部

師團司令部

諸件を統理す。師團長は其の管理に係る各部隊の動員計畫を掌る。師團長は部下軍隊の練成に付其の責に任ず。師團長は軍司令官の定むる所に依り其の師團の防衛に任ず。近衛師團長は前項の外禁關守衛の事に任ず。師團長は地方長官より地方の靜謐を維持する爲兵力の請求を受けたるときは事急なれば直に之に應ずることを得。其の事地方長官の請求を待つる遠なきときは兵力を以て便宜處置することを得。師團長は部下諸部隊の軍紀、風紀、内務、兵器、經理、衛生及馬事に關する事項を統監す。師團長は軍政及人事に關しては陸軍大臣、動員計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區處を承くるものとする。

憲兵 隊

憲兵 隊

憲兵は陸軍大臣の管轄に属し主として軍事警察を掌り兼ねて行政警察及司法警察を掌る。

軍事警察とは直接には國軍の危害を豫防排除し、間接には軍の健全なる發達を援助する爲軍人及一般國民に及す國家權力の作用を謂ふ。而して此等は軍自ら之に當るを至當とするを以て、陸軍の一兵種たる憲兵を設け主として國軍全般の軍事警察を管掌せしむ。

憲兵司令官は憲兵諸部隊を統轄し憲兵司令部の事務を總理す。

憲兵司令部は之を東京に又朝鮮憲兵隊司令部は之を京城に置く、而して通常師管を以て憲兵隊管區とし之に一憲兵隊を配置す。

各憲兵隊は之を本部及分隊に分ち其の本部を通常師團司令部所在地に、分隊を管區内の要地に置く。

〔補助憲兵〕 陸軍大臣又は軍司令官、師團長は各兵科（憲兵科を除く）の者に補助憲兵を命ずることを得。補助

助憲兵は憲兵司令官、朝鮮憲兵司令官、憲兵隊長又は憲兵分隊長の指揮に属し憲兵の勤務を補助するものにして、其の服装は當該兵科のものとし左腕に腕章（白地に赤色を以て憲兵の二字を附す）を纏ふ。

〔憲兵補〕 朝鮮にて憲兵補志願者中より採用し、其の身分は軍屬とし身分取扱は其の階級に應じ陸軍二等兵より憲兵曹長に互り之に準ずるものとす。

〔憲補〕 關東軍司令官の隷下に於て滿洲國人民の志願者中採用試験に合格したる者より採用し、一等憲補乃至四等憲補の階級に分ち其の身分取扱は同階級の憲兵補に準ず。但し服務期間は採用の日より其の年の翌々年三月三十一日迄とし本人の志願に依り四十五歳に至る迄繼續服務せしめ得。

軍隊教育、檢閲、演習

軍隊教育の要旨

軍隊教育に關しては軍隊教育令、軍隊内務書を始め典範令其他多岐に亘り公布せられてゐるのであるが、其大本とも云ふべきは實に軍隊教育令であり之に對し主として平時兵營内に於ける教育訓練に關し規定してゐるものが軍隊内務書で軍隊生活も教育で兵營は正に軍人の道場である。仍て先づ左に軍隊教育令に就き記述し、次に軍隊内務書に基く兵營生活につき其要點を述べ更に將校團教育につき記述する。

又軍人精神教育に關係ある昭和十六年一月八日訓示の職陣訓に就ても別述する處がある。

軍隊教育令綱領

第一 軍隊教育ノ目的ハ將兵ヲ訓練シテ百戰必勝克ク安敵ヲ扶翼スベキ軍隊ヲ練成スルニ在リ而シテ此ノ目的達成ノ爲緊要缺クベカラザル要素ハ、堅確ナル軍人精神並ニ嚴肅ナル軍紀タリ故ニ軍隊教育ハ此ノ要素ヲ涵養スルヲ以テ主眼トス

第二 夫レ義ヲ山嶽ニ比シ死ヲ鴻毛ニ

第三 軍ノ戦力ハ訓練ノ精到ニ依リ始メテ充實セラル。即チ命令一下能ク精銳ノ實ヲ發揚シテ敵ノ量的、物的威力ヲ凌駕シ寡以テ衆ヲ壓倒シ得ル所以ノモノ職トシテ訓練ノ精華ニ由ル。乃チ戰ニ捷タント欲スレバ訓練ニ於テ嶄然敵ニ勝ラザルベカラズ、是ヲ以テ教育ニ任ズル者須ク常ニ此ノ心ヲ保有シ、全智全能ヲ竭シテ訓練ノ精到ニ精進シ以テ自ラ信ジテ必勝ヲ獲ルノ域ニ至ラシムベシ。

第四 凡ソ軍隊教育ノ事タル幹部ノ垂範指教ニシテ背業ニ中ラズンバ其ノ

成果ヲ求メ難シ。就中將校ハ軍隊ノ棟樑教育ノ中樞ニシテ軍人精神軍紀ノ源泉タリ、故ニ居常該博ナル識量ヲ養ヒ卓抜ナル技能ヲ練リ忠實ニ其ノ職務ヲ履行シ、且常ニ自ラ士風ヲ振起シ志氣ヲ旺盛ニシ躬行ヲ慎ミ率先ニ勉メ、其ノ一言一行ハ部下ヲシテ仰イデ之ニ則ラシムルコト、恰モ形影相伴ヒ響音相應ズルガ如クナラザルベカラズ。

軍隊教育の區分

軍隊教育は之が實施上左の四種に區分することが出来る。

1、精神教育

軍隊教育の眞髓にして勸諭及勸語を本源とし之を腦裡に銘刻せしめ、以て拳々服膺の實を現さしむるものである。而して精神教育は直接教育の責ある者は勿論關係ある上官悉く之に任ずべきものである。

2、術科教育

軍人精神及軍紀の涵養を主眼として主として教練、武技其他軍人及軍

隊に必須なる技能及體力を訓練し、軍人及軍隊をして作戰の要求を充足せしむるものである。

3、學科教育

主として軍人及軍隊に必須なる智能を附與啓發し、以て各種教育に於ける修得を裨補促進せしむるものである。

4、内務教育

軍人の家庭たる兵營生活に於ける教養を訓練し、死生苦樂を共にする起居の間に軍人精神を涵養し且堅固なる軍隊の團結を完成するものである以上の如く區分しありと雖も、教育の實施に於ては決して判然分離せらるべきものに在らず就中精神教育は各種教育の眞髓なるを以て、凡百の機會に於て之が徹底を圖るべきものである。而して各教育の成果は直接教育に任ずる者の外之を監督する者の職責遂行と相俟ち渾然一體を成し、以て戰場百般の要求に應じ得しむるに至るものである。

軍師教育の種類

軍隊教育は一般教育（幹部及兵教育）、特別教育（將校特別教育、士官候補生在隊間の教育、少尉候補者教育、准士官及下士官特別教育、下士官候補者教育、幹部候補生教育、技術候補生教育、上等兵候補者及上等兵特別教育）、勤務演習教育、戰時教育、航空兵隊の教育等の種類がある。其の主要なる教育要綱左の如くである。

一、一般教育

一般教育の目的は各級幹部及兵を訓練し、以て精銳なる軍隊を練成するに在る。一般教育の爲教育年度（毎年十二月一日より翌年十一月三十日迄）を若干期に分ち、教育の成績を検し、其の進歩發達を促す爲各期末に於て檢閲を行ふ。

二、將校特別教育

將校教育の目的は將校をして軍隊の棟樑たるに必要な性格、徳操を涵養し學識、技能を練磨し以て其の職責を完全に遂行せしむると共に、陸

軍將校の目的（軍人精神を涵養し、其の團結心を鞏固にし且つ軍事知識を増進す）を達成するに必要な教育を施すに在るのである。將校團及其教育に就ては別記してある。

三、士官候補生在隊間の教育

士官候補生在隊間教育の要は、軍隊の實情を明かにし、階級に相當する勤務を實習し、且陸軍豫科士官學校及陸軍士官學校教育に連繫し其の學術を鍛鍊し、益々堅確なる志操を涵養し高深なる品性を陶冶し、以て他日將校たるの性格、技能を具備せしむるに在る。

四、准士官、下士官特別教育

准士官、下士官教育の目的は幹部たるに必要な性格、徳操を涵養し且實務に關する學識、技能を練磨し、以て其の職責を完全に遂行せしめ併せて將來に於ける向上發達の素地を附與するに在る。

五、上等兵候補者教育

兵の優秀なる者に對し兵の模範とな

り、上等兵の職務を執るに必要な技能を具備せしむるに在る。

六、幹部候補生及技術候補生教育

幹部候補生教育の目的は堅確なる志操と高深なる品性とを陶冶し、且戰時初級尉官又は下士官たるに必要な能力を具備せしむるに在る。技術候補生教育の目的は、初級技術尉官たるに必要な性格、徳操を陶冶するに在る。

幹部候補生の教育には其素養の利用により課目の輕重を判別し戰時の要求に基き深厚なる體得を喫緊とする。

七、戰時教育

留守部隊教育の目的は幹部及兵に對し、特に軍人精神及軍紀を涵養し速かに戰場必須の事項を教育し、専ら戰闘及戰時の諸勤務を遂行し得べき能力を増進し、以て作戰軍の要求に即應するに在る。戰地教育の目的は特に軍人精神を鍛鍊し、軍紀を振作し、専ら作戰上の

要求に基き戰闘の爲直接必要なる事項を訓練し、以て必勝を期するに在る。

兵營生活（軍隊内務書綱領要旨）

兵營は苦樂を共にし死生を同する軍人の家庭であつて、兵營生活の目的は起居の間に軍人精神を涵養し、軍紀即ち軍隊の規律に慣れしめ鞏固なる團結を完成するに在るのである。

軍紀は軍隊をして秩序整然且最高度の有機的活動を爲さしむる爲の絕對要素である。故に軍紀は軍隊成立の大本であつて軍隊の命脈である。

兵營生活は軍隊成立の必要と戰時の要求とに基き特殊の存在なれども社會の道義と個人の操守とは必ずしも軍隊にあるが爲異なるものではない。故に在營間不斷の教養は常に全服役間を通じて軍人の本分を完うするに缺くべからざる基礎たるのみならず、一般國民道徳をも十分に涵養し人世終世の用を爲すべき習性を賦與すべきもので、一旦歸郷後と雖も永く之に由つて各自の天

職業務に精勵し忠良なる國民と爲り自ら克く郷黨を嚮慕して國民の風尚を昂上せしむることを得る。即ち良兵良民の礎を固め得るものである。

兵營は斯くの如く嚴肅なれども、其處に上下相愛慕し同僚相親み兄弟も管ならぬ情味起り、且融々和樂の内に然も不拔の團結鞏固なる一大家庭を醸成し一朝有事のときには欣然として起ち國難に赴くを樂むに至るものである。

軍人は戰場死生の巷で個人的の欲求を全く棄て純眞なる犧牲的奉公に依つて一令の下に欣然として死に就かねばならぬ。此の命令一下死を辭せざる習性を養ふには、身を特殊の環境に置き特殊の訓練を必要とするのである。故に或る期間軍隊に入り、教官たり指揮官たる上官の指導の許に朝夕戰友と共に練武修養に専念せしむる必要がある。是兵營生活の必要なる所以である。

各官の職務（軍隊内務書）

聯隊長は聯隊を統率し、軍紀風紀を

振作して部下の教育訓練の責に任じ軍人精神を砥礪し同心協力以て聯隊の團結を鞏固ならしむることに勉む。

大隊長は大隊を統率し特に中隊の教育及内務を指導監督し聯隊長の意圖を徹底せしむることに勉む。

中隊長は中隊を統率し軍紀、風紀を振作し部下の教育訓練の責に任じ特に部下をして勅諭、勅語の趣旨を銘肝せしめ、且諸種の手段を盡くして軍人精神を涵養し克く其の本分を理解せしめ鞏固なる團結を完成することに勉む。

中隊は戰闘の單位であると共に兵營生活も亦中隊を以て單位とする。

中隊は中隊長を核心として中隊附將校若干、准士官、下士官若干、上等兵以下百數十名より成り之を數箇の内務班に分ち、下士官を其の班長とし以て兵營が一大家族であると同時に中隊は一つの家庭である。即ち中隊長を師父とし、班長を慈母とし、此の家庭内の兵は戰友であると共に兄弟であつて、古參兵は兄、新參兵は弟たる關係を以

て上下相和親してゐるのである。

職陣訓(全文掲げて巻末に在り)

昭和十六年陸軍全般に示達せられたる職陣訓は叙上の教育令及内務書等の如き條令規則ではなく其發布の形式も陸軍大臣の訓示として公けにせられ又其内容も兵營内又は職陣間に非る所謂職陣に於ける軍人の道を説いてある所に特異性が認められ所説對切なるものがあり軍人精神教育の經典として其の重要な存在性があるのである。仍て附録として全文を採録しておいた。

陸軍將校團條例(未改正に付現行のもの掲ぐ)

陸軍將校團は將校の軍人精神を涵養し其の團結心を鞏固にし且軍事上の智識を増進するを目的とす。

區分

現役將校團、豫後備役將校團に分つ。

現役將校團は在職現役將校(豫後備役將校にして平時部隊に在職する者を含む)を以て組織し、常備聯隊、同獨立隊(憲兵隊及教化隊を除く)及教導

隊、學生隊、生徒隊、練習隊を有する學校に之を設け某隊又は某學校將校團と稱す。前記以外の部隊に在職する將校は本人の申出に依り師團内に在りては師團長(臺灣は軍司令官)之を所管内の將校團に配屬し、其の他に在りては陸軍大臣に於て所屬將校團を指定す。豫後備役將校團は豫後備役將校を以て組織し聯隊區又は兵事區に之を設け某聯隊區又は兵事區將校團と稱す。關東州及滿洲國に於ける豫後備役將校團は關東軍司令官の定むる區域毎に之を設く。

將校團長及監督官

現役將校團に在りては當該隊長又は校長、豫後備役將校團に在りては當該聯隊區司令官又は兵事部長を以て將校團長と爲し、將校團に關する一切の事項を統理す。

教育總監及各兵監、航空總監及技術本部長は所管學校の將校團、師團長及之と同等以上の權ある長官、旅團長、臺灣守備隊司令官は各所管内の將校團

を監督す。

各將校團

陸軍經理部、衛生部、獸醫部將校に在りては將校團に準じ陸軍主計團、陸軍軍醫團、陸軍獸醫團を組織し陸軍省經理局長、醫務局長及軍務局長を以て當該團長と爲し陸軍大臣之を監督す。

各部將校は前項の外將校團に於て教育其の他に關し所屬將校に準じ取扱ふ、各部少尉候補者、同見習士官は當該團又は將校團に列せしむることを得。

團員

現役將校團に在りては所屬部隊又は學校に在職する尉官及佐官を、豫後備役將校團に在りては居住地の聯隊區又は兵事區の尉官を團員とす。

佐官(現役將校團に在りては常備聯隊及同獨立隊、學校以外の部隊に在職し師團長、軍司令官及陸軍大臣より將校團へ配屬せられたる者)及將官を名譽團員とす。少尉候補者、見習士官及士官候補生

各部見習士官は當該將校團に列せしむ。

聯隊區副官は當該豫後備役將校團に配屬するを例とす。

豫後備役將校にして豫後備役將校團に屬せむとする者は當該將校團長に申出其の承認を受くるものとす。

豫後備役將校團講習會

豫後備役將校團に於て施行する講習會は概ね左の如し。

- 一 講話
- 二 兵棋、圖上戰術
- 三 射擊、乘馬、擊劍等
- 四 其他軍人精神の涵養、團員の親睦及軍事上の研究に資すべき事項

右の業務施行に關しては將校團長は當該將校團の規約を定め師團長(臺灣、關東州及滿洲國に在りては軍司令官)の認可を受け之を實行し、同將校團の事務は當分の内聯隊區司令官又は兵事部(關東州、滿洲國に在りては軍司令官の定むる部隊)に於て取扱ふことを得。

得。

檢 閱

檢閱の目的は軍隊教育の成績を検し其の進歩發達を促すに在り。又は軍隊官衙學校に於ける軍紀、風紀、服務、教育、衛生、保育、動員計畫、經理等の狀況を實地査閲等の爲に行ふものにして、國軍の能力を向上する爲教育と相俟つて重要なものなり。

檢閱には隊長の行ふ檢閱、師團長の行ふ隨時檢閱、兵監及飛行集團長の行ふ檢閱及特命檢閱等あり。

隊長の行ふ檢閱

本檢閱の目的は軍隊教育の成績を検し進歩發達を促すにあり。檢閱實施後、隊長は其の成績の概況を直上の上官に報告す。

但し兵科専門に關する事項は當該隊長より更に當該兵監(戰車隊にありては教育總監、航空隊にありては航空總監)に報告す。

二 隨時檢閱

三 兵監の行ふ檢閱

各兵監は主管の事項に就き當該兵の團體を檢閲し之に關する意見を團隊長に訓示し檢閲を終りたるときは其の實況を教育總監に報告し關係長官に通報す。

四 特命檢閱

特命檢閱は勅命に依り元帥其の他の將官特命檢閱使と爲り勅旨を奉じ陸軍部隊を檢閲するものとす。前項の檢閱は統率の方針、軍紀の張弛、服務の能否、教育の精粗、保育の良否を検し法規實施の度を察し動員計畫及戰用諸品の完否、會計經理の整否、兵器材料其の他の軍需品及諸營造物保存の景況等に付所要の事項を實地査察するを例とす。檢閱使は檢閱せる事項に關し意見を

當該團隊、官衙學校の長に訓示し檢閱終れば其の状況及意見を伏奏し且之を陸軍大臣、參謀總長、教育總監、航空總監に移候す。

五、陸軍檢閱令

昭和十五年七月三十一日軍令陸第二十一號を以て特に定むるもの、外陸軍諸部隊の檢閱は本令に依ることゝせらる。其要領は上記の各條と概ね同一なり。

演 習

演習一般の目的は勉めて實戰に近き状態に於て軍隊を訓練し、或は幹部のみを集めて實地に教育し、以て教育の完璧を期せんとするにあり。

演習は平時に於て戦争の實際的訓練をなすべき唯一の手段なり、故に其の計畫、實施は共に實戰的見地に立脚し、戰術の原則と戦争の教訓とに基き更に科學の進歩に適應せしめざるべからず。

陸軍に於ける演習を分ちて實兵を用

ひて行ふものと否ざるものとの二とす前者は幹部及兵を訓練して教育の完璧を期するを目的とし後者は幹部の能力向上を目的とす。

前者は其の目的と性質とに依つて左の如く區分す。

一 連合演習

連合演習の目的は諸兵種（航空兵にありては分科を異にする部隊を含む）を連合して其の協同戰闘を演練するに在り。

二 師團演習

師團演習の目的は各級幹部及兵を訓練して陣中勤務及戰闘の諸動作に慣熟せしめ以て軍隊年度教育の完成を期するに在り。

師團演習は毎年概ね教育年度の末期に於て之を行ふものとす。

師團演習の演習日割左の如し。但し師團長は要すれば一日を増減することを得。

特別大演習若くは特別師團演習の参加師團

六日

其の他の師團

八日

三 特別師團演習

特別師團演習の目的は概ね師團を基幹とする兵團の作戰を演練研究するに在り。

特別師團演習は參謀總長の主管に屬し通常總監をなす。毎年一回之を行ひ其の日数は概ね三日とす。

四 特別大演習

特別大演習の目的は軍若くは師團の作戰を演練するに在り。

特別大演習は通常毎年一回之を行ひ其の日数は概ね四日とす。

特別大演習は 天皇親ら之を統監遊さる。

五 特別各兵演習

特別各兵演習とは特別騎兵演習、特別砲兵演習、特別工兵演習、特別航空兵演習及特別輜重兵演習を總稱す特別各兵演習の目的は主として當該兵科専門の事項を演練研究するに在り。

特別各兵演習には要すれば他兵科の

部隊を連合せしむることを得。

特別航空兵演習は陸軍大臣、其の他の特別各兵演習は教育總監之を主管す。特別各兵演習は通常師團演習に先だち之を行ひ當該兵監を以て統監とす。

特別各兵演習は所要に應じ之を行ふものとす。

六 司令部演習

司令部演習を分ちて高等司令部演習及司令部（幹部）實設演習とす。

高等司令部演習の目的は司令部及必要の機關を實設し主として師團以上の兵團を以てする作戰及之に伴ふ幕僚勤務を演練、研究するに在り。

高等司令部演習は參謀總長之を主管し自ら統監し若くは部下の將校をして統監せしむ。

司令部（幹部）實設演習の目的は司令部（幹部）及一部の部隊等を實設し主として各部隊の指揮運用を演練するに在り。

司令部（幹部）實設演習は各部隊長

適宜之を實設するものとす。

七 特種演習

特種演習とは特別陣地攻防演習、特別防衛演習、特別通信演習、衛生隊演習其の他鐵道、船舶に關する演習等特種の演習を總稱す。

特別陣地攻防演習は教育總監、特別防衛演習は參謀總長又は師團長、衛生隊演習は師團長之を主管す。

特種演習は主管者之を統監し又は他の將官（師團長の主管する演習に在りては將校）をして統監せしむるものとす。

右の外海軍と連合して陸海軍協同作戰を演練する陸海軍聯合大演習あり

陸海軍聯合大演習

（明治三十二年達）

聯合大演習は 天皇親臨して之を統監す。聯合大演習は參軍勅を奉じ作戰計畫を基礎として之を企畫し且其の施行を統裁す。

聯合大演習は陸軍一師團以上、海軍一鎮守府若くは一艦隊以上の兵力を

用ひて對抗せしむるを例とす。時宜に依り或は其の一部を假設することあり聯合大演習施行の年は陸軍特別大演習及海軍大演習は之を行はず。

將校演習旅行

以上の諸演習は常に實員の部隊を以て行ふのを本旨とするが、時として實員と部隊を以て行ふ演習に關聯し、或は全く之と別個に幹部のみを實設し之に指揮連絡に必要な機關又は一部の動員部隊を附したるものを以て演習を行ふことあり。之を將校演習旅行と稱し左の三種に分れて居る。

將官演習旅行

高等帥兵術を實地に講究し大作戰に關する機務に練熟せしむるにあり。演習員は通常少將を以て充て參謀總長自ら之を統裁するものとす。概ね毎年一回演習日數約十日。

參謀演習旅行

大部隊の作戰を實地に講究し戰時高等指揮官並に參謀將校の要務を習得

せしむるに在り。故に此の演習旅行に在りては軍に軍隊の運用に關する戰略戰術の講究に止らず、後方諸勤務の講究に及ぶものとす。概ね毎年五回演習日數毎回約十四日。

野戰重砲兵旅團幹部演習旅行
概ね隔年一回同 約七日
右の外に重砲兵幹部練習命令に依り重砲兵監は當該兵科専門に屬する學術の研究並に教育に關する指導の爲毎年各重砲兵隊の佐尉官を臨時に召集し概ね三週間位教育す。

軍 動 員

動員及復員の意義 動員とは國軍の全部若くは一部を平時の態勢より戰時の態勢に移すを謂ふ。換言すれば國軍の全部若くは一部が平時編制より戰時編制に移りたるとき之を動員せりと稱す。平時軍隊の人馬材料の定数は戰時の所要數を充足しあらず、戰時所要の諸機關も亦平時之を整備しあざざるもの多きを以て、動員に方りては直ちに多數の在郷軍人を召集し馬匹を徵發し戰用諸材料を整備し戰時に必要なる諸機關を編成する等幾多難雜なる手續を履み、茲に始めて戰時編制を完成し軍隊をして戰爭に従事し得べき能力を具

備せしめ得るものとす。各部隊が其の動員を實施し戰時必要なる人員、馬匹、材料等を充足整備し其の編制裝備、團結を完了し直ちに作戦行動に移り得るに至りたるときは之を動員完結と謂ふ。戰時の態勢に在る軍隊を平時の態勢に復するを復員と謂ふ。而して各部隊が其の復員を終了し全く平時の態勢に復したるときは之を復員完結と謂ふ。

陸軍の禮式及儀式要目

敬禮の方式(最敬禮、拜禮、舉手注目、捧刀、捧銃、捧槍、部隊)

天皇に對する敬禮

單獨、部隊

拜禮の禮

軍旗に關する敬禮

軍旗の敬禮、軍旗の捧持法、軍旗に對する敬禮

勅使、皇族及王(公)族の御使、扈從者隨從者等に關する敬禮

上級者に關する敬禮(室内、室外、部隊)

併用する者は特別章を左に隊號章を右に附す。

胸章 將校、准士官は現制正裝肩章より稍々小形の黃絹線又は金線製肩章を通常禮裝に使用す。之を裝着するには脚を肩の縫目より内部に挿入し紐にて止む。下士官以下は軍裝せざる場合の儀式、外出等の際使用する爲茶褐絨又は茶褐布の横式肩章を用ふ。

外套、マント(舊制式兩重) 外套は肩章を廢し軍衣と同様の階級章を襟部に附著し尙襟を立てたる場合概略の階級職別の爲濃茶褐織紐袖章を將官三條、佐官二條、尉官一條、准士官細一條、下士官細一條(外側のみ)を附し兵には之を附せず襟は將校以下立襟又將校准士官外套の裏、襟、袖口に毛皮を附することを得。下士官兵用は立折襟とす。マントは階級章を襟部に附し將校は頭布に副章(外套袖章と同様のもの)を附す。

士官、下士官候補者 概ね其の階級に應ずる下士官の制限に特別章を襟部

衛兵及歩哨の敬禮

儀式

觀兵式(閱兵式、分列式)

禮砲式

儀仗、堵列

伺候式

御眞影奉拜式

軍旗迎送式

命陳布達式及離任式

入隊式、除隊式

出陣式

勳章授與式

(陸軍禮式令附錄及附表參照)

陸軍服制

定色 各部胸章の定色

技術部 黃 經理部 銀茶

衛生部 深綠 獸醫部 紫

軍樂部 紺青

備帽、衣、袴 近衛騎兵將校以下、及軍樂部に限り此服制あり。

特別服制及裝具

防毒、防彈、航空、戰車、瓦斯

に附す。肩章は横式にして周縁に金線
繻目縷を附し其の中央に金色金屬制標
枝を配したる星章を附す。

醫科士官學校及經理學校醫科生徒
襟章は緋絨の上下兩側に黃絹絲を以て
縁を施し星章を附せざる準階級章を附
する外特別章及士官候補生と同制式の
肩章を用ふ。

其の他の諸生徒 工科、通信、戰車、
熊谷、水戸、航空整備、東京航空の各
學校及軍樂生徒の服制亦概ね右の學校
生徒服制に準ず。

正裝 各部將校、准士官の正裝を各
兵科將校准士官の正裝と同一要領にし
各部將官は正袴側章を定色とし飾緒を
用ふ。

軍帽 儀式外出用として従來の制式
品を存置し別に略帽として茶褐絨又は
茶褐布製を定む。

染色夏(冬)襦袢、及襟布 縹緋は茶
褐色に染色す。襟布は白を茶褐綿布に
改む。

靴 下士官以下の現制革脚絆を廢し

ゆることに定む。但し正裝の新調若
しくは改修することは當分の内其の
必要な旨陸普を以て一般に達せら
れた。

三、軍衣袴(夏衣袴)の胸章は兵科將
校以下は除くこと、但し各部は従前
の通り。但し憲兵に限り襟章の横側
に金色金屬製の特別徽章(旭日)を
附す。

四、兵長の襟章は伍長と同様で星を附
せず。

五、尙ほ附則として従前の規定に依る
制服は當分の内仍之を用ゆることを
得。但し兵科將校以下の衣の胸章は
之を附せず。又それ以前の規定に依
る制服即ち肩章、襟章(定色)を附
したる制服を用ゆる場合に在りては
兵科將校以下の襟章を附せざること
に定めらる。

俘虜情報局設置

大東亞戰開始以來皇軍は、各方面に
おいて多數の俘虜を擧げてゐるので、

舊制式長靴に一部改善を加へ復活す。
靴 大型にして現制より約三分の
二を増加す。

將校、准士官用刀 刀は一鑲に改め
戰時、事變に際しては制式類似の刀を
用ひ得。刀緒は舊制式及大裝用正緒を
廢止し平打絹織一式に改む。

陸軍法務官 以下の服制も前要領に
て改正し其の劍は將校以下と同一の刀
に改む。

陸軍軍服從軍服制 國民服を採用し
之に従來の軍服と概ね同制式の帽、附
章、刀章を附著す。

全般を通じ當分の間舊式服用を許
す。

服 裝 令

戰時 是正裝、禮裝、通常禮裝を爲
すべき場合に於ては軍裝を爲すを例と
し、事變の際動員部隊に屬する者外國
駐屯部隊に屬する者亦之に準ず。

通常禮裝 冬(夏)衣に肩章を附す短
靴及長靴は茶褐色とし黒色を使用し得

今回「俘虜情報局」を東京に設置する
ことになり右に關する官制は勅令をも
つて十二月二十九日附官報で公布され
た。

元來俘虜情報局は明治四十五年一月
條約第四號をもつて公布せられたる
ごとく、俘虜に關する一切の問合せ
に答へる使命を有し、これがため俘
虜に關する諸狀況の調査、遺留品、
遺言書等の保管、または俘虜に對す
る寄贈品の取扱等をなすほか、敵國
戰死者或は敵國に俘虜となつた者
等の狀況調査等も行ふもので今回設
置を見た俘虜情報局もまた同じであ
る。俘虜取扱については帝國は過去
の戰役においても示したるが如く、
公正にして最も武士道的態度で臨む
は勿論、戰場で俘虜となつた者は成
るべく速に俘虜收容所に送致し皇軍
と同様の給養、待遇を與へるが、勞
役等には條約の規定に従ひこれに服
せしめる豫定で、俘虜收容所は今回
は主として作戰に支障を來たさない

(正裝、禮裝は黒色)。

乘馬本分者 是宮中又は皇族、王公
族に關係ある儀式等の場合の外長靴を
用ふるを例とす。

略帽 是將校以下廉ある場合及營内
居住者の單獨外出の場合を除き用ふる
ことを得。

刀 是動員部隊に屬するとき又は演
習のとき等裝具を用ふる場合には衣の
上に佩ぶることを得。又徒歩の場合は
刀を刀挿に挿すことを得。

動員部隊 に屬するとき將校、准士
官は茶褐色カラー縹緋を用ふ。

下士官兵 是將校の正裝、禮裝、通
常禮裝に相當する場合に相當する軍裝
のとき、隊伍に列せざる儀式營内居住
者の單獨外出の時肩章を用ふ。

〇昭和十五年改正事項

一、憲兵、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、
航空兵、輜重兵科の定色を廢し、新
に技術部の定色を黄色と定めらる。
二、正衣の襟章、袖章、正袴の側章は
兵科は緋絨各部は従前の定色絨を用

戰地に設置されるはずである。

しかし今次戰爭の本旨に鑑み、東洋
人にして米英軍の奴隸となり、その壓
迫の下にわが軍に抗戰を強ひられてゐ
たものは出来るだけ解放し、大東亞建
設に協力加擔せしめる方針である。

今回の俘虜情報局官制は陸軍大臣の
管理に屬し、東京に設置され、職員は
長官の外、事務官、判任文官若干で長
官は陸軍大臣の指揮監督を受けて局務
を掌理する、事務官には陸海軍武官と
高等文官を當てる。

十二月二十九日發令

陸軍中將 上村 幹 男

補俘虜情報局長官

陸軍大佐 山崎 茂

陸軍中佐 手島 寛

陸軍中尉 齋藤 陽一

補俘虜情報局事務官(各通)

海軍主計中尉 四元 正憲

兼補俘虜情報局事務官

西部													
久留米		熊本					善通寺						
札幌	旭川	長崎	佐賀	福岡	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	高知	松山	徳島	高松
北海道 札幌市、旭川市、釧路市、網走市、紋別市、稚内市、空知支庁、日高支庁、十勝支庁、釧路支庁、根室支庁	北海道 旭川市、留萌市、宗谷支庁、上川支庁	長崎縣	佐賀縣	福岡縣	沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	大分縣	熊本縣	高知縣	愛媛縣	徳島縣	香川縣

備考	北部												
	弘前					旭川							
	山形	秋田	盛岡	青森	豊原	釧路	函館	山形縣	秋田縣	岩手縣	青森縣	樺太	釧路市、十勝支庁、帯広市、網走市、釧路支庁、根室支庁

●陸軍管區表 (昭一六、八、五、軍令陸二〇)

東部													軍管區	師管	聯隊區	管轄區域		
金澤			仙臺			宇都宮			東京									
長野	富山	金澤	新潟	福島	仙臺	前橋	宇都宮	水戸	千葉	浦和	横濱	甲府	東京	東京府	山梨縣	神奈川縣	埼玉縣	東京府
長野縣	富山縣	石川縣	新潟縣	福島縣	宮城縣	群馬縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣	埼玉縣	神奈川縣	山梨縣	東京府	東京府	山梨縣	神奈川縣	埼玉縣	東京府

中部															
廣島			姫路			大阪			京都			名古屋			
山口	松江	廣島	鳥取	岡山	神戸	和歌山	奈良	大阪	福井	津	大津	京都	静岡	岐阜	名古屋
山口縣	島根縣	廣島縣	鳥取縣	岡山縣	兵庫縣	和歌山縣	奈良縣	大阪府	福井縣	三重縣	滋賀縣	京都府	静岡縣	岐阜縣	愛知縣

部樂軍	部醫獸	部 生 衛	部理經	部術技	科 兵	區分
					陸軍大將	陸軍武官等級表 (其一)
陸軍中獸 將醫	陸軍中獸 將醫	陸軍中藥 將劑將醫	陸軍中主 將計	陸軍中航 將技將技	陸軍中將	
陸軍少獸 將醫	陸軍少獸 將醫	陸軍少藥 將劑將醫	陸軍少主 將計	陸軍少航 將技將技	陸軍少將	
陸軍大獸 佐醫	陸軍大獸 佐醫	陸軍大藥 佐劑佐醫	陸軍大主 佐計	陸軍大航 佐技佐技	陸軍大憲 佐兵佐	
陸軍中獸 佐醫	陸軍中獸 佐醫	陸軍中藥 佐劑佐醫	陸軍中主 佐計	陸軍中航 佐技佐技	陸軍中憲 佐兵佐	
陸軍少獸 佐醫	陸軍少獸 佐醫	陸軍少藥 佐劑佐醫	陸軍少主 佐計	陸軍少航 佐技佐技	陸軍少憲 佐兵佐	
陸軍大軍 尉樂	陸軍大獸 尉醫尉醫	陸軍大藥 尉劑尉醫	陸軍大主 尉計	陸軍大航 尉技尉技	陸軍大憲 尉兵尉	
陸軍中軍 尉樂	陸軍中獸 尉醫尉醫	陸軍中藥 尉劑尉醫	陸軍中主 尉計	陸軍中航 尉技尉技	陸軍中憲 尉兵尉	
陸軍少軍 尉樂	陸軍少獸 尉醫尉醫	陸軍少藥 尉劑尉醫	陸軍少主 尉計	陸軍少航 尉技尉技	陸軍少憲 尉兵尉	

軍管區	朝鮮		臺灣		京城					師管
	京城	羅南	臺南	臺北	光州	大邱	平壤	京城	咸興	
兵事區	咸鏡北道	咸鏡南道	臺南州、高雄州、澎湖	臺北州、臺中州、新竹	忠清南道、全羅南道	慶尙北道、慶尙南道	平安北道、平安南道、黃海道	京畿道、江原道、忠清北道	咸鏡南道	咸鏡北道
管轄區域	吉林省、四平省、間島	吉林省、通化省、新京特別市	花蓮港廳、臺東廳	花蓮港廳、臺東廳	忠清南道、全羅北道	慶尙北道、慶尙南道	平安北道、平安南道、黃海道	京畿道、江原道、忠清北道	咸鏡南道	咸鏡北道

陸軍管區表

其ノ二

備考	關東					
	牡丹江	哈爾濱	哈爾濱	大連	錦州	奉天
軍管區又ハ師管ハ夫々當該軍管區又ハ師管ニ在ル軍司令官(關東軍管區ニ在リテハ關東軍司令官)又ハ師團長ノ管轄ニ屬ス	牡丹江省、東安省、三江省	濱江省、北安省、黑河省	龍江省、興安南省、興安北省	關東州	興安西省、熱河省、錦州省	奉天省、安東省

考 俸	大 尉			少 佐				中 佐				大 佐	
	三 等	二 等	一 等	四 等	三 等	二 等	一 等	四 等	三 等	二 等	一 等	三 等	二 等
	千四百七十圓	千六百五十圓	千八百六十圓	二千四十圓	二千二百二十圓	二千四百圓	二千六百四十圓	三千圓	三千三百六十圓	三千七百二十圓	四千一百八十圓	四千一百八十圓	四千一百八十圓
一、參謀總長又ハ教育總監ノ職ニ在ル中將ノ俸給ハ年額六千四百圓、航空總監、軍司令官、師團長、飛行 二、團長又ハ本隊官ノ職ニ在ル中將ノ俸給ハ年額六千圓トス 三、定員長又ハ獨立隊長ノ職ニ在ル佐官ニハ金額二百圓以內ヲ加給ス其ノ定額及支給區分ハ陸軍大臣之ヲ 四、准士官下士官ヨリ少尉ニ任ゼラレタル者又ハ其ノ者ニシテ更ニ中尉ニ任ゼラレタルモノノ新ニ受クベ 五、准士官下士官ヨリ少尉ニ任ゼラレタル者又ハ其ノ者ニシテ更ニ中尉ニ任ゼラレタルモノノ新ニ受クベ 六、以下之ニ同シヨリ少キトキハ從前ノ額ヲ給ス	准士官			軍樂少尉				軍樂中尉				中尉	
	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等	三 等	二 等	一 等	尉	二 等	一 等
	九百六十圓	九百六十圓	千二百四十圓	千三百九十圓	千五百四十圓	千七百五十圓	千九百圓	二千五百五十圓	二千五百五十圓	二千五百五十圓	二千五百五十圓	千二百三十圓	千二百三十圓

區 分	陸 軍 武 官 俸 給 表		區 分	陸 軍 武 官 俸 給 表	
	年 額	分 額		年 額	分 額
大 將	六千六百圓	將	五千八百圓	中 將	四千四百四十圓
少 將	五千八百圓	大 尉	四千四百四十圓	中 尉	二千五百五十圓
中 將	五千八百圓	少 尉	二千五百五十圓	少 尉	八百五十圓
大 尉	四千四百四十圓	中 尉	二千五百五十圓	中 尉	八百五十圓
少 尉	二千五百五十圓	少 尉	八百五十圓	少 尉	八百五十圓

帝國陸軍

朝鮮補充馬廠 同 會軍部會軍邑
 陸軍兵器本部 同 東京市王子區下十條町
 同部幹部候補生隊 同 右
 東京陸軍兵器補給廠 同 市板橋區志村清水町
 千葉陸軍兵器補給廠 同 千葉縣千葉市(元鐵道材料廠
 廠舎)
 名古屋陸軍兵器補給廠 愛知縣名古屋市東區北千種町
 大阪陸軍兵器補給廠 大阪市東區馬場町
 岡山陸軍兵器補給廠 岡山縣岡山市
 廣島陸軍兵器補給廠 廣島縣廣島市西町
 小倉陸軍兵器補給廠 福岡縣小倉市大字三萩野
 平壤陸軍兵器補給廠 朝鮮平壤府
 東京第一陸軍造兵廠 東京市王子區下十條町
 第一製遺所 同 右
 第二製遺所 同 右
 技能者養成所 同 右
 東京第二陸軍造兵廠 同 市板橋區板橋町
 板橋製遺所 東京市板橋區板橋町
 多摩製遺所 東京府南多摩郡稻城村
 岩鼻製遺所 群馬縣群馬郡岩鼻村
 宇治製遺所 京都府宇治郡宇治村
 忠海製遺所 廣島縣豐田郡忠海町
 研究所 東京市板橋區板橋町

技能者養生所 同 右
 相模陸軍造兵廠 神奈川縣高座郡大野村
 第一製遺所 同 右
 技能者養成所 同 右
 名古屋陸軍造兵廠 愛知縣名古屋市熱田區六野町
 熱田製遺所 同 右
 千種製遺所 同 市千種區千種町
 鳥居松製遺所 愛知縣東春日井郡鳥居松村
 研究所 同 縣名古屋市熱田區六野町
 技能者養成所 同 右
 大阪陸軍造兵廠 大阪市東區杉山町
 第一製遺所 同 右
 第二製遺所 同 右
 第四製遺所 同 右
 播磨製遺所 兵庫縣加古郡荒井村
 枚方製遺所 大阪府北河內郡枚方町
 研究所 大阪市東區杉山町
 技能者養成所 同 右
 小倉陸軍造兵廠 福岡縣小倉市田町
 第一製遺所 同 右
 第二製遺所 同 右
 研究所 福岡縣小倉市田町

帝國陸軍

技能者養成所 同 右
 仁川陸軍造兵廠 朝鮮仁川府
 第一製遺所 同 右
 平壤製遺所 朝鮮平壤府
 技能者養成所 同 仁川府
 陸軍運輸部神戶出張所 神戶
 同 門司出張所 門司
 同 釜山出張所 釜山
 同 大連出張所 大連
 同 塘沽出張所 塘沽
 同 基隆出張所 臺灣基隆
 陸軍衛生材料廠 東京市世田谷區玉川用賀町
 陸軍獸醫資材本廠 東京府立川市紫町
 陸軍燃料廠 東京府北多摩郡府中町
 陸軍被服本廠 東京市王子區赤羽町
 大阪陸軍被服支廠 大阪府東區法圓坂町
 廣島陸軍被服支廠 廣島縣廣島市曾實町
 陸軍糧秣本廠 東京市深川區越中島町
 大阪陸軍糧秣支廠 大阪府西區天保町
 宇品陸軍糧秣支廠 廣島縣廣島市宇品町
 陸軍製被廠 東京市荒川區南千住町
 陸軍需品本廠 同 市赤坂區青山南町一丁目

大阪支廠 大阪府港區北福崎町
 廣島支廠 廣島市江波町
 陸軍東京經理部 東京市麹町區關ヶ關一丁目
 參謀本部 同 永田町
 陸地測量部 同 右
 教育總監部 同 右
 陸軍航空總監部 同 右
 東京海軍司令部 神奈川縣橫須賀市
 下關要塞司令部 山口縣下關市關後地村
 鎮海要塞司令部 朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海邑
 旅順要塞司令部 旅順入雲町
 津輕要塞司令部 北海道函館市谷地頭町
 對馬要塞司令部 長崎縣下縣郡鷓知村
 長崎要塞司令部 同 縣長崎市外波町
 基隆要塞司令部 臺灣臺北廳基隆堡大沙灣庄
 澎湖島要塞司令部 臺灣澎湖廳馬公街
 由良要塞司令部 兵庫縣津名郡由良町
 豐後要塞司令部 大分縣北海部郡佐賀關町
 壹岐要塞司令部 長崎縣壹岐郡武生水町
 舞鶴要塞司令部 京都府舞鶴市
 羅津要塞司令部 朝鮮咸鏡北道羅津府
 高雄要塞司令部 臺灣高雄市
 父島要塞司令部 小笠原島父島大村

軍陸國帝

奄美大島要塞司令部 鹿兒島縣大島郡古仁屋町
 永興灣要塞司令部 朝鮮元山府
 千葉陸軍病院 千葉縣千葉市
 下志津陸軍病院 同 縣印旛郡千代田村
 相模原陸軍病院 神奈川縣高座郡大野村
 所澤陸軍病院 埼玉縣入間郡松井村
 立川陸軍病院 東京府立川市
 東京第一陸軍病院 東京市牛込區戸山町
 東京第二陸軍病院 同 市世田谷區太子堂町
 習志野陸軍病院 千葉縣千葉郡津田沼町
 國府臺陸軍病院 千葉縣市川市
 柏陸軍病院 同 縣東葛飾郡田中村
 甲府陸軍病院 山梨縣甲府市古府中町
 佐倉陸軍病院 千葉縣印旛郡佐倉町
 橫須賀陸軍病院 神奈川縣橫須賀市
 仙臺第一陸軍病院 宮城縣仙臺市東三番町
 若松陸軍病院 福島縣若松市榮町
 高田陸軍病院 新潟縣高田市高城町
 新發田陸軍病院 同 縣北蒲原郡新發田町
 名古屋陸軍病院 愛知縣名古屋市中區南外堀町
 岐阜陸軍病院 岐阜縣稻葉郡北長森村
 濱松陸軍病院 靜岡縣濱松市追分町
 豐橋陸軍病院 愛知縣豐橋市中野町

靜岡陸軍病院 靜岡縣靜岡市追手町
 三島陸軍病院 同 縣田方郡三島町
 大阪陸軍病院 大阪市東區京橋前ノ町
 篠山陸軍病院 兵庫縣多紀郡岡野村
 和歌山陸軍病院 和歌山縣和歌山市湊町
 深山陸軍病院 同 縣海草郡加太町
 廣島陸軍病院 廣島縣廣島市基町
 福山陸軍病院 同 縣福山市
 山口陸軍病院 山口縣吉敷郡宮野村
 濱田陸軍病院 島根縣那賀郡石見村
 熊本陸軍病院 熊本縣熊本市二九町
 大分陸軍病院 大分縣大分市
 鹿兒島陸軍病院 鹿兒島縣鹿兒島郡伊敷村
 都城陸軍病院 宮崎縣都城市
 旭川陸軍病院 北海道旭川市
 札幌陸軍病院 同 縣札幌市
 上數香陸軍病院 樺太數香郡數香町
 弘前陸軍病院 青森縣弘前市
 青森陸軍病院 青森縣東津輕郡筒井村
 秋田陸軍病院 秋田縣秋田市中城町
 盛岡陸軍病院 岩手縣岩手郡厨川村
 山形陸軍病院 山形縣山形市香澄町
 金澤陸軍病院 石川縣金澤市石引町

軍陸國帝

富山陸軍病院 富山縣富山市
 敦賀陸軍病院 福井縣敦賀郡栗野村
 鯖江陸軍病院 同 縣今立郡神明村
 網走陸軍病院 兵庫縣姫路市本町
 鳥取陸軍病院 岡山縣岡山市上伊福
 鳥取縣岩美郡宇野村
 島根縣八束郡乃木村
 香川縣仲多度郡善通寺町
 愛媛縣松山市堀ノ内町
 德島縣德島市
 高知縣土佐郡朝倉村
 福岡縣久留米市
 同 縣企救郡企救町
 長崎縣東彼杵郡西大村
 福岡縣福岡市大名町
 山口縣下關市
 長崎縣下縣郡鷄知村
 栃木縣河內郡國本村
 茨城縣東茨城郡渡里村
 群馬縣高崎市
 長野縣松本市
 京都府伏見區
 京都府福知山市

津陸軍病院 三重縣一志郡久居町
 奈良陸軍病院 奈良縣奈良市高畑町
 羅南陸軍病院 同 縣北道羅南
 會寧陸軍病院 同 會寧
 咸興陸軍病院 咸鏡南道咸興府
 連浦陸軍病院 同 定平郡宜德面
 京城陸軍病院 京城府龍山
 平壤陸軍病院 平安南道平壤
 大邱陸軍病院 慶尙北道大邱
 臺北市 臺北市
 臺南市赤嵌樓街
 臺南市 臺南市
 臺中市 臺中市
 基隆市 基隆市
 澎湖廳馬公街
 澎湖陸軍病院 澎湖廳馬公街
 所澤陸軍病院熊谷分院 埼玉縣大里郡三尻村
 靜岡縣熱海市
 靜岡縣熱海市
 福島縣信夫郡飯坂町
 新潟縣中蒲原郡菅名村
 岐阜縣稻葉郡那加村
 岐阜陸軍病院各務原分院 岐阜縣稻葉郡那加村
 大阪府三島郡高槻町
 大阪陸軍病院信天山分院 大阪府三島郡高槻町
 大阪陸軍病院信天山分院 同 府泉北郡和泉町
 大阪陸軍病院金岡分院 同 府南河內郡金岡村

軍 陸 國 帝

大阪陸軍病院岩屋分院 兵庫縣津名郡岩屋町
 廣島陸軍病院大野分院 廣島縣佐伯郡大野村
 札幌陸軍病院函館分院 北海道函館市
 旭川陸軍病院層雲峽分院 同 上川郡層雲峽
 旭川陸軍病院帶廣分院 同 帶廣市
 金澤陸軍病院山代分院 石川縣江沼郡山代町
 姫路陸軍病院青野原分院 兵庫縣加東郡河合村
 善通寺陸軍病院丸龜分院 香川縣丸龜市番町
 小倉陸軍病院別府分院 大分縣別府市田ノ湯區
 久留米陸軍病院太刀洗分院 福岡縣朝倉郡三輪村
 宇都宮陸軍病院上山田分院 長野縣更級郡上山田村
 京都陸軍病院八日市分院 滋賀縣神崎郡御園村
 京都陸軍病院大津分院 同 縣大津市
 津陸軍病院明野分院 三重縣度會郡北濱村
 羅南陸軍病院羅津分院 成鏡北道羅津府
 羅南陸軍病院朱乙分院 同 鏡城郡朱乙溫面
 京城陸軍病院溫陽分院 忠清南道牙山郡溫陽面
 平壤陸軍病院新義州分院 平安北道新義州府
 大邱陸軍病院馬山分院 慶尙南道馬山府
 大邱陸軍病院大田分院 忠清南道大田府
 臺北陸軍病院宜蘭分院 臺北州宜蘭郡宜蘭街
 臺北陸軍病院北投分院 同 七星郡北投庄

臺南陸軍病院花蓮港分院 花蓮港廳花蓮郡花蓮港街
 臺南陸軍病院嘉義分院 臺南州嘉義郡水上庄
 臺南陸軍病院高雄分院 高雄市壽町
 臺南陸軍病院臺東分院 臺東廳臺東郡臺東街
 麻布聯隊區司令部 東京市赤坂區青山南町
 甲府聯隊區司令部 山梨縣甲府市
 本郷聯隊區司令部 東京市本郷區眞砂町
 千葉聯隊區司令部 千葉縣千葉市
 仙臺聯隊區司令部 宮城縣仙臺市
 福島聯隊區司令部 福島縣福島市
 新發田聯隊區司令部 新潟縣北蒲原郡新發田町
 高田聯隊區司令部 新潟縣高田市
 名古屋聯隊區司令部 名古屋市西區南外堀町
 岐阜聯隊區司令部 岐阜縣岐阜市
 豐橋聯隊區司令部 愛知縣豐橋市
 靜岡聯隊區司令部 靜岡縣靜岡市
 大阪聯隊區司令部 大阪市東區
 神戶聯隊區司令部 神戶市神戶區
 堺聯隊區司令部 大阪市東區
 和歌山聯隊區司令部 和歌山縣和歌山市
 廣島聯隊區司令部 廣島縣廣島市
 福山聯隊區司令部 同 縣福山市
 濱田聯隊區司令部 島根縣濱田市

軍 陸 國 帝

山口聯隊區司令部 山口縣山口市
 熊本聯隊區司令部 熊本縣熊本市
 大分聯隊區司令部 大分縣大分市
 都城聯隊區司令部 宮崎縣都城
 鹿兒島聯隊區司令部 鹿兒島縣鹿兒島市
 沖繩聯隊區司令部 沖繩縣那霸市
 札幌聯隊區司令部 北海道札幌市
 函館聯隊區司令部 同 函館市
 釧路聯隊區司令部 同 釧路市
 旭川聯隊區司令部 同 旭川市
 青森聯隊區司令部 青森縣東津輕郡筒井村
 盛岡聯隊區司令部 岩手縣盛岡市
 秋田聯隊區司令部 秋田縣秋田市
 山形聯隊區司令部 山形縣山形市
 金澤聯隊區司令部 石川縣金澤市
 富山聯隊區司令部 富山縣富山市
 敦賀聯隊區司令部 福井縣敦賀郡栗野村
 福井聯隊區司令部 福井縣福井市
 姫路聯隊區司令部 兵庫縣姫路市
 鳥取聯隊區司令部 鳥取縣鳥取市
 岡山聯隊區司令部 岡山縣岡山市
 松江聯隊區司令部 島根縣松江市
 高松聯隊區司令部 香川縣高松市

松山聯隊區司令部 愛媛縣松山市
 德島聯隊區司令部 德島縣德島市
 高知聯隊區司令部 高知縣高知市
 小倉聯隊區司令部 福岡縣小倉市
 福岡聯隊區司令部 同 縣福岡市
 大村聯隊區司令部 長崎縣東彼杵郡大村町
 久留米聯隊區司令部 福岡縣久留米市
 水戶聯隊區司令部 茨城縣水戶市
 宇都宮聯隊區司令部 栃木縣宇都宮市
 高崎聯隊區司令部 群馬縣高崎市
 松本聯隊區司令部 長野縣松本市
 京都聯隊區司令部 京都市伏見區
 大津聯隊區司令部 滋賀縣大津市
 福知山聯隊區司令部 京都府福知山市
 津聯隊區司令部 三重縣津市
 奈良聯隊區司令部 奈良縣奈良市
 羅南陸軍兵事部 成鏡北道清津府羅北町
 咸興陸軍兵事部 成鏡南道咸興府咸興內
 京城陸軍兵事部 京畿道京城府漢江通
 平壤陸軍兵事部 平安南道平壤府巖町
 大邱陸軍兵事部 慶尙北道大邱府東雲町
 光州陸軍兵事部 全羅南道光州府瑞石町
 臺北陸軍兵事部 臺北市旭町

臺南陸軍兵務部 臺南市明治町
 東京陸軍刑務所 東京市澁谷區宇田川町
 大阪陸軍刑務所 大阪府中河内郡大戸村
 小倉陸軍刑務所 福岡縣企救郡企救町
 旭川陸軍拘禁所 北海道旭川市
 札幌陸軍拘禁所 同 札幌郡豐平町
 京城陸軍拘禁所 京城府龍山
 臺北陸軍拘禁所 臺北市書院街
 仙臺陸軍拘禁所 仙臺市川内大橋通(仙臺師團司令部構内)
 名古屋陸軍拘禁所 名古屋市中區南外堀町(名古屋師團司令部構内)
 廣島陸軍拘禁所 廣島市基町(廣島師團司令部構内)
 熊本陸軍拘禁所 熊本市本丸町(熊本師團司令部構内)
 弘前陸軍拘禁所 弘前市富田町(弘前師團司令部構内)
 金澤陸軍拘禁所 金澤市大手町西町(金澤師團司令部構内)
 姫路陸軍拘禁所 姫路市本町(姫路師團司令部構内)
 善通寺陸軍拘禁所 香川縣仲多度郡善通寺町(善通寺師團司令部構内)
 宇都宮陸軍拘禁所 栃木縣河内郡國本村(宇都宮師團司令部構内)
 京都陸軍拘禁所 京都市伏見區(京都師團司令部構内)

久留米陸軍拘禁所 久留米市
 朝鮮陸軍倉庫 京城府漢江通
 關東陸軍倉庫 大連

陸軍學校所在地一覽

學 校 名	所 在 地 名
陸軍大學校	東京市赤坂區青山北町一丁目
陸軍科學學校	東京市牛込區若松町
陸軍憲兵學校	東京市中野區圓町
陸軍步兵學校	千葉縣千葉市作草部町
千葉陸軍戰車學校	千葉縣千葉市黑砂町
陸軍騎兵學校	千葉縣千葉市二宮町
陸軍野戰砲兵學校	千葉縣印旛郡千代田村
陸軍重砲兵學校	神奈川縣三浦郡浦賀町
陸軍防空學校	千葉縣千葉市小中臺町
陸軍工兵學校	千葉縣東葛飾郡松戸町
陸軍通信學校	神奈川縣高座郡大野村
宇都宮陸軍飛行學校	栃木縣芳賀郡清原村
太刀洗陸軍飛行學校	福岡縣三井郡太刀洗村
熊谷陸軍飛行學校	埼玉縣大里郡三尻村
下志津陸軍飛行學校	千葉縣千葉市若松町
明野陸軍飛行學校	三重縣度會郡北濱村
濱松陸軍飛行學校	靜岡縣濱名郡神久呂村

銚田陸軍飛行學校 茨城縣鹿島郡新宮村
 水戸陸軍飛行學校 茨城縣那珂郡前渡村
 陸軍航空技術學校 東京府立川市
 陸軍航空整備學校 埼玉縣入間郡所澤町
 東京陸軍航空學校 東京府北多摩郡村山村
 陸軍航空通信學校 茨城縣東茨城郡吉田村
 陸軍輜重兵學校 東京市目黒區上目黒八丁目
 陸軍機甲整備學校 東京市世田谷區世田谷四丁目
 陸軍習志野學校 千葉縣千葉郡津田沼町
 陸軍戶山學校 東京市牛込區戶山町
 陸軍士官學校 神奈川縣高座郡座間村
 陸軍航空士官學校 埼玉縣入間郡豐岡町
 陸軍航空士官學校 埼玉縣北足立郡朝霞町
 東京陸軍幼年學校 東京市牛込區戶山町
 廣島陸軍幼年學校 廣島縣廣島市基町

【陸軍要職人員表】

(昭和十六年、大母、東朝開に據る)

◎本省 陸軍省 大將 東條英機

次 官 中將 木村兵太郎
 高級副官 大佐 川原直一
 ◎別格官制 靖國神社—東京市麴町區 九段三丁目
 宮司 陸軍大將 鈴木孝雄
 靖國神社附屬遊就館長 少將 渡邊 謙

軍事調查部長 少將 三國直福
 人事局長 少將 富永恭次
 功績調查部長 少將 大城戸三治
 補任課長 大佐 那須義雄
 恩賞課長 大佐 藤村益藏
 軍務局長 少將 武藤 章
 軍務課長 大佐 佐藤賢了
 軍事課長 大佐 眞田讓一郎

兵務局長 少將 田中 隆吉
 防衛課長 中佐 渡部 富士雄
 兵務課長 大佐 兒玉 久藏
 馬政課長 大佐 梅津 廣吉
 兵備課長 大佐 山崎 正男
 整備局長 少將 山田 清一
 交通課長 大佐 千葉 熊治
 戰備課長 大佐 岡田 菊三郎
 燃料課長 大佐 中村 儀十郎
 工政課長 大佐 八里 知道
 兵器局長 少將 菅 晴次
 銃砲課長 大佐 伊藤 鈴嗣
 器材課長 中佐 野村 健三
 機械課長 大佐 角 健之
 經理局長 主少將 栗橋 保正
 主計課長 主中佐 遠藤 武勝
 監查課長 主大佐 永井 茂三郎
 衣糧課長 主大佐 吉良 五市
 建築課長 主大佐 池本 信巳
 醫務局長 醫中將 三木 良英
 衛生課長 醫大佐 岡田 恒吉
 醫事課長 醫大佐 鎌田 調
 法務局長 法務官 大山 文雄

兵器本部長 中將 齋藤 彌平太
 技術本部長 中將 岡部 直三郎
 機甲本部長 中將 吉田 惠
 航空本部長 中將 安田 武雄
 航空技術 中將 鳥田 隆一
 研究所長 少將 中村 明人
 航空本廠長 中將 加藤 泊治郎
 憲兵司令官 少將 柳 淵一
 本部長 少將 森 武夫
 軍馬補充部 少將 菅野 眞敏
 本部長 主計少將 西原 貢
 製絨廠長 主計少將 清水 寅次
 糧秣本廠長 主計少將 小笠原 長淳
 被服本廠長 主計少將 塚田 元
 衛生材料 藥劑少將 下田 宣力
 本廠長 獸醫少將 山田 乙三
 獸資材廠長 獸醫少將 山田 乙三
 參謀本部 參謀總長 大將 山田 乙三
 陸地測量部長 少將 下田 宣力
 △教育總監部 教育總監 大將 山田 乙三

本部長 中將 黑田 重德
 總務部長 少將 岡崎 清三郎
 砲兵監 中將 平田 健吉
 工兵監 中將 林 柳三郎
 輜重兵監 中將 武內 俊二郎
 通信兵監 中將 百武 晴吉
 化兵監 中將 町 尻量基
 △航空總監部 大將 土肥 原賢二
 航空總監 大將 土肥 原賢二
 防衛總司令部 大將 稔 彦王
 總司令官 大將 稔 彦王
 總參謀長 中將 小林 淺三郎
 【軍司令部】
 東部軍司令部—東京市 司令官 大將 中村 孝太郎
 參謀長 少將 北島 卓美
 中部軍司令部—大阪市 司令官 中將 藤井 洋治
 參謀長 少將 青木 成一
 西部軍司令部—福岡市 司令官 中將 藤江 惠輔
 參謀長 少將 佐々 眞之助
 北部軍司令部—札幌市 參謀長 少將 佐々 眞之助

司令官 中將 濱本 喜三郎
 參謀長 少將 木村 松治郎
 朝鮮軍司令部—京城府 司令官 大將 板垣 征四郎
 參謀長 少將 高橋 坦
 臺灣軍司令部—臺北市 司令官 中將 本間 雅晴
 參謀長 少將 和知 鷹二
 關東軍司令部 大將 梅津 美治郎
 【要塞司令部】
 東京灣要塞司令部—橫須賀市 司令官 中將 小林 恒一
 父島要塞司令部—東京府小笠原父島町 司令官 大佐 川上 護
 由良要塞司令部—兵庫縣由良町 司令官 大佐 山本 重憲
 豐後要塞司令部—大分縣佐賀關町 司令官 少將 布施 安昌
 奄美大島要塞司令部—鹿児島縣大島郡 司令官 古仁屋 町
 司令官 大佐 海福 三千雄
 津輕要塞司令部—函館市 司令官 少將 末光 元廣

下關要塞司令部—下關市 司令官 中將 山地 坦
 對馬要塞司令部—長崎縣鷓知村 司令官 少將 古賀 龍太郎
 長崎要塞司令部—長崎市 司令官 少將 北川 一夫
 壹岐要塞司令部—長崎縣武生水町 司令官 少將 村治 敏男
 舞鶴要塞司令部—京都府加佐郡余内村 司令官 大佐 村上 宗治
 鎮海要塞司令部—朝鮮慶尙南道鎮海 司令官 少將 邑
 永興灣要塞司令部—朝鮮咸鏡南道元山 司令官 少將 松島 唯雄
 羅津要塞司令部—朝鮮咸鏡北道羅津府 司令官 大佐 足立 重郎
 基隆要塞司令部—基隆市 司令官 少將 風 卓
 澎湖島要塞司令部—澎湖廳馬公街 司令官 少將 風 卓
 高雄要塞司令部—高雄市 司令官 少將 風 卓

司令官 少將 桂 朝彦
 旅順要塞司令部—旅順市 司令官 少將 太田 米雄
 【陸軍諸學校】
 陸軍大學校 校長 中將 山脇 正隆
 幹事 少將 四手 井綱正
 陸軍士官學校 校長(兼) 中將 篠塚 義男
 幹事 少將 赤柴 八重藏
 陸軍豫科士官學校 校長 中將 七田 一郎
 幹事 少將 中澤 三夫
 前橋陸軍豫備士官學校 校長 少將 阿部 平輔
 豐橋陸軍豫備士官學校 校長 少將 古閑 健
 久留米第一陸軍豫備士官學校 校長 少將 高橋 常吉
 久留米第二陸軍豫備士官學校 校長 少將 高橋 常吉
 東京陸軍航空學校 校長 少將 高橋 常吉
 陸軍航空整備學校 校長 少將 高橋 常吉

校 長 少將 中富秀夫	陸軍兵器學校	校 長 少將 宮川清三	千葉陸軍戰車學校	校 長 少將 柴山兼四郎
校 長 少將 本郷義夫	陸軍憲兵學校	校 長 少將 三浦三郎	陸軍戸山學校	校 長 少將 井上芳佐
校 長 少將 下野一樹	陸軍經理學校	主中將 大城戸仁輔	校長代理	大佐 岡村勝實
校 長 中將 板花義一	陸軍軍醫學校	醫中將 桃井直幹	東京陸軍幼年學校	大佐 湯川龍郎
校 長 中將 儀峨徹二	陸軍獸醫學校	獸醫 田崎武八郎	廣島陸軍幼年學校	
校 長 少將 中蘭盛孝	陸軍歩兵學校	中將 中永太郎	仙臺陸軍幼年學校	
校 長 大佐 神谷正男	陸軍騎兵學校	少將 西原一策	大阪陸軍幼年學校	校 長 大佐 田坂八十八
校 長 少將 尾關一郎	陸軍野戰砲兵學校	少將 重田徳松	名古屋陸軍幼年學校	校 長 少將 毛利末廣
校 長 少將 柴岡勝藏	陸軍重砲兵學校	少將 柳川 梯	仙臺陸軍教導學校	校 長 少將 高野直滿
校 長 少將 柴田信一	陸軍工兵學校	少將 木村經廣	豐橋陸軍教導學校	校 長 大佐 田中信夫
校 長 中將 岩下新太郎	陸軍通信學校	少將 酒井直次	熊本陸軍教導學校	校 長 少將 佐野虎太
校 長 中將 藤田 明	陸軍輜重兵學校		科學學校長	
			機甲整備學校長	
			習志野學校長	
			防空學校長	

帝國海軍

抑々帝國海軍の主體は艦船であつて、一定の編組の下に各種艦隊を編成する。艦船は實に海軍編制の基礎であつて有ゆる海軍機關は主として艦船を製造し、維持し、修理し、統率し、運用する爲に設けられてゐる。

艦隊、鎮守府及警備府には各々司令長官を置いて、軍令、軍政並に教育事務を分掌する。

軍令部總長は國防用兵に關することを持ち、海軍大臣は海軍全般の軍政を管理し、共に 天皇に直隷する。

海軍には特に教育に關し、天皇直隷の機關を置かず、海軍省に教育局を置き、海軍全般の教育を統轄せしめる。

統帥機關

海軍大臣は海軍々政を管理し、海軍

軍政機關

軍令部は國防用兵に關することを掌る所にして軍令部總長は、天皇に直隷し帷帳の職務に參畫し又軍令部の事務を統理す。

在外帝國大使館及公使館に大使館附武官、公使館附武官及同輔佐官として兵科將校を置き總長之を管す。

軍令部總長

中平田倉之助 横山 資 紀

伊 東 祐 亨 東郷平八郎

伊集院五郎 島村 速 雄

山下源太郎 鈴木實太郎

加藤 寛 治 谷 口 尙 眞

博 恭 王 永野 修 身

第一條

- 軍人、軍屬を統督し所轄諸部を監督す。海軍省に大臣官房及軍務、兵備、人事、教育、軍需、醫務、經理及法務の八局を置く。
- 軍務局
- 第一條
- 一、海軍々備其他一般海軍々政
 - 二、艦船、部隊、官衙、學校の建制及勤務
 - 三、艦船及部隊の編制及役務
 - 四、軍紀、風紀、演習、檢閲關係事項
 - 五、儀式、禮式、服制及旗章關係事項
 - 六、艦船、兵器、軍需品關係事項
 - 七、戒嚴及防衛に關する事項
- 第二條
- 一、國防政策に關する事項
 - 二、國際的規約及遣外員事項
- 第三條
- 一、機關の使用に關する事項
 - 二、艦内工作關係事項
 - 三、艦船の保存整備に關する事項
- 第四條
- 一、國防思想の普及に關する事項

二、軍事關係團體の指導
兵備局

- 第一課
 - 一、出師準備に關する事項
 - 二、國家總動員一般に關する事項
 - 三、兵器其の他の軍需品の整備關係事項
- 第二課
 - 四、徵發に關する事項
 - 五、水陸諸設備に關する事項

第三課

- 一、軍需工業動員の統制關係事項
- 二、物資の生産力擴充統制に關する事項
- 三、勞力及物資の需給調整關係事項
- 四、軍需品生産の指導統制に關する事項
- 五、技術の統制に關する事項
- 六、資源の調査及利用に關する事項

第四課

- 一、港務、運輸、通信に關する事項
- 二、水路及海上保安に關する事項
- 三、船舶の調査及利用に關する事項
- 四、通商保護に關する事項(其他略)

人事局

- 第一課
 - イ 士官、特務士官、候補生、准士官及文官の補充、服役、進退、任免、補職、増俸に關する事項
 - ロ 下士官兵の補充、服役、任官、徵募及進級に關する事項
- 第二課
 - イ 敘位、敘勳、記章、褒章、賞與、其の他身上に關する事項
 - ロ 恩給に關する事項
 - ハ 戦時充員に關する事項
 - ニ 召募及簡閱點呼に關する事項
 - ホ 國家總動員法に據る徵用に關する事項

教育局

- 第一課
 - イ 教育の統一に關する事項(教育局第二課の所掌に屬するものを除く)
 - ロ 一般教育に關する事項(教育局第二課及第三課の所掌に屬するものを除く)
 - ハ 教育圖書に關する事項

第二課

- イ 艦船部隊の教育及術科訓練の統一に關する事項
- ロ 艦船部隊の教育訓練(教育局第三課の所掌に屬するものを除く)に關する事項

第三課

機關術及工作術の教育訓練に關する事項

軍需局

- 第一課
 - イ 艦營需品(軍需局第二課の所掌に屬するものを除く)に關する事項
 - ロ 港用品に關する事項
- 第二課
 - イ 燃料に關する事項
 - ロ 潤滑油に關する事項(一般消耗品としての供給に關することを除く)
 - ハ 行動用消耗品の供給に關する事項
 - ニ 炭山及油田に關する事項
 - ホ 燃料に關する技術に従事する造機科士官以下の本務に關する事項
 - ハ 燃料に關する技術の教育に關する事項

海軍省定員表

海軍省	政務次官	參事
海軍省	事務次官	參事
海軍省	事務次官	參事
海軍省	事務次官	參事

事項

第三課

被服及糧食に關する事項

醫務局

- イ 醫務、衛生、恩給診斷及軍人體格に關する事項
- ロ 治療品に關する事項
- ハ 軍醫科及藥劑科士官以下の本務に關する事項

第二課

- ニ 醫務、衛生の教育に關する事項
- 一 經理局

第一課

- イ 豫算及決算に關する事項
- ロ 主計科士官以下の本務に關する事項
- ハ 會計經理契約の規定に關する事項
- イ 給與、物品經理及契約の規定に關する事項

する事項

- ロ 會計の監督に關する事項
- ハ 國有財産に關する事項

第三課

本省及東京所在海軍各處(水路部及海軍技術研究所を除く)の會計經理に關する事項

第四課

- イ 契約に關する事項
- ロ 物資の調達配給及之に必要な調査に關する事項

第五課

- イ 契約の實施に關する事項
- ロ 物資の調達配給及之に必要な調査に關する事項

第六課

- イ 工事業場に於ける軍需品又は其の原料若は材料の原價計算に關する事項

事項

- ロ 工場事業場の經理に關する事項

法務局

- イ 軍事司法懲罰及監獄に關する事項
- ロ 恩赦、假出獄及刑の執行に關する事項
- ハ 司法事務官、法務官、録事及監獄官以下の本務に關する事項

海軍施設本部

- 海軍施設本部ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 海軍ニ於ケル建築及土木ノ工事ノ計畫、審査及實驗ニ關スル事項
- 二 海軍ニ於ケル建築及土木ニ從事スル技術官ノ本務ニ關スル事項
- 海軍施設本部ハ前項ノ外海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ建築及土木ノ工事ノ實施ヲ掌ル

(將中大) 大 臣											
(將少中) 官											
局需軍		局育教		局事人		局備兵		局務軍		房官區大	
長 中、少將 一		長 中、少將 一		長 中、少將 一		長 中、少將 一		長 中、少將 一		電 信 課	
第三課		第二課		第一課		第三課		第二課		長 大、中佐	
長 主計大、中佐		長 大、中佐		長 大、中佐		長 大、中佐		長 大、中佐		長 大、中佐	
員		員		員		員		員		員	
主計中、少佐		主計中、少佐		主計中、少佐		主計中、少佐		主計中、少佐		主計中、少佐	
三五		一一五		一一二		一一三		一一三		四一	
屬 一〇一 技手 一五											

局法務		局理經		局務醫	
長		長 主計中、少將 一		長 軍醫中、少將 一	
局員		第一課		第一課	
局長		長 主計大、中佐		長 大、中佐	
司		局長		長 大、中佐	
法		局長		長 大、中佐	
事		局長		長 大、中佐	
務		局長		長 大、中佐	
官		局長		長 大、中佐	
專		局長		長 大、中佐	
任		局長		長 大、中佐	
六		主計中、少佐(内兼務一)二一五		二五一	

歴代海軍大臣

西郷從道	村上格
大山巖	岡田啓介
樺山資紀	安保清種
仁禮景範	大角岑生
山本權兵衛	永野、修身
齋藤實	米内、光政
八代六郎	吉田、善吾
加藤友三郎	及川古志郎
財部彪	鳥田繁太郎

會議及委員會

海軍に於ける重要事項を審議する爲
東京に海軍將官會議を置き、海軍大臣
を議長とし海軍將官若干名を議員とす
る。海軍大臣は必要に依り議員にあら
ざる將官、將官相當官に臨時議員を命
じ又上長官をして議事に參與せしめる
ことがある。海軍將官會議の事務は大
臣官房で處理する。

海軍技術會議

艦船、兵器の技術に關する事項を調
査、審議する爲海軍技術會議を置く。
技術會議は海軍高等技術會議、海軍艦
政本部技術會議及海軍航空本部技術會
議に分れ、海軍大臣の監督に屬し夫々

海軍大臣、艦政部長、航空本部長の諮
問に應じ調査審議に任ずる。

査問會

海軍所屬の艦船、部隊、官衙、學校
に於て坐礁、衝突、火災、墜落、破壊
其の他の損害又は危険を生じたる場合
其の原因明瞭ならざるときは、鎮守府
司令長官、艦隊司令長官、其の他の長
官は査問會を組織し原因調査を爲す、
査問會は同種原因に因り再三同種の危
険若くは損害を生ぜざらしむる爲其の
資料を獲るを以て主要なる目的とする
調査機關で場合に依ては海軍大臣査問
會を組織することもある。

委員會及職員

海軍用語調査委員會 海軍用語の制定、改正、統一等に關する事項調査の爲海軍省内に委員會を設け海軍省教育局長を委員長とす。

觀艦式事務委員 海軍次官又は軍務局長を委員長とする觀艦式事務委員は特別觀艦式及大演習觀艦式舉行の都度設けらるるものとす。

表彰審査委員會 海軍軍人軍屬の有力なる發明、考案、奇特行爲等の表彰事項を審査する爲海軍省人事局長を委員長とする委員會を海軍省内に設く。

航空事故調査委員會 航空事故は各長官査問會を編成して調査する外艦隊、要港部に航空事故調査委員會を設け適確なる原因を速かに調査探求す。

艦裝員 新造艦船には必要に應じ其の艦裝に關する事務を掌る爲艦裝員を設く艦裝員長は海軍工廠製造艦船に在りては該工廠長に、要港部にて製造する艦船は當該要港部司令に、其の他の

艦船は海軍艦政本部長に隸屬し艦裝兵裝に關する調査及艦裝品及機關附屬物、兵備品整備、艦内編制諸法規の制定準備等就役準備の整頓に従事す。

海軍省隸屬官衙

海軍艦政本部 艦船の船體機關兵器(除航空兵器)の計畫、審査、造修、研究及實驗、艦船裝備、兵器の準備保管、供給、海軍工作處及海軍軍需部の兵器關係の設備、計畫、審査、艦船兵器造修に要する軍需品、工場等の軍需工業動員、造船科造船機科造船兵科士官以下(燃料に關する技術に従事する造船科士官以下及航空兵器に關する技術に従事する造船兵科士官以下を除く)の教育及本務に關する事項等掌り海軍艦政本部隸屬官衙として海軍技術研究所及海軍火藥廠がある。

海軍技術研究所 海軍技術の研究調査及諸種の技術的試験に關することを掌り必要に應じ兵器及材料の製造修理を掌る、海軍技術研究所は技術の研究

又は技術従事者養成の依頼を受け海軍大臣の定むる所に依り之に應ずることあり。

海軍火藥廠 火藥類及其の原料の製造、修理、審査、購買及研究に關することを掌り所要の地に置かる。

尙艦政本部長隸屬に造船、造兵、監督官がある。之は海軍に於て艦船兵器の製造を工場に委託し及造船造兵用の材料物品其の他工場用具、機械を購入せんとするとき士官以下を以て職員を組織し、製造事業の監督及購入物品の検査に従事する。

海軍航空本部 航空兵器の計畫、審査、造修、研究、實驗、航空術の教育に關する事項、航空兵器に關する技術に従事する造船兵科士官以下の教育及本務に關する事項其の他航空に關する一般事項を掌る。

水路部 水路の測量、水路圖誌の調製航海の保安及航空圖誌の調製、兵要氣象及海象の觀測、調査及研究並に以上の技術に従事する者の教育に關する

ことを掌る。

海軍大臣直轄學校

海軍大學校

(東京市品川區上大崎)

海軍士官に高等の學術を教授して兼ねて其の研究を行ふ所とす。

海軍大學學生は之を左の四種に區別す。

- 一 甲種學生 二箇年
- 二 機關學生 二箇年
- 三 選科學生 一乃至四箇年
- 四 特修學生 一箇年

甲種學生 海軍少佐又は大尉にして左の各號に該當する者に就き樞要職員又は高等指揮官の素養に必要な高等の兵學其の他の學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして高等の兵學を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者
機關學生 海軍機關大尉又は機關中

尉にして左の各號に該當するものに就き要職に充つるに適當なる素養に必要な高等機關其の他の學術を修得せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして高等の機關術を修習せしむるに適當なる才學識量有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者
選科學生 海軍士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむる才學識量有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは海軍士官に其の專修すべき學科を指定して選科學生を命ずることを得。

入學試験の規定は海軍大臣の認可を受け校長之を定む。

特修學生 甲種學生の教程を履修せざる海軍大佐又は中佐にして高等兵學を修習せしむるに適當なる才學識量有するを認めたる者に就き樞要職員又

は高級指揮官に必要な高等兵學其の他の學術を修習せしむ。

海軍兵學校

(廣島縣安藝郡江田島)

海軍兵科將校と爲すべき生徒を教育し海軍兵曹長及海軍一等兵曹に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す所とす。

海軍兵學校生徒 年齢十六年以上十九年以下(當分の間十五年以上十九年以下)にして海軍兵科將校たらんことを志願するものに就き検査を行ひ所要の人員を採用す。

生徒は入校の日より海軍兵籍に之を編入す。

生徒の修業期間は三年六月とし學年は當分十二月より翌年十一月に至るものとす。但し戰時又は事變に際しては之を短縮することを得。

選修學生 海軍兵學校に於て修習する海軍兵曹長及海軍一等兵曹を海軍兵學校選修學生と稱す。

海軍兵曹長又は進級に必要な實役
停年を有する海軍一等兵曹にして、當
分の間三十三歳以下で、左の各號に該
當するものに就き將來尉官に準じ所要
の勤務に服するに必要な素養を與ふ
る爲志願に基き海軍大臣の指定に依り
在籍鎮守府司令長官之を命ず、修業期
間は約一年八月とす。
一 身體強健實務の成績優等にして尉
官に準じ所要の勤務に服せしむるに
適當なる識量を有すと認むる者

海軍機關學校

(京都府東舞鶴市)

海軍機關科將校と爲すべき生徒を教
育し海軍機關科及工作科の准士官及一
等下士官に對し將來尉官に準ずる勤務
に服すべき者の素養に必要な教育を
施す所とす。

海軍機關學校生徒 年齢十六年以上
十九年以下(特例兵學校に同じ)にし
て海軍機關將校たることを志願する者
に就き検査を行ひ所要の人員を採用

す。

生徒の修業期間は三年六月とし、學
年は當分十二月より翌年十一月に至る
ものとす。但し戰時又は事變に際して
は之を短縮することを得。

海軍機關學校に於て修習する海軍機
關科及工作科の准士官及一等下士官を
海軍機關學校選修學生と稱す。

選修學生

海軍機關科若くは工作科
の准士官又は進級に必要な實役停年
を有する海軍機關科若くは工作科の一
等下士官にして、當分の間三十三歳以
下で左の各號に該當するものに就き將
來尉官に準じ所要の勤務に服するに必
要なる素養を與ふる爲志願に基き海軍
大臣の指定に依り在籍の鎮守府司令長
官之を命ず。修業期間は約一年六月と
す。

一 身體強健實務の成績優等にして尉
官に準じ所要の勤務に服せしむるに
適當なる識量を有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

入學試験要領は兵學校選修學生に同

じ。

海軍軍醫學校

(東京市京橋區築地)

海軍軍醫官及藥劑官に必要な學術
を教授し兼ねて職務を練習せしめ海軍
看護兵曹長に對し看護科特務士官の素
養に必要な教育を施し其の他海軍に
必要なる醫學の研究、衛生の試験を行
ひ並に海軍の治療品の製造、海軍の防
疫に關する事務を補助する所とし一
般患者の診療、海軍軍人軍屬の傷病者
中特に必要なる者の診療を行ふことと
あり。

海軍軍醫學校學生は之を左の四種に
區別す。

- 一 高等科學生 一箇年(當分六箇月)
- 二 普通科學生 六箇月以内
- 三 選科學生 一乃至二箇年
- 四 選修學生 約一箇年

高等科學生 身體強健實務の成績優
等にして高等の醫學を修習せしむるに
適當なる才學識量を有すと認むる海軍

軍醫大尉に就き、要職に充つるに適す
る素養に必要な醫學に關する高等の
學術技能を修習せしむる爲海軍大臣銓
衡の上之を命ず。

普通科學生 新に任用したる海軍軍
醫科尉官又は藥劑科尉官に初級軍醫科
士官又は藥劑科士官に必要な學術技
能を修習せしむる爲海軍大臣之を命
ず。

選科學生 高等科學生教程を修業し
たる者又は海軍軍醫大尉若くは藥劑大
尉任官後一ヶ年以上を経過したる軍醫
科又は藥劑科士官にして専門の學科を
研究することを志願し且實務の成績優
等にして之を修習せしむるに適當なる
才學識量を有すと認むる者に就き其の
學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の
上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは、海軍
軍醫科士官又は藥劑科士官に其の專修
すべき學科を指定し、選科學生を命ず
ることを得。

選修學生

海軍看護兵曹長及進級停

年を有する一等看護兵曹中左の各號に
該當する者に就き、將來看護科特務士
官として所要の勤務に服するに必要な
る素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣
の指定に依り、在籍鎮守府司令長官之
を命ず。

一 身體強健實務成績優等にして高等
武官として所要の勤務に服せしむる
に適當なる識量を有すと認むる者

二 入學試験に合格したる者

選修學生採用試験要領は兵學校選修
學生に同じ。

海軍大臣は軍醫學校内に臨時講習科
を設け海軍軍醫科藥劑科士官又は看護
科特務士官准士官をして學術の講習を
受けしむることあり。

海軍經理學校

(東京市京橋區小田原町)

海軍主計科士官と爲すべき生徒を教
育し海軍主計科兵曹長及一等主計兵曹
に對し將來尉官に準ずる勤務に服すべ
き者の素養に必要な教育を施し、海

軍主計科士官及主計少尉候補生に對し
之に必要な學術を教育し兼ねて該官
をして職務を練習せしめ、海軍特修兵
たるべき海軍下士官兵に對し之に必要
なる學術を教授する所とす。

海軍經理學校は右の外海軍に必要な
會計經理の研究及教育の規畫に關す
る研究調査を行ふ。

海軍經理學校生徒 年齢十六年以上
二十一年以下(當分十五年以上二十一
年以下)にして海軍主計科士官たらん
ことを志願する者に就き検査を行ひ、
所要の人員を採用す。

生徒の修業期間は三年六月とし學年
は當分十二月より翌年十一月に至るも
のとす。但し戰時又は事變に際しては
之を短縮することを得。

海軍經理學校に於て修習する海軍准
士官以上を海軍經理學校學生、海軍下
士官兵を海軍經理學校練習生と稱す。
但し將來尉官に準ずる勤務に服すべき
者の素養に必要な事項を修習する海
軍一等主計兵曹は之を學生と稱す。

海軍經理學校學生は之を左の六種に區別す。

- 一 甲種學生 一年
 - 二 高等科學生 六月
 - 三 普通科學生 六月
 - 四 補習學生 八月以内
 - 五 選科學生 一年乃至三年
 - 六 選修學生 一年六箇月
- 甲種學生 身體強健實務の成績優等にして會計經理に關する高等の學術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍主計少佐又は主計大尉に就き要職に充つるに適當なる素養に必要なる會計經理に關する學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
- 高等科學生 海軍主計大尉又は主計中尉に就き主計長の素養に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。
- 普通科學生 主計中尉又は主計少尉に就き初級主計科士官に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。
- 補習學生 海軍經理學校生徒教程を

經ざる海軍主計中尉、主計少尉又は主計少尉候補生に就き初級主計科士官に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

選科學生 海軍主計科士官にして専門の學科を研究することを志願し且實務の成績優等にして之を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる者に就き其の學科を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

海軍大臣必要と認むるときは海軍主計科士官に其の専修すべき學科を指定し選科學生を命ずることを得。

選修學生 海軍主計兵曹長又は進級に必要な實役停年を有する海軍一等主計兵曹にして三十三歳以下で左の各號に該當するものに就き將來尉官に準じ所要の勤務に服する必要な素養を與ふる爲志願に基き海軍大臣の指定に依り在籍鎮守府司令長官之を命ず。

一 身體強健實務の成績優等にして尉官に準じ所要の勤務に服せしむるに適當なる識量を有すと認むる者

- 二 入學試験に合格したる者
海軍大臣は海軍經理學校に臨時講習科を設け海軍士官、特務士官、准士官下士官をして必要な學術の講習を受けしむることを得。
- 練習生 左の四種に區分す。
 - 一 高等科經理術練習生 九箇月以内
 - 二 普通科經理術練習生 六箇月以内
 - 三 高等科衣糧術練習生 九箇月以内
 - 四 普通科衣糧術練習生 六箇月以内
- 高等科經理術練習生(同衣糧術練習生)は海軍主計兵曹又は任用實役停年を有する海軍一等主計兵にして普通科經理術練習生教程(普通科衣糧術練習生教程)卒業後一箇年以上勤務し特技章を有する者より、普通科經理術練習生(同衣糧術練習生)は海軍一、二、三等兵(海軍一、二、三等主計兵)にして海軍特修兵に非ざる者より採用す。

鎮守府司令長官に隸する學校

海軍砲術學校

横須賀市楠浦町 (新設) 千葉縣館山市

海軍砲術學校は海軍兵科將校、特務士官、准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な砲術を教授する所とす。

海軍砲術學校に於ては、前項の外海軍に必要な砲術の研究及其の教育の規畫に關する研究調査並に海軍に必要な體育の研究、海軍士官以下に對する其の教育及其の教育の規畫に關する研究調査を行ひ、且必要に應じ海軍豫備員又は其の候補者を教育す。

海軍砲術學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍砲術學校學生、海軍下士官兵を海軍砲術學校練習生と稱す。學生は之を左の四種に區別す。

- 一 高等科學生 一箇年
- 二 普通科學生 四箇月

- 三 特修科學生 一箇年以内
 - 四 專攻科學生 一箇年以内
- 高等科學生 身體強健實務の成績優等にして高等の學術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き砲術長の素養に必要な學術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
- 普通科學生 海軍中、少尉に就き、初級兵科將校に必要な砲術を教育す。
- 特修科學生 海軍兵科佐尉官、特務士官、准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な砲術を修習せしむる爲又は必要な體育に關することを修得せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官、准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。
- 專攻科學生 海軍砲術學校高等科學生教程を終了したる者に就き砲術中特に研究項目を指定し之を専攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

海軍大臣は臨時講習科を設け士官、候補生又は特務士官、下士官兵をして必要な砲術又は體育の講習を受けしむることあり。

- 練習生 左の五種とす。
 - 一 普通科砲術練習生 六箇月乃至七箇月
 - 二 高等科砲術練習生 九箇月以内
 - 三 特修科砲術練習生 九箇月以内
 - 四 普通科測的術練習生 六箇月乃至七箇月
 - 五 高等科測的術練習生 十箇月以内
- 普通科砲術(測的)練習生は海軍一、二等水兵又は進級實役停年を有する三等水兵にして特修兵にあらざる者より、高等科砲術(測的)練習生は二等兵曹にして進級實役停年を有せざる者、三等兵曹及任用實役停年を有する一等水兵にして普通科砲術(測的)練習生教程を卒業したる日より一箇年以

上海上勤務に服し特技章を有する者より、特修科砲術練習生は海軍一等兵曹又は進級實役停年を有する海軍二等兵曹にして高等科砲術練習生教程を卒業したる日より一年以上上海上勤務に服し特技章を有する者より採用す。

海軍水雷學校

(横須賀市田浦)

海軍水雷學校は海軍兵科將校、特務士官、准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な水雷術を教授する處とす。

海軍水雷學校に於ては前項の外海軍に必要な水雷術の研究並に其の教育の規程に關する研究調査を行ふ。

海軍水雷學校に臨時講習會を設け得ること砲術學校に同じ。

海軍水雷學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍水雷學校學生、海軍下士官兵を海軍水雷學校練習生と稱す。學生は之を左の三種に區別す。

- 一 高等科學生 一箇年

- 二 特修科學生 一箇年以内
- 三 專攻科學生 一箇年以内

高等科學生 身體強健實務の成績優等にして高等の水雷術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き水雷長の素養に必要な水雷術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

特修科學生 海軍兵科佐尉官、特務士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要なる水雷術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官、准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生 海軍水雷學校高等科學生教程を修了したる者に就き水雷術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

- 一 普通科水雷術魚雷練習生 六箇月
- 二 普通科水雷術航空魚雷練習生

- 三 普通科水雷術機雷練習生 六箇月

- 四 高等科水雷術魚雷練習生 九箇月以内

- 五 高等科水雷術航空魚雷練習生 九箇月

- 六 高等科水雷術機雷練習生 九箇月以内

魚雷機雷練習生は一、二等水兵又は進級停年を有する三等水兵にて特修兵にあらざる者より、航空魚雷練習生は進級停年を有せざる一、二、三等航空兵中特修兵にあらざる者より、高等科水雷術練習生は二等兵曹にして進級實役停年を有せざる者又は三等兵曹若くは任用實役停年を有する一等水兵中普通科を卒業し一箇年以上勤務に服したる者より採用す。

海軍機雷學校(新設)

海軍機雷學校は海軍兵科の將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべ

き海軍下士官及兵に對し之に必要な水雷術を教授する所とす。

海軍機雷學校に於ては前項の外海軍に必要な水雷術の研究及其の教育の規程に關する研究調査を行ふ。

海軍機雷學校學生は之を左の四種に區別す。

- 一 高等科學生 二 普通科學生
- 三 特修科學生 四 專攻科學生

海軍潜水學校

(吳市吉浦町)

海軍潜水學校は海軍將校兵科及機關科特務士官、准士官、下士官兵をして潜水艦に關する必要な實務を練習せしめ之に對し潜水艦に關する學術を教授する所とす。

海軍潜水學校に於ては前項の外潜水艦に關する研究、教育の規程に關する研究調査を行ふ。

潜水學校に臨時講習會を設け得ること砲術學校に同じ。
海軍潜水學校に於て修習する海軍准

士官以上を海軍潜水學校學生、海軍下士官兵を海軍潜水學校練習生と稱す。學生は之を左の五種に區別す。

- 一 甲種學生 六箇月以内
- 二 乙種學生 四箇月以内
- 三 機關學生 六箇月以内
- 四 特修科學生 六箇月以内
- 五 專攻科學生 一箇年以内

甲種學生 海軍潜水學校乙種學生教程を修了したる者又は之に準ずべき經歷を有する海軍少佐若くは大尉に就き潜水艦長として其の職務を遂行するに必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

乙種學生 海軍水雷學校高等科學生教程を修了したる者又は之に準ずべき兵科尉官に就き潜水艦乗組兵科將校として其の職務を遂行するに必要な事項を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

機關學生 海軍工機學校高等科學生教程を修了したる者又は之に準ずべき機關科尉官に就き潜水艦の機關長とし

て其の職務を遂行するに必要な事項を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

特修科學生 海軍將校兵科及機關科特務士官、准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し潜水艦の職員として必要な事項を修習せしむる爲海軍將校に在りては海軍大臣、特務士官、准士官に在りては在籍鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生 海軍將校に就き潜水艦に關する事項中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

練習生 左の四種に區別す。

- 一 潜航術掌水雷(魚雷)練習生
- 二 潜航術掌水雷(機雷)練習生
- 三 潜航術掌機雷練習生
- 四 潜航術掌電機練習生

練習生は水雷術、機關術(内火機械)又は電機術特修兵たる者にして練習生を卒業の日より起算し滿一年六箇月以上現役年期を有する者又は現役年期滿一年六箇月以上を有せざるも現役滿期

の際再服役を志願することを豫め誓約する者より採用す。

海軍工機學校

(横須賀市楠ヶ浦町)

海軍工機學校は海軍機關科將校、特務士官、准士官及海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し之に必要な機關術を教授する所とす。

海軍工機學校に於ては前項の外海軍に必要な機關術の研究並に其の教育の規程に關する研究調査を行ふ。

海軍工機學校に於て修習する海軍准士官以上を海軍工機學校學生、海軍下士官兵を海軍工機學校練習生と稱す。海軍工機學校學生は之を左の四種に區別す。

- 一 高等科學生 一箇年
 - 二 普通科學生 六箇月
 - 三 特修科學生 六箇月乃至一年
 - 四 專攻科學生 六箇月乃至一年
- 高等科學生 身體強健實務の成績優等にして高等の機關術を修習せしむる等にして高等の機關術を修習せしむる

に適當なる才學識量を有すと認むる海軍機關大尉又は機關中尉に就き機關長の素養に必要な機關術を修習せしむる爲、海軍大臣銓衡の上之を命ず。

普通科學生 海軍機關中尉又は少尉に初級機關科將校に必要な機關術を修得せしむ。

特修科學生 海軍機關科將校並に機關科の特務士官及准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な機關術を修習せしむる爲海軍機關科將校に在りては海軍大臣、海軍機關科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生 海軍機關科將校に就き機關術に關し特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

海軍工作學校(新設)

海軍工作學校は海軍機關科將校、海軍工作科の特務士官及准士官並に海軍

特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し之に必要な工作術を教授する所とす。

海軍工作學校に於ては前項の外海軍に必要な工作術の研究及其の教育の規程に關する研究調査を行ふ。

- 一 高等科學生
- 二 普通科學生
- 三 特修科學生
- 四 專攻科學生

海軍通信學校

(横須賀市田浦町)

海軍通信學校は海軍兵科將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し之に必要な通信術を教授する所とす。

海軍通信學校に於ては前項の外海軍に必要な通信術の研究及其の教育の規程に關する研究調査を行ふ。

海軍通信學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍通信學校學生、海軍下士官及兵を海軍通信學校練習生と

稱す。

海軍通信學校學生は之を左の四種に區別す。

- 高等科學生 身體強健實務の成績優等にして高等の通信術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍大尉又は中尉に就き通信長の素養に必要な通信術を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。
- 普通科學生 海軍中尉又は少尉を採用し初級兵科將校に必要な通信術を修得せしむ。

特修科學生 海軍兵科佐尉官、特務士官及准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な通信術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生 海軍通信學校高等科學生教程を終了したる者に就き通信術中特に研究項目を指定し之を專攻せしむる爲必要に應じ海軍大臣之を命ず。

練習生 普通科及高等科の二部に分れ九箇月或は一年以内教育す。

海軍航海學校

(横須賀市田浦町)

海軍航海學校は海軍兵科將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官兵及海軍豫備員に對し之に必要な航海術、運用術、信號術及見張術を教授する所とす。

海軍航海學校に於ては前項の外海軍に必要な航海術、運用術、信號術及見張術の研究並に各其の教育の規程に關する研究調査を行ふ。

海軍航海學校に於て修習する海軍兵科准士官以上を海軍航海學校學生、海軍下士官及兵を海軍航海學校練習生と稱す。

海軍航海學校學生は之を五種に區別す。

練習學生 身體強健實務の成績優等にして高等の航海術を修習せしむるに適當なる才學識量を有すと認むる海軍

大尉又は中尉に就き航海長の素養に必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣銓衡の上之を命ず。

運用學生 身體強健實務の成績優等にして高等の運用術を修習せしむるに適當と認むる海軍大尉又は中尉に就き運用長の素養に必要な學術技能を修習せしむる爲海軍大臣之を命ず。

普通科學生 海軍中尉又は少尉に就き初級兵科將校に必要な航海術、運用術、信號術、見張術及氣象術を教育す。

特修科學生 海軍兵科佐尉官、特務士官又は准士官にして志願する者に就き又は特に必要と認むる者に對し必要な航海術、運用術、信號術又は見張術を修習せしむる爲海軍兵科佐尉官に在りては海軍大臣、海軍兵科特務士官及准士官に在りては在籍の鎮守府司令長官之を命ず。

專攻科學生 航海學生教程又は運用學生教程を終了したる者に就き航海術運用術、信號術又は見張術中特に研究

項目を指定し之を専攻せしむる爲必要
ト應じ海軍大臣之を命ず。
練習生は六種に區分す。

警備府(新設)

昭和十六年十一月二十日大阪、大漢
馬公、鎮海及旅順の要港部を廢し新に
警備府を設置せられ各警備府に司令長
官を任命せらる。

鎮守府

其の所在の地名を冠稱し所管海軍區
警備府の防禦及警備並に所管の出師
準備に關することを掌り又所屬各部を
監督する所とす。

司令長官は 天皇に直隸し部下の艦
船部隊を統率し海軍大臣の命を受け軍
政を掌り又部下の軍紀、風紀及教育訓
練を統監す。

司令長官は其の軍港に於ける守備、
秩序の維持及齊一を要する重大なる事
項に關し同所に在る後任指揮官の率ゐ
る艦船部隊の指揮するの權を有す。但

し緊急の必要ある場合の外之が爲當該
諸隊及艦船の本務を妨ることを得ず。
司令長官は所管海軍區の警備に關し
ては當該區警備の任務を有する艦隊司
令長官と氣脈を通ず。

司令長官の幕僚として參謀長、參謀
副官、人事長、機關兵、軍醫長、主計
長、法務長を置く外鎮守府には必要に
應じ出仕及附を置く。

鎮守府隷屬官衙

海軍人事部 各軍港に置き當該鎮守
府に屬し左の事務を掌る。

- 一 士官、特務士官、候補生、准士
官、下士官兵並に文官及同待遇者
の人事に關する事項
- 二 特務士官、准士官、下士官兵の
召集及充員に關する事項
- 三 下士官兵の簡閱點呼並に兵の徵
募に關する事項
- 四 准士官以下の海軍豫備員及豫備
候補生の人事並に豫備員候補者の
採用に關する事項

- 五 國家總動員法に依り徵用せらる
る者の人事に關する事項
 - 六 軍人及軍屬の福祉、軍事扶助並
に軍事普及に關する事項
- 地方海軍人事部の管轄區域左の如
し。

地方海軍 人事部	管轄區域
札幌地方 海軍人事部	北海道、樺太
仙臺地方 海軍人事部	宮城縣、福島縣、岩 手縣
秋田地方 海軍人事部	秋田縣、青森縣
新潟地方 海軍人事部	新潟縣、山形縣
金澤地方 海軍人事部	石川縣、富山縣
大阪地方 海軍人事部	大阪府、奈良縣、和 歌山縣
名古屋地方 海軍人事部	愛知縣、三重縣、岐 阜縣
高松地方 海軍人事部	香川縣、德島縣、愛 媛縣、高知縣
鹿兒島地方 海軍人事部	鹿兒島縣、宮崎縣、 沖繩縣
松江地方 海軍人事部	島根縣、鳥取縣
熊本地方 海軍人事部	熊本縣、大分縣

海軍軍需部

各軍港及要港に置き當
該鎮守府に屬し軍需品の準備保管及供
給並に經營、經營用品、被服及糧食の
研究に關することを掌る。吳海軍軍需
部徳山支部を山口縣徳山市に、支庫を
豊ヶ浦、館山、大漢、バラオ、佐伯、
大村、大島等に置く。

海軍港務部

各軍港及要港に置き當
該鎮守府に屬し軍港水域の警備、艦船
の繋留、出入渠、浚渫船の使用、海標、
運輸、救難、海上防火等の事項及司令
長官の指揮する軍港防禦の一部に關す
ることを掌り徳山に支部を置く。

海軍艦船部

各軍港に置き、鎮守府
所屬艦船の保存及整備に關することを
掌る。

海軍工廠

各軍港及舞鶴要港に置き
艦船及兵器の造修又は購買及實驗に關
することを掌る。

横須賀海軍工廠

造兵部、造船部、
造機部、光學、機雷、航海、通信
電池、機關の各實驗部
吳海軍工廠 砲煙部、火工部、水雷

部、電氣部、造船部、造機部、製

鋼部、潜水艦部、砲煙、魚雷、電
氣、造船、製鋼の各實驗部

廣海軍工廠

航空機部、造機部

光海軍工廠

造兵部、航空機部

佐世保海軍工廠

造兵部、航空機部

舞鶴海軍工廠

造兵部、造船部、造
機部、機關實驗部

豐川海軍工廠

銃砲部、火工部

海軍工廠は官廳又は民間より艦船若

くは兵器の造修若くは實驗、其の指導
又は技術従業者養成の依頼を受けたる
ときは業務に支障なき限り之に應じ又
工廠長は技術上のことに關しては海軍
艦政本部長(航空本部長)の區處を受
く。

尚佐世保海軍工廠は航空機工場

の分
工場を鹿兒島縣に設け吳工廠長隸下に
海軍技手養成所を設け造船、造機、造
兵の技手を養成する。

海軍建築部

各軍港に置き、所在鎮
守府に屬する建築及土木工事の實行に

關すること並に國有財産に關すること
を掌る。

要港に左の出張所を置く。

- 横須賀海軍建築部大漢出張所
- 佐世保海軍建築部鎮海出張所
- 佐世保海軍建築部馬公出張所
- 海軍航空廠 海軍航空廠は所要の地
に之を置き第一、第二等の番號を冠稱
す。

海軍航空廠は鎮守府又は要港部に屬
し航空兵器及其の材料の造修、購買、
準備、保管及供給に關することを掌る。
海軍航空廠に必要に應じ總務部其の
他の部及工員養成所を置く。

廠長は鎮守府司令長官又は要港部司

令官に隸し海軍航空廠の事務を總理す
但し海軍大臣の指定する事項に關して
は各其の所掌事項に應じ海軍航空本部
長又は海軍艦政本部長の區處を承く。

海軍航空技術廠

横須賀軍港に置き
航空兵器の設計及實驗航空兵器及其の
材料の研究調査及審査並に之に關する
諸種の技術的試驗を掌り必要に應じ出

張所を置く。

航空技術隊長は技術のことに關しては各其の所管事項に應じ海軍航空本部長又は海軍艦政本部長の區處を受く。

海軍病院 各軍港要港等海軍大臣の指定する地(漢、別府、嬉野)に置き患者の診療、諸般の衛生的検査、傳染病消毒、治療品の準備、保管、供給に關すること並に軍港に在る海軍病院に練習部を置き看護科特修兵及看護兵の教育を掌る。普通科看護術練習生は海軍一、二、三等看護兵より、高等科看護

海軍の各要港部

警備府と改稱

海軍の各要港部は十一月二十日から警備府と名稱が變り新たに警備府司令長官がおかれることとなつた、なほ今回の改正と同時に大阪にも警備府が設置されこれにつき十一月海軍省で左の如く公表した。

【海軍省公表】十一月二十日を以て

術練習生は二、三等看護兵又は一等看護兵にして特技章を有する者より採用す。

海軍經理部 各軍港及要港に置き會計經理、造兵、造船、建築の材料、物件に非ざる通常物品及港用品の購買、供給其の他會計事務を掌る。

鎮守府軍法會議 各軍港に置く。

海軍監獄 横須賀、吳、佐世保に刑務所を置く。

海軍燃料廠 所要の各地に置き、海軍所要燃料、潤滑油及其の副産品の生

大湊、鎮海、馬公および旅順の各要港部は、その名稱を警備府に改められ、要港部司令官に代ふるに、警備府司令長官をおかるることとなり、また同日阪神海軍部はこれを廢止し、大阪警備府を設け、司令長官をおかるることとなり。

艦隊

戦時に在つては海軍の殆ど全艦隊を以て聯合艦隊を編成するものにして其の編成は軍令部總長之を規畫す。然れども平時に在つては艦船修理の必要及經費上より其の一部を以て艦隊を編成す。

聯合艦隊 艦隊二箇以上を以て編成し必要に應じ之に艦船部隊を編入し又は附屬す。

聯合艦隊司令長官は 天皇に直隸し

聯合艦隊を統督す。但し軍政に關しては海軍大臣の指揮を受く。

艦隊 艦隊は軍艦二隻以上を以て編成し必要に應じ之に驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊(又は驅逐艦、潜水艦、水雷艇、掃海艇)を編入し港務部、防備隊、航空隊、特務艦等を附屬し又は軍艦及驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊を以て編成す。艦隊は任務に因る名稱又差遣する海洋若くは地方の名稱を冠す。

艦隊司令長官は 天皇に直隸し麾下の艦隊を統率し隊務を總理し麾下艦隊の軍紀、風紀及教育訓練を統監す。但し軍政に關しては海軍大臣の指揮を受く。

獨立艦隊司令官 天皇に直隸し其の職權に付ては艦隊司令長官に關する規定を準用す。艦隊は必要に應じ之を戰隊に區分す。

戰隊 戰隊は軍艦二隻以上又は軍艦及驅逐隊若くは潜水隊を以て編成す。

但し主として航空母艦、驅逐隊、潜水隊等を以て編成するときは之を航空戰隊、水雷戰隊、潜水戰隊と稱するを例とす。戰隊には必要に應じ水雷隊又は掃海隊を編入す。

戰隊司令官は艦隊司令長官に隸し麾下戰隊又は其の一部を指揮統率す。聯合艦隊司令長官又は艦隊司令長官の直率する戰隊司令官は司令長官の命する所により服務す。

戰隊は編成に因り第一戰隊、第二航空戰隊、第三水雷戰隊、第四潜水戰隊等と稱す。

戰隊(水雷戰隊、潜水戰隊を除く)とは戰艦若くは巡洋艦を以て編組せる單隊の總稱にして直接一指揮官の下に戰闘し得る戰術單位を謂ふ。一戰隊は四隻を以て編成するを通常とす。

水雷戰隊は戰術上の攻撃目標に對し同時に襲撃に使用し得る驅逐隊は二隊を超えざるを例とす。故に驅逐隊二隊を以て戰隊を編成し此の二隊は常に協同して攻撃目的を達せしむる如くし更

に二戰隊(四隊)を併せて水雷戰隊を編成し指揮官の乗艦として巡洋艦一を附するを例とす。

潜水戰隊は潜水隊二若くは三隊を以て編成し指揮官の乗艦として巡洋艦一を附するを例とす。

警備戰隊、防備戰隊 各軍港に置き鎮守府所屬の在役艦船及豫備艦船並に驅逐隊、潜水隊、水雷隊又は掃海隊中特に定むるものを以て編成し警備教育、訓練、保存、整備等に任ず。

驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊 驅逐隊は驅逐艦二隻以上、潜水隊は潜水艦二隻以上、水雷隊は水雷艇二隻以上、掃海隊は掃海艇二隻以上を以て編成し第一驅逐隊、第二潜水隊、第三水雷隊又は第四掃海隊と稱す。

海兵隊

海兵隊 各軍港に置き其の所在の地名を冠稱し鎮守府に屬し、軍港の航空機に依らざる空中防禦、警衛及陸上の防火を掌り又補缺員を統轄する所にし

て必要に應じ艦船を屬せしむ。

補缺員とは艦船部隊其の他各部の勤務又は練習等を免ぜられたる海軍下士官兵を謂ひ必要に應じ之を艦船部隊其の他各部定員の補缺に充當す。

尙海兵團には海兵團練習部を置き海軍四等兵の教育を掌り又必要に應じ海軍特修兵たるべき海軍下士官兵、特殊の技藝を修得せしむべき海軍兵及海軍豫備員候補者を教育す。海兵團長は鎮守府司令長官に隸し部下を統率訓練し、軍紀風紀を維持し團務並に練習部の部務を總理す。

防備隊 各軍港及要港(除徳山)に置き其の所在の地名を冠稱し鎮守府又は要港部に屬し(鎮守府又は要港部を置かざる軍港又は要港の防備隊は其の所在の海軍區を管する鎮守府に屬す)海軍防備隊(海軍航空隊の所掌を除く)に關することを掌り、又海兵團同所に在らざるときは當該軍港又は要港の航空機に依らざる空中防禦、警衛及陸上防火を兼掌す。防備隊には必要に應じ驅逐

隊、潜水隊又は艦船を附屬す。

司令は鎮守府司令長官又は要港部司令官に隸し部下を統率訓練し、軍紀、風紀を維持し隊務を總理す。

防備隊所屬に魚形水雷調製場あり當該鎮守府所管艦艇の使用に供し又出來得る限り他働艦艇の請求に應じ之を使用せしむ。

海軍航空隊 海上部隊との協同任務に關すること並に航空機を以てする空中防禦及海面防禦に關することを掌る。

海軍航空隊は補缺員たる航空整備科下士官兵、艦船搭載の航空機及之が人員を收容教育することを得るものとす。又海軍航空隊には必要に應じ艦船部隊を附屬す。

海軍練習航空隊 海軍士官、特務士官、及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し航空術を教授し且航空に關する研究、實驗及其の教育規畫に關する研究、調査を行ふ外必要に應じ海軍航空科及整備科の准士官及

一等下士官に對し將來尉官に準ずる勤務に服するに必要なる教育を施し新に採用せられたる海軍航空兵及航空關係の海軍豫備員候補者の教育を行ふ。司令は鎮守府司令長官の指揮を承け隊務を總理す。

遞信大臣の請求又は其の他必要あるときは海軍部外の希望者に對し航空術を教授することあり。

海軍聯合航空隊 海軍聯合航空隊は海軍航空隊二隊以上を以て編成し第一聯合航空隊、第二聯合航空隊と稱す、又聯合航空隊には必要に應じ艦船部隊を附屬す。聯合航空隊の司令官は所屬の聯合艦隊司令長官、艦隊司令長官、鎮守府司令長官又は要港部司令官に隸屬す。

海軍練習航空隊に指定せられたる海軍航空隊を以て編成せられたる聯合航空隊は海軍練習聯合航空隊と稱し得。

海軍通信隊 軍港、要港其の他要所に置き有線及無線電信に依る通信を掌る。

海軍陸戰隊

我が海軍が陸戰隊を外國土地に上陸せしめたるは明治八年航路測量の爲軍艦雲揚が牛莊に赴く途中江華灣東南端に於て草芝嶺砲臺より射撃を受けたるを以て九月二十一日該砲臺を砲撃沈黙せしめ翌日雲揚の陸戰隊員二十餘名を上陸せしめ砲臺を破壊し永宗城を燒却せるを嚆矢とす。

日清戰爭に際しては(一)明治二十七年六月東學黨の亂起るや軍艦八重山仁川に於て陸戰隊四百餘名の聯合陸戰隊を編成し仁川に上陸翌朝京城に入る。

(二)陸軍大部隊を花園口に上陸せしむる爲十月二十四日約五十名の千代田陸戰隊は花園口に上陸し警戒配備に就きたり。(三)明治二十七年十一月大和外四艦より三百餘名の聯合陸戰隊を編成し二十一日遼東半島に上陸旅順大連間の殘敵掃蕩に任ず。(四)威海衛港占領の爲二十八年一月二十日六十餘名の八重山陸戰隊榮城灣に上陸山東高角砲臺

を占領敵情偵察に任ず。(五)澎湖島占領の爲二十八年三月二十三日真正角に上陸又高千穂外五艦より聯合陸戰隊を編成し圓頂半島に上陸。

日露戰爭に際しては(一)三十七年六月二十二日七百五十餘名を以て陸戰重砲隊を編成し大連に上陸せしめ旅順背面攻撃に参加せしむ。(二)明治三十七年五月陸軍第二軍團大澳上陸掩護の爲劍術に長ずる水兵千餘名を選抜し四箇大隊十六箇小隊の陸戰隊を編成し全員日本刀を帶び五日早朝猴兒石に上陸し臺山東方高地を占領し陸軍部隊の上陸を掩護す。

世界大戰に際し(一)陸軍部隊の勞山灣上陸に先だち大正三年九月十八日海軍重砲隊を勞山南岸に上陸せしめ更に千餘名の陸戰隊を揚陸し陸軍の上陸を掩護す。(二)膠州灣の敵艦隊撃滅の爲海軍重砲隊五百名は九月二十八日勞山灣に上陸す。(三)南洋分遣第一、第二兩艦隊は大正三年九月二十九日聯合陸戰隊を以てヤルト島を占領せしめた

る外獨領南洋諸島を占領せり。

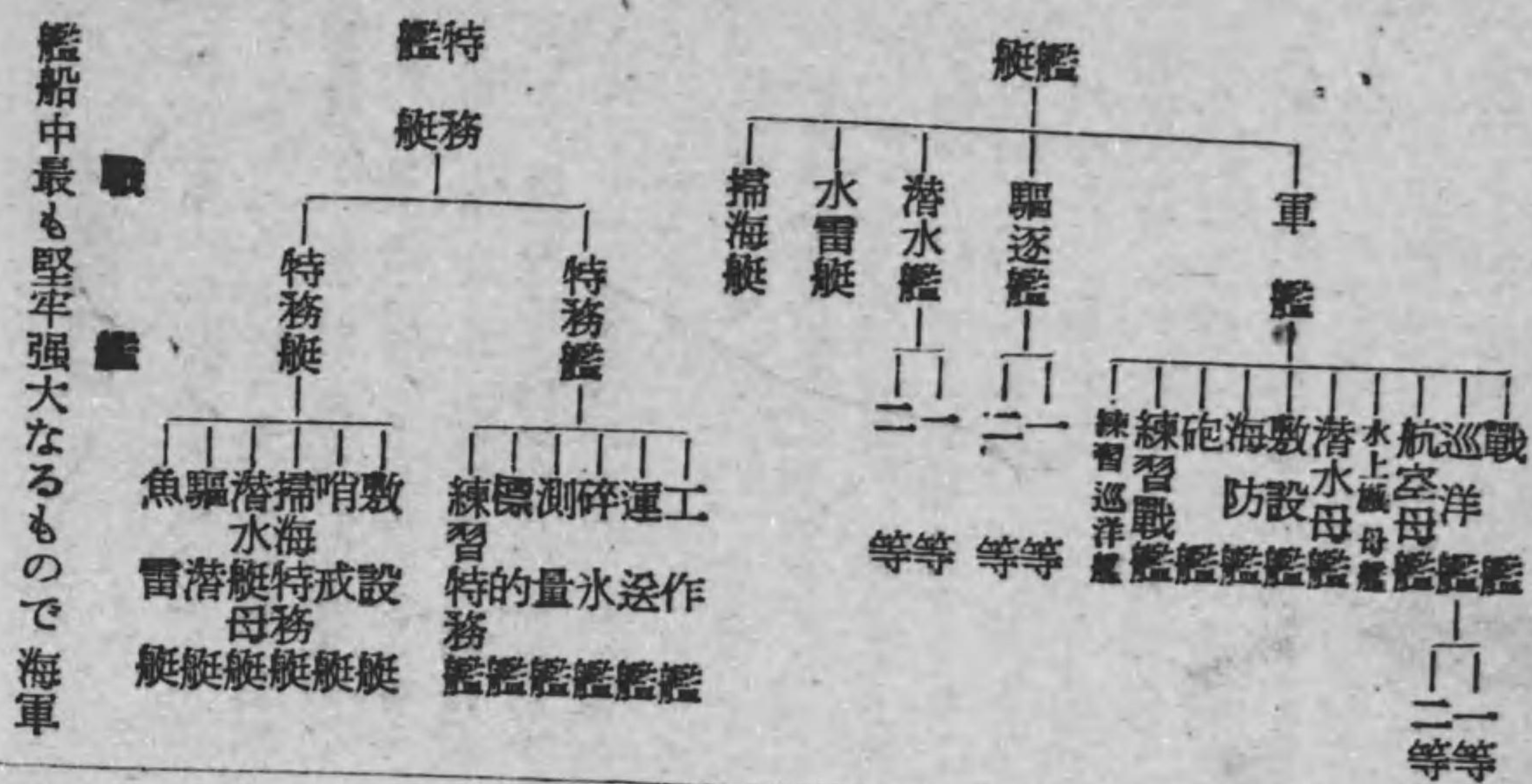
海軍特別陸戰隊は戰時又は事變に際し現地に在る軍艦の陸戰隊を以てしては兵力不足の場合又は陸戰期間が相當長期に亘る場合に編成せらる。我が國に於ける特別陸戰隊は北清事變の際北京天津の居留民保護の爲派遣せられし佐世保特別陸戰隊を最初とし日清戰爭後支那に於ける我が權益増大し在留邦人の數増加し上海方面の重要性に鑑み我が海軍は昭和二年支那動亂に際し派遣せる特別陸戰隊の一部を其の儘上海に常置し爾後兵力を増大し漢口に分遣所を設け事變前は約三百名の陸戰隊を上海より派遣しありたり。

今次支那事變に於ける海軍特別陸戰隊の活躍狀況は、毎年の年鑑に詳述しある如く、殆んど全支海岸及奥地に亘り陸軍と協同して偉力を發揮して居る。

艦船

海軍艦船は大別して艦艇と特務艦艇

とに區分せらる。



艦船中最も堅牢強大なるもので海軍

兵力の骨幹である。即ち各艦種のうち最も卓越したる攻撃力と防禦力とを具へ、戦闘に當つては味方艦隊の主力となり最強なる敵に對抗するのを本務とする。

長門、陸奥、日向、伊勢、山城（以下略）

以下掲ぐる艦艇に關しては本章末「帝國艦船一覽表」に詳記しあり。

巡洋艦

巡洋艦の主任務は主力（戦艦）の耳目や手足となつて輕快に活動し、主力をして強大なる攻撃力を充分發揮せしむるにある。故にこの種の軍艦は速力の大なること、燃料を澤山に積んで遠距離に活動出来る必要がある。従つて攻撃力や防禦力は戦艦に比すればずつと弱いが、その速力は之に優つて居る。此の艦種の戦場に於ける任務は艦の大小により差はあるが列擧して見ると、敵の所在を搜索すること、偵察すること、敵の所在を發見した場合見失はない様に接觸を保つこと、海面の

警戒、敵情の通報、敵の重要な交通線の脅威、通商破壊、我が通商の保護、其の他戦場で敵の驅逐隊、潜水隊が味方の主力部隊を襲撃するのを撃退すること、味方驅逐隊が敵に向つて襲撃のため奮進するのを掩護すること、敵の同種艦を攻撃すること、敵の主力に向つて魚雷攻撃を執行すること等大切な役目を演ずるのである。

航空母艦

航空母艦は各種の飛行機を多數搭載してゐる艦で、必要のとき思ふ所へ行動して海上で飛行機を飛ばし戦闘の用に供する特種の軍艦である。

水上艦母艦

水上艦母艦は航空母艦の如く飛行甲板を持たない。故に搭載する飛行機は總て浮舟附の水上機のみである。

飛行機は、起重機を以て一旦水上に降して發進させるか又は射出機（カタバルト）に依り迅速且安全に射出される。之を艦内に收容するには總て母艦附近へ着水の上、起重機で引揚げる。

掃海艇

掃海艇の主要任務は敷設水雷を掃海（除去し處分す）し航路を安全ならしむるにあり。

第一號より第八號まで

特務艦

特務艦は工作艦、運送艦、砕氷艦、測量艦、標的艦及練習特務艦に分ち、夫々艦船及部隊に對する海上修理軍需品の運送、供給、航路の開通及測量又は練習任務を掌る。

富士、敷島

特務艇

特務艇は敷設艇（任務は敷設艦に同じ）驅潜艇（潜水艦の攻撃等に任ず）掃海特務艇（機械水雷の掃海並に處分に任ず）潜水艦母艇（任務は潜水母艦に同じ）哨戒艇、魚雷艇に分つ。

教育、點檢、査閲、檢閱、演習

海軍の軍隊教育

海軍の軍隊即ち軍艦、驅逐隊、潜水

従つて浪の荒い時にはなかなか困難である。

潜水母艦

潜水隊と共に行動し之に對する隊需品の補給、小修理、艇員の休養等を任す。

敷設艦

機械水雷の敷設に任ず。

常磐、勝力、八重山、沖島（以下略）

海防艦

海防艦の任務は主として海岸要塞等と協力し沿岸港灣等を防禦するにあり。故に其の本能は攻撃力防禦力に殆ど全力を傾注し運動力、航續力等は唯一地より一地に移動し得るを以て足れりとす。本來海軍の戦略は海上に於ける積極的攻勢作戦を以て國防上の良策とするを以て各國は近來之を建造せず舊式戦艦巡洋艦等を以て充當するに至れり。

春日、磐手、出雲、吾妻（以下略）

砲艦

砲艦の任務は主として海岸、河川等

驅逐艦

大なる速力を有し運動最も輕快なる小艦で比較的輕易なる砲と魚雷發射管を備へ魚雷攻撃の外、巡洋艦と殆んど同様の種々の任務に服する。

潜水艦

魚雷攻撃の外通商破壊偵察にも服する。

水雷艇

水雷艇は驅逐艦に比し排水量小にて性能も之に劣るも其の任務は驅逐艦に準じ主として沿岸防禦に使用せらる。

鳩、鷲、雁、雉、鶴（以下略）

隊、掃海隊、海兵團、防備隊及航空隊の教育は右の各軍隊を以て教育の基本部とし、所屬長官から示される年度の教育方針に基き基本部長が全責任を以て教育を實施する。

海軍に於ける教育は之が被教育者から見れば士官教育、特務士官教育、准士官教育、下士官教育となり、又之を教育科目から云へば精神教育、技能教育及體育に分けることが出来る。本項に於ては主として下士官兵教育の大體に就て説明する。

海兵團の教育

海兵團に練習部を設け四等兵其の他の教育を實施するのである。練習部に於て教育する四等兵を新兵、特修兵たる下士官兵を練習生、其の他を補習生と稱す。

志願兵徴兵は共に海兵團に入團すれば新兵として約四箇月乃至五箇月間の教育を受けるのである。此の海兵團教育は軍隊教育の初歩であり、而も將來の高等複雑なる諸教育の基礎をなすも

のであるから海軍にとつても亦個人の爲にも最も重要なものと云はねばならぬ。諺に「三ツ子の魂百迄」とあり、白紙の如き清浄なる新兵が將來有爲の海軍軍人たり得るか否かは主として此の期間に於ける教育と修養如何とに依り定まるのである。

先づ精神教育方面では 明治大帝が軍人に對し賜つた 勅諭の聖旨を奉體して確乎たる軍人精神を養ふことに精進し、或は日本建國の歴史を學びて我が國體の世界に冠たる所以を賞り、或は古來先進の勳績を聽いて義勇奉公の心を堅むる等 勿論一定の型がある譯ではないが、嚴格而も懇篤なる指導を受けて將來の大成に資することとなる。

技能教育に於ては、海上勤務者として誰しも熟達しておらねばならぬ所の短艇の漕ぎ方や或は端正なる態度、姿勢を作り 嚴格活潑なる舉動を養ふ爲に必要なる所の各個教練其の外に兵種に依り夫々の職責を完うするに必要なる技術即ち水兵は艦砲教練や水雷の取扱

ひ方、機關兵は船用機關の構造や焚火術、或は金工術、木工術、潜水術、看護兵は衛生學や生理學と云ふ具合に専門的學問と技能の初歩が課せられる。體育は將來繁劇なる海上の勤務に堪ゆる様頑健なる體格と海兵としての輕快敏捷な習慣を養ふを目的として課せらる。其の種類には體操、劍道、柔道

銃劍術、水泳、器械體操あり、或は角力、綱曳、駢足、山登り其他各種の運動競技等もあるが學科と體育とが能く併行する如く適當に按配されてゐる。要するに海軍の新生を僅か五箇月

位で立派な海軍軍人に育てあげなければならぬのであるから、其の教育は決して閑散なものではない。始めは随分激烈とも感ぜらるるであらうが、而も新兵の顔色を見ると何れも生々として愉快さうであり、其の體重なども入團前に比し段々増加するに照らして見ても一方衣食住の適良なると共に半面に於て學科と體育との調和が極めて良くとれてゐることを知るに足ると思ふ

海兵團練習部教育

のである。新兵、補習生、練習生の修業期間は左の如し。

- 一 新兵(志願兵) 六箇月以内
 - 普通科機雷術水中測的、普通科信號術、普通科電信術、普通科工作術又は普通科看護術以上各練習生たるべき者は三箇月以内
- 二 新兵(徴兵) 五箇月以内
 - 普通科機雷術水中測的、普通科信號術、普通科電信術、普通科工作術若し普通科看護術以上各練習生たるべき者又は師範學校出身の徴兵は三箇月以内
- 三 普通科軍樂練習生 一年以内
- 四 高等科軍樂練習生 一年以内
- 五 特修科軍樂練習生 一年以内
- 四等軍樂兵、軍樂術補習生、特修科軍樂術練習生の教育は横須賀海兵團にて行ふ。軍樂術補習生は新兵教程を経て進級したる三等軍樂兵より特修科軍樂術練習生は二、三等軍樂兵曹又は一、

二等軍樂兵より選抜す。

普通科信號術練習生は新兵入團したる際水兵となるべき者にして練習生志願者を採用豫定者とし新兵教程を終了し新に進級したる三等水兵中より選抜採用し之を教育す又看護兵は入團後約六週間練習部にて教育したる後之を海軍病院に移すのである。

海軍練習航空隊の教育

海軍練習航空隊に於て修習する准士官以上を學生、下士官及兵を練習生、海軍豫備員候補者を飛行豫科練習生と稱す。海軍練習航空隊學生は左の六種に區分す。

- 一 高等科學生
- 二 飛行學生
- 三 整備學生
- 四 特修科學生
- 五 專攻科學生
- 六 選修學生

高等科學生は海軍大尉又は中尉に飛行隊長以上の素養に必要な航空術を、飛行學生海軍中、少尉に航空機搭

乗將校として必要な學術技能を、整備學生は海軍機關科尉官に航空機整備を、特修科學生は士官、特務士官又は准士官の志願者に航空關係職員に必要な事項を、專攻科學生は海軍練習航空隊高等科學生教程終了者に航空術中特に研究項目を專攻せしめ、選修學生は航空兵曹長、整備兵曹長、一等航空兵曹、一等整備兵曹中將來特務士官適任者を試験に依り選抜入校せしむ。

學生、練習生は當該練習航空隊にて修業せしむるも飛行學生、操縦練習生は一旦置ヶ浦航空隊に入隊せしめ第十一聯合航空隊司令の定むる專修別に從ひ當該練習航空隊に入隊せしむ。

練習生の教育

海軍兵に對する技能教育は海兵團と左に述ぶる艦船とに於ける教育を以て完成する仕組みであるが、兵器機關、其の他要具が精巧であると其の更新が頻繁であるとの爲右の教育では不十分であるから學校其の他の特別施設で専門的教育を施して艦船の實力發揮に資

即ち之を概説すれば砲術學校、水雷學校、通信學校、航海學校、潜水學

の種類を擧ぐれば左の通である。

- 一 普通科砲術練習生 高等科砲術練習生 特修科砲術練習生 (水兵より採用)
- 二 普通科水雷術練習生 高等科水雷術練習生 (水兵又は飛行兵より採用)
- 三 普通科測的術練習生 高等科測的術練習生 (水兵より採用)
- 四 普通科機雷術練習生 高等科機雷術練習生 (水兵より採用)
- 五 普通科運用術練習生 高等科運用術練習生 (水兵より採用)
- 六 普通科信號術練習生 高等科信號術練習生 (水兵より採用)
- 七 普通科電信術練習生 高等科電信術練習生 (水兵より採用)
- 八 普通科工作術練習生 高等科工作術練習生 (工作兵より採用)
- 九 飛行術(操縦・偵察)練習生 (甲種又は乙種飛行術科練習生を卒業せる飛行兵又は各兵種より採用)
- 一〇 普通科航空兵器術練習生 高等科航空兵器術練習生 (飛行兵より採用)
- 一一 普通科整備術練習生 高等科整備術練習生 (飛行兵より採用)
- 一二 普通科機關術練習生 高等科機關術練習生 (機關兵より採用)
- 一三 普通科電機術練習生 高等科電機術練習生 (機關兵より採用)
- 一四 普通科軍樂術練習生 高等科軍樂術練習生 (軍樂兵より採用)
- 一五 普通科看護術練習生 高等科看護術練習生 (看護兵より採用)
- 一六 普通科經理術練習生 高等科經理術練習生 (主計兵より採用)
- 一七 普通科衣糧術練習生 高等科衣糧術練習生 (主計兵より採用)

右練習生教程に就て一般的に説明すれば、普通科練習生は大體二等兵、一

る職別章を服裝に着ける。卒業後は艦船に配乗され夫々の要職に配置され、練習生中に修めた専門的技能を實地に應用することとなる。其の内掌電信兵志願の水兵、信號兵となるべき水兵又は偵察練習生志願の航空兵は入團後三ヶ月後に三等兵に進級し普通科電信術練習生、普通科信號術練習生(偵察練習生志願の航空兵は普通科電信術教程約一ヶ年修了の上更に偵察練習生)と

なり海兵團、通信學校(航空隊)に於て夫々特殊の教育を受け、乙種飛行豫科練習生志願の航空兵として入團したるものは直ちに航空隊に入つて約三ヶ年間の特種の教育を受ける。

られる、高等科練習生の修業期間も六箇月乃至九箇月で卒業すれば同じく海上勤務に復歸して一層重要な職務に配せられる。勿論服裝上の職別章も普通科のものとは異なるものである。

種類	兵の名稱	服役義務年數
砲術	掌砲兵	特修科三年、高等科三年、普通科四年
水雷術	掌水雷兵	高等科三年、普通科四年
機雷術	掌機雷兵	高等科三年、普通科四年
測的術	掌測的兵	高等科三年、普通科四年
運用術	掌帆兵	高等科操舵三年、高等科應急三年、普通科四年
信號術	掌信號兵	高等科信號三年
電信術	掌電信兵	高等科電信三年

飛行術	掌飛行兵	操縱四年、偵察四年
航空兵器術	掌航空兵器兵	高等科三年、普通科四年
整備術	掌整備兵	高等科三年、普通科四年
軍樂術		特修科三年、高等科四年
機關術	掌機兵	高等科三年、普通科四年
電機術	掌電機兵	高等科三年、普通科四年
工作術	掌工作兵	特修科三年、高等科三年
看護術		高等科三年、普通科四年
經理術	掌經理兵	高等科三年、普通科三年
衣糧術	掌衣糧兵	高等科三年、普通科三年

尙兵科、航空科、整備科、機關科、看護科、主計科の准士官又は進級停年のある一等下士官中優秀なる者は試験の上選修學生として海軍兵學校、機關學校、軍醫學校、經理學校に入學し約一年八箇月の間一層高等の教育を受け卒業後間もなく特務士官に任用せらる。

艦船の教育

艦船に於ける教育も亦海兵團に於けると同様、精神教育、技能教育、體育の三種であることは勿論である。軍艦は實際の戦場であり、又家であるから精神教育及體育は實施の時機や方法に於て多少異なる所があるが、大體に於て海兵團に於けるものと方針や様式が違

ふものでないから之を省き、技能教育に就て述べることにする。

海兵團に於ける技能教育は一般的、概括的であり、學校に於けるものは専門的であるが、艦船に於ける教育は特定のであり、且一層奥行の深いものであると共に海を知り海に馴れることに常に著眼するのである。海兵團や學校

に於ては別に各自の固有配置と云ふものがないが、一旦艦船乗員となると各員に對し戰團配置が定められる。是は艦長より兵に至る迄、否軍屬として乗艦する刺夫(理髮人)從僕(給仕)に至る迄同様であつて艦船としての最重要任務たる戰團の場合の各自の職務なのである。平素の教育や諸作業まで殆ど總て此の戰團配置を基準として行はるるもので、艦船乗員にとつては自己の戰團配置を辱しめないと云ふこと程重要なことではないのである。

而して技能教育は特定の配置に従ひ其の任務を完全に遂行出来る様に必要なる知識と技術とを修得せしむるものである。海兵團に於て受けた教育丈では未だ艦船の乗員として十分なる働きは出来ない。例へば大砲は如何にして彈丸裝藥を裝填するや或は如何にして照準を行ふや等のことを會得しても扱是等に熟練し且全砲員が調子を合せて其の大砲の全威力を發揮させる爲には海兵團教育では未だ十分でない、艦上

で訓練しなくてはならない。戰團は大にしては國家存亡の岐れ目となり、小にしては一艦の運命、乗員の死生に關するものであるから生易しいことではない。従つて之に参加する乗員の教育も亦深刻であらねばならぬ。

海軍に於ける教育は決して一朝一夕に完了さるるものでなく、海軍生活は全部を通じてこれ教育であると謂ふても良い位である。従つて其の種類、過程も複雑で到底簡単に説明することは出来ないが、其の中、下士官兵に對する技能教育の大體の仕組を説明すれば以上の通である。

艦内編制 軍艦には一般に左の職員がある。

- 艦長、副長、航海長、砲術長、水雷長、通信長、運用長、飛行長、整備長、機關長、工作長、軍醫長、主計長、副砲長、飛行隊長、分隊長(兵科、機關科、軍醫科、主計科士官、兵科機關科特務士官) 乗組(士官、特務士官、准士官兵)

艦長は一艦の主腦者として副長以下の乗組を指揮し、教育、訓練、軍紀、風紀の維持振肅、其の他萬般の艦務を總理し有事の際軍艦の戰闘力を極度に發揮すべき責任と權能を有する。

副長は艦長を輔佐して艦内の整理其の他萬般の事務を處理する。而して艦長副長の下に艦内の乗員物件は左の通各科に分れてゐる。

- イ 航海科 航海長を長とし航海上の必要なる諸物件を分擔し、信號操舵等を掌る兵員を以て一箇分隊を編成す。
- ロ 砲術科 砲術長を長とし大砲其の他砲術に關する諸物件を受持ち大砲其の他關係物件の數に應じて數箇の分隊を編成し、各分隊には分隊長を長として砲員、彈藥庫員等によつて一箇の分隊を編成す。
- ハ 水雷科 水雷長全般を指揮し水雷を受持ち魚雷發射機等の數に應じ一乃至二箇の分隊を編成す。各

分隊は分隊長を長とし發射機員等を以て編成す。

ニ 通信科 通信長を長とし、電信員等を以て一箇分隊を編成す。

ホ 運用科 運用長を長とし、艦内防火、船體、船具の應急修理等の作業を受持ち運用科員を以て一箇分隊を編成す。

ハ 飛行科 飛行長を長とし、飛行に關する業務物件を掌理する飛行科員を以て一箇分隊を編成す。

ト 整備科 整備長を長とし飛行機の整備に關する業務物件を掌理し整備科員を以て一箇分隊を編成す。

チ 機關科 機關長全般を統轄し、機械、補、補機、電機等の各分隊に分ち分隊長之を指揮す。

リ 工作科 工作長を長とし、金屬工業及木工工業に關する業務物件を掌理し工業員を以て一箇分隊を編成す。

又 軍醫科 軍醫長の下に看護員を

以て一箇分隊を編成す。

ル 主計科 主計長の下に主計員を以て一箇分隊を編成す。

士官以下の教育

士官教育 之を實務教育と學術教育に分ち、實務教育は士官をして各自の職務を完全に遂行するに必要な技能を修得せしめ、學術教育を講演、講習、對策等で軍事上必要な學術を研鑽せしむ。特務士官の教育も同様である。

准士官、下士官教育 准士官は諸

法規の研究其の他軍事一般に關する學術知識を増進せしめ、下士官兵は基本部所定の諸部署及常務に於ける各自の配置に必要な知識を與へる配置教育と、下士官兵をして其の特別等級に應じ一般に必要な知識技能を修得せしめるのである。尙海軍に於ける兵器機關、其の他の要具は頗る精巧で且更新が頻繁である爲、軍隊教育のみでは不十分なるの故を以て、下士官兵の中より練習生を採用し各學校に入校せしめて一定期間専門的に教育を實施するこ

とは既に説明せり。

海軍兵學校、機關學校、海軍經理學校を卒業せる少尉候補生は實務練習を約八箇月間練習艦に於て行ひ、終了後在役艦に分乗せしめて更に約四箇月實務教育を實施す、但し兵科候補生は後期實務練習期間一箇月以内海軍航空隊にて航空術に關する講習教育を受けしめる。

軍醫科、藥劑科初任士官は任官後約一箇月半の間、横須賀砲術學校にて軍事學を修得せしめ續いて練習艦にて實務教育を實施し、次に海軍軍醫學校に普通科學生として入校し、卒業後艦船其の他に配員される。但し二年現役者は任官後海軍砲術學校、横須賀海軍病院、軍醫學校の教育を経て實務に就かしめらる。

海軍造船、造機、造兵少尉候補生の實務教育は砲術學校にて約三月間、工作艦にて約六月間實施し、同初任中尉は海軍軍事一般に關する概念を會得せしむる爲、海軍砲術學校にて約三月半

講習を受け、造修技術の習得及工場管理一般を知らしむる爲海軍工作艦にて約六箇月間實習せしめたる後、海上勤務の經驗を體得せしむる爲第一又は第二艦隊に乗艦せしめて約八箇月間實習せしむ。又航空關係の造兵中尉は海軍練習航空隊にて約四月間教育を行ふのである。

海軍兵學校選修學生教程修了の兵曹長及航空兵曹長の實務練習は、艦隊所屬軍艦にて四箇月間行ふを例とする。

現役兵中師範學校を卒業し小學校の教職に就くの資格を有し在營期間を短縮せらるる者に對しては堅確なる軍人精神を涵養し、嚴肅なる軍紀に慣れ、且水兵としての知識及技能の概要を修得せしむると同時に、國民教育當事者として必要なる軍事的教養を得せしむる爲に、海兵團にて基礎教育約一月半、艦船勤務約三月、海兵團に於ける滿期前約半月の教育を實施す。

點檢

乗員の志氣並に艦の威容、内容の整備等を檢する爲に各種の點檢が行はれる。之は月曜日午前其の他適時艦長が實施するのである。

分隊點檢

各分隊毎に上甲板に整列して艦長の點檢を受けるのであつて其の目的とする所は各員の姿勢態度の如何、元氣の充否、職責に對する自覺の程度、常識の可否、服裝の整否等を點檢試問し又は匡正するにある。

艦内點檢

艦長自ら艦内限なく巡視して、甲板諸室、食卓等の清潔整頓等の状態を檢するのである。

右の外大砲、魚雷等の各種兵器、並に機關等の點檢より彈火藥庫、各倉庫短艇、釣床、甲板掃除具等の點檢に至る迄各部の整頓の状況を點檢し其の整備を圖るのである。

陸上に於ても之に準じて諸點檢を行ふ。

査閱

艦長は各科の教育訓練の練度を時々檢査し之に適當なる講評並に訓示を與へて教育の進歩發達を促す。之を教育査閱と云つてゐる。

艦隊司令長官、戰隊司令官も年に一回位査閱を行ふことになつてゐる。陸上に於ても右に準じて査閱を行ふのである。

檢閱

點檢、査閱等を行つて各部の整備並に教育訓練の状況を檢し又其の進歩を圖つてゐるのであるが、更に艦隊、鎮守府(要港部)司令長官(司令官)が恆例の檢閱を行つて部下各部の状況を檢閱するのである。

尙特命檢閱がある。特命檢閱使は、大命を奉じて、艦隊、鎮守府、要港部等を檢閱し終了せば其の實績を復奏するのである。

演習

軍艦に於ける教育は戦闘射撃、戦闘運轉、戦闘發射、戦闘飛行其の他戦闘の各種作業に於て乗員各自の戦闘配置に對する教育を實施するのであるが此

等の作業は何れも適當なる規模の演習實施の中に包含せられて行はるのである。尙此の外最終の教練として小演習又は大演習を實施するのである。

海軍の服制

各科の識別 准士官以上は識別線に依る色別けを以てす。識別線は軍裝に於ける帽及襟章並に通常禮裝以上の袖章に附し、其の色別けは左表の如し。

士官	兵科	機關科	軍醫科	主計科	造船科	造兵科	水路科	
特務士官	飛行科	機關科	藥劑科	主計科	造船科	造兵科	水路科	
准士官	飛行科	機關科	看護科	主計科	造船科	造兵科	水路科	軍樂科
識別線の色	識別線なし	青	紫	紫	綠	赤	白	青
		紫	紫	綠	赤	白	青	藍

下士官兵の科別は専ら右腕に附する臂章に依る(除四等兵)。

各階級區別章

准士官以上の軍裝に於ては第一種軍裝(冬服)は襟章及袖章、第二種軍裝(夏服)は肩章に依る。第二種軍裝の肩章は襟章に比較し大きさと形狀を稍異にす。豫備員たる豫備士官、豫備准士官にありては軍帽前章、夏服肩章の櫻花の代りに豫備員徽章を附し袖章直線の部は山形とす。第三種軍裝は陸戰隊等特別の場合に使用す。下士官兵の官職區別は専ら右腕に附する臂章に依る。

豫備員たる豫備下士官の軍帽前章及臂章は其の櫻花の代りに特定の豫備員徽章を附す。又豫備員たる豫備兵に在りては臂章の上方に豫備員徽章を附す。

服裝 准士官以上の服裝は正裝、禮裝、通常禮裝及軍裝の四種に、候補生、生徒の服裝は通常禮裝及軍裝の二種に下士官兵の服裝は禮裝及軍裝の二種に大別せられ、其の使用區分は陸軍に於けるものと略同一とす。

軍刀 主として陸戰等に使用する爲昭和十二年十月新に制定せられたるものにして、金色金屬、三雙の櫻花又は家紋彫刻の目貫を附し柄は濃茶色絹絲製平打紐を巻き、鐔は黃銅、銅又は赤銅鍍金、下鞘は朴材黒皮又は黒塗鮫皮著とす。

服裝の特例

昭和二三、七、一六日勅令第五〇八號を以て支那事變に關し當分の内海軍軍人の正裝、禮裝又は通常禮裝を爲す

べき場合に於ては海軍服裝令第二條乃至第四條の規定に拘らず軍裝を用ふるを例とする旨定めらる。

海軍儀禮の概要

旗章

海軍で使用する旗は之を二大別することが出来る。一つは信號用の旗である。他の一つは海軍旗章令と云ふ勅令に定められてゐる海軍の旗章である。左に旗章に關して説明する。

旗章の種類は大要、左の様な場合に掲揚することになつてゐる。

天皇旗 天皇艦船乗御の際其の橋頭に掲揚するのである。太皇太后旗、皇太后旗、皇后旗、皇太子旗は之に準ずる。其の他の皇族旗は公式に艦船に御乗艦の場合に其の橋頭に掲揚するのである。

將旗 大將旗、中將旗、少將旗を總稱して將旗と云つて居る。將旗は司令長官又は司令官たる將官が乗る軍艦の橋に掲揚する。此の將旗を掲揚し

てゐる軍艦即ち司令長官か司令官かの乗艦を旗艦と云つてゐる。

陸上の司令長官又は司令官は其の官衙旗竿に掲揚することになつてゐる。代將旗は司令官たる海軍大佐の旗章であつて將旗に準じ橋又は旗竿に掲揚する。

長旗 艦船を指揮する將校の旗章である。軍港や要港或は艦船を見學に行くとき旗竿や橋頭の各種の旗の懸つてゐるのを見るが是等は右の諸旗章である。

軍艦旗 我が日本帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり、且我が國主權の存在を確定するものである。軍艦旗は艦船碇泊中午前八時に後部の旗竿に掲揚し日没時に之を降下する。航海中は晝夜の別なく常に掲揚してゐるのである。戦闘に當りては後部の旗竿は大砲の射撃の邪魔になるから之を倒すので後橋の中央附近にある斜桁と橋頭とに掲揚する、橋

頭にある軍艦旗を戦闘旗と云つてゐる。

國旗 國旗を用ひ軍艦碇泊中は艦首の旗竿に掲ぐるのである。

短艇は艦船の分身である、所屬艦船を離るれば其の所屬艦船を代表するのである。外國に於て軍艦の有する特權は同様に短艇も亦有するのであるから左の様な場合には短艇にも軍艦旗を掲揚することになつてゐる。

- イ 四大節、觀艦式
- ロ 外國の艦船と交通をなすとき
- ハ 外國の港灣等にある場合

滿艦飾 艦船特有の儀制に滿艦飾と云ふものがある。各橋の頂に互り艦首より艦尾に旗を連掲するのである。

- 之を行ふのは左の場合である。
 - イ 紀元節、天長節、明治節
 - ロ 天皇、皇族に對し皇禮砲を行ふとき
 - ハ 其の他特に命ぜられたるとき
- 潜水艦は滿艦飾を行はないで艦飾と

云ふのを行ふ、艦飾とは各種に軍艦旗を掲げるのみである。帝國の艦船と同所に碇泊してゐる外國の軍艦は帝國の祝祭日等に滿艦飾を行ふときは其の外國の軍艦も滿艦飾を行ふ例になつてゐる。従つて外國の祝祭日等にも帝國の軍艦が其の國の軍艦と同所に碇泊するときは之を行ふのが例である。斯くの如くにしてお互に敬意を表するのである。

禮式

軍艦の敬禮

軍艦旗に對する敬禮は云ふに及ばず軍艦と軍艦等との間に於ても極めて嚴格且鄭重なる禮儀を交換するのである。之は航海碇泊を問はず、又内外何れの海面に於ても然りである。而して軍艦の敬禮は陸上部隊と大分異つた方法がある。其の重なるものは左のやうである。

(一) 旗章の項に於て説明した如く軍艦旗は帝國海軍の艦船たることを表

はす旗章であり、且我が國主權の存在を確定するものであるから、之が取扱には乗員一同精神を捧げるのである。碇泊中毎日午前八時に掲揚し日没時に之を降下することは既に述べた通りであつて、之は艦内に於ける最も重要な禮式の一つである。定時五分前になると艦長は後甲板に、當直將校は艦橋に上り衛兵隊は軍樂隊又は信號兵(喇叭手)と共に後甲板に集合し艦尾の旗竿に向つて整列する。傳令は艦内限なく之を傳へる。時刻が來ると當直將校は艦橋にあつて軍艦旗の掲揚(降下)を令し、衛兵隊は之に面して捧銃し喇叭(軍樂隊あれば軍樂隊)は君ヶ代を吹奏して掲揚又は降下する。此の間乗員は全部姿勢を正して軍艦旗に面して敬禮をするのである。其の光景は誠に肅然たるものである。

し軍艦は其の軍艦旗を半ば降下して答禮を行ふのである。外國の商船も其の國旗を降下して軍艦に敬意を表する例になつてゐる。此の場合の答禮も右と同様である。

(三) 軍艦が 天皇乘御の艦船に會ひたる場合には艦長以下幹部は艦橋に集合し、其の他の乗員は舷側に整列し、衛兵隊は捧銃して喇叭君ヶ代を吹き敬意を表するのである。

(四) 軍艦と軍艦と相會したときの敬禮は互に喇叭「氣を付け」一回を吹奏し上甲板に在るものは姿勢を正して御互に敬意を表する。軍艦が將旗又は代將旗を掲げたる軍艦又は短艇に遭ふときは右の外衛兵隊は捧銃し、喇叭「海行かば」を一回吹奏することになつてゐる。

(五) 右の外艦船には登舷禮式と云ふ敬禮方法がある。之は總員上甲板の舷側に整列して敬意を表するのであつて、左の場合に行ふものである。

(イ) 天皇に對する敬禮を行ふとき

(ロ) 戰時又は事變のとき或は遠洋航海等の爲出入港する艦船を見送(迎へ)るとき

(六) 其の外軍艦の敬禮中に左の様な風變りの敬禮がある。即ち號笛を吹いて敬意を表することである。號笛とは細長い海軍特有の小笛であつて副長以上或は大公使等の乗退艦の際に舷門で行ふのである。

短艇の敬禮

短艇の敬禮も海軍特有の敬禮方法である。

其の方法には櫓(オール)を立てる方法、帆走中ならば總帆を下す方法、汽走中ならば運轉を停止する方法がある。

艦兵式

鎮守府、艦隊等に於ては毎年一回位施行するが其の方法は陸軍と大差がない。

通拜式

我が國祝祭日に對する海軍軍人の觀念は極めて眞摯であり、敬虔の念に充

ちてゐる。當日は定刻乗員一同上甲板に整列して威儀を正し、宮城に向つて敬禮を行ふのである。

禮砲

皇禮砲

皇禮砲は 陛下の行幸啓の光榮に浴したとき等に行ふ壯嚴にして雄大なる敬禮であつて、其の數は廿一發である。皇禮砲は 天皇陛下其の他皇族に對して行ふ外左の場合にも施行するのである。

(イ) 外國の元首若くは皇族又は其の旗章に對して行ふ。

(ロ) 紀元節、天長節、明治節、其の他特に令ありたるとき等に正午に行ふ。

帝國文武官に對する禮砲

各其の職權に對して發するもので、其の數は官等に依り差異があり十九發乃至五發である。禮砲を受くる人は海軍大臣、軍令部總長、元帥、指揮權を有する海軍將官、任地にある大公使代

理大公使、總領事、領事、朝鮮及臺灣總督等である。

文官に對する禮砲は其の駐劄國內又は管轄區域内に於て軍艦に公式訪問又は乘艦したときに限られてゐる。

其の他の禮砲

(一) 帝國の軍艦が外國の港灣に入港するときは普通其の國の國旗に對し敬意を表して禮砲を行ふを例としてゐる。其の數は廿一發である。

(二) 外國の軍艦と同地に碇泊するときは、我が國の禮砲を發する祝祭日等には外國の軍艦も禮砲を發し又外國の祝祭日等に外國の軍艦が禮砲を發するときは帝國の軍艦も禮砲を發しお互に敬意を表する例になつてゐる。

(三) 外國軍艦と出會したる場合、其の何れかに將旗があると其の將旗に對し禮砲を發し敬意を表することになつてゐる。

答禮

外國の軍艦の我が國旗及司令長官、

司令官に對する禮砲に對しては、禮砲と同數の答砲を行ふことに規定してある。
 我が國の觀艦式は特別大演習の際行はれるものと國家大典の場合行はれるものと二通りあるも孰れも 大元帥陛下が親しく帝國海軍の軍容を御親閱遊

觀艦式一覽

年月日	場所	名稱	隻數	噸數	備考
明治元、三、二六	天保山沖	觀艦式	六	二、四五二	
二三、四、一八	神戸沖	海軍觀艦式	一九	三二、三二八	
三三、四、三〇	同	大演習觀艦式	四九	一二九、六〇一	
三六、四、一〇	同	同	六一	二一七、一七六	
三八、一〇、二三	横濱沖	凱旋觀艦式	一六六	三二四、一五九	
四一、一一、一八	神戸沖	大演習觀艦式	一二三	四〇四、四六〇	
大正元、一一、一〇	横濱沖	同	一一五	四六〇、八二五	潜水艦始めて參列
二、一一、一〇	横須賀沖	恒例觀艦式	五七	三三三、九六五	飛行機
四、一二、四	横濱沖	御大禮特別觀艦式	一二四	五九八、八四八	同
五、一〇、二五	同	恒例觀艦式	八四	四七二、二五四	同
八、七、九	横須賀沖	御親閱式	二六	八六、〇一三	戰利潜水艦七隻を含む

ばされる御儀である。
 觀艦式は今より約六百年前英國「エドワード」三世自ら艦隊を率ゐる英佛戰爭に出征の御艦隊の威容を親閱せることより始まりしも我が國にては明治元年三月二十六日 明治天皇御親閱の下に行はれたる大阪港口天保山沖の觀艦式を以て嚆矢とす。當時の參列艦船は

肥前藩の電流丸、肥後藩の萬里丸、久留米藩の千歳丸、長州藩華陽丸、薩州藩の萬年丸、薩州藩三邦丸の六隻總噸數二千四百五十二噸にして海軍總督聖護院宮は電流丸に御座乗指揮せられ明治天皇は陸岸の觀覽所より御親閱遊ばされたり。

帝國海軍區及其の區別
 海軍區、軍港、要港
 四海軍區とし、各海軍區に軍港を置き、其の軍港に置かれる鎮守府が之を管轄する。

海軍區	陸上區劃	海上區劃	軍港
第一海軍區	樺太、北海道、青森縣、秋田縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣及三重縣、山梨縣、靜岡縣、玉野縣、長野縣、岐阜縣、山梨縣、靜岡縣、愛知縣、岐阜縣	樺太、北海道、青森縣、秋田縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣及三重縣、海上	横須賀
第二海軍區	方良縣、和歌山縣、大阪府、兵庫縣、美濃縣、岐阜縣、香川縣、徳島縣、高知縣、愛媛縣、山口縣、香川縣、有明、山口縣、香川縣、有明、山口縣、香川縣、有明、山口縣、香川縣、有明	和歌山縣、大阪府、兵庫縣、徳島縣、高知縣、愛媛縣、山口縣、香川縣、有明、山口縣、香川縣、有明、山口縣、香川縣、有明	吳

下・官士准・官士務特						官當相校將							
軍	工	機	整	飛	兵	齒科	水路	造兵	造機	造船	主計	藥劑	軍醫
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉	特務大尉
特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉	特務中尉
特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉	特務少尉
海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長	海軍曹長
海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵	海軍一等兵
海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵	海軍二等兵
海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵	海軍三等兵

尙關東州及其の海上を關東州海軍區とし、南洋群島委任統治區域及其の海上を南洋海軍區とし、前者は佐世保鎮守府、後者は横須賀鎮守府で管轄する。

志願兵徵募區

- 徵募區 所管鎮守府
- 第一 横須賀 〔神太、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、静岡、秋田、長野、愛知、三重、岐阜〕
 - 第二 吳 奈良、和歌山、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、徳島、高知、愛媛、香川
 - 第三 佐世保 福岡、大分、宮崎、鹿児島、佐賀、長崎、熊本、沖縄
 - 第四 舞鶴 山形、新潟、富山、石川、福井、滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根

海軍武官官階表

將	官	佐	官	尉	官
海軍大將	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐
海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉
海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉
海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉
海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉

區	分	年	額	區	分	年	額
大將	中將	少將	大佐	各科	中	少	大尉
六、六〇〇圓	五、八〇〇圓	五、〇〇〇圓	四、一五〇圓	各科	中	少	各科
二	一	二	一	二等	一等	二等	一等
三、二二〇圓	二、三三〇圓	一、九〇〇圓	一、六五〇圓	二等	一等	二等	一等

海軍武官俸給表

主計科	看護科	軍樂科	工作科	機關科	整備科	飛行科	兵科
海軍一等主計兵	海軍一等看護兵	海軍一等軍樂兵	海軍一等工作兵	海軍一等機關兵	海軍一等整備兵	海軍一等飛行兵	海軍一等水兵
海軍二等主計兵	海軍二等看護兵	海軍二等軍樂兵	海軍二等工作兵	海軍二等機關兵	海軍二等整備兵	海軍二等飛行兵	海軍二等水兵
海軍三等主計兵	海軍三等看護兵	海軍三等軍樂兵	海軍三等工作兵	海軍三等機關兵	海軍三等整備兵	海軍三等飛行兵	海軍三等水兵
海軍四等主計兵	海軍四等看護兵	海軍四等軍樂兵	海軍四等工作兵	海軍四等機關兵	海軍四等整備兵	海軍四等飛行兵	海軍四等水兵

海軍兵職階

官士下備豫・官士准備豫					校將備豫		官士	
工作科	機關科	整備科	飛行科	兵科	機關科	兵科	主計科	看護科
海軍一等主計兵	海軍一等機關兵	海軍一等整備兵	海軍一等飛行兵	海軍一等水兵	海軍一等機關兵	海軍一等水兵	海軍一等主計兵	海軍一等看護兵
海軍二等主計兵	海軍二等機關兵	海軍二等整備兵	海軍二等飛行兵	海軍二等水兵	海軍二等機關兵	海軍二等水兵	海軍二等主計兵	海軍二等看護兵
海軍三等主計兵	海軍三等機關兵	海軍三等整備兵	海軍三等飛行兵	海軍三等水兵	海軍三等機關兵	海軍三等水兵	海軍三等主計兵	海軍三等看護兵
海軍四等主計兵	海軍四等機關兵	海軍四等整備兵	海軍四等飛行兵	海軍四等水兵	海軍四等機關兵	海軍四等水兵	海軍四等主計兵	海軍四等看護兵

考 備	各科特務中尉		各科特務大尉		各科少尉	各科中尉		各科特務少尉
	二級	一級	二級	一級		二級	一級	
一、中將ニシテ軍令部總長ノ職ニ在ルモノニハ年俸六千四百圓、横須賀、吳、佐世保ノ各鎮守府司令長官ノ職ニ在ルモノニハ年俸六千二百圓、艦隊司令長官ノ職ニ在ルモノニシテ聯合艦隊司令長官ノ職ヲ兼テタルモノニハ年俸六千二百圓、艦隊司令長官又ハ舞鶴要港部司令官ノ職ニ在ルモノニハ年俸六千圓ヲ給ス 二、大佐ニシテ二萬五千噸以上ノ戰艦、巡洋戰艦又ハ航空母艦ノ艦長ノ職ニ在ルモノ及各科大佐タルコト 五年以上ニシテ重要ナル職ニ在ル者ニハ特ニ年俸四千六百圓ヲ給スルコトヲ得	一、六三〇圓	一、七四〇圓	一、九一〇圓	二、〇七〇圓	八五〇圓	一、〇二〇圓	一、一三〇圓	一、四七〇圓
	准士官		准士官		少尉候補生	各科特務少尉		
	四級	三級	二級	一級	補生	二級	一級	
	九三〇圓	一、〇四三圓	一、一五〇圓	一、二二〇圓	六七〇圓	一、三六八圓	一、四七〇圓	

海軍下士官以下俸給、生徒及學生手當

區	分		月	額
	一級	二級		
一等下士官	一級	二級		四五、四〇〇 四九、〇〇〇
區	分		手	當
	四級	三級		
一等下士官	四級	三級		三四、七〇〇 四一、七〇〇

四等兵	三等兵	二等兵	一等兵		三等下士官	二等下士官
			(特別俸)	級		
兵	兵	兵	兵	兵	二級	一級
六、二〇〇	一一、六〇〇	一三、一〇〇	一六、〇〇〇	一七、八〇〇	二一、六〇〇	二七、四〇〇
造兵	造機	造船	前項以外ノ軍醫、藥劑、主計學生	造造造主計學生	軍醫學生	海軍經理學校生徒
生徒	生徒	生徒	生徒	生徒	大學令ニ依ル大學部ノ學生	海軍兵學校生徒
一月	一月	一月	一月	一月	一月	一日
三十四圓	三十五圓	四十圓	三十五圓	四十圓	十五錢	

帝國艦艇一覽

▲排水量は基準トン數に従つた。

艦名	排水量	速力	備砲	管發射竣工年月	建造所
金剛	三、三〇〇	二二・〇	二六〇	大正二、八	英、カース社
霧島	同	同	同	同	三、三菱長崎
榛名	同	同	同	同	同、三、三菱長崎
同	同	同	同	同	同、三、三菱長崎
同	同	同	同	同	同、三、三菱長崎

扶桑	山城	伊勢	日向	長門	陸奥
三、三〇〇	同	三、〇〇〇	同	三、七〇〇	同
二四、二吳	同	二六、三	同	六九、二吳	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

○練習艦

比叡 一九、五〇〇 一八・〇
〔五樞(六)二五
樞(六)二七
樞(四)二七
樞(四)二七〕
大正三、八
昭和七、改
橫須賀

○一等巡洋艦

加古 七、一〇〇 三三・〇
〔三樞(六)二二
樞(六)二二〕
大正三、五、七
神戶川崎
古鷹 同 同 同
三、五、三 三、三、長崎
衣笠 同 同 同
昭和二、九 神戶川崎
青葉 同 同 同
同二、九 三、三、長崎
妙高 一〇、〇〇〇 同
〔三樞(一〇)三
樞(六)三〕
同四、七 橫須賀
那智 同 同 同
同五、二 吳
足柄 同 同 同
同四、八 神戶川崎
羽黑 同 同 同
同四、四 三、三、長崎
高雄 九、八五〇 同
〔三樞(一〇)三
樞(四)三〕
八、七、五 橫須賀
愛宕 同 同 同
同七、三 吳
鳥海 同 同 同
同七、六 三、三、長崎
摩耶 同 同 同
同七、六 神戶川崎
練習巡洋艦
香取 五、八〇〇 一八・〇
〔二樞(四)二二
樞(四)二二〕
昭和六、改
進水 橫 濱

○二等巡洋艦

鹿島 同 同 同
同進水 同
天龍 三、三〇〇 一八・〇
〔四樞(四)八樞
高角(一)〕
大正六、二
橫須賀
龍田 同 同 同
同八、三 佐世保
球磨 五、一〇〇 三三・〇
〔四樞(七)八樞
高角(二)〕
八、九、八 同
多摩 同 同 同
同〇、一 三、三、長崎
北上 同 同 同
同〇、四 佐世保
大井 同 同 同
同〇、〇 神戶川崎
木曾 同 同 同
同〇、五 三、三、長崎
長良 五、一七〇 同 同
同二、四 佐世保
五十鈴 同 同 同
同三、八 浦 賀
名取 同 同 同
同二、九 三、三、長崎
由良 同 同 同
同三、三 佐世保
鬼怒 同 同 同
同二、二 神戶川崎
阿武隈 同 同 同
同四、五 浦 賀
那珂 五、一三〇 同 同
同四、二 橫 濱
川內 同 同 同
同三、四 三、三、長崎
神通 同 同 同
同四、七 神戶川崎
夕張 二、八〇〇 同 同
〔二樞(六)八樞
高角(一)〕
同三、七 佐世保
最上 八、五〇〇 同 同
〔二樞(五)五
樞(二)五〕
三、〇、七 吳

○航空母艦

三限 同 同 同
同〇、八 三、三、長崎
鈴谷 同 同 同
同三、〇 橫須賀
熊野 同 同 同
同三、〇 神戶川崎
利根 同 同 同
〔五、五樞(二)三
樞(二)三〕
同三、二 三、三、長崎
筑摩 同 同 同
〔五、五樞(二)三
樞(二)三〕
同四、五 三、三、長崎

○水上機母艦

鳳翔 七、四三〇 三三・〇
〔二樞(四)八樞
高角(一)〕
大正二、二 淺野
加賀 六、九〇〇 三三・〇
〔三樞(一〇)三
樞(一〇)三〕
昭和三、三 橫須賀
赤城 同 同 同
二、六、五 吳
龍驤 七、一〇〇 三三・〇
〔三樞(七)高角
(三)〕
一、八、三 橫須賀
蒼龍 一〇、〇〇〇 三〇・〇 同
一、三、三 吳
飛龍 同 同 同
一、四、七 橫須賀
能登呂 一、〇五〇 三三・〇
〔三樞(二)八樞
高角(二)〕
大正九、八 神戶川崎
神威 一七、〇〇〇 一五・〇
〔二樞(二)八樞
高角(二)〕
二、九、米シ社
千歲 九、〇〇〇 一〇・〇
〔三樞(七)高角
(四)〕
昭和七、吳
千代田 同 同 同
二、三、三 吳

○潜水母艦

瑞穗 同 一四・〇
〔三樞(七)高角
(六)〕
一、二、二 神戶川崎
劍崎 三、〇〇〇 一六・〇
〔三樞(七)高角
(四)〕
昭和四、一 橫須賀
高崎 三、〇〇〇 一六・〇
〔三樞(七)高角
(四)〕
昭和二、進水

○敷設艦

駒橋 一、一三五 二二・九
〔八樞(二)一
樞(二)一〕
大正三、一 佐世保
迅鯨 五、一六〇 一六・〇
〔二樞(四)八樞
高角(一)〕
一、三、八 三、三、長崎
長鯨 同 同 同
一、三、八 同
大鯨 一〇、〇〇〇 三〇・〇
〔三樞(七)高角
(四)〕
昭和九、三 橫須賀
敷設艦
常磐 九、二〇〇 二二・二
〔三樞(八)八樞(三)
樞(八)八樞(三)〕
明治三、五 英ア社
勝利 一、五〇〇 一三・〇
〔八樞(三)〕
大正六、一 吳
白鷹 一、三三五 一六・〇
〔三樞(三)〕
昭和四、四 石川島
嚴島 一、二七〇 同 同
〔二樞(三)八樞(三)〕
一、四、三 浦 賀
八重山 一、一三五 一〇・〇
〔三樞(七)高角
(一)〕
一、七、八 吳
沖島 四、〇〇〇 同 同
〔二樞(四)〕
一、二、九 播磨

軍 海 國 帝

Table listing names (e.g., 白雲, 東雲, 望月, 夕月, 長月, 水無月, 菊月, 卯生月, 彌生月, 文月, 陸月, 如月, 阜月, 疾風月, 追風月, 夕風月, 朝風月, 旗風月, 松風月, 朝風月) and associated numbers and names.

Table listing names (e.g., 若葉, 初霜, 子日, 初春, 響春, 曉春, 電春, 雷春, 漣春, 潮春, 曉春, 曙春, 狹霧, 夕霧, 天霧, 朝霧, 綾波, 數波, 浦波, 叢雲, 初雪, 白雪, 吹雪) and associated numbers and names.

軍 海 國 帝

Table listing names (e.g., 堅田, 勢多, 巖崎, 鳥羽, 安宅, 春日, 碧手, 出雲, 吾妻, 八雲, 淺間, 占守, 海防, 蒼鷹, 初鷹) and associated numbers and names.

Table listing names (e.g., 春風, 神風, 波風, 沼風, 野風, 帆風, 夕風, 夕風, 秋風, 羽風, 沖風, 矢風, 澤風, 峯風, 伏見, 二見, 熱海, 保津, 比良) and associated numbers and names.

最近一年間海軍關係雜件

第十六號	同	同	同	九、九	玉
第十七號	同	同	同	二、一	大阪鐵工
第十八號	同	同	同	二、四	玉
朝日	二、四二	六、三〇	工作艦	明治	英國シ社
敷島	二、三五	六、六〇	練習	三、一	英國テ社
富士	九、一九	六、二	同	三、八	同
精津	六、一〇	二、〇〇	標的	三、七	吳
室戸	八、三五	三、三〇	運送	大正	三菱神戶
野島	同	同	運送	七、三	同
知床	二、〇〇	三、〇〇	運送	八、三	同
機裝	同	同	運送	九、九	神戶川崎
	同	同	運送	九、三	同

呂號第五八	同	同	同	同	二、二	同
呂號第五九	同	同	同	同	三、三	同
呂號第六〇	九、八	六、〇	八、二	同	三、九	同
呂號第六一	同	同	同	同	三、二	同
呂號第六二	同	同	同	同	三、七	同
呂號第六三	同	同	同	同	三、三	同
呂號第六四	同	同	同	同	三、四	同
呂號第六五	同	同	同	同	三、六	同
呂號第六六	同	同	同	同	昭和三	同
呂號第六七	同	同	同	同	大正三	同
呂號第六八	同	同	同	同	三、二	同
〇水雷艇	同	同	同	同	同	同
千鳥	五、七	三、〇	三、三	昭和二	舞鶴	
眞鶴	同	同	同	昭和一	藤永田	
友鶴	同	同	同	九、二	舞鶴	
初雁	同	同	同	九、七	藤永田	
鴻	五、五	六、〇	同	二、一〇	舞鶴	
轉	同	同	同	二、三	石川島	
準	同	同	同	二、三	横濱	
鶺鴒	同	同	同	三、一	大阪鐵工	

第一號	六、五	三、〇	昭和三	播磨
第二號	同	同	同	玉
第三號	同	同	同	大阪鐵工
第四號	同	同	同	佐世保
第五號	同	同	昭和三	玉
第六號	同	同	同	大阪鐵工
第七號	同	同	同	玉
第八號	六、〇	三、〇	昭和三	浦賀
第九號	同	同	同	舞鶴
第十號	同	同	同	石川島
第十一號	同	同	同	浦賀
第十二號	同	同	同	石川島
第十三號	同	同	同	藤永田
第十四號	同	同	同	大阪鐵工
第十五號	同	同	同	藤永田

佐多	同	同	同	昭和三	横濱船渠
鶴見	同	同	同	二、二	大阪鐵工
尻矢	同	同	同	二、二	横濱船渠
石廊	同	同	同	二、一〇	大阪鐵工
隱戸	一、〇〇	三、〇〇	同	三、三	神戶川崎
早納	同	同	同	三、一〇	吳
鳴戸	同	同	同	二、一〇	横須賀
間宮	三、八〇	二、〇〇	同	二、七	神戶川崎
大泊	二、三〇	二、〇〇	同	一〇、二	同
明石	九、〇〇	一、〇〇	同	一、四	佐世保
樫野	一〇、三〇	一、〇〇	同	一、五、七	三菱長崎
宗谷	三、八〇	三、〇〇	同	三、六	川南工業

海軍軍令及部廢止及其歴史
 中華民國の軍艦法
 商船保護法
 船舶保護法
 水兵制章臨時規定
 海軍附屬生規則
 海軍附屬所の開設

海軍軍令及部廢止及其歴史
 其歴史(一五、一二、六)
 海軍省公表
 情報局新設に關聯し海軍軍令及部
 は廢止せられ、海軍軍令に關する普及

大角大將等殉職

軍事參議官大角大將は支那方面軍
狀視察中須賀少將他四將校と共に飛
行機にて昭和十六年二月五日午後海
南島に向つたのが、行衛不明となつ
たので現地海軍部隊では陸海軍航空
兵力の協力を得て捜査に努力中であ
つたが七日に至り黃揚山に大破せる
大將等の搭乗機を發見大角大將等全
員痛ましくも殉職を遂げてゐる事を
認確した。

大角大將は愛知縣出身、滿洲事
變、ロンドン條約廢棄後の帝國の難
局に處し三度び海軍大臣に歴任し、
また幾度か首相にも擬せられ、臣下
としての軍事參議官の最前任として
海軍最長老であり、同大將を失つた
事は帝國海軍にとつて最も大きな損
失といふべきである。
海軍大將從二位勳一等功五級
男爵 大角 岑 生
授旭日桐花大綬章
故海軍大將從二位勳一等功五級
男爵 大角 岑 生
叙正二位(特旨)

の祝祭日には、碇泊中の外國の港々で遙
に故國を偲んで夫々滿艦飾や船飾を行
つてゐるが、海軍には「海軍旗章令」
があり、我艦飾は之によつて一齊に滿
艦飾等の禮を行つてゐるのに對し商船
には一定の規定がなく、從來各會社毎
にまち／＼に行つてゐたもので、之を
統一し我商船乗組員の士氣を鼓舞する
ため、逡信省では今回「商船旗章令」
ともいふべき滿艦飾、船飾、半旗の規
準を制定、近く公布することになつ
た。

滿艦飾とは船の各マストの檣頂に日
章旗を掲揚し、又船首から各マストを
經て船尾まで國際信號旗を連掲するも
ので、之は四大節を初め今年から制定
した毎年七月二十日の海の記念日、同
一の港にある帝國海軍艦船が滿艦飾を
行ひ、天皇又は皇族に對し奉り皇禮砲
を行ふ場合等に行ひ、船飾とは各マス
トの檣頂に日章旗を掲揚するもので、
七祭日(元始祭、春季皇靈祭、神武天
皇祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、新嘗祭、

事務は軍務局第四課の所掌となり尙大
本營海軍報道部は從來通存置せらる。

普及部の歴史
昭和十五年十二月六日廢止になつた
海軍軍事普及部は昭和七年十月から丁
度八年の歴史を閉じたわけである。
海軍に情報宣傳の目的を持つ機關が
生れたのは大正十三年五月で軍事普及
委員會といふ名で、當時の軍務局長で
あつた前臺灣總督小林躋造大將(當時
少將)が委員長を兼務してゐた。

然しその目的としては、國民に海軍
知識を普及させて優秀な海軍志願者を
招来しようといふのが主であつたの
で、その活動範圍もこの目的以上には
出なかつた。ところが、たまたま滿洲
上海兩事變で海軍に關する輿論指導、
海軍知識の普及啓蒙の必要が痛感され
たので、その爲の組織強化を計ること
になつて昭和七年十月、別に官制は設
けなかつたが軍事普及部なるものが誕
生した。
今回の支那事變でその戦火が上海に

大正天皇祭)及び官廳で特に指定した
時に行ふ。
船舶が外國にあつて外國の儀式のた
め滿艦飾又は船飾の禮を行ふ場合には
日章旗を大檣頂に掲揚する等の外、半
旗の掲揚法等及び掲揚の時間に至るま
で詳細に規定してゐる。七月二十日の
第一回海の記念日からは、この規定に
よつて世界の港々にある我商船は一齊
に滿艦飾或は船飾を行ひ、我全海員は
一丸となつて海運報國の心を新にする
ことになつてゐる。

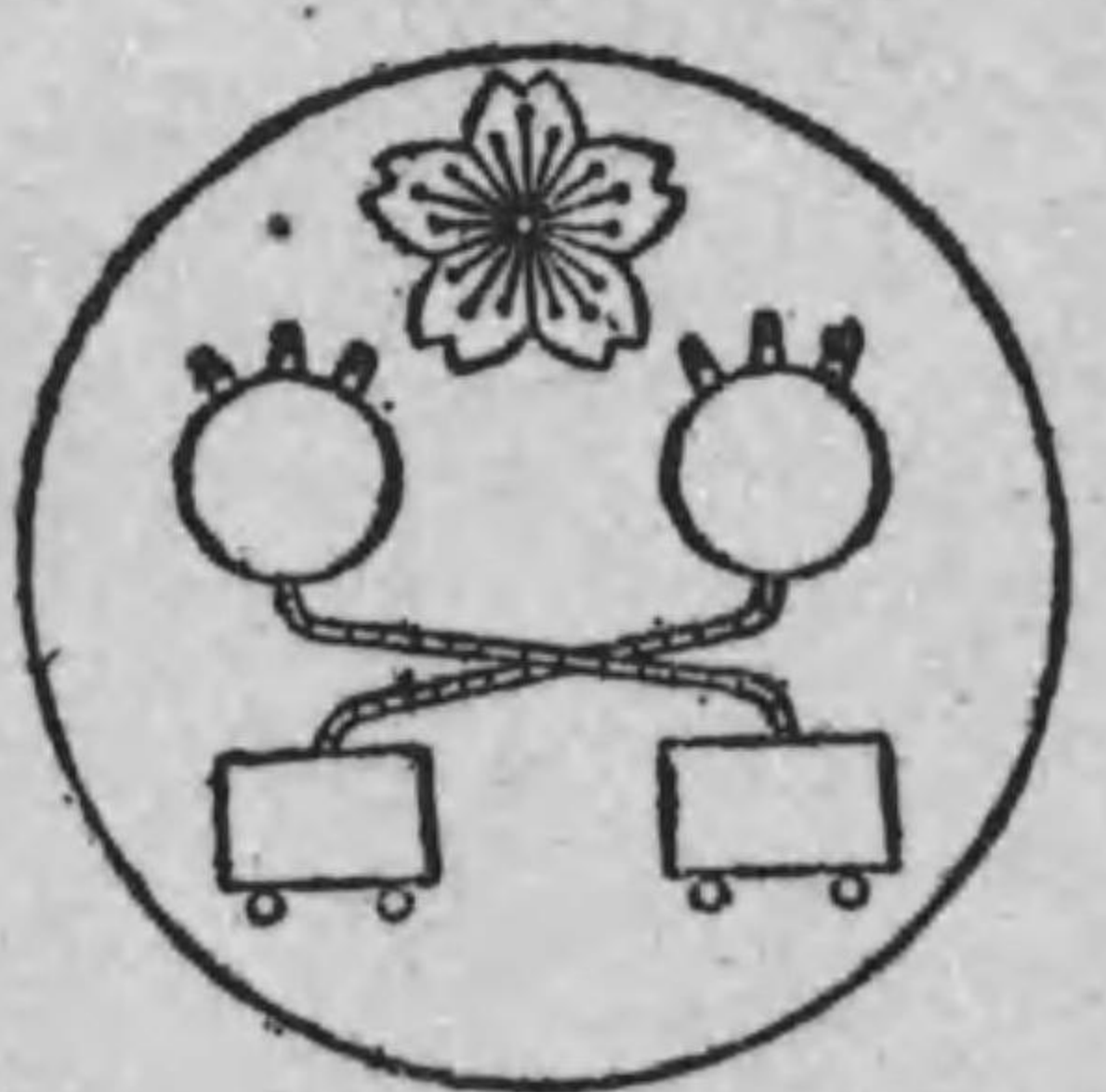
船舶保護法(四・一六)
本法は時局に鑑み我が通商保護の爲
め設けられたものである。
捕獲審檢所開設
大東亞戰爭に於ける我海軍の赫々た
る成功に伴ひ十二月十八日開設せら
る。(以上二項の條文は本章末に掲ぐ)
水兵軍帽前章臨時規定
水兵軍帽の前に記された「軍艦〇〇」

捲き起つて以來、普及部は名實共に帝
國海軍の輿論指導、情報宣傳の中樞機
關となつて其の活動は實に目覺しいも
のであつた。
委員長は鹽澤幸一大將を初代に日比
野正治、坂野常善、野田清、金澤正夫
の各少將(當時)を経て、伊藤賢三少將
が最後を飾つた譯である。

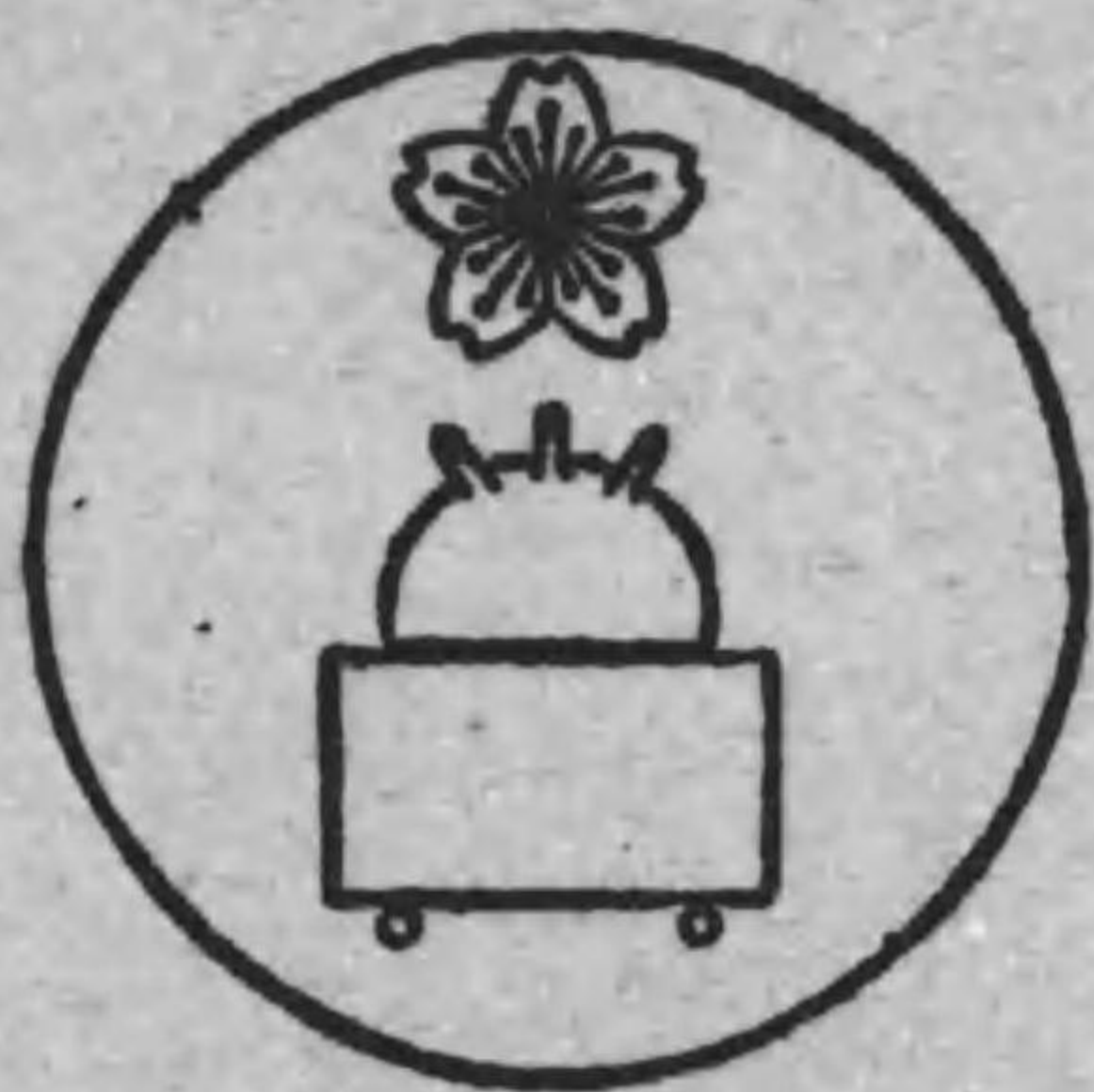
中華民國の軍艦旗
(海軍大臣官房)
中華民國新中央政府制定の軍艦旗
(國旗)當分の間左記の通青天白日滿地
紅旗の上に黄色三角旗を附す。
三角旗寸法割合
一、縱一 横三
一、三角旗の横の長さは方旗の横の長
さに同じ
方旗寸法割合
一、縱三 横四
一、藍色は旗面の四分の一

商船旗章令 (新聞報)
世界の海に雄飛する我艦船は、日本
等は中止せられ「當分の間兵軍帽の前
章記號は海軍服裝令施行細則第十三條
の規定に拘らず左の通定む」と公布せ
られた。
一、艦船部隊(海兵團を除き特設艦船
部隊及未成艦船を含む)、官衙及學校
に勤務する者
大日本帝國海軍
二、海兵團に勤務する者
何々海兵團

機雷術章の新定
機雷術章
生習練術雷機科等高
者ルタシ業卒ヲ程



機雷術、機雷長等機雷術專修が新設されたので新に左圖のような臂章を定められた。



普教通科機雷術練習生
程ヲ卒業シタル者

海軍豫備學生規則制度

の創設

時局の趨勢に鑑み優秀なる多數の豫備役海軍青年將校養成の必要に迫られ我海軍當局では今般海軍豫備學生規則を發布し左記要領により近く募集を開始する筈である。

海軍豫備學生規則要旨

一、海軍豫備學生は之を兵科、飛行

科整備科及機關科の四種に區分する

二、兵科豫備學生及飛行科豫備學生は左の各號の一に該當し海軍豫備員たるんことを志願し所定の身體検査及試験に合格したる者に就き之を採用する

一 大學令に依る大學の學部卒業者にして採用の年の四月一日に於て年齢二十六歳未満のもの

二 大學令に依る大學の豫科、高等學校高等科、專門學校又は之と同等以上の學校卒業者にして採用の年の四月一日に於て年齢二十四歳未満のもの

三、整備科豫備學生及機關科豫備學生は左の各號の一に該當し海軍豫備員たるんことを志願し所定の身體検査及試験に合格したる者に就き之を採用する

一 大學令に依る大學の工學部卒業者にして採用の年の四月一日に於て年齢二十六歳未満のもの

二 工業專門學校卒業者にして採用の年の四月一日に於て年齢二十四歳未満のもの

四、海軍豫備學生募集の際は出願期日並に身體検査及試験の期日、場所其の他必要なる事項を其の都度告示する

五、兵科豫備學生及機關科豫備學生は館山海軍砲術學校に於て約六ヶ月軍事教育を受けしめたる後專修別に依り海軍諸學校に入校せしめ各當該學校に於て約一年軍事教育を受けしめる

六、飛行科豫備學生は土浦海軍航空隊に於て約三ヶ月軍事教育を受けしめたる後第十一聯合航空隊司令官の定むる專修別に依り當該海軍練習航空隊に入隊せしめ約九ヶ月軍事教育を受けしめる

七、整備科豫備學生は横須賀海軍航空隊に於て約一年六ヶ月軍事教育を受けしめる

船舶保護法及關東州及南洋羣島船舶保護令施行規則

第一條 海軍大臣、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、要港部司令官、獨立艦隊司令官、地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ハ船舶保護上必要アルトキハ左ニ掲グル事項ニ付運航業者、船舶所有者又ハ船長(船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ對シ指示ヲ爲スコトヲ得

- 一 商船隊ノ編制、區分ニ關スル事項、二 船舶ノ執ルベキ航路、航行區域又ハ行動ニ關スル事項、三 鋪地ニ關スル事項、四 出入港ノ管制ニ關スル事項、五 通信ノ管制ニ關スル事項、六 船舶保護上必要ナル裝備ニ關スル事項、七 乗組員ノ増減又ハ交代ニ關スル事項、八 乗客又ハ積荷ノ禁止又ハ制限ニ關スル事項、九 海上見張、燈火ノ管制其ノ

他對敵警戒上必要ナル事項、十 敵襲又ハ遭難ニ際シ執ルベキ處置ニ關スル事項、十一 其ノ他船舶保護上必要ナル事項

第二條 海軍大臣、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、要港部司令官又ハ獨立艦隊司令官ノ指定シタル船舶又ハ總噸數千噸(漁船ニ在リテハ五十噸トス以下之ニ同シ)以上ノ船舶地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ノ所在港灣ニ出入スルトキハ入港ニ付テハ入港後十二時間以内(入港後十二時間以内ニ出港スル場合ハ入港直後)ニ、出港ニ付テハ出港ノ十二時間前(入港後十二時間以内ニ出港スル場合ハ入港届ト同時)ニ船長ヨリ別紙第一様式ニ依リ當該官憲ニ届出ツベシ

出港又ハ入港ノ届出前項ノ規定ニ依リ難キ船舶アルトキハ地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ノ定ムル所ニ依リ

軍官憲ノ定ムル所ニ依ル

地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲ノ所在港灣ハ海軍大臣之ヲ定メ關係ノ向ニ告知ス

第三條 前條ニ規定スル船舶地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲在ラザル港灣ニシテ海軍大臣ノ指定シタルモノニ出入スルトキハ前條ノ規定ニ準ジ出港又ハ入港ヲ最寄海軍官憲ヲ經テ速ニ第一條ニ掲グル當該官憲ニ届出ツベシ

前項ニ規定スル最寄海軍官憲ハ船舶ノ最後ニ出港シタル港灣ニ在ル地方在勤海軍武官又ハ船舶保護ノ任務ヲ有スル海軍官憲當該船長ニ對シ之ヲ告知ス

第四條 總噸數千噸以上ノ船舶製造ノ注文者ハ左ノ事項ヲ記載シタル計畫報告書ヲ海軍大臣ニ提出スベシ

- 一 船舶ノ種類、用途及鋼船、木船ノ別、二 機關ノ種類及其ノ數、三 計畫總噸數、四 計畫馬力及計畫航海速度、五 計畫豫定燃料ノ種

- 類、六 龍骨拮附豫定年月日、七
- 進水豫定年月、八 竣工豫定年月、九、船體製造工場
- 第五條 海軍大臣ハ船舶保護法第三條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル船舶ノ設備ニ付運航業者又ハ船舶所有者(船舶製造ノ注文者ヲ含ム)ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得
- 一 編隊航行設備、二 見張設備、三 通信設備、四 自衛設備

捕獲審檢所の開設

大東亞戰爭勃發以來わが海軍が捕獲した商船並にその戦貨の處置を檢定するため東京に高等捕獲審檢所、横須賀および佐世保に捕獲審檢所が設置された。

捕獲審檢所とは海上の捕獲の效力を確定するための交戦國の特別裁判所で、戦時に交戦國の軍艦が海上で、敵國または中立國の船舶を捕へた場合にこれを捕獲審檢所に引渡しその檢定によつて船舶の處分を確定する

のである。

これは各交戦國の國內的裁判所であり一九〇七年のヘーグ平和會議で國際捕獲審檢所の設立に關する條約が採用されたが、現實に設立されるにはいたらなかつた。

その結果、捕獲審檢所の構成や權限、手續などは各交戦國の國內法で定められるのだが、この國內法は捕獲に關する國際法の原則に従つて定められるのであるから實質的には國際法と同一になる。

捕獲し得る船舶は敵國の船舶全部であるが、特に商船と定められてをり、沿岸漁業に従事する小舟や病院船、カール船(交換される俘虜を輸送する船、軍使を乗せた船)などは例外として捕獲しないことになつてゐる。

また中立國の船舶は戰時禁制品の輸送や封鎖侵破、軍事的補助をした船および積極的に攻撃を開始したり、抵抗した場合にのみ捕獲される。

上海で皇軍に降伏して白旗を掲げた

アメリカ砲艦ウエーキ號などは敵國が直接作戦動作の用途に充ててゐるものだからこの場合は戦利品となり抑留と同時に所有權取得の效果が認められるのである。

- 樞密顧問官 清水 澄
- 樞密顧問官 二上 兵治
- 海軍中將 岡 島大助
- 海軍少將 尾 畑 純
- 海軍省法務局長 三宅 正太郎
- 同 久保 田 義英
- 同 矢部 克 巳
- 法制局長官 森 山 銳一
- 外務省條約局長 松 本 俊 一
- 兼海軍書記官 榎 本 重 治
- 兼海軍參事官 佐 藤 基
- 法制局參事官 立 作 太 郎
- 高等捕獲審檢所評定官 堀 江 秀 雄
- 樞密院書記官長 大 森 洪 太
- 司法次官 霜 山 精 一
- 補高等捕獲審檢所檢察官 草 野 約 一 郎
- 補横須賀捕獲審檢所長官 横 須 賀 市 逸 見
- 補佐世保捕獲審檢所長官 吳 市

海軍官衙、團隊 學校所在地

【官 衙】

- 海軍省 東京市麹町區霞ヶ關
- 軍令部 海軍省内
- 海軍航空本部 同右
- 海軍艦政本部 同右
- 海軍施設本部 同右
- 鎮守府 横須賀市稻岡町
- 吳鎮守府 吳市
- 佐世保鎮守府 佐世保市
- 舞鶴鎮守府 舞鶴市
- 警備府 大阪市
- 大阪警備府 大湊縣大湊町
- 馬公警備府 臺灣澎湖廳馬公街
- 鎮海警備府 朝鮮慶尙南道鎮海
- 旅順警備府 關東州旅順市

○海軍人事部

- 横須賀海軍人事部 横須賀市
- 札幌地方人事部 札幌市北一條
- 秋田地方人事部 秋田市
- 仙臺地方人事部 宮城縣廳構内
- 吳海軍人事部 吳市
- 名古屋地方人事部 名古屋市
- 大阪地方人事部 大阪市京區大川町
- 松江地方人事部 松江市
- 佐世保海軍人事部 佐世保市
- 高松地方人事部 高松市壽町
- 鹿兒島地方人事部 鹿兒島市山下町
- 熊本地方人事部 熊本市
- 舞鶴海軍人事部 舞鶴市
- 金澤地方人事部 金澤市
- 新潟地方人事部 新潟市
- 海軍軍需部 横須賀市長浦町
- 吳海軍軍需部 吳市
- 徳山軍需支部 徳山市
- 佐世保海軍軍需部 佐世保市
- 舞鶴海軍軍需部 京都府東舞鶴市町
- 海軍港務部

○海軍建築部

- 横須賀海軍港務部 横須賀市逸見
- 吳海軍港務部 吳市
- 佐世保海軍港務部 佐世保市
- 舞鶴海軍港務部 京都府東舞鶴市
- 大湊海軍港務部 青森縣大湊町
- 馬公海軍港務部 臺灣澎湖廳馬公街
- 鎮海海軍港務部 朝鮮鎮海邑
- 旅順海軍港務部 旅順市東郷町
- 海軍經理部 横須賀市稻岡町
- 横須賀海軍經理部 吳市
- 吳海軍經理部 吳市
- 佐世保海軍經理部 佐世保市
- 舞鶴海軍經理部 東舞鶴市
- 海軍艦政部 横須賀市稻岡町
- 横須賀海軍艦政部 吳市
- 吳海軍艦政部 吳市
- 佐世保海軍艦政部 佐世保市
- 舞鶴海軍艦政部 京都府東舞鶴市
- 海軍艦船部 横須賀市逸見町
- 横須賀海軍艦船部 吳市鎮守府構内
- 吳海軍艦船部 吳市鎮守府構内
- 佐世保海軍艦船部 佐世保鎮守府構内
- 舞鶴海軍艦船部 東舞鶴市

○海軍工廠・工作部
 橫須賀海軍工廠 橫須賀市
 橫須賀海軍造兵部 神奈川縣田越町
 吳海軍工廠 吳市
 海軍技手養成所 吳市
 廣海軍工廠 廣島縣加茂郡廣村
 佐世保海軍工廠 佐世保市
 舞鶴海軍工廠 京都府東舞鶴町
 豐川海軍工廠 愛知縣豐川町
 光海軍工廠 山口縣光町
 大湊海軍工作部 青森縣大湊町
 馬公海軍工作部 臺灣澎湖廳馬公街
 鎮海海軍工作部 朝鮮慶尙南道鎮海邑

○海軍病院
 橫須賀海軍病院 橫須賀市
 漢海軍病院 靜岡縣賀茂郡竹麻
 吳海軍病院 吳市宮原村
 佐世保海軍病院 佐世保市
 廣野海軍病院 佐賀縣廣野
 別府海軍病院 別府市龜川
 舞鶴海軍病院 京都府新舞鶴町
 大湊海軍病院 青森縣大湊町

馬公海軍病院 臺灣澎湖廳馬公街
 鎮海海軍病院 朝鮮鎮海邑
 ○海軍刑務所
 橫須賀海軍刑務所 神奈川縣浦賀町
 吳海軍刑務所 吳市稻荷町
 佐世保海軍刑務所 佐世保市字福石

【海兵】
 ○海兵團
 橫須賀海兵團 吳海兵團
 佐世保海兵團 舞鶴海兵團
 ○防備隊
 橫須賀防備隊 神奈川縣田浦町
 吳防備隊 吳市
 佐世保防備隊 佐世保市福石町
 佐伯防備隊 大分縣佐伯町
 舞鶴防備隊 京都府東舞鶴町
 大湊防備隊 青森縣大湊町
 馬公防備隊 臺灣澎湖廳馬公街
 鎮海防備隊 朝鮮慶尙南道鎮海邑

○海軍通信隊
 東京海軍通信隊 東京市海軍省內
 橫須賀海軍通信隊 橫須賀市

船橋海軍通信隊 千葉縣船橋市
 父島海軍通信隊 小笠原島父島
 大湊海軍通信隊 青森縣大湊町
 稚內海軍通信隊 北海道稚內町
 舞鶴海軍通信隊 京都府東舞鶴町
 吳海軍通信隊 吳市
 佐世保海軍通信隊 佐世保市
 鎮海海軍通信隊 朝鮮鎮海
 旅順海軍通信隊 關東州旅順
 馬公海軍通信隊 臺灣澎湖島
 高雄海軍通信隊 臺灣高雄州鳳山街
 ○臨時海軍防備隊
 滿洲國哈爾濱
 ○上海海軍特別陸戰隊
 上海北四川路

【學校】
 海軍大學校 東京市品川區上大崎
 海軍兵學校 廣島縣安藝郡江田島
 海軍機關學校 京都府東舞鶴市
 海軍軍醫學校 東京市京橋區築地
 海軍經理學校 東京市京橋區小田

海軍砲術學校 原町
 海軍水雷學校 (新設) 千葉縣館山町
 海軍機雷學校 橫須賀市田浦町
 海軍潜水學校 吳市吉浦町
 海軍工機學校 橫須賀市浦浦町
 海軍工作學校 橫須賀市田浦町
 海軍通信學校 同右
 海軍航海學校 同右

海軍要職人名表 (昭和十六年調)

大臣 大將 嶋田繁太郎
 次官 中將 澤本頼雄
 高級副官 大佐 中村勝平
 同 少佐 後藤實二
 軍務局長 少將 岡敬純
 第一課長 大佐 高田利種
 第二課長 大佐 石川信吾
 第三課長 大佐 浦野角造
 第四課長 大佐 平出英夫
 兵備局長 少將 保科善四郎

第一課長 大佐 橋本象造
 第二課長 大佐 岡崎文勳
 第三課長 大佐 林兼通
 人事局長 少將 中原義正
 第一課長 大佐 中瀬泂
 第二課長 大佐 富永昌三
 教育局長 少將 德永榮
 第一課長 大佐 長谷真三郎
 第二課長 大佐 人見錦一郎
 第三課長 大佐 岸川覺雄
 軍需局長 中將 御宿好
 第一課長 大佐 久重一郎
 第二課長 大佐 渡邊瑞彦
 第三課長 主大佐 早川貞吉
 醫務局長 醫中將 田中肥後太郎
 經理局長 主中將 武井大助
 第一課長 主大佐 稻岡新
 第二課長 主大佐 島津惣次
 第三課長 主大佐 鈴木久
 第四課長 主大佐 宮本正光
 第五課長 主大佐 岡保三
 第六課長(兼) 主大佐 青木大吉
 施設本部長 中將 小池四郎

法務局長 法務官 尾畑義純
 艦政本部 本部長 中將 岩村清一
 總務部長 少將 細谷信三郎
 造船造兵監督長 東京 少將 小野庵
 神戶 少將 森住松雄
 大阪 少將 田村英
 名古屋 少將 近藤一馬
 海軍技術研究所長 中將 二階堂行健
 航空本部 本部長 中將 片桐英吉
 總務部長 少將 山縣正郷
 水路部長 中將 小林仁
 軍令部 總長 大將 永野修身
 次長 中將 伊藤整一
 副官 大佐 鹿目善輔
 ○橫須賀鎮守府 司令長官 中將 平田昇
 參謀長 少將 藤田利三郎
 人事部長 少將 友成佐市郎
 經理部長 主少將 久武戒三

港務部長	大佐 堀 勇五郎	參謀長	少將 山口儀三郎
工廠長	中將 都築 伊七	人事部長	少將 原田 清一
艦船部長	機大佐 時任 茂樹	經理部長	主少將 是川重之助
○吳鎮守府		港務部長	大佐 古宇田武郎
司令長官	大將 豊田 副武	工廠長	中將 松浦永次郎
參謀長	少將 中島 寅彦	軍需部長	少將 小住徳三郎
人事部長	少將 宮里 秀徳	艦船部長	機大佐 美原 泰三
經理部長	主少將 吉村 武雄	○學	
港務部長	大佐 板垣 盛	大學校長	中將 伊藤 整一
工廠長	中將 澁谷谷太郎	兵學校長	中將 草鹿 任一
艦船部長	機大佐 梅村 正義	機關學校長	中將 鍋島 茂明
軍需部長	少將 澤 達	軍醫學校長	中將 保利 信明
○舞鶴鎮守府		經理學校長	主中將 本田 増藏
司令長官	中將 小林宗之助	砲術學校長	中將 宮田 義一
參謀長	大佐 濱田 淨	水雷學校長	少將 三木 太市
人事部長	大佐 森 徳治	潜水學校長	少將 樋口修一郎
港務部長	大佐 清水他喜雄	通信學校長	中將 降幡 敏
經理部長	主少將 米花徳太郎	航海學校長	中將 田結 久武
工廠長	少將 小澤 仙吉	工機學校長	少將 鈴木 久武
軍需部長	少將 黒原 退藏		
艦船部長	少將 黒原 退藏		
○佐世保鎮守府			
司令長官	中將 住山徳太郎		

海軍の上級者兼務制採用

海軍では今般海軍省官制別表中兵科、機關科又は主計科の大佐又は中佐を以て充てる職は當分の内特に必要ある場合に限り他に本職を有する一階上級の者を以て兼務せしめることを得ることとし十一月五日勅令を以て公布即日施行した、右は去る十月八日公布施行された勅令で陸軍に於て「陸軍省官制別表中大佐又は中佐を以て充てる職に關する臨時特例に關する件」が制定されたのと同様である。

△海軍省官制別表中兵科、機關科又は主計科の大佐又は中佐を以て充てる職に關する臨時特例に關する件

海軍省官制別表中兵科、機關科又は主計科の大佐又は中佐を以て充てる職は當分の内特に必要ある場合に限り他に本職を有する一階上級の者を以て兼務せしむることを得

特務機關

諮詢機關

兵馬の大權は 天皇親ら之を總攬し給ふ所なりと雖も軍事の進歩と國軍の擴大に伴ひ軍事に關する最高顧問機關として元帥府を又諮詢機關並に陸海軍の協調を完からしむべき機關として軍事參議院を設置せられてある。

元帥府

天皇の軍事上に於ける最高顧問にして元帥府に列せらるる陸海軍大將には特に元帥の稱號を賜ふ。元帥は勅を奉じ陸海軍の檢閲を行ふことがある。元帥府に列せられたる者

○印は現存の元帥

彰仁親王 山縣有朋
大山 巖 西郷從道

野津道貫	伊東祐孝
奥保鞏	井上良馨
威仁親王	東郷平八郎
長谷川好道	貞愛親王
川村景明	寺内正毅
伊集院五郎	○載仁親王
○守 正 王	上原勇作
島村速雄	加藤友三郎
邦彦 王	○博 恭 王
武藤信義	

軍事參議院

帷幄の下に在つて重要軍務の諮詢に應ずる所にして諮詢を待ちて參議會を開き意見を上奏する。

軍事參議官は元帥、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長及特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官を以て之

に充て、其の高級先任者を以て軍事參議院議長とす。

陸軍大將に補せられたる者

○印は現存者

出身縣名	西郷 隆盛
鹿兒島	熾仁親王
山 口	山縣有朋
鹿兒島	彰仁親王
鹿兒島	大山 巖
鹿兒島	野津道貫
山 口	能久親王
山 口	佐久間 左馬太
鹿兒島	川上 操 六
同	桂 太 郎
同	黒木 爲 楨
同	奥 保 鞏
山 岡	山口 素 臣
同	岡 澤 精
同	長谷川 好道
鹿兒島	西 寛 二 郎
山 口	兒玉 源 太郎
同	乃木 希 典

特務機關

佐賀京知口媛本島賀山岡山福石熊
東大鳥 京分取

○眞崎甚三郎 〇荒木貞夫 〇松井石根 〇川島直亮 〇林仙義一 〇西田謙吉 〇植田謙一 〇寺內壽夫 〇岸本綾夫 〇杉山元夫 〇畑山俊六 〇小磯國昭 〇中村孝太郎 〇古莊幹郎 〇鳩彦王 〇梅津美治郎 〇山田乙三 〇土肥原賢二 〇多田賢二 〇運田蕃

鹿兒島 〇東條英機 〇岡村寧次 〇西鄉從道 〇榊山資紀 〇伊東祐亨 〇井上良馨 〇東郷平八郎 〇山本權兵衛 〇威仁親王 〇川村純義 〇柴山矢八 〇鮫島員規 〇日高壯之丞 〇片岡七郎 〇上村彥之丞 〇伊集院五郎 〇齋藤重遠 〇齋藤實吉 〇瓜生外吉 〇三須宗太郎 〇島村速雄 〇加藤友三郎

高知山 〇岡山知 〇愛知京 〇東山形 〇福山井 〇佐賀山 〇和歌山 〇岩崎手 〇宮崎手 〇山形島 〇鹿島手 〇千島葉 〇鹿島川 〇石川島 〇福井島 〇廣島 〇佐賀岡 〇靜岡井 〇福井島

吉松茂太郎 〇藤井較一 〇依仁親王 〇八代六郎 〇加藤定吉 〇山下源太郎 〇名和又八郎 〇村上格一 〇有馬良橘 〇山屋他入 〇財部彪 〇黑井佛次郎 〇野間曾次郎 〇柄内曾次郎 〇博恭王 〇鈴木貫太郎 〇竹下三郎 〇小栗孝三郎 〇岡田啓介 〇井出謙治 〇百武三郎 〇安保清種 〇加藤寛治

特務機關

福島岡 〇鹿島田 〇秋島久 〇鹿島直 〇三島重 〇山口重 〇同島知 〇靜岡岡 〇愛知岡 〇鹿島知 〇德島玉 〇崎玉島 〇長野野 〇同島賀 〇滋賀賀 〇宮崎崎 〇青森森 〇鳥取取 〇鹿島野 〇長島野

〇眞崎甚三郎 〇小川又次 〇川島昌明 〇大島久義 〇大島直昌 〇大島敏直 〇立見尚文 〇寺內正毅 〇井上光毅 〇大久保春野 〇土屋重春 〇鮫島雄春 〇上田有澤 〇淺田信興 〇戴仁親王 〇福島安正 〇安東貞美 〇中東貞美 〇中村貞美 〇上原勇作 〇一戶兵衛 〇內山小二郎 〇大迫尚道 〇神尾光臣

靜岡岡 〇愛媛井 〇宮城媛 〇福岡城 〇兵庫岡 〇福島岡 〇三島重 〇佐賀賀 〇佐賀賀 〇山崎口 〇長崎崎 〇神奈川川 〇福島岡 〇鹿島岡 〇茨城城

井口省吾 〇大谷喜久藏 〇秋山好古 〇松川敏胤 〇仁田重行 〇本郷房太郎 〇明石元二 〇柴川五郎 〇島川文八郎 〇宇都宮太郎 〇大井成元 〇由比光衛 〇立花小一郎 〇大庭二郎 〇河合義操 〇田中義一 〇福田雅太郎 〇山梨半造 〇尾野實信 〇町田經字 〇邦彦王 〇守正王 〇菊地慎之助

京都都 〇新木瀨 〇栃木媛 〇愛山媛 〇岡山口 〇同山口 〇佐賀口 〇山葉口 〇千葉川 〇石川分 〇大島分 〇鹿島分 〇岡山島 〇同島山 〇鹿島山 〇大島山 〇福島島 〇愛知島 〇佐賀賀 〇石川賀 〇兵庫川 〇石川庫 〇石川川

〇田中弘太郎 〇鈴木武次 〇奈良義則 〇白川一則 〇宇野一成 〇菅野一則 〇普野一則 〇森岡守成 〇武藤信義 〇井上幾太郎 〇鈴木孝雄 〇磯村孝年 〇金谷重三 〇田中國重 〇菱刈隆重 〇岸本鹿太郎 〇吉田豐彦 〇南次郎 〇畑邊英太郎 〇渡邊錠太郎 〇緒方勝一 〇林銑十郎 〇本庄繁 〇阿部信行

廣島	鹿島	愛知	宮城	和歌山	廣島	青森	山梨	高山	東海	青森	岩手	佐賀	廣島	福井	長野	岩手			
谷口尚眞	山本英輔	大角岑生	山梨勝之進	野村吉三郎	小林清造	中村良三	末次信正	永野修身	高橋三吉	藤田尙徳	米内光政	百武源吾	加藤隆義	長谷川清	鹽澤幸一	及川古志郎	吉田善吾	山本五十六	島田繁太郎

一 侍從武官府
 其の他の特務機關

侍從武官府に侍從武官長及侍從武官を置く、其の任務は、天皇に常侍奉仕し軍事に關する奏上、奉答及命令の傳達に任じ、觀兵、演習行幸其の他祭儀、禮典、宴會、謁見等に陪侍扈從するに在り。侍從武官長は陸海軍大中將を以て之に親補し侍從武官は陸海軍將校を以て之に補す。

武官長 陸軍大將 蓮沼 蕃
 武官 海軍少將男爵 鮫島 具重

二 皇族附及王公族附武官
 陸海軍武官たる皇族(王)に附屬し各兵科佐尉官を以て之に補す。其の附屬する皇族(王公族)の威儀整飾を奉助し、行軍、觀兵、演習、其の他の軍務及祭儀、禮典、宴會等に隨從するを任とす。武官に在らざる皇子(公)に特に皇族(王公族)附武官を附屬せらるゝことがある。

三 陸軍將校生徒試験委員
 陸軍將校生徒の召募試験に任ず。委員を分ちて常置委員及臨時委員の二とす常置委員は教育總監部に置き、

陸軍豫科士官學校生徒及陸軍幼年學校生徒の召募試験に關する事項の調査立案審査成績調査に任ず。

四 海軍生徒採用試験委員
 海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校生徒志願者の採用試験に任ず。委員長は海軍次官を以て充て、委員は常置及臨時委員の二とす。常置委員は採用規格試験問題其の他試験に關する事項を調査立案し、志願者の審査試験の實施及試験成績の調査に任ず。臨時委員は各試験場に就き試験の實施に任ず。

五 外國駐在員
 學術研究の爲外國に派遣する陸軍將校及海軍士官同相當官なり。

兵役篇

- 目次
- 一、帝國兵役法の根本精神
 - 二、兵役法(昭和十六年改正公布)
 - 三、陸軍特別志願兵令抄(朝鮮志願兵)
 - 四、昭和十六年兵役法改正の要點説明
 - 五、臺灣志願兵制度
 - 六、附屬及徵兵検査
 - 七、附、在學徵集期間短縮
 - 八、大學學部等の修業年限短縮
 - 九、召集及團點呼
 - 十、五、服 役
 - 十一、陸軍將校准士官の服役
 - 十二、陸軍下士官兵の服役
 - 十三、海軍士官准士官の服役
 - 十四、海軍下士官兵の服役
 - 十五、兵役法施行令改正(第二國民兵兵籍編入、第一國民兵役下士官召集、支那在留者召集等)
 - 十六、分限、進級
 - 十七、陸軍將校分限令
 - 十八、海軍將校分限令
 - 十九、陸軍武官進級令
 - 二十、海軍武官進級令
 - 二十一、附、陸軍分限令及進級令の改正
 - 二十二、海軍任用令及進級令の改正
 - 二十三、七、補 充
 - 二十四、兵科將校、各部將校、現役下士官幹部候補生、操縦候補生、軍醫豫備員等
 - 二十五、陸軍補充令改正説明
 - 二十六、海 軍
 - 二十七、士官補充系統、現役下士官、海軍豫備員
 - 二十八、海軍豫備學生(新設)

一、帝國兵役法の根本精神

帝國兵役制度の精神は、我が特有の國體、建國の本義、國民の崇高なる道義心に基き、皇猷扶翼、國家の保護の名譽及責任は全國民の負擔なりとの理念に基き制定せられてゐる。

一、學國一致、國民皆兵の主義に立脚せることは憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられてあるのみならず、兵役法に於て戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子(内地又は樺太に本籍を有する)は特定の者を除くの外悉く何れかの兵役に服することを規定してあるのを見ても明かである。

二、之と同一の精神から朝鮮には昭和十三年より特別志願兵制が施行せられ其一部は已に今次聖戰に参加して殉國英靈に祀られし者あり、又臺灣にも同一制度が昭和十七年より施行

せらるゝことに決定して居る。

三、兵役は國民の最高且榮譽の義務たると同時に、忠良なる臣民の享有する權利であつて、兵役に堪へない不具廢疾者及六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者は其の權利がない。

四、國民負擔の軽減、生産の増加は固より顧慮する所であるが、精兵主義を以て根本方針としてゐる。

五、兵役義務負擔の公平を圖る爲地域的公平主義を採用してゐる。

六、國民資質の向上を圖る爲文教及社會政策等の國家の重要政策との關係を適切に顧慮してゐる。

七、帝國兵役法は必任義務の徵兵制を主體として義務的志願兵制を併用してゐる。

二、兵役法

第一章 總則

第一條 帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第二條 兵役ハ之ヲ常備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ

常備兵役ハ之ヲ現役及豫備役ニ、補充兵役ハ之ヲ第一補充兵役及第二補充兵役ニ、國民兵役ハ之ヲ第一國民兵役及第二國民兵役ニ分ツ

第三條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セララル者ノ兵役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ズ

第二章 服役

第五條 現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年トシ現役兵トシテ徵集セラレタル者之ニ服ス

第六條 豫備役ハ陸軍ニ在リテハ十五年四月、海軍ニ在リテハ十二年トシ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第八條 第一補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十七年四月、海軍ニ在リテハ一年トシ現役ニ適スル者ニシテ其ノ年所

要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス

第二補充兵役ハ十七年四月トシ現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徵集セラレザル者及海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス但シ海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ十六年四月トス

第九條 第一國民兵役ハ常備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第二國民兵役ハ戶籍法ノ適用ヲ受ケル者ニシテ常備兵役、補充兵役及第一國民兵役ニ在ラザル年齢十七年ヨリ四十年迄ノ者之ニ服ス

第十二條 現役兵ノ在營期間ハ軍事上妨ゲナキトキニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ六十日(海軍現役兵ニシテ師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有スル者ニ在リテハ一年六十日)以内之ヲ短縮スルコトヲ得

第十三條 現役兵ニシテ一年六月以内前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ豫備役期間ニ之ヲ通算ス

第二十條 在營中本人ニ依ルニ非ザレバ家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)ガ生活ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルトキハ現役ヲ免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 現役兵、豫備兵若ハ補充兵ニシテ疾病其ノ他身體若ハ精神ノ異常ニ因リ當該兵役ニ服シ難キ者又ハ現役兵ニシテ前條ノ規定ニ依リ現役ヲ免除セラレタル者ハ之ヲ他ノ兵役ニ轉ゼシム但シ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ兵役ニ堪ヘザル者ニ對シテハ兵役ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ轉役スル者ノ服スベキ兵役及服役期間ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 現役兵ニシテ入營前又ハ入營後六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ノ在營中刑ノ執行ヲ受ケタル日數及在營中逃亡シタル

ニ於テ教育ヲ修了シ得ル兵種ニ屬スル者ノ在營期間ハ前條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

第十四條 現役兵ニシテ在營中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ在營期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

一 青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシテ品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者

二 定員ニ對シ過剩ト爲リタル者

第十六條 第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依リ在營期間ヲ短縮スル場合ニ於テハ現役期間内ニ未入營期間又ハ歸休期間ヲ置ク

第十七條 現役又ハ補充兵役ハ現役兵又ハ補充兵トシテ徵集シタル年ノ十二月一日ヨリ之ヲ起算ス

戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定スル起算ノ日ヲ變更スルコトヲ得

第十八條 第五條、第六條、第八條及

第九條第一項ニ規定スル服役ハ其ノ期間ニ拘ラズ年齢四十年ヲ以テ限トス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ服役ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ

二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ

三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ

四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀兵ノ學アルトキ

五 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ已ムヲ得ザルトキ

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ニ服スベキ兵役ノ期間ニ之ヲ通算ス

第十九條ノ二 特ニ必要アルトキハ第十六條ニ規定スル未入營期間ノ外概ネ三月以内ノ未入營期間ヲ置クコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該期間ニ相當スル期間以内現役期間ヲ延長スルコトヲ得

第四十一條 徵兵検査ヲ受ケベキ者ニシテ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齡二十六歳迄ヲ限トシ其ノ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニ對シテハ在學ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ一ノ學校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ學校ニ入學スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル期間満了ノ年ニ至ルモ在學ノ事由止マザル者ニ對シテハ其ノ年徵兵検査ヲ行フ

戰時又ハ事變ニ際シテニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵集ヲ延期セザルコトヲ得

第四十二條 徵兵適齡及其ノ前ヨリ帝國外ノ地ニ在ル者(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第四十三條 前條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ直系尊屬若ハ妻子ノ死亡若ハ重態ノ爲又ハ官廳ノ命ニ依リ一時帝國内ニ歸還スル者ハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス但シ歸還後ノ滞在期間九十日ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定スル場合ヲ除クノ外前條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ一時帝國内ニ歸還スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在留地ノ遠近ニ應ジ一年間一回滞在期間九十日ヲ超エザル場合ニ限り徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ歸還後ノ滞在期間ニ於テ疾病其ノ他避クベカラザル事故生ジ前二項ノ規定スル期間内ニ出發シ難キ者アルトキハ其ノ滞在期間ヲ延長スルコトヲ得此

ノ場合ニ於テハ其ノ延長シタル期間徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第四十四條 前二條ノ規定ハ帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員ニ之ヲ準用ス

第四十五條 家族(戸主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)二人以上現役兵トシテ同時ニ在營スル爲家世上ノ支障ヲ生ズベキトキハ一人ノ在營間他ノ者ノ入營ヲ延期スルコトヲ得

第十七條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ入營ヲ延期セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第四十六條 現役兵トシテ入營スベキ者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ入營スベキ期日ニ入營シ難キトキ又ハ第三十九條第一項各號ノ一ニ該當スルトキハ三十一日以内入營ヲ延期スルコトヲ得

現役兵トシテ入營スベキ者ニシテ前項ノ規定スル入營ヲ延期シ得ベキ期

間内ニ入營シ難キ者ニ對シテハ更ニ徵兵検査ヲ行フ但シ第十三條ノ規定スル兵種ニ屬スル者ニ入營セシムルコトヲ得

第四十七條 現役兵トシテ入營スベキ者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ三十一日以内ニ治癒ノ見込ナク且勤務ニ堪ヘズト認ムル者ナルトキハ之ヲ歸郷セシメ第二十一條ノ規定ノ適用ヲ受クル者ヲ除クノ外更ニ徵兵検査ヲ行フ

前條第二項但書ノ規定ニ依リ歸郷セシメラレタル者ニ之ヲ準用ス

第四十八條 現役兵ニ關員ヲ生ジタル場合ニ於テハ服役第一年次ノ第一補充兵ヲ以テ其ノ徵集順序ニ從ヒ之ヲ補充スルコトヲ得

第二十七條及第二十八條ノ規定ハ前項ニ規定スル補充ニ之ヲ準用ス

第四十九條 左ニ掲グル者徵集決定者ト爲リタル場合ニ於ケル其ノ徵集順序ハ第三十三條第五項ノ規定ニ依ル

者ノ下位トシ其ノ他ノ者ノ上位トス

一 第四十六條第二項ノ規定ニ該當スル者

二 第四十七條ノ規定ニ該當スル者

三 第七十四條ノ規定スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者

四 第七十六條ノ規定スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者

第五十條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ第四十條乃至第四十二條、第四十四條及第四十五條ノ規定ニ依リ延期ヲ爲サズ

第五十一條 戶籍ノ記載ノ抹消又ハ遺漏其ノ他ノ事由ニ因リ戶籍ニ記載セラレザル爲本籍ヲ有セザル者ニシテ徵兵検査ヲ受ケベキ者ヲ發見シタルトキハ發見ノ年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ戶籍ノ記載ノ錯誤ノ爲徵兵検査ヲ受ケベキ者ニシテ之ヲ受ケザリシモノヲ發見シタルトキハ亦同シ

徵兵検査ヲ受ケタル者戶籍ニ記載セ

ラレアル出生年月日ノ訂正ニ因リ徵兵適齡又ハ徵兵適齡未滿ト爲リタルトキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外更ニ徵兵検査ヲ行フ

一 現役中ノ者又ハ現役ヲ終リタル者

二 補充兵ニシテ教育ノ爲召集中ノ者又ハ其ノ召集ヲ終リタル者

三 第三十七條ノ規定ニ依リ兵役ヲ免除セラレタル者

第五十二條 戶籍法ノ適用ヲ受ケザル者ニシテ徵兵適齡ヲ過ギ戶籍法ノ適用ヲ受クル者ノ家ニ入りタル者ニ對シテハ徵集ヲ免除ス

前項ノ規定ハ徵兵適齡ヲ過ギ帝國ノ國籍ヲ取得シ又ハ回復シタル者ニ之ヲ準用ス

第五十三條 第三十條、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項若ハ第三項、第四十一條第二項若ハ第三項、第四十二條第二項、第四十四條、第四十六條第二項、第四十七條、第五十一條第一項又ハ第六十六

條第一項ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受クベキ者年齢三十七年ヲ過ギタルトキハ徵集ヲ免除ス
前項ノ年齢ハ第十七條第一項ニ規定スル現役又ハ補充兵役ノ起算ノ日ニ於ケル年齢トス
第五十三條ノ二 朝鮮、臺灣又ハ帝國外ノ地ニ在留スル者ノ徵集ニ關シテハ第二十六條、第二十七條又ハ第二十九條ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四章 召集

第五十四條 歸休兵、豫備兵、補充兵又ハ國民兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス
第五十五條 歸休兵ハ在營兵ノ補闕其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得
豫備兵ハ警備其ノ他ノ必要ニ因リ歸休兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得
第五十六條 豫備兵ハ勤務演習ノ爲五回以内之ヲ召集スルコトヲ得

前項ニ規定スル召集ハ一年一回トシ一回ノ日數ハ陸軍ニ在リテハ三十五日以内、海軍ニ在リテハ七十日以内トス
前項ニ規定スル召集日數ハ特別ノ必要アル場合ニ限り五十日以内之ヲ延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一項ニ規定スル召集回数ヲ一回宛減ズルモノトス
第五十七條 補充兵ハ教育ノ爲百八十日以内之ヲ召集スルコトヲ得
青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ爲サザルモノトス
前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關シテハ第十四條第二項ノ規定ヲ準用ス
第五十八條 補充兵ニシテ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル者ハ勤務演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得
第五十六條ノ規定ハ前項ニ規定スル召集ニ之ヲ準用ス

第五十九條 勤務演習ニ召集セラレタル者召集中犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク勤務演習ヲ關キタルトキハ其ノ日數又ハ回数ニ算入セズ正當ノ事由ナク召集ノ期日ニ後レタルトキ亦同ジ
前項ノ規定ハ教育ノ爲召集セラレタル者ニ之ヲ準用ス
第六十條 歸休兵、豫備兵及補充兵ニ對シテハ毎年一回簡閱點呼ヲ行フコトヲ得
第六十一條 歸休兵、豫備兵又ハ補充兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ勤務演習召集又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得
一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏又ハ官吏待遇者
二 市町村長、助役、收入役其ノ他之ニ準ズベキ職ニ在ル者
三 帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル

四 帝國外ノ地ニ旅行又在留スル者
五 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

第六十二條 召集セラレタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ召集ニ應ジ難キトキハ十日以内召集ヲ延期スルコトヲ得
召集セラレタル者第三十九條第一項各號ノ一ニ該當シ召集期日ニ召集ニ應ジ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者其ノ延期期間内ニ召集ニ應ジ難キトキハ召集期日又ハ召集年次ヲ變更ス
前二項ノ規定ハ簡閱點呼ニ參會ヲ命ゼラレタル者ニ之ヲ準用ス
召集セラレタル者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ勤務ニ堪ヘズト認ムル者ナルトキハ召集期日若ハ召集年次ヲ變更シ又ハ召集ヲ免除ス
第六十三條 召集セラレタル者召集ニ因リ家族(戸主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同ジタスル者ニ限ル)ガ生活ヲ爲ス

コト能ハザルノ確證アル場合ニ於テハ召集ヲ免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五章 雜則

第六十四條 第一補充兵ニシテ第四十八條ノ規定ニ依リ現役兵ノ補闕ニ充テラレ現役ニ服スルニ至リタル者ノ既ニ服シタル第一補充兵役ノ期間ハ之ヲ現役ノ期間ニ通算ス
第六十五條 第四十六條ノ規定ニ依リ後レテ入營シタル者又ハ第四十八條第一項ノ規定ニ依リ補闕トシテ後レテ入營シタル者ト雖モ其ノ在營期間ノ計算ニ關シテハ後レズシテ入營シタルモノト看做ス但シ犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク後レテ入營シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ハ第六十二條第一項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者ニシテ其ノ延期期間内ニ召集ニ應ジタル者ニ之ヲ準用ス
第六十六條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニシテ兵籍ヨリ除カルル

ニ至リタル者勅令ノ定ムル期間服役セザル者ナルトキハ更ニ徵兵検査ヲ行フ
前項ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セラレタル場合ニ於ケル現役期間ノ計算ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六十八條 本法ニ規定スルモノノ外兵役ニ關シ必要ナル届出ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ爲サシムルコトヲ得
第六十九條 市町村長ハ兵役(第二國民兵役ヲ除ク)ニ在ル者ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ戶籍ノ欄外ニ兵役ノ略符號ヲ附スベシ
戶籍法第三條ノ規定ハ前項ニ規定スル事務ニ之ヲ準用ス
第七十條 本法中本人ヨリ願出ヲ爲スベキ場合ニ於テ本人事故アルトキハ戸主之ヲ爲スコトヲ得
第七十一條 本法中戸主ニ關スル規定ハ戸主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戸主ノ法定代理人ニ、戸主若ハ

戸主ノ法定代理人未ダ決定セザルトキ又ハ避クベカラザル事故アルトキハ家族中家事ヲ擔當スル者ニ之ヲ適用ス

第六章 罰則

第七十四條 兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若ハ潛匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若ハ疾病ヲ作爲シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第七十七條 第二十四條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

陸軍特別志願兵令抄

(朝鮮志願兵) (昭一三、二、二二) (勅令九、五)

第一條 戶籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢十七年以上ノ帝國臣民タル男子ニシテ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上之ヲ現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得

十二月一日ニ於ケル年齢トス 第三條 補充兵役若ハ國民兵役ニ在ル者又ハ兵役ヲ終リタル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸軍部隊編入ヲ志願スル者ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ編入スルコトヲ得

兵役法改正の要點

兵役法は昭和十六年大改正を加へて

制定公布された。其の改正の要點は、 1 在留地徵集主義の採用 2 後備兵役制の廢止 3 補充兵に對する教育召集の日數の延長

Table with 2 columns: Year (十四年度, 十五年度) and Regions (朝鮮, 臺灣, 滿洲國(關東州を含む)).

出は昭和十四年度には約一萬一千名を數へ、今日まで合計既に約三萬八千名の多數に上つてゐる。 外地に在留する青年、特に滿洲開拓青少年義勇隊員のやうに、大陸定着の目的で進出する者が増加しつゝあることとは、單に外地開拓のためばかりでなく、國防上に貢獻するところが少なくないことは特に説明するまでもない。

ノ要員ニ充ツとあるのがこれであつて、朝鮮や臺灣で身體検査を受けた者についても同趣旨の規定がある。 しかし、現行の兵役法は嚴密な本籍徵集主義を採用してゐる關係上、前記の規定を十二分に活用しても、なほその全員を在留地最寄の部隊に入營させられるとは限らず、従つて入營のため在留地を離れたのを機會に當初の雄圖を放棄し、再び舊在留地に歸らない者も絶無とはいへないのであつて、かやうな者が出来てくることは國策上遺憾といはねばならない。

二 後備兵役制の廢止

服役區分を現役、豫備役、後備兵役の三段に區分したことは、戦時の所要兵員が少く、また軍の内容がさほど複雑でなかつた時代には確かに意義のあつたことで、その沿革をたづねると、明治初年の徴兵令では豫備役と後備兵役とは、義務の内容や戦時召集される際の順序等に明瞭に區別が設けられてゐたのである。

しかし、近時、戦時所要兵員が著るしく激増したばかりでなく、軍の内容も亦著るしく複雑化し、これがため後備兵であつても、歸休兵や豫備兵に先んじて召集され、或ひは部隊の編成上、各役種の者が混淆すること等が決して稀でない。従つて豫備役と後備兵役の區分などは、今では全くその意義が消滅したといつても過言ではない。従つて豫備兵であるのと後備兵であるのとによつて、その心構へに何等差異のあるべきでは無いのであるが、今次事變の實績に徴すると、遺憾ながら必ず

しもさうでない節もあるやに見受けられるので、この際、後備兵役なる名稱と、豫備、後備の區分を廢止し、從來の豫備役と後備兵役の期間を合して豫備役とすることになつたのである。

この改正規定は昭和十六年四月一日から施行される。而してこの改正規定施行の際、すなはち昭和十六年四月一日において後備兵役に在るものは豫備役に服することになるのである。しかし、その者が既に服した後備兵役の期間は、これを豫備役の期間に通算するのである。

なほ陸軍武官服役令、陸軍志願兵令等、服役を規定する勅令も兵役法の改正に伴ひ當然改正されるのである。

三 補充兵に對する教育の爲めの召集

日數の延長
軍隊教育の内容が編制裝備等の進歩に伴ひ、近時著るしく複雑化したことは説明するまでもない。従つて教育内容が複雑になるに伴つて、この教育召集も現在の百二十日では、到底、召集

の目的を達し難くなつたので、召集日數の限度を百八十日に延長したのである。

臺灣志願兵制實施

政府は六月二十日定例閣議に於て昭和十七年度より臺灣に於て志願兵制度實施の準備をなす事項を決定、即日上奏御裁可を仰ぎ同日午後四時その旨情報局から發表した。之は支那事變勃發直後、朝鮮同胞の間に油然として湧上つた愛國の赤誠と熾烈な熱望に應へ「陸軍特別志願兵令」をもつて去る昭和十三年四月から半島同胞に志願兵制を斷行したのと全く同じ理由に基くものである。本事變勃發以來本島人青年の軍夫、軍農夫、通譯として聖戰第一線に勇躍應募し來つた者は既に二萬人餘に上り、その勇敢なことは本島人が立派に國防の重責に任じ得る實力あることを現實に立證するに至つた。因つて陸軍では朝鮮同様臺灣にも志願兵制を實施に決定したのである。

三、徵集及徵兵検査

附、在學徵集延期期間短縮
大學學部等の修業年限短縮

徵集

徵兵區 徵兵區は之を軍管區、師管及聯隊區とし其の區域は陸軍管區表の定むる所に依る

徵兵事務執行の爲必要あるときは徵募區を検査區に分つことを得
軍管區内に在る部隊の兵員は其の軍管區より之を徵集するを例とす
部隊の位置又は種類に依り一箇乃至數箇の軍管區又は各軍管區より當該部隊の兵員を徵集することを得

海軍の兵員は各軍管區より之を徵集す
徵兵官 徵兵官は總理徵兵官、軍管區徵兵官、師管徵兵官、聯隊區徵兵官及聯隊區聯合徵兵官とす

總理徵兵官は陸軍大臣及内務大臣を以て之に充て全國徵兵の事務を統轄す
軍管區徵兵官は軍司令官を以て之に充

て軍管區内の師團長の行ふ徵兵の事務を統轄す

師管徵兵官は師管内道府縣毎に師團長及地方長官を以て之に充て師團長を首座とし徵兵の事務を統轄す

聯隊區徵兵官は聯隊區内道府縣毎に左の區分に従ひ聯隊區司令官、當該府縣の兵事に關する事務を分掌する書記官又は地方事務官(以下之を兵事官と稱す)、支廳長、市長及區長を以て之に充て聯隊區司令官を首座とし徵兵事務を執行す

軍管區徵兵官は軍軍醫部長を以て之に充つ

師管徵兵官は師團軍醫部長を以て之に充つ

聯隊區徵兵官は陸軍軍醫少佐又は陸軍軍醫大尉の内一人を以て之に充つ
聯隊區徵兵副官は陸軍軍醫尉官の内一人を以て之に充つ

兵員配賦 毎年徵集する現役兵及第一補充兵の員數は陸軍大臣上裁を経て之を各軍管區に配賦す

海軍に徵集する兵員の數は海軍大臣之を陸軍大臣に移す

軍司令官は軍管區に配賦せられたる員數を各師管に、師團長は師管に配賦せられたる員數を各聯隊區に、聯隊區司令官は聯隊區に配賦せられたる員數を各徵募區に配賦す

徵兵検査 聯隊區徵兵署は市に在りては市長(第四十二條の市に在りては區長)、支廳長の管轄區域に在りては支廳長、其の他の區域に在りては地方長官之を設備す

市町村長は徵兵検査を受くべき者を精査し且之に對し陸軍大臣の定むる所に依り徵兵検査通達書を交付すべし

徵兵検査通達書を受けたる者は指定に従ひ徵兵署に出頭すべし

身體検査 身體検査は聯隊區徵兵署内に設くる身體検査場に於て之を行ふ
兵役法の規定に依る標準及體格等位左の如し

一 現役に適する者は身長一・五〇メートル以上にして身體強健なる者と

現役に適する者は其の體格の程度に應じ之を甲種及乙種に、乙種は之を第一乙種、第二乙種及第三乙種に分つ

二 國民兵役に適するも現役に適せざる者は身長一・五〇メートル以上にして身體乙種に次ぐ者及身長一・四五メートル以上、一・五〇メートル未満の者にして第三號及第四號に該當せざる者とす之を丙種とす

三 兵役に適せざる者は身長一・四五メートル未満の者及左に掲ぐる疾病其の他身體又は精神の異常ある者とす之を丁種とす

- (イ) 全身畸形
(ロ) 筋骨極めて薄弱なるもの
(ハ) 悪性腫瘍
(ニ) 不治の精神病又は不治の神経系病
(ホ) 不治の榮養失常
(ヘ) 癩
(ト) 盲

- (チ) 雙
(リ) 啞
(ヌ) 口蓋破裂又は著しき兔唇
(ル) 斜頸又は脊柱骨盤の畸形にして運動に妨げあるもの
(ヲ) 胸腹部臓器の慢性疾患にして一般榮養状態に妨げあるもの
(ワ) 脱肛、痔瘻又は肛門畸形にして其の程度重きもの
(カ) 泌尿生殖器の慢性病又は缺損畸形にして機能障礙あるもの
(ヨ) 骨、骨膜又は關節の慢性病にして其の程度重きもの及其の繼發症
(タ) 四肢の缺損又は著しき四肢の短縮彎曲
(レ) 指趾の缺損、強剛、癒著又は畸形にして著しく機能障礙あるもの
(ソ) 跛足、馬足
(ツ) 前各號に準ずる疾病其の他身體又は精神の異常にして陸軍大臣の定むるもの

四 兵役の適否を判定し難き者は身體検査を受けたる年に於ては疾病中又は病後其の他の事由に因り甲種又は乙種と判定し難きも其の翌年に至るときは甲種又は乙種に合格すべき見込ある者とす之を戊種とす

- 一 全身畸形
二 不治の精神病にして監視又は保護を要するもの
三 癩
四 兩眼盲(眼前三分の一メートルに於て視標〇・一を視別し得ざるもの)
五 兩耳全く聾したるもの
六 啞
七 腕關節又は足關節以上にて一肢を缺きたるもの

聯隊區司令官は身體検査の事務を監督し身體検査を受けたる者の兵種の選定に任ず

聯隊區徵兵醫官は身體検査を受くる者の體格等位の決定に任ず

兵事官、支隊長又は市長は徵兵検査を受くる者の身上に關する調査に任ず

町村長は徵兵署に出席し徵兵官の諮問に應ずべし

兵役法第三十三條第一項及第二項の規定に依る現役兵及第一補充兵の徵集に關しては左の各號に依る
一 現役に適する者の體格等位の優劣に依る徵集の順序は甲種、第一乙種、第二乙種、第三乙種の順序とす
二 體格等位同一なる者に付ては身長高き者より配賦人員を充足し得る迄役種毎に徵集豫定者を定む但し身長一・六〇メートル以上の者當該體格等位の者より徵集すべき現役兵又は第一補充兵の人員に超過する場合に於ては身長一・六〇メートル以上の者を總て徵集豫定者と爲すものとす

三 徵集豫定者に付ては前二號の例に依り第七十五條に規定する兵種毎に徵集順序を定む但し前號但書の規定に依り徵集豫定者と爲したる者の徵集順序は抽籤の方法に依り之を定むるものとす

兵種 徵兵検査に於て定むべき兵種は左の區分に依るものとす但し師範學校を卒業し國民學校の教職に就くの資格を有する者は海軍兵に在りては之を水兵とす(附表第三參照)

Table with columns for 海軍兵 (海軍兵), 陸軍兵 (陸軍兵), and 兵種 (兵種). It lists various military units and their corresponding recruitment categories.

前項に規定する兵種の區分は現役兵及第一補充兵として徵集すべき者に付てを行ふ
徵集順序の決定は聯隊區徵兵署に於ける事務終了後聯隊區整理徵兵署又は聯隊區聯合整理徵兵署に於て徵集區毎に聯隊區徵兵官又は聯隊區聯合徵兵官之行ふ但し抽籤に限り抽籤總代人をして之を爲さしむ
支那、香港、澳門又は沿海州其の他當該地域の附近に在留する者にして徵集を延期せられざる者は陸軍大臣の定むる所に依り本人の在留地附近の軍隊、地方廳、領事館(明治三十二年法律第七十號第十九條に規定する領事館を謂ふ以下之に同じ)内又は各其の所在地に於て身體検査を受くることを得
徵集免除、兵役免除及徵集延期の處分現役編入及補充兵役編入の處分は本人の本籍所在の徵集區を管轄する聯隊區司令官之行ふ
現役編入、補充兵役編入、兵役免除及徵集延期の處分は證書を以て之を本人

に通過す
徴集免除の處分は便宜の方法を以て之を本人に通過す
徴集延期 左に掲ぐる學校に在學する者に對しては本人の願に基き兵役法第四十一條第一項の規定により徴集を延期す

- 1 中學校、師範學校、實業學校（國民學校初等科修了を入學程度とする修業年限五年又は之と同等以上のものに限る）、高等學校、大學令に依る大學豫科、專門學校、高等師範學校、大學令に依る大學學部、臨時教員養成所、實業學校教員養成所及青年學校教員養成所但し研究科、選科等の別科を除く
- 2 宮内大臣文部大臣以外の各省大臣、朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、又は樺太廳長官の所轄

徴兵適齡表（自昭和十七年迄の分）（至昭和十八年迄の分）

年 度	滿二十歳となり徴兵に當る者	滿十七歳となり兵役を志願し得る者
昭和十七年	自大正十一年十二月二日生 至同 十一年十二月一日生	自大正十三年十二月二日生 至同 十四年十二月一日生
昭和十八年	自大正十一年十二月二日生 至同 十二年十二月一日生	自大正十四年十二月二日生 至同 十五年十二月一日生

學校にして前號に掲ぐる學校に準ずるもの但研究科、選科等の別科を除く

- 3 前二號に掲ぐる以外の學校又は前二號に掲ぐる學校の別科にして陸軍大臣及文部大臣に於て認定を爲したるもの
- （在學徴集延期については、昭和十六年十月大改正あり別項記事を見よ）
- 其他左の各項に該當する者
 - 一 徴兵検査の結果戊種と判定せられたる者、徴否を決定し得る迄毎年徴兵検査を受く
 - 二 徴兵検査を受くべき者刑法の適用を受けつつあるか或は之に類する場合、其の事由止む迄
 - 三 徴兵検査を受けたる者現役兵として徴募せらるるときは家族が生活を爲すこと能はざる時、二年間

- 四 徴兵適齡及其の前より帝國外の地に在る者（帝國外の地を往復する帝國船舶を含む）本人の願に依り事由止む迄

入營延期

- 一 同一家族より二人以上現役兵として同時に在營する爲家事上支障あるときは、一人の在營間他の者の入營を延期することが出来る
- 二 現役兵として入營すべき者、疾病其他避くべからざる事故に因り入營し難きとき等には、三十一日以内（兵種により其の期間を別にす）入營を延期す

現役兵補闕 現役兵に闕員を生じた場合、入營期日迄に於ける闕員及爾後二十一日間の闕員に限り其の徴募區に於ける同兵種の補充兵を以て補充す

前條第二號又は第三號に掲ぐる學校に在學する者に付徴集を延期し得べき期間は其の入學資格及修業年限に應じ第一項に掲ぐる學校に在學する者の例に準じ陸軍大臣之を定む。

兵役法第四十二條第一項の規定に依り徴集を延期せざるものとして除外すべき者左の如し。

- 一 關東州又は滿洲國に在る者
- 二 徴兵検査を受け現役兵と爲るべき順位に在る者
- 三 第三百三條第一號に掲ぐる地域に在る者にして陸軍大臣の定むる徴集延期願出の期日に於て當該地域其他帝國外の地に引續き在留する期間一年に滿ちざる者
- 四 第三百三條各號に掲ぐる地域より一時關東州又は滿洲國に到り其の地域

に滞在する者但し兵役法第四十三條第一項に規定する事由に因り九十日以内當該地域に滞在する者又は同法第四十三條第二項の規定に依る帝國内の滞在を通じ一年間一回を限り第三百三條各號に規定する區分に應じ當該地域に滞在する者を除く

兵役法第四十三條第二項の規定に依る滞在期間左の如し。

- 一 河北省、山東省、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、廣東省、廣西省、香港、澳門又は沿海州に在留する者にして徴集延期中の者 四十日
- 二 サガレン州、ザバイカル州以東シベリア（沿海州を除く）、内蒙古、山西省、河南省、湖北省、湖南省又は江西省に在留する者にして徴集延期中の者 六十日

- 三 其他の地方に在留する者にして徴集延期中の者 九十日

樺太に關する特例 樺太に於ける徴兵事務に關しては總理徴兵官は拓務大臣及陸軍大臣を以て之に充つ。

樺太に於ける徴兵事務に關しては本章中別段の規定ある場合を除くの外地方長官とあるは樺太廳長官、道府縣とあるは樺太とす。

沿海州又はサガレン州に在留する者にして徴集を延期せられざる者は第八十條の規定に依るの外本人の願に依り樺太に於ける聯隊區徴兵署に於て身體検査を受くることを得。

朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に關する特例 朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者に對しては其の本籍に拘らず在留地所在の徴募區に於て徴兵檢

査を行ふ但し身體検査に限り其の他の地に於て之を受けしむることを得。前項の者にして現役兵又は第一補充兵に徵集せらるべき者は當該徵兵區及徵募區の配賦要員に充て之を徵集す。前項の規定に依る配賦は徵兵區又は徵募區に在留し徵兵検査を受くべき者の見込數を基準として之を行ふ。第一項の規定に依り徵兵検査を受けたる者に關する徵兵終決處分は在留地所在の徵募區を管轄する陸軍兵事部長之を行ふ。徵兵區は朝鮮に於ける徵兵事務に關しては之を軍管區、師管及兵事區とし臺灣、關東州又は滿洲國に於ける徵兵事務に關しては之を軍管區及兵事區とす。朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在りては本章中聯隊區とあるは兵事區、聯隊區司令官とあるは陸軍兵事部長、聯隊區徵兵官とあるは兵事區徵兵官等全て之に準ず。本章中町村長に關する規定は朝鮮に在

りては警察署長、臺灣に在りては澎湖廳長又は郡守、關東州に在りては警察署長、滿洲國に在りては大使館兵事員(兵事區徵兵官たる者を除く)に之を適用す。在留地検査 令第八十條の規定に依り左記上欄に掲ぐる地域に於て行ふ身體検査は其の下欄に掲ぐる者之を統轄實施す。

羅南師團管區	羅南師團長
京城師團管區	京城師團長
臺灣	臺灣軍司令官
廣東	
廈門	
關東州、滿洲國	關東軍司令官
天津、北京、張家口、石家莊、太原、厚州、徐州、山海關、濟南、芝罘、青島	北支那方面に於ける陸軍最高指揮官
上海、南京、漢口	中支那方面に於ける陸軍最高指揮官

在留地に於て身體検査を受けんとする者は在留地検査願を三月三十一日迄に到着する如く在留地を管轄する在留地徵兵事務官に差出すべし。在留地検査願の願書の様式左の如し。(用紙適宜)

在留地検査願

本籍地 府縣郡市區町村字番地

在留地 何々(詳細ニ記入スルコト)

戸主「長(一)男」(弟)「本人戸主ナルトキハ戸主ト記スベシ」

氏 名

年月日生

右在留地ニ於テ徵兵身體検査受檢致度候ニ付御許可相成度候也

年月日

本人 氏 名 印

在留地徵兵事務官何官(職)殿

附表第一

徵兵適齡屆	本市區町村字番地	何々
本人現住地	何々	本人戸主ナルトキハ戸主ト記スベシ
戸主トノ續柄	某「長(一)男」(弟)「ハ戸主ト記スベシ」	本人 氏 名
出生	年月日生	(氏名ニハ傍訓ヲ附スベシ)
本人ノ職業	現時ノ職業ト其ノ就職年(兼業アルモノハ之ヲ記ス)從前ノ職業ト其ノ就職年(航空免狀ヲ有スル者、醫師法第一條第一項各號ノ一ニ該當スル者又ハ藥劑師、齒科醫師、獸醫師、自動車運轉免許證ヲ有スル者ハ其ノ旨ヲ記ス)乘馬、游泳、柔道、劍道、歌舞音曲等	
特有ノ技能	國民學校高等科修了(何々卒業)等實際修業セシ學歷(不就學者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記ス)	
就學程度	何々青年學校ニ於テ第何年ノ課程ヲ修業中又ハ何々中學校卒業ノ際學校教練ノ檢定ニ合格目下何校ニ於テ引續キ修業中ニシテ現ニ學校教練ヲ受ク等(青年學校ノ課程若ハ之ト同等以上ト認ムル課程若ハ學校教練ヲ修メザル者又ハ其ノ修得ヲ中止シタル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記ス)	
青年學校ノ課程若ハ之ト同等以上ト認ムル課程又ハ學校教練ヲ修メタル程度		
右徵兵適齡ニ達シ候ニ付及屆出候也	現住地(本籍地外ニ現住スル場合ニ限り記載スルモノトス)	
何市區町村村長殿	戸主 氏 名 印	

本様式中野は之を略するも妨げなし

(用紙適宜)

附表第二

兵 軍 海		兵 軍 陸				區 分		入 營 期 日	退 營 期 日
其 の 他 の 者	師範學校を卒業し國民學校の教職に就く 資格を有する者	飛行兵 の他 の兵種	飛行集團		近 衛 步 兵 聯 隊	羅 南、 京 城 師 團	臺 其他の師團（近衛師團の歩兵聯隊を除く） 軍	徵集年の翌年四月一日	入營年の翌々年七月二十日
			前期入營兵	後期入營兵				徵集年の翌年一月十日	入營年の翌々年十月二十日
後期入營兵	前期入營兵	徵集年の翌年三月一日	徵集年の翌年九月一日	徵集年の翌年三月一日	徵集年の翌年九月一日	徵集年の翌年十一月十日	入營年の翌々年十一月三十日	入營年の翌々年十月二十日	
別に定むる所に依る		別に定むる所に依る		別に定むる所に依る		別に定むる所に依る		入營年の翌々年七月二十日	

附表第三

考 備		兵 種 選 定 標 準 表	
一	内地以外の地に在る部隊に入營する兵員にして輸送其他の關係上本表に規定する期日に入營し難き者に付ては法第四十六條第一項及法第六十五條第一項の規定に依り取扱ふものとす	區 分	身 材
二	旭川師團の兵員にして旭川師團長の指定する交通社絶の虞ある島嶼等より入營する者に在りては其の入營期日を各一月繰上ぐ		
三	臨時歸休する者の退營期日は別に之を達す	視 力	其 他
四	入營期日の異りたる部隊より轉屬したる兵の退營期日は別に定むるものの外原所屬部隊の兵の退營期日とす		
五	關東州、滿洲國又は支那に在る部隊に屬し翌年三月一日入營する者に付ては其の現役起算の日より入營期日の前日迄の期間は兵役法第十九條の二第一項の規定に依る未入營期間とし其の者の現役期間は當該未入營期間に相當する期間之を延長するものとす	藝 能 職 業	脚力強健にして勞力に堪ふる者
六	入營期を前期及後期に區分したる軍隊に入營する陸軍衛生兵に付ては前期の入營期日に依る		
騎 兵	自動車類を取扱ふ兵員に在りては辨色力完全なる者	乘馬部隊要員に在りては身體輕捷にして騎乘に適し性質敏捷なる者自動車部隊要員に在りては歩兵又は戰車兵に準ず	自動車類を取扱ふ兵員に在りては成るべく自動車、發動機類の使用に慣れたる者

軍						
衛生兵	航技兵	兵技兵	輜重兵	迫撃兵	防空兵	飛行兵
			自動車を取扱ふ兵員に在りては辨色力完全なる者	自動車を取扱ふ兵員に在りては辨色力完全なる者	大部は辨色力完全なる者	一部は辨色力完全なる者
性質温順にして患者の取扱に適する者			乗馬部隊現役兵要員に在りては成るべく騎乗に適する者	自動車部隊要員に在りては概ね戦車兵に、其の他の者に在りては概ね山砲兵に準ずる者	成るべく聴力完全なる者但し要員の一部は特に性質沈著敏捷なる者	特殊の藝能職業を有せざる者に在りては聴力成るべく完全なる者
成るべく學力を有する者、要員の一部は金屬技工の技能を有する者	成るべく航空關係器材の製造修理の技能を有する者	成るべく兵器器材の修理保存手入に適する素養を有する者	自動車中隊又は之に準ずるもの要員の一部は自動車若しくは發動機類の使用に慣れ又は之に關する製造修理の技能を有する者	自動車を取扱ふ兵員に在りては其の要員の若干名は自動車、發動機類の使用に慣れたる者		成るべく飛行機、滑空機、發動機、電氣機類の使用に慣れ又は之に關する製造修理の心得ある者、要員の一部は無線電信の心得ある者

陸										
通信兵	鐵道兵	工兵	氣球兵	情報兵	重砲兵	野戰重砲兵	騎砲兵	山砲兵	野砲兵	戰車兵
	大部は辨色力完全なる者		自動車を取扱ふ兵員に在りては辨色力完全なる者							辨色力完全なる者
聴力完全にして言語明瞭なる者	成るべく臂力ある者	成るべく臂力ある者		要員の一部は聴力完全なる者	成るべく臂力ある者		脚力強健臂力ある者 概ね騎兵に準ず			聴力成るべく完全にして胸捷なる者
成るべく有線電信電話の通信業務に従事したる者	成るべく有線電信電話の通信業務に従事したる者	各種中隊の特性に應じ舟夫、發動機、自動車の修理工及同運轉手(特に船用發動機)木工又は爆薬の使用に適する者	要員の一部は自動車、發動機類の使用に慣れたる者		要員の一部は成るべく數理的學力ある者及通信の素養ある者					成るべく自動車、發動機類の使用に慣れたる者

考 備	軍					水 兵
	主 計 兵	看 護 兵	工 作 兵	機 關 兵	整 備 兵	
一 本表の外各隊分業、特業等の区分及人員に應じ藝能職業を按配するものとす 二 海軍兵は本表に示すもの外國民學校初等科修了以上の學力を有する者を以て之に充つ 三 第七條の二に該當する者又は特種の技術を有する者に付ては本表に示す標準を若干低下することを得 四 陸軍補充兵の兵種選定に付ては本表に示す身材の標準を低下することを得但し藝能職業は特に重視するものとす	成るべく辨色力完全なる者	成るべく辨色力完全なる者	各眼裸視力〇・六以上にして辨色力成るべく完全なる者	成るべく各眼裸視力〇・八以上にして辨色力完全なる者	各眼裸視力〇・八以上にして辨色力完全なる者	各眼裸視力〇・八以上にして辨色力完全なる者
	體力強健なる者	體力強健聽力完全なる者	體力強健聽力完全なる者	體力強健聽力完全なる者	體力強健聽力完全なる者	體力強健聽力完全にして性質敏捷、言語明瞭なる者

附表第四

種 別	法 規	備 考	兵 種 入 属	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	徵 兵 選 考 未 滿 期	徵 兵 選 考 不 參 局	
法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規	法 規
出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人	出 入 人
出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日	出 出 日
添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類	添 附 書 類
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考

徵兵検査關係圖 (参考として番号を掲ぐるものなり)

Table with 12 columns: 寄留換受申請, 寄留地受檢取消, 特別檢査期, 船員身體檢査期, 船員特別檢査期, 在留地檢査期, 在外部隊服役期, 在學徵集延期期, 一時事故止届, 徵集延期事故止, 轉校届, 在帝國外徵集延期, 一時歸朝再出發届. Rows contain details for various military and administrative procedures, including dates, locations, and responsible officials.

時局の重大に鑑み、今般大學學部等の上級學生生徒の卒業期が繰上げられるとともに、國防直接の要員として御奉公の誠をいたす道が開かれるに至つたが、右改正の要旨は左の如くである。すなはち差當り大學學部、專門學校等の最上級學年に在學する者は本年十二月卒業となるのであるが、これに關聯し在學徵集延期に付てもこれを短縮せられると共に、本年中に徵集延期期間の満了する者に對しては本年十二月に臨時に徵兵檢査を実施せられる。一、在學徵集延期期間の臨時短縮

在學徵集延期期間短縮

であつて、從來のものより大體一年これを短縮せられるのであるが最上級學年に在學中延期の期間が満了し徵兵檢査を受け現役兵に徵集せられるもその入營は卒業後と爲るはずであるから（從來はこの種の者は殆ど全部卒業前に入營しあり）この一年の短縮は實質的に殆ど影響がないのである。別表は文部省所轄の主なる學校に就て示されたのであるが所謂各種學校及文部省所轄以外の學校に付ても別表に準じ短縮せられる。右の如く短縮せられるが順調に進學する者は尙少くも二年の餘裕がある從て順調に進學し別表の期間内に卒業

業出来る見込の者に付ては尙左の如き制限がある、即ち右延期期間内の者と雖も同一の學校に在學する期間がその學校の在學年限又は修業年限より八月を引いた期間（高等學校、大學豫科、師範學校、中學校、實業學校等に在りては修業年限）を超ゆるに至つた者に付ては疾病その他已むを得ない理由による者でない限り最早延期は認められない、なほ現在第三學年以上の學生の徵集延期は舊法により取扱はれ從てその延期せられる年限も長いのであるが今後は新法により取扱はれる様になる。二、臨時徵兵檢査

月二十日の間に行はれる豫定である、受検者の範囲は本年十二月三十一日までに徴集延期期間の満了する者でこれを具體的に示せば現に最上級學年に在學中の者(高等學校、大學豫科、師範學校、中學校、實業學校及び青年學校教員養成所の生徒で別表の年限内の者および別表の年限内の專門學校生徒等で引續き大學學部等に進學する者を除く)なら

學 校 の 區 分

中學校、高等學校尋常科、實業學校、師範學校、高等學校高等科、大學令による大學豫科、臨時教員養成所、青年學校教員養成所、實業學校教員養成所、高等學校專攻科、修業年限三年又は四年の專門學校、修業年限五年以上の專門學校、高等師範學校、大學令による大學學部(醫學部を除く)、大學令による大學醫學部

一月二日より四月一日迄の間に出生したる者	四月二日より一月一日迄の間に出生したる者
年齡二十一年迄	年齡二十一年迄
年齡二十二年迄	年齡二十二年迄
年齡二十三年迄	年齡二十三年迄
年齡二十四年迄	年齡二十四年迄
年齡二十五年迄	

徴集を延期し得べき期間

びに次學年以下の學生生徒中別表の年限に達する者である、しかして臨時徴兵検査の受検者に當る者は来る十月三十一日迄に在學徴集延期期間満了届を差出さねばならず、正當の事由がなくてこれを差出さない者は百圓以下の罰金又は科料に處せられる、然し滞學したる又は專門學校等の在學者で引續き上級學校に進む爲特に在學徴集延期期間の延長を願は

高等學校高等科、專門學校若は實業專門學校の修業年限は當分の内夫々六月以内これを短縮することを得ること。
(二)の規定に依り大學豫科の修業年限を短縮したる場合に於ては大學令第十三條第二項及第三項中修業年限三年又は修業年限二年とあるは夫前項の規定に依り短縮したる修業年限を謂ふものとする。
(三)および(四)中大學令、高等學校令、專門學校令または實業學校令とあるはそれら朝鮮教育令および臺灣教育令において依る場合を含むものとする。

昭和十四年法律第一號兵 役法中改正法律中改正の 件

昭和十四年法律第一號中の附則第四項を削る

(註) 昭和十四年法律第一號附則第四項「昭和十四年十二月一日において現に中學校には從前の第四十一條の規定に依り中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校に在學する者に對する徴集の延期はその者が現に在學する學校に引續き在學する間は第四十一條の改正規定に拘らず仍從前の例に依る。」

在學徴集延期期間の短縮に關する陸軍、文部兩省 令要綱

第一 (一)兵役法施行令第一百條第二項の規定に依り兵役法施行令第一百條第一號に掲ぐる學校に在學する者に付兵役法第四十一條第一項の規定に依り徴集を延期し得べき期間は兵役法施行令第一百條第一項の規定に拘らず當分の内別表區分に依ること。
(二)に規定する期間内の者と雖も同一學校に在學する期間が當該學校

の修業年限(在學年限等の臨時短縮に關する文部省令に依り短縮せられたるものに在りては當該修業年限以下之に同じ)より八月を控除したる期間(專門學校又は高等師範學校に在學する者にして大學令に依る大學學部に入學すべきものおよび中學校實業學校、師範學校、青年學校教員養成所、高等學校または大學令による大學豫科に在學する者に在りては修業年限)を越ゆるに至りたる者に付てはその徴集を延期し得べき期間は當該期間の終迄とすること。
(三)徴集を延期する學校より他の徴集を延期する學校に轉校(一)の學校を卒業し他の學校に入學する場合を除く)したる者に對する前項の適用に付ては前の學校に在學したる期間を後の學校に在學する期間に通算すること。
第二 疾病その他已むを得ざる事由により滞學したる者(滞學すべき見込の者を含む)

については前條第二項の規定に拘らず本人の願により前條第一項に規定する期限迄徴集を延期すること。
附、第一(三)の規定は本令施行前における轉校に付てはこれを適用せず。

四、召集及簡閱點呼

- 一 召集區分 召集を分けて左の六種とす。
- 一 充員召集 動員に當り諸部隊の要員を充足する爲に郷軍人を召集するを謂ふ。
- 二 臨時召集 戦時又は事變に際し必

- 要ある場合に於て臨時在郷軍人を召集し若くは平時に於て警備其の他の必要に因り歸休兵又は豫備兵を召集するを謂ふ。
- 三 國民兵召集 戦時又は事變に際し國民兵を召集するを謂ふ。
- 四 演習召集 勤務演習の爲に郷軍人を召集するを謂ひ時として充員召集の演習を爲す目的を以て其の手續に準じ之を實施することあり然るときは特に之を臨時演習召集と稱す。
- 五 教育召集 教育の爲に補充兵を召集するを謂ふ。

- 六 歸休兵召集 在營兵の補闕其の他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふ。
- 七 海軍 に於ける召集は充員召集、演習召集、及臨時兵員の補闕其の他必要ある場合に於て歸休中又は服役第一年次の豫備役下士官兵を召集する補闕召集の三とす(海軍豫備員は充員召集、演習召集、勤務召集、とす)
- 八 召集、簡閱點呼等に関する心得及び願届の様式及手續等は別項「在郷軍人」の項に詳記してある。

豫備役將校准士官下士官兵補充兵演習召集回数、標準年次及日數表

種	類	回数	標準年次	日數
豫備役將校、准士官、下士官(幹部候補生出身者を除く)		二回	第三年	二
			第六年	
幹部候補生出身の豫備役將校		三回	第七年	十
			第十年	

幹部候補生出身の豫備役下士官

軍醫豫備員たる豫備役衛生曹長、軍曹(同出身の將校を含む)

豫備兵
補充兵(輜重兵を除く)

種	類	回数	標準年次			日數
			第三年	第六年	第九年	
軍醫豫備員たる豫備役衛生曹長、軍曹(同出身の將校を含む)		二回	第三年	一	日	
			第九年			
豫備兵		一回	第六年	算より起す	算より起す	
			第十年			

簡閱點呼 (陸軍)

簡閱點呼の目的 簡閱點呼は國家有事の際に處する在郷軍人の用意如何を點檢査閱し、所要の教導を爲し以て、動員の遂行を遺憾なからしむるを主眼として執行せらるるものである。故に簡閱點呼執行官は特に在郷軍人參集の狀態、心身の健否、軍事能力保持及軍事思想普及の程度、服役上に於ける義務履行の確否等を點檢査閱し、且勅諭勅語の趣旨の徹底に努め、在郷軍人の

國家に對する責務を熟知せしめ、其の本分を全うする如く指導せらるるものである。
參會年次 簡閱點呼の參會回数及年次は別段の規定ある場合を除くの外左の各號に依る。
一 豫備役下士官に在りては通常一年置きに本條第二項第一號乃至第三號の起算の年より十二年に滿つる間に於て之を行ふ、軍醫豫備員たる豫備役の衛生曹長及衛生軍曹に在りては其の服役期間を通じ四回とし通常四

年置きに本條第二項第一號の起算の年より之を行ふ。
二 豫備役兵及補充兵(未だ教育せざる者を除く)に在りては其の服役期間を通じ五回とし通常一年置きとす。
三 未だ教育せざる補充兵(特に既教育と定められたる者を除き在隊三箇月に滿たざる者を含む)に在りては其の服役期間を通じ四回とし通常二年置きとす。
四 前號の未だ教育せざる補充兵にして第二號の補充兵と爲りたる者に在

りては其の參會年次は之と同一徵集年の補充兵にして徵集年の翌年教育召集を終了したる者の參會該當年次に依り其の參會回数は前號の補充兵として參會したる回数を通算し五回とす。

前項の執行年次は左の各號の年を執行の第一年次として計算するものとす。

一 下士官(志願に依らずして下士官に任官したる者及幹部候補生出身の者を除き軍醫豫備員たる豫備役の衛生曹長及衛生軍曹を含む)に在りては任官年の翌年。

二 幹部候補生出身の下士官に在りては徵集年の翌年。

三 兵及志願に依らずして兵より下士官に任官したる者に在りては徵集年の翌年。

軍事上必要あるときは第一項の規定に拘らず簡閱點呼を執行することあるべし。

簡閱點呼(海軍)

簡閱點呼の目的 在郷軍人の情態特

に軍人精神及軍事知識保持の程度、健康状態、應召準備等を査閲し之に所要の教訓を與へ以て在郷軍人をして其の本分を完うせしむる如く之を教導するに在り。

參會者の一般心得

一、參會者は簡閱點呼の目的を十分に達し其の成績をして優良ならしむる如く努力するを要す。

二、平素善行を認められたる者は點呼場に於て表彰せらる。

三、點呼場は陸上又は艦上にして其の場所及日時は點呼令狀に依り承知する事。

五、服 役

附、兵役法施行令、武官服役令改正(本項末尾)

一、陸軍將校准士官

(陸軍武官服役令抄、昭和十六年改正)

第一章 總則

第一條 現役ノ將校、准士官及下士官

ハ所屬部隊ノ兵籍ニ之ヲ編入シ將校及准士官ニ在リテハ現役期間滿ツル日迄之ヲ服役セシム

第二條 待命、休職又ハ停職ノ將校及准士官並ニ豫備役ノ將校、准士官及下士官ハ之ヲ本籍所在ノ師管ノ兵籍ニ編入シ將校及准士官ニ在リテハ師團長、下士官ニ在リテハ聯隊區司令官ノ管轄ニ屬セシム但シ戶籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ兵籍ニ關シテハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依ル

第三條 將校、准士官及下士官ノ服役期間ハ戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ之ヲ延長スルコトヲ得但シ之ガ爲他ノ服役ノ終期ヲ變更スルコトナシ

第四條 本令ニ規定スル服役期間ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外月ヲ以テ之ヲ計算シ最後ノ月ノ末日ヲ以テ滿了ス

第五條 創除

第二章 將校及准士官ノ服役

各部	大 將	中 將	少 將	大 佐	中 佐	少 佐	大 尉	中、少尉
兵科	六十五年	六十二年	五十八年	五十五年	五十三年	五十一年	四十八年	四十五年
各部	六十二年	六十年	五十六年	五十四年	五十二年	五十年	四十七年	

元帥タル大將ノ現役年限ハ之ヲ定メズ

第八條 豫備役將校ノ服役期間ノ終期ハ現役年限年滿ニ滿ツル年ヨリ起算シ六年目ノ三月三十一日トス

幹部候補生、操縦候補生又ハ陸軍補充令第九十四條、同令第九十五條若ハ陸軍軍醫豫備員令第七條ニ規定スル見習士官ヨリ將校ト爲リタル者ハ年滿五十年ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄之ヲ豫備役ニ服セシム

第九條 創除

第十條 准士官ノ現役年限左ノ如シ

一 兵科(憲兵ヲ除ク)准士官

第六條 將校及准士官ノ服役ハ之ヲ現役及豫備役ニ分チ其ノ轉役ニ關シテハ本令ニ定ムルモノノ外陸軍將校分

限令其ノ他陸軍將校及准士官ノ分限ニ關スル規定ノ定ムル所ニ依ル

第七條 將校ノ現役年限左ノ如シ

二 其ノ他ノ准士官 四十八年

第十一條 豫備役准士官ノ服役期間ノ終期ハ前條第一號ニ掲グル者ニ在リテハ現役年限年滿ニ滿ツル年ヨリ起算シ十一年目ノ三月三十一日、同條第二號ニ掲グル者ニ在リテハ現役年限年滿ニ滿ツル年ヨリ起算シ六年目ノ三月三十一日トス

第十四條 待命、休職、停職又ハ豫備役ノ將校帝國外ノ地(關東州及滿洲國ヲ除ク)ニ旅行シ又ハ在留セントスルトキハ目的、國名及期間ヲ具シ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ申告スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ但

シ官廳ノ命ニ依リ旅行シ又ハ在留スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ掲グル者前項ニ規定スル申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルトキハ陸軍大臣之ヲ召還スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ准士官ニ之ヲ準用ス(下略)

二、陸軍下士官ノ服役

一、下士官ノ服役は現役及豫備役である。

二、特別の規定ある場合を除く外現役を終りたる者は豫備役に服するのである。

三、下士官の現役期間

憲兵下士官は轉科前の服役年月を通算して六年。
 陸軍戰車學校又は陸軍通信學校を卒業して兵科下士官と爲りたる者及少年飛行兵より兵科下士官と爲りたる者は任官の年の十二月より起算して三年。
 前二項以外の兵科下士官は前服役年月を通算して四年。
 陸軍兵器學校を卒業して技術部下士官と爲りたる者及少年飛行兵より技術部下士官と爲りたる者は任官の年の十二月より起算して三年。
 前項以外の技術部下士官は前服役年月を通算して五年。
 經理部、衛生部、獸醫部下士官は前服役年月を通算して五年。
 軍樂部下士官は軍樂上等兵を命ぜられた年の十二月から起算して五年。
 豫備役の下士官で再び現役に服した者及歸休、豫備役又は補充兵役の兵長で現役下士官となつた者は再び現役に服したる年又は現役下士官とな

つた年の十二月から起算して二年。
 (一六)
 下士官にして現役期間満了した後再び現役を希望する者は現役年限年齢に満つる日まで數次再服役を志願することが出来る。(一八)
 四、下士官の現役年限
 兵科(憲兵を除く)の隊附下士官は四十年。
 其の他の下士官は四十五年。
 五、服役期間の終期
 下士官の豫備役期間の終期は任官の年から起算して十九年目の三月三十一日である。(二四)
 下士官にして其の服役を終つた者及疾病等で現役、豫備役を免ぜられた者で年齢四十年未満の者は年齢四十年に満つる日迄引續き第一國民兵役に服する(三〇、三七)
 幹部候補生より下士官に任ぜられた者及志願に依らずして兵より下士官に任ぜられたる者の豫備役期間の終期は兵として徴集せられたるときに

於ける現役の起算日より起算して十七年四月に満つる日迄である(二五、四〇)
 操縦候補生又は豫備役航空に關する下士官志願者より下士官と爲りたる者の豫備役終期は年齢四十八年に満つる年の翌年三月三十一日である。(二五ノ二)
 志願に依らずして補充兵より下士官に任ぜられた者の豫備役の終期は前服役年月を通算して十七年四月に満つる日である(四〇)
 舊令に依り一年志願兵として現役を終りたる下士官の豫備役は現役滿期後十六年四月である。(附則)
 三、陸軍兵の服役
 一、兵の服役(兵役法二)
 兵の服役は常備兵役(現役、豫備役)補充兵役(第一補充兵役、第二補充兵役)、國民兵役(第一國民兵役、第二國民兵役)に分つ。
 二、兵の服役期間(兵役法五、六、八、九、一八)

現 役 兵の現役期間は二年である(五)
 豫備役 豫備役兵の服役期間は現役終了後十五年四月(六)
 補充兵役 補充兵役の服役期間は第一補充兵役、第二補充兵役共に十七年四月(八)
 國民兵役
 1、第一國民兵役 常備兵役を終つた者及軍隊に於て教育を受けた補充兵で其の役を終つた者並に常備兵役を免ぜられた者が滿四十歳迄之に服する(九、一八)
 2、第二國民兵役 滿十七歳から滿四十歳迄の男子で常備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざる者が之に服する。
 (注意) 現役及補充兵役は現役兵又は補充兵として徴集されたる年の

十二月一日から起算するのである。但し戦時又は事變其の他必要ある場合は起算の日を變更せらるることがある(兵役法一七)
 三、兵の在營期間
 1、現役兵の在營期間は軍事上妨げない限り六十日以内短縮せらる(概ね四十日)
 2、青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修めたる者にして在營間品行方正、學術勤務の成績優秀なる者又は定員過剩と爲りたる者は其の在營期間を短縮されることがある。
 3、教育召集の補充兵は百八十日以内。
 但し馬匹に關する教育を受くる輜重兵は百十日、其の他の兵種の者は百五十日。

四、戦時又は事變の場合の服役延長
 下士官兵の服役期間が満ちた者でも戦時又は事變其の他必要の場合には服役を延長せられる。延長せられた期間は次に服すべき兵役の期間に之を通算する。
 五、處刑者の服役
 1、現役兵で入營前又は入營後六年未満の懲役若しくは禁錮の刑に處せられたる者で在營中刑の執行を受けた日數及在營中逃亡したる者の逃亡中の日數は現役期間に算入せられぬ。
 2、六年の懲役若しくは禁錮以上の刑に處せられた者は兵役に服するの名稱と權利を失ふもの故兵籍から除かれる。

常 備	現 役	↑ 二年 ↓
-----	-----	--------

陸軍兵役期間一覽表

國民兵 役		補充兵 役		兵 役
第一國民兵役	第二國民兵役	第一補充兵役	第二補充兵役	豫備役
↑	↑	↑	↑	↑
戸籍法の適用を受ける者にして常備兵役補充兵役及第一國民兵役に在らざる者				
↓	↓	↓	↓	↓
年齢十七年より四十年迄の者	年齢十七年より四十年迄の者	年齢十七年より四十年迄の者	年齢十七年より四十年迄の者	年齢十七年より四十年迄の者
↓	↓	↓	↓	↓
豫備役を終りたる者	軍除に於て教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者	豫備役を終りたる者	軍除に於て教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者	豫備役を終りたる者

(歳十四滿)

四、海軍將校准士官の服役

(昭和十五年改正)

海軍武官服役令抄

第一章 總則

第一條 武官ノ服役ヲ分テテ現役、豫備役及後備役トス

第二條 本令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外武官ニシテ現役ヲ退キタル者ハ豫備役ニ、豫備役ヲ終リタル者ハ後備役ニ別ニ辭令ヲ用ヒズ服セシム

第三條 武官現役年限年齢ニ達シ又ハ服役期間滿ツト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ服役期間ヲ延長スルコトヲ得

- 一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ
- 二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ
- 三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ
- 四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀艦式アルトキ
- 五 配員上特ニ必要アルトキ
- 六 天災其ノ他避クベカラザル事故

ニ因リ已ムヲ得ザルトキ前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ノ服役期間ニ之ヲ通算ス

第一項ノ規定ニ依ル服役期間ノ延長及其ノ解止ニ關シテハ海軍大臣臨時之ヲ定ム但シ航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ノ特務士官、准士官及下士官ノ服役期間ノ延長及其ノ解止ハ鎮守府司令長官之ヲ爲スコトヲ得

時機切迫シ海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ヲ待テ難キ場合ニ於テハ艦隊司令長官、艦隊司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官、特命司令官又ハ分遣艦隊指揮官ハ其ノ部下ノ者ニ對シ必要ノ期間ヲ限リ服役期間ノ延長ヲ專行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事實ヲ具シ速ニ海軍大臣ニ報告スベシ

第四條 士官、特務士官及准士官ニシテ現役ヲ退キタル後任用又ハ進級シタル者ノ服役及其ノ期間ハ前官ノ例ニ依ル

下士官ニシテ現役ヲ退ク際、歸休中、服役延期中若ハ現役ヲ退キタル後任用シタル者又ハ現役中海軍武官任用令第二十三條ノ規定ニ依リ任用シタル下士官ニシテ其ノ服役ヲ志願セザル者ノ服役及其ノ期間ハ前等級ノ例ニ依ル

第五條 服役期間ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外任用、進級又ハ服役ノ月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

第六條 士官ノ兵籍ハ之ヲ海軍省ニ、特務士官、准士官及下士官ノ兵籍ハ之ヲ下士官ニ任用シタル時ノ在籍鎮守府ニ置ク

海軍大臣ハ必要ニ應ジ特務士官、准士官及下士官ノ兵籍ノ所在ヲ變更スルコトヲ得

歸休中ノ下士官及現役ヲ退キタル下士官ノ兵籍ハ之ヲ其ノ本籍地ノ海軍志願兵徵募區ヲ管轄スル鎮守府ニ置ク

第七條 海軍豫備員ノ服役ハ海軍豫備員令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 士官、特務士官及准士官ノ服役

第八條 現役ノ士官、特務士官及准士官ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外現役年限年齢ニ滿ツル日迄之ヲ現役ニ服セシム

現役士官ノ現役年限年齢左ノ如シ

將 校		大 佐		中 佐		少 佐		大 尉		中 尉		少 尉	
大 將	中 將	將 少	將 校	大 佐	中 佐	少 佐	大 尉	中 尉	少 尉	大 尉	中 尉	少 尉	少 尉
六十五年	六十二年	五十八年	五十四年	五十年	四十七年	四十五年	四十年	四十年	四十年	四十年	四十年	四十年	四十年